

平成 2 4 年美浦村告示第 1 3 号

平成 2 4 年第 1 回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 4 年 2 月 8 日

美浦村長 中 島 栄

記

1 . 期 日 平成 2 4 年 3 月 7 日

2 . 場 所 美浦村議会議場

平成24年美浦村議会第1回定例会会期日程

日次	月日	曜日	議事内容
1	3月7日	水	(開会) 本会議 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・一部議案質疑、討論、採決 ・予算審査特別委員会の設置
2	3月8日	木	総務常任委員会 経済建設常任委員会 厚生文教常任委員会 議案調査
3	3月9日	金	本会議 ・一般質問
4	3月10日	土	議案調査
5	3月11日	日	議案調査
6	3月12日	月	議案調査
7	3月13日	火	予算審査特別委員会
8	3月14日	水	議案調査
9	3月15日	木	予算審査特別委員会
10	3月16日	金	議案調査
11	3月17日	土	議案調査
12	3月18日	日	議案調査
13	3月19日	月	本会議 ・議案質疑、討論、採決 ・委員長報告、討論、採決 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・議案質疑、討論、採決 (閉会)

平成24年第1回
美浦村議会定例会会議録 第1号

平成24年3月7日 開会

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案一括上程・提案理由の説明・議案審議・採決)

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

議案第2号 教育委員会委員の任命について

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第3号 村道路線の認定について

議案第4号 村道路線の廃止について

議案第5号 美浦村部設置条例の一部を改正する条例

議案第6号 美浦村総合計画策定条例

議案第7号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第9号 美浦村復興まちづくり基金条例

議案第10号 美浦村税条例の一部を改正する条例

議案第11号 美浦村中央公民館の設置，管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

議案第13号 平成23年度美浦村一般会計補正予算(第11号)

議案第14号 平成23年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

議案第15号 平成23年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第7号)

議案第16号 平成23年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)

議案第17号 平成23年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第5号)

議案第18号 平成23年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第19号 平成23年度美浦村水道事業会計補正予算(第4号)

(議案一括上程・提案理由の説明・特別委員会設置・付託)

議案第20号 平成24年度美浦村一般会計予算

議案第21号 平成24年度美浦村国民健康保険特別会計予算

議案第22号 平成24年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算

議案第23号 平成24年度美浦村公共下水道事業特別会計予算

議案第24号 平成24年度美浦村介護保険特別会計予算

議案第25号 平成24年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算

議案第26号 平成24年度美浦村水道事業会計予算

1. 出席議員

1番	塚本光司君	2番	岡沢清君
3番	飯田洋司君	4番	椎名利夫君
5番	山崎幸子君	6番	富田隆雄君
7番	山本一恵君	8番	林昌子君
9番	下村宏君	10番	坂本一夫君
11番	羽成邦夫君	12番	小泉輝忠君
13番	石川修君	14番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教育長	門脇厚司君
総務部長	小泉菊男君
保健福祉部長	大橋幸雄君
経済建設部長	沼崎武男君
教育次長兼生涯学習課長	岡田守君
総務課長	増尾嘉一君
企画財政課長	増尾正己君
税務課長	石橋喜和君
福祉介護課長	松葉博昭君
健康増進課長	堀越文恵君
国保年金課長	桑野正美君
都市建設課長	池延政夫君
経済課長	仲内秀夫君
放射能対策室長	飯塚尚央君
上下水道課長	青野道生君
学校教育課長	浅野勝夫君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 出 攻
書	記 木 村 弘 子
書	記 木 鉛 昌 夫

午前10時00分開会

議長（石川 修君） おはようございます。

第1回定例会にご参集、ご苦労さまでございます。

会議に先立ちまして、茨城県町村議会議長会から、永年にわたる自治功労に対し表彰がありましたので、伝達式を行いたいと思います。

去る2月14日に開かれまして茨城県町村自治功労者表彰式に置いて、議会議員として12年以上在職し、永年にわたる地域の振興発展に尽力された功績により、沼崎光芳議員が、茨城県町村議会議長会長から表彰を受けてございます。まことにめでたく、心からお喜びを申し上げる次第でございます。

ただいまより表彰状の伝達式を行います。

議会事務局長（北出 攻君） それでは、お名前をお呼びいたしますので、前にお進みいただきたいと思います。沼崎光芳議員、よろしく願います。

議長（石川 修君） 表彰状。

稲敷郡美浦村、沼崎光芳殿。あなたは、議会議員として多年にわたり地方自治の振興、発展に寄与され、その功績はまことに多大であります。よって記念品を贈り、これを表彰します。平成24年2月14日、茨城県町村議会議長会会長、小野瀬義之。代読。

おめでとうございます。

〔表彰状授与〕

14番（沼崎光芳君） ありがとうございます。（拍手）

議長（石川 修君） それでは、沼崎光芳君にごあいさつをお願いをいたします。

14番（沼崎光芳君） 改めましておはようございます。

先ほどは議長の方から、茨城県の町村議長会の方から、自治功労者として12年以上の活動ということで表彰をいただきました。まことにありがとうございました。

思い起こせば12年前、26歳という若さだったんですが、議会の方へ入りました。数々の、多くの皆様のご指導、ご協力があって、これまで12年間活動をさせていただいたと思っています。特に議員の皆さん、そして執行部の皆さんの温かいご支援、ご協力があったから今の私があると思っています。

今後も、この12年間の経験を生かして、美浦村の発展、そして、村民の皆様の付託にこたえるべく、しっかりと議会活動を行ってまいりたいと思いますので、今後とも皆様方のご指導、ご協力、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

議長（石川 修君） 受賞された沼崎議員におかれましては、まことにおめでとうございます。

以上で伝達式を終わります。

議長（石川 修君） ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成24年第1回美浦村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

議長（石川 修君） 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりいたします。

議長（石川 修君） それでは、議事に入ります前に、村長のごあいさつをいただきたいと思えます。

村長。

村長（中島 栄君） それでは、皆さん、改めましておはようございます。

始まる前に、きょうは沼崎光芳議員が、議会活動と多年にわたる功績を茨城県町村議会議長会会長の小野瀬さんから表彰を受けました。まことにおめでとうございます。

また、今お礼の中で、村のために、村民のために一所懸命尽くしてまいりますという力強いお言葉もいただきました。執行部ともども、議員の皆様と一緒に、これからの美浦村づくりに一緒に邁進していきたいというふうに思っております。

本日は、平成24年第1回美浦村議会定例会にご参集をいただき、まことにご苦労さまでございます。ことしの冬は例年になく、北陸や東北地方に記録的な降雪で、各地に被害を与えましたけども、日一日と春の暖かさを感じられる季節にもなっております。議員各位には、日ごろより本村行政発展のため、議会活動を通して福祉の向上や教育の充実に尽力されておりますこと改めまして敬意を表する次第であります。

今、世界情勢も、中東地域では独裁政権から国民による民主化への流れに、また、ギリシャの財政危機が欧州圏のユーロ不安をあり、ドルも円も巻き込んで、世界経済は低成長へのシナリオを描いているようであります。日本経済の低迷や製造業にも大きく影響を与えているのが現状であります。

国政においても、昨年3月11日に起きました東日本大震災も1年を迎えますけども、被害を受けた地域の復旧・復興は遅々として進んでおりません。あわせて、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能物質問題においても、除染の決定は遅く、国が示す保管や処分では地方に受け入れてもらえず、国民の不安は解消されない状況のままです。

与野党の国会議員は、「国民のための政治を第一に」とは口ばかりで、この国難のときに政権争いや勢力争いをしているのは、被害者はもちろん国民も嫌気を差し、不信を募らせ、

議員への信頼も希薄化になり、政治離れが進めば、国の将来に希望が持てなくなってまいります。

今こそ挙党一致でこの国難を乗り切ることが先決であり、国政は地方の声に耳を傾けるべきであります。国民の安全・安心な日常生活を築き、守る責任が国と地方には課せられているのです。今定例会にも、災害時の防災対策や訓練など危機管理体制の備えについて多くの意見をいただいております。昨年の被災を忘れずに、議員の皆様・村民各位の協力をいただき、執行部・職員一同、万全の体制を発揮できるよう取り組んでまいりたいと思います。

今回の定例会の提出議案でございますが、専決処分の承認を求めることが1件、教育委員会委員の任命についてが1件、村道路線の認定についてが1件、村道路線の廃止についてが1件であります。

美浦村部設置条例の一部を改正する条例が1件、美浦村総合計画策定条例が1件、美浦村復興まちづくり基金条例が1件、平成23年度美浦村一般会計補正予算が1件、平成23年度美浦村特別会計補正予算が5件、平成23年度美浦村水道事業会計補正予算が1件、そして、新しく新年度の平成24年度美浦村一般会計予算が1件、平成24年度美浦村特別会計予算が5件、そして、平成24年度美浦村水道事業会計予算が1件、合わせて26議案でございます。

平成24年度も村民とともに、協働のまちづくりを進めていく所存であります。議員各位におかれましても、ご支援、ご協力をお願いいたしますとともに、よろしくご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます、冒頭でのごあいさつといたします。

議長（石川 修君） 村長のあいさつが済んだところで、直ちに議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、次の3名を指名いたします。

3番議員 飯 田 洋 司 君

4番議員 椎 名 利 夫 君

5番議員 山 崎 幸 子 君

以上、3名を指名いたしました。

議長（石川 修君） 日程第2、会期決定の件を議題にいたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から19日までの13日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から19日までの13日間と決定をいたしました。

議長（石川 修君） 日程第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、及び日程第4、議案第2号 教育委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

議長（石川 修君） 提案者の説明を求めます。

村長。

村長（中島 栄君） それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案第1号は、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射性物質汚染による汚染土壌の撤去及び放射線に対する不安や疑問を解消するためのパンフレット作成・配布を早急に行うため、平成23年度美浦村一般会計補正予算の専決処分を2月17日に行いましたので、ご報告をするとともにご承認をお願いするものでございます。それでは、3ページをお開きいただきたいと思います。

第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,918万8,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を58億803万5,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出の補正の理由につきまして、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。歳出予算から申し上げます。6ページをお開きいただきたいと思います。

衛生費の放射能汚染対策費の需用費では、放射線の基礎知識、家庭での除染を行うための注意事項を記載したパンフレット作成のための印刷製本費10万8,000円を新規に計上いたしております。なお、このパンフレットにつきましては、広報みほ3月号とともに配布を行っております。

次に、工事請負費では、村内の各小学校、保育所、児童館及びみほ白帆幼稚園の汚染土壌の除染を行うための土壌汚染工事費2,891万9,000円を新規に計上いたしております。

環境省「除染ガイドライン」によると、1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の放射線量が確認された範囲について除染を実施することとなっており、美浦村においては、児童、生徒を預かる施設について早急に実施することとし、今回の補正予算の計上を行っております。

また、その他の子どもの生活空間に係る公共施設等の除染工事につきましては、平成24年度に実施することとしております。

最後に、備品購入費では、土壌汚染工事の実施に伴い必要となるエネルギー補償型放射線測定器購入費16万1,000円の増額補正をお願いしております。今回の補正は、測定器3台を購入するに当たり、現計予算残額に対して不足となる分につきまして増額補正をお願い

いしております。

続きまして、歳入予算について説明申し上げます。

国庫支出金では、ただいま申し上げました経費は、全額が放射線量低減対策特別緊急事業費補助金として交付されますので、今回の歳出補正予算額と同額の2,918万8,000円増額補正をいたしております。

以上、専決処分につきましてご承認をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第2号の教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

美浦村教育委員であります中島賢一氏については、平成16年6月より2期8年間の長きにわたり、美浦村の教育委員会委員としてご尽力いただいているところであります。また、この間、平成20年11月より教育委員会委員長を務められております。今般、中島賢一氏の教育委員としての任期が平成24年6月9日で満了となることから、引き続きの任命をお願いするものでございます。

中島賢一氏は、美浦村大字舟子180番地にお住まいで、昭和23年2月25日生まれ、満64歳でございます。人格、識見ともに優れ、長年の教育委員の経験を生かし、教育に情熱を傾けられる方であると申し上げることができ、また多くの村民の皆様からも信頼される方でございます。

以上のことから、積極的に本村教育発展のためにご尽力いただけると確信し、中島賢一氏を引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意をお願い申し上げる次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（石川 修君） 議案第1号の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠君。

12番（小泉輝忠君） それでは、この間の全協のときに確認すればよかったですけども、コンマ23以上のところを除染するよということですけども、美浦幼稚園は、コンマ23を上回る基準点がなかったということです。これは10メートルメッシュで測定したときのことを基準にして実施するものと思いますけども、美浦幼稚園についてコンマ23以下であるということですけども、どの辺の数値だったのか。一番心配しますのは、どうしても一番、砂を遊んだりなんか、一番子どもたちが土に接しやすい状況だと思うので、あのとき確認とればよかったですけども、もしその数値がはっきりしているのであれば教えていただきたいと思って質問します。

議長（石川 修君） 経済建設部長。

経済建設部長（沼崎武男君） 小泉議員のご質問でございますが、幼稚園の数値について資料をちょっと持ち合わせておりませんので、直ちに確認をしてご報告をさせていただきます。

議長（石川 修君） 小泉輝忠君。

12番（小泉輝忠君） よろしくお願ひします。そういうことで、もし、そういうような測定した数値があるのであれば、各学校の数値についても、なぜかと言ひますと、あれ、ここ何で同じようなグラウンドの中で、ここは、10メートルメッシュで測定したときに、入っていなかったんだらうかなと疑問に思ふ人もいるんですよ。ここはやらなくてもいいよ、ここはやるよというのは、そのとき測定した数値を基準にしていると思ひますので、できれば、そういう数値がわかつていた方が聞かれたときに答えやすいのではないかという思ひがしますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

2番（岡沢 清君） ささいなことではございますけれども、測定器の購入費が16万1,000円計上されています。これは、3台購入のために現計予算不足額ということですが、確認のためにお聞きしたいのですが、その3台購入というのは、1月26日開催の臨時議会で26万9,000円の測定器購入費として補正予算が計上されています。その26万9,000円と今回の16万1,000円が、3台購入費として考えてよろしいんですか。それとも、別の予算の一般財源から関係してくるのかお伺ひいたします。

議長（石川 修君） 経済建設部長。

経済建設部長（沼崎武男君） 岡沢議員のご質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃるように、前回2台を購入をさせていただいております。今回3台を購入するわけでございますけれども、予算の残額を考慮しまして、実際は40万3,200円ほどかかります。それに予算残額が24万2,200円ございますので、差し引き16万1,000円をお願いするものでございます。

議長（石川 修君） よろしいですか。

2番（岡沢 清君） はい。

議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

林 昌子君。

8番（林 昌子君） ただいま、この補正の金額に関しては了解をするものです。

質問したい内容は、パンフレットの印刷製本代なんですけれども、印刷製本に関してなんですけど、これは、放射線に対する不安や疑問を解消するためのパンフレットということですので、より多くの方に配布すべき内容のものであると認識をいたします。

そこで、配布方法なんですけれども、本来であれば、区長さんを通じて行政区の方に配布する内容をお考えかと思うんですけれども、それ以外に、今般、みほ広報もコンビニエンス等に配置されていることには敬意を表するわけではありますが、その広報誌を置いていただく場所すべてにも、同じようにこのパンフレットを配布していただくことが検討されているのかどうかということをお尋ねさせていただきます。

議長（石川 修君） 経済建設部長。

経済建設部長（沼崎武男君） 林議員のご質問にお答えをいたします。

パンフレットの作成につきましては、現在村の方で予算方をして計上している部数につきましては、5,550部ほど計上してございます。今の住基上の世帯というのはもっと多い、6,700近くあると思うんですけれども、現実的に広報誌等の配布部数というのは、5,343というふうに聞いております。

その残り分については村保管ということで考えておりますけれども、一たんは、あくまでも住民が安心して暮らせるということの基礎的な知識の啓蒙普及でございますので、そういう部分で全戸に配布するということを考えております。

残った部分に対して、今議員がおっしゃるように、割と村民が集まるようなところに配布ということは、現段階で村の方で考えておったわけでもございませんけれども、今後その辺の部分については、庁内協議を得ながら確立をしてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
議案第1号の採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議案第2号の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
議案第2号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第5、議案第3号 村道路線の認定についてから、日程第21、議案第19号 平成23年度美浦村水道事業会計補正予算（第4号）までの17議案を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

議長（石川 修君） 事務局、続いての朗読、大変ご苦労さまでございました。

会議の途中ではございますけれども、暫時休憩といたします。

再開時間は、25分といたします。

午前11時12分休憩

午前11時25分開議

議長（石川 修君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、議案第1号の質疑がありましたけれども、小泉議員から質疑がありましたけれども、これについて答弁を求めます。

経済建設部長。

経済建設部長（沼崎武男君） それでは、先ほど大変失礼いたしました。

測定の結果がまとまりましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、美浦幼稚園でございますが、最高値が0.215マイクロシーベルトパーアワーです。それから、最低値が0.140マイクロシーベルトパーアワー。平均値につきましては、0.181ということで、平均値が0.23マイクロシーベルト以下、なおかつポイントを20ポイントほどはかっているわけでございますが、そのポイントの中で上回るポイントがないということで、除染を要しないとの結果が出ているものでございます。

それから、関連でございますが、今回実施する各小中学校等の教育施設について、結果が出ましたので、それも報告をさせていただきます。

施設として9カ所ございます。最高値、最低値、それから平均値、それから測定ポイント数ということで順次読み上げてまいります。単位につきましては省略をさせていただきますので、数値のみの報告ということでご了解をいただきたいと思います。

まず1番目、大谷小学校、最高値0.380です。最低値0.116、平均値0.207。ポイント数が215ポイント。では、単位を省略して読み上げてまいります。

大谷時計台児童館、0.277、0.152、0.196、ポイント数が7です。

それから木原小学校、0.480、0.169、0.142、ポイント数が101であります。

それから安中小学校、0.510、0.155、0.248、ポイント数が154です。
美浦中学校、0.330、0.019ですね。平均が0.219、ポイント数が201。
大谷保育所、0.232、0.145、0.195、ポイント数が11です。
木原保育所、0.230、0.109、0.168、ポイント数が10です。
みほ白帆幼稚園、0.280、0.130、0.211、ポイント数が17です。
木原城山児童館、0.230、0.200、0.217、ポイント数が4です。
以上、報告させていただきます。

議長（石川 修君） ご苦労さまでございました。

小泉議員、よろしいですか。

12番（小泉輝忠君） はい。

議長（石川 修君） それでは、議案第3号から議案第19号までの提案者の説明を求めます。

村長。

村長（中島 栄君） それでは、議案第3号より提案理由を説明してまいります。

今回、村道路線の認定をお願いする路線数は、25路線でございます。場所につきましては、別紙の村道認定路線位置図、 をごらんいただきたいと思います。

美浦村木原地内においては、平成13年度から着手した圃場整備事業が、平成21年度に竣工となりました。この事業により大区画圃場へと区画整理が行われたわけでございますが、圃場前の道路も新たに整備されたため、路線の認定をお願いするものであります。

また、舟子地内の村道1955号線、郷中地内の村道2930号線、土屋地内の村道1956号線及び村道1961号線、大谷地内の村道1957号線、宮地地内の村道1960号線についてですが、当該路線は、私道または私有地でありましたが、寄附により譲渡を受けたため、新たに路線の認定をお願いするものであります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして、議案第4号 村道路線の廃止について、ご説明申し上げます。

今回、村道路線の廃止をお願いする路線数は、27路線でございます。場所につきましては、別紙の村道廃止路線位置図、 をごらんください。

議案第3号でも述べました木原地内の圃場整備事業の施工により廃止となった道路について、路線の廃止をお願いするものであります。

また、興津地内の村道1663号線及び村道1863号線については、隣接する村道1662号線が整備され、その一部として位置づけられていることから、路線の廃止をお願いするものであります。

以上、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第5号 美浦村部設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。これは、交通安全の推進と防犯の事務について、総務部から経済建設部へ異

動するものであります。また、緊急及び重要な事項についての事務分掌を総務部所管とするものでございます。

これまで、交通安全の推進と防犯については総務部総務課で、交通安全施設の整備については経済建設部生活環境課で実施していましたが、施設整備のハード事業と交通安全運動のソフト事業の一体的な推進を図るため、さらには、防犯の業務は交通安全と同様に、警察との連携も必要であることから、平成23年4月より交通安全の推進と防犯の業務を経済建設部生活環境課へ異動したことにつきまして、条例が対応していませんので、所要の改正を行います。

また、村の活性化のためには、早急に企業誘致を積極的に進める必要があることから、4月に総務部企画財政課内に担当する係を新設することもあり、緊急・重要な政策についての事務分掌を明確に指定するものであります。

続いて、議案第6号 美浦村総合計画策定条例の制定について、ご説明申し上げます。

地方自治法の一部改正により、市町村は、地域における事務及びその他の事務を処理するに当たっては、「議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」という規定が削除され、市町村基本構想の策定義務が廃止されました。

地方自治法の改正により、基本構想の策定義務が撤廃されましても、まちづくりを進めていく上での指針となる中長期の計画は必要と考えており、村議会の議決を含め、本村の総合計画の策定等に関し、必要な事項を定めた条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、決議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第7号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。本条例の改正点は、以下に申します非常勤特別職の委嘱に伴う項目の追加であります。

まず初めに、産業医についてであります。平成24年度より産業医を委嘱し、職員の身心両面にわたる健康の保持・増進と快適な職場環境の形成に取り組むため、その報酬及び費用弁償の支給についての項目を追加するものでございます。

より効率的・発展的な行政運営のため、業務を執行していく職員の心身の健康は不可欠なものであります。近年、社会では精神疾患による休業者数が急増しておりますが、地方公務員もこの例に漏れず、こうした状況への対応、予防策として、職場における積極的な健康保持・増進対策が必要となってきております。専門的な知識・経験を持つ産業医に、その対応の一端をお願いすることで、対策の促進を図ることができると考えています。

次に、教育振興基本計画策定委員会委員であります。

平成24年度に美浦村教育振興基本計画を策定するに当たり、策定委員会の立ち上げを予定しており、その委員各位に対する報酬及び費用弁償の支給についての項目を追加するものでございます。策定委員は、核となる識見者を中心に、各関係者をお願いし、いろいろ

な面から検討していただき、策定したいと考えております。

次に、地域自立支援協議会委員であります。本年4月、平成24年度から美浦村地域自立支援協議会を立ち上げることから、その委員各位に対する報酬及び費用弁償の支給についての項目を追加するものでございます。

この地域自立支援協議会につきましては、障害者自立支援法施行規則第65条10に、「地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議を設置」が規定されており、障害のある人が、障害のない人とともに暮らせる地域をつくるため、障害福祉にかかわる関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け、協議を行うための会議であります。

具体的には、相談・支援事業所の評価、困難事例の協議、障害福祉関係機関のネットワークづくり、障害福祉計画の進捗状況の評価などを行います。

委員の構成は15名以内とし、学識経験者、相談支援・就労支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、障害者等の教育機関の代表者、企業の代表者、障害当事者団体の関係者等を委員として、要綱の制定を予定しております。

次に、予防接種健康被害調査委員会委員であります。平成24年度から、美浦村予防接種健康被害調査委員会を立ち上げることから、その委員各位に対する報酬及び費用弁償の支給についての項目を追加するものでございます。

この予防接種健康被害調査委員会は、村が行う予防接種による健康被害等が発生した場合、医学的見地からの調査・助言のほか、健康被害者防止対策等の検討をしていただくもので、委員の構成は5名以内とし、土浦保健所長、医師等を委員として、規則制定を予定しております。

なお、提起の予防接種を起因とする健康被害が発生した場合には、厚生労働大臣の認定に基づき、救済にかかわる給付が行われるところですが、その認定を受けるためには市町村の認定請求に、当調査委員会の調査報告を添え、県を経由して国に認定申達を行うこととなっているところでございます。本村では幸いにして、これまで予防接種による健康被害はなく、今後もあってはならないことですので、この委員会の設置を機に、さらに万全を期していきたいと考えております。

最後に、物産館建設委員会委員であります。

村内では、地元産農産物が直売所で販売され、また、商工会を初めとした特産品が、それぞれ商店において生産販売されております。これらのさらなる販売強化を支援するとともに、地元産特産品を村外に伝えることにより、地域の活性化や振興を図りたいと考えております。

その拠点となるべき施設として、生産者や消費者交流ができる、村振興の核となる物産館整備を行うため、物産館建設委員会を設置したいと考えております。その委員各位に対する報酬及び費用弁償の支給についての項目を追加するものであります。

これらから、別表第1中、「固定資産評価審査委員会委員」の次に、「産業医」「教育振興基本計画策定委員会委員」「地域自立支援協議会委員」「予防接種健康被害調査委員会委員」「物産館建設委員会委員」の各項目を加え、また、別表第2中、「地域活性化対策検討委員会委員」の次に、「教育振興基本計画策定委員会委員」「物産館建設委員会委員」の各項目を加え、報酬及び費用弁償の支給について改正するものでございます。

以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第8号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。これは職員の単身赴任手当について、新たに規定するものであります。

現在、地方分権や市町村単独よりも、より大きな区域による事務執行が効率的と考えられるものについて団体が結成されており、県や市町村の職員が派遣され、事務を執行しております。本村でも、ここ数年は毎年、茨城県租税債権管理機構や茨城県後期高齢者医療広域連合に職員を派遣しています。派遣される職員は、通勤手段や住居については業務に支障がないように本人が選択していますが、勤務先が水戸市となっていることから、住居を変更している場合もあります。今回の改正では、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員を対象として、単身赴任手当、住居手当を支給するものでございます。

改正条例案の第3条では「単身赴任手当」を追加し、第12条の2第2号では、単身赴任手当を支給される職員の配偶者の家賃を規定し、第12条の6で、単身赴任手当の支給を受ける職員の要件を規定しています。

具体的には、やむを得ない事情により配偶者と別居しなければならなくなり、配偶者の住居から規則で定める距離以上の通勤距離がある職員に対して、月額2万3,000円、距離に応じて最高で4万5,000円を加算した手当を支給するものであります。

詳細は規則で規定しますが、やむを得ない事情とは、配偶者の疾病、就業、父母の介護、子どもの通学等とし、通勤距離は60キロメートル以上とします。美浦村からでは、水戸市がおおむね60キロメートルです。支給額や距離数については、近隣の市町村や茨城県と同様のものとなっております。

続きまして、議案第9号 美浦村復興まちづくり基金条例について、ご説明申し上げます。

24ページをお開きいただきたいと思います。

今回の基金条例は、茨城県の市町村復興まちづくり支援事業実施要綱が1月5日に制定され、東日本大震災からの復興に向けて、住民生活の安定や地域コミュニティの再生、地域経済の活性化など、復興まちづくりを推進するための交付金として、本村は3,800万円の交付決定を受けており、この交付金を適正に管理及び処分するため、美浦村復興まちづくり基金を設置するものであります。

この交付金につきましては、制度のすき間を埋めて、必要な事業の柔軟な実施が可能な交付金となっており、地域の実情に応じた弾力的かつきめ細やかな復旧・復興事業を行うことが可能となっております。

本村としましては、災害に強いまちづくりの一環として、美浦村地域防災計画で指定されている防災拠点の耐震化改修事業、道路の復興工事等を予定していますが、有利な補助制度の制定等を見きわめながら、有効な活用を検討していきたいと思っております。

なお、この交付金を活用した事業を行う期間は要綱に定められており、本年度を含む平成23年度から平成27年度までとなっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第10号 美浦村税条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

美浦村税条例の一部を改正する条例につきましては、経済社会構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方税法特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令並びに東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保にかかわる地方税の臨時特例に関する法律が、平成23年12月2日に公布されたことに伴い、美浦村税条例の改正が生じたため、提案したものでございます。なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

それでは、順次説明を申し上げます。

議案書の26ページをお開き願ひたいと思ひます。

まず、条例第95条につきましては、県たばこ税の一部を村たばこ税に移譲することに伴う税率の変更を行ったものでございます。

次に、附則第9条につきましては、退職所得の税額控除の廃止により、条文の削除を行ったものでございます。

次に、附則第16条の2につきましては、旧3級品たばこの税率について、第95条同様に変更を行ったものでございます。

次に、附則第25条につきましては、個人村民税の均等割の税率の変更を行ったものでございます。

次に、改正条例附則の第1条から第3条につきましては、退職所得の税額控除の廃止及び村たばこ税の税率の変更の施行期日と経過措置をそれぞれに定めたものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願ひいたします。

続きまして、議案第11号 美浦村中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

さきの第177回国会において成立し、平成23年8月30日に公布され、地域の自主性及び

自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が、平成24年4月1日に施行されます。第二次一括法による社会教育法の一部改正が行われ、これまで社会教育法で定めていた公民館運営審議会の委員の委嘱・任命の基準が削除され、市町村の条例で定めるように改正となりました。そのことにより、美浦村中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例に、公民館運営審議会の委員の委嘱・任命の基準を加えるものがございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第12号の美浦村介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、本村の第5期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画として改定し、策定したことに伴い、平成24年度から平成26年度までの3年間における介護保険事業に係るサービス量等の推計により、新たな介護保険料を設定したことから、この計画に基づき、第1号被保険者の保険料を主に条例改正を行うものであります。

この後、保険料改正のもとになっております第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の内容につきましては、議会終了後の全員協議会におきまして、担当の福祉介護課より詳細をご説明申し上げたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、改正内容につきまして、お手元に配付しております新旧対照表によりご説明申し上げます。

まず、第1条の改正では、この条例の中で引用している根拠法令として、法令名である介護保険法の名称を明記し、条文整理を行っております。

同様に、第2条においては、介護認定審査会に対する根拠法令を明記する改正となっております。

第3条についても、第1条の改正の関係で、同様に字・句の改正を行っております。

第4条では、保険料率に関する条文ですが、3年ごとの計画見直しの関係から、条文中、「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改めるほか、第1号被保険者に対する根拠法令をつけ加える改正をしております。

保険料につきましては、新旧対照表の右側の第4期計画に基づく現行の第4条各号に規定する年間保険料から、左側の改正案による第1号から第6号までの年間保険料にそれぞれ引き上げる改正を行っております。

条文中、今回新たに設けた第7号につきましては、特例、第4段階の部分ですが、前回の改正では改正条例の附則の中で規定しておりましたが、今回は本則の第4条第7号として追加改正し、わかりやすく条文整理を行っております。

このため、新旧対照表の右側の現行の欄には、附則で改正していたため載っておりませんが、参考までに申し上げますと、現行の第4期に係る当該保険料3万3,660円となっておりますので、3万3,660円から4万800円に改正するという内容となっております。また、この改正条例の附則につきましては、附則の第1条にこの改正条例の施行期日、第2条に

は経過措置を規定しておるところでございます。

なお、保険料算定の根拠と詳細につきましては全員協議会でご報告することとしておりますので、大変簡略な説明で恐縮ですが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（石川 修君） それでは、村長の説明の途中ではございますけれども、昼食のため、暫時休憩をいたします。再開時間は午後 1 時といたします。

午前 1 1 時 5 6 分休憩

午後 1 時 0 1 分開議

議長（石川 修君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

村長。

村長（中島 栄君） それでは、午前中から引き続きまして、議案第13号からご説明申し上げます。平成23年度美浦村一般会計補正予算（第11号）につきましてご説明申し上げます。

31ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ7,071万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億3,731万6,000円とするものでございます。今回の補正が、平成23年度の最終補正となるため、歳入歳出全般にわたり現計予算の見直しを行い、主に事業費が確定したもの及び見込みがついたものの調整、緊急性を要する事業の補正を行っております。

次に、第2条の繰越明許費では、本年度予算措置された事業のうち年度内に完成できない見込みの事業について、36ページの第2表の事業を翌年度へ繰り越しのご承認をお願いするものでございます。詳細につきましては、歳出の補正予算説明の中で説明させていただきます。

次に第3条の債務負担行為の追加では、平成24年度の予算執行に当たり、3月中に契約が必要な経費につきましては、36ページの第3表のとおり、債務負担行為の追加をお願いいたしております。

最後に第4条の地方債の補正では、安中小学校地震補強・改修工事費が減額となったことに伴い、その財源としています安中小学校地震補強・改修事業債の限度額につきましても、36ページの第4表のとおり変更をお願いするものでございます。

それでは、今回の補正は計上されている事項も大変多岐にわたっておりますので、ただいま申し上げましたことも含めまして、特に補正額の大きなもの、重要と思われるものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき説明させていただきます。

まず、歳出予算から申し上げます。

47ページをお開きいただきたいと思います。

まず総務費でございますが、総務管理費の一般管理費では、職員給与関係経費で勸奨退

職者分の退職手当特別負担金879万円の増額補正をお願いいたしております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

文書広報費では、庁用文書等費で、村例規集・法令集等追録分の消耗品費210万円の減額をいたしております。村例規集の改正等の際には加除修正の追録を行っておりますが、平成24年度からは、例規集をペーパーレス化し、経費の節減を図ることとしました。このペーパーレス化により、平成23年度12月以降の冊子の追録につきましては、追録後すぐに破棄してしまうため、追録は行わず、電子データのみを修正することとしたため、消耗品費の減額をいたしております。

次のページをごらんいただきたいと思います。

財産管理費では、役場庁舎施設耐震改修事業費で、役場庁舎耐震診断業務の完了に伴い、入札差金の193万円の減額補正をいたしております。

次に、企画費では、行政情報化推進事業費で本年度の庁内情報システム用サーバーについてですが、日々増大するデータ量に伴い、その容量不足に備え、サーバーの追加導入を当初予算で見込んでおりましたが、保存データの整理を実施することにより、容量不足を回避することが可能となりましたので、パソコンリース料350万円の減額をいたしております。次のページをお開きください。

陸平基金費では、東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響等により、村内ゴルフ場の利用者が減少したことにより、陸平貝塚保存協力寄附金が減少しましたので、その寄附金の陸平基金積立金175万1,000円の減額をいたしております。

次に、復興まちづくり基金費では、復興まちづくり基金積立金3,800万円を計上いたしております。これは、今定例会の議案第9号でご説明しましたが、茨城県から交付された市町村復興まちづくり支援事業費交付金3,800万円の全額を基金に積み立て、平成24年度以降に行う復興まちづくりのための事業の財源とするものであります。

続いて、民生費について申し上げます。

52ページをお開きいただきたいと思います。

社会福祉事業、社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計繰出金887万5,000円の減額補正を行っております。主な内容は、保険基盤安定負担金の保険者支援分337万3,000円の増額補正と、保険税軽減分1,779万7,000円の増額補正及び、その他分3,000万円の減額補正でございます。

保険者支援分、保険税軽減分につきましては、国・県の国保基盤安定負担金の確定に伴い、政令に基づき、一般会計負担分4分の1を超えた繰出金の増額をお願いいたしております。

また、その他分につきましては、国民健康保険特別会計の財源不足分としまして、約9,000万円の繰り出しを行っておりますが、国民健康保険特別会計の歳入で、療養給付費交付金等の特定財源が増加したことにより、3,000万円の減額をいたしております。

次の老人福祉費では、老人保護措置事業費で、老人福祉法による措置入所者の減少により、老人保護措置費363万8,000円の減額をいたしております。

次の障害者福祉費では、障害者自立支援給付事業費で、扶助費の障害福祉サービス費502万5,000円の減額をいたしております。

次に、医療福祉費では、医療給付事業費で村単独の小児・妊産婦医療手当、小中学生医療手当、医療福祉扶助費の現物分・現金分それぞれの執行額の見通しがついたことにより、全体で1,220万円の減額をいたしております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

次に、児童福祉費の保育所費では、大谷保育所管理費で給湯設備が老朽化により修理不能となり、ガス給湯設備の更新を行うための施設等修繕料91万4,000円の増額補正をお願いいたしております。

次ページをお開きください。

災害救助費では、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による他県からの避難者の受け入れのための救助費を補正予算により計上いたしてまいりましたが、予算執行の見込みがないもの及び執行額の見通しがつきましたので、全体で617万円の減額をいたしております。

続いて、衛生費について申し上げます。

保健衛生費の予防費では、執行額の見通しがついたことにより、予防接種事業費で836万5,000円、母子保健事業費で600万9,000円、女性特有のがん検診推進事業費で115万2,000円、子宮頸がん等予防ワクチン接種緊急促進事業費で707万円をそれぞれ減額いたしております。

次ページをお開きください。

環境衛生費の環境整備費では、水の路クリーンアップ事業費で早急な修繕等が必要になり、全体で87万円の増額補正をお願いいたしております。主に、主な補正内容としましては、浄化施設の点検口のふたが腐食した危険な状態となっておりますので、点検口の修繕料及び浄化機能を維持するため、接触ろ材の修繕料としまして70万3,000円を計上いたしております。

続いて、農林水産費について申し上げます。

農業費の農業総務費では、12月議会定例会の補正予算で計上いたしました市民農園整備事業費を、すべて減額いたしております。この事業は、都市と農村の交流による地域活性化を図るため、馬見山地区に市民農園をつくることで計画を進めてまいりましたが、市民農園の造成場所を含めて再検討を行った結果、年度内の予算の執行が困難となったため、事業費全体を減額するものであります。今後は、事業の計画がまとまり次第、新年度補正予算への計上を行ってまいります。

続いて、土木費について申し上げます。

次ページをお開きいただきたいと思います。

道路橋梁費の道路新設改良費では、国道125号トレセン入り口交差点改良事業費で、茨城県が行う本年度の事業費の確定により、国道125号大谷交差点改良工事関係県負担金290万円の減額をいたしております。なお、この負担金につきましては、年度内の執行の見込みがないため、補正後の予算額1,110万円の全額を平成24年度へ繰り越しをお願いいたしております。

続いて、消防費について申し上げます。

61ページをお開きいただきたいと思います。

消防費の消防施設費では、消防施設管理費で、デジタル防災行政無線機器購入費1,307万円の増額補正をお願いいたしております。今回の補正では、国の第3次補正予算により、新たに補助率3分の1の国庫補助金の消防防災通信基盤整備費補助金が創設されたことに伴い、平成24年度に計画していました移動系デジタル防災行政無線設備の整備を前倒しして行うものであります。

整備の内容としましては、美浦村地域防災計画に指定されている指定避難所等に、半固定型7台、及び携帯型8台の双方向通信端末を設置し、災害時の通信手段を確保するものであります。なお、この整備につきましては、今回の補正予算額と現計予算残額を合わせた1,492万4,000円を、平成24年度への繰り越しをお願いしております。

また、国庫補助金の残りの村負担分につきましては、新たに創設された地方交付税の震災復興特別交付税が交付される見込みであります。

続きまして、教育費について申し上げます。

小学校の学校管理費では、安中小学校施設耐震改修事業費で安中小学校地震補強・改修工事2,032万6,000円の減額をお願いいたしております。この事業の当初計画では、空調設備整備は含まれていませんでしたが、12月の議会定例会で空調設備整備の追加設計の増額補正をお願いし、1月の議会臨時会では、平成23年度事業として前倒しで実施することとし、工事費の計上をお願いしたところであります。空調設備整備の追加をしたことにより、空調設備を含む全体設計の精査をした結果、予算計上額より低く抑えることができましたので、減額をお願いするものであります。

なお、安中小学校地震補強・改修工事費2億208万7,000円及び地震補強・改修工事等監理委託料780万8,000円、合わせて2億989万5,000円の全額を平成24年度へ繰り越しをお願いしております。

63ページをお開きいただきたいと思います。

社会教育費の公民館費では、中央公民館管理費で、中央公民館正面玄関の外階段のタイルの修繕を主なものとした施設修繕料114万9,000円の増額補正をお願いいたしております。

続いて、災害復旧費について申し上げます。

67ページをお開きいただきたいと思います。

公共公用施設災害復旧費の公立学校施設災害復旧費では、美浦中学校分の施設等修繕料としまして86万7,000円の増額補正をお願いいたしております。これは、東日本大震災直後、美浦中学校の普通教室等と特別教室等の連絡路及び普通教室等と体育館の連絡路のエキスパンションジョイント部分のカバーが少しゆがんでいた状態でありましたが、その後の余震により、体育館との連絡路のカバーが落下し、施設施工業者に状況確認を依頼したところ、ジョイント部分が外側も含め全体的にゆがんでいることがわかり、特別教室と体育館との両方のジョイント部分の修繕を行うものであります。

ここまで、主な歳出の補正項目につきまして説明申し上げます。

ただいま申し上げます以外の各項目でも補正を行っておりますが、事業費の確定、あるいは見通しのついたものの調整でありますので、個々の説明は省略させていただきたいと存じます。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

39ページにお戻りいただきたいと思います。

まず、村税について申し上げます。村民税では、個人・法人の現年度課税分で、最終的には増収が見込まれますので、個人の現年度課税分の所得割で1,035万2,000円、法人の現年度課税分の法人税割で600万円の増額補正を行っております。また、個人の滞納繰越分で、滞納対策の取り組みの強化を行ってきた結果として増収が見込まれますので、900万円の増額補正を行っております。

次の固定資産税の償却資産分では、当初予算額を確保することが難しい状況にあるため、2,413万7,000円の減額補正を行っております。

次に、村たばこ税では、平成22年10月のたばこ税の増税により一時的には税収は落ち込みましたが、前年並みの税収が確保できる見通しとなりましたので、1,050万円の増額補正を行っております。

次の地方譲与税から、次のページの自動車取得税交付金までの各種交付金につきましては、本年度の交付決定状況及び景気の動向等を勘案し、それぞれの項目につきまして増減の調整を行っております。

次の地方交付税の特別交付税は、東日本大震災の発生によりさまざまな支出が発生したことにより、東日本大震災分として2,482万9,000円の交付決定があったこと等により、2,656万1,000円の増額補正を行っております。

また、特別交付税とは別枠として、東日本大震災に係る復旧・復興事業執行の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付するとして、震災復興特別交付税が創設されました。今回の補正では、歳出の消防費でご説明いたしましたデジタル防災行政無線機器購入費から、国庫補助金も除いた村負担分が震災復興特別交付税の対象となっておりますので、995万円の計上をいたしております。

次に、使用料及び手数料について申し上げます。

教育使用料の保健体育使用料では、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、他県からの避難者をロジハウスで受け入れたため、ロジハウスの一般貸し出しを行わなかったこと、また、原子力発電所事故による電力不足に対する節電対策として、野球場の夜間の貸し出しを行わなかったこと等により、光と風の丘公園使用料405万円の減額補正を行っております。

次に、国庫支出金・県支出金についてでございますが、事業費が確定したこと、あるいはその決算額の見通しがついてきたことにより、それぞれの項目で調整し、補正を行ったものについては、個々の説明は省略させていただき、新たに交付決定を受けたものを中心に説明させていただきます。

衛生費国庫補助金の塵芥処理費補助金では、東日本大震災により発生したがれきの処理に対する災害等廃棄物処理事業費補助金の計上をいたしております。本村では、東日本大震災により発生したがれきの処理は、江戸崎地方衛生土木組合で行っております。この処理費の100万円に対して、補助率2分の1の災害等廃棄物処理事業費補助金が交付される見込みがつかまりましたので、50万円の計上をいたしております。

次に、教育費国庫補助金の小学校費補助金では、歳出の教育費でご説明申し上げました安中小学校地震補強・改修工事費の減額に伴い、学校施設環境改善交付金についても、1,043万6,000円の減額補正を行っております。

次のページをお開きください。

災害復旧費国庫補助金では、木原保育所の災害復旧費に対する補助金として交付決定の内示を受けた社会福祉施設等災害復旧費補助金34万7,000円の計上をいたしております。

次の消防費国庫補助金では、消防施設費補助金で、歳出の消防費で説明いたしましたデジタル防災行政無線機器購入費に対する消防防災通信基盤整備費補助金497万4,000円を計上いたしております。

次の民生費国庫委託金では、児童福祉費委託金で子ども手当の支給に伴う事務費に対する子ども手当事務費交付金の交付決定額51万5,000円の計上をいたしております。

次に、県支出金について申し上げます。

総務費県補助金の総務管理費補助金では、歳出の総務費で説明いたしました市町村復興まちづくり支援事業費交付金3,800万円の計上をいたしております。

次ページを開いていただきたいと思います。

民生費県補助金の災害救助費補助金では、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による他県からの避難者に対して行った災害救助費の補助金としまして、総額1,027万7,000円の計上を行っております。

今回計上した補助金は、東日本大震災発生後、3月からことしの1月分までのロジハウスの避難者に対する食料費等及び村内の民間賃貸住宅に入居している避難者に対する住宅借上料に対するものであります。なお、ことしの2月分以降の救助費につきましては、

平成24年度に申請し、交付決定されることとなっております。

次に、災害復旧費県補助金の農林水産業施設災害復旧費補助金では、村が土地改良区に委託して行っている農業用施設等災害復旧事業の災害査定が行われる事業費が決定したこと等により、災害復旧事業費等補助金146万4,000円の減額補正を行っております。

また、土地改良区に委託して行っている農業用施設等の災害復旧の設計費に対して、災害復旧事業査定設計委託費等補助金が交付される見込みとなりましたので、172万4,000円の計上をいたしております。

次のページをお開きください。寄附金について申し上げます。

一般寄附金では、昭和54年8月に設立した財団法人茨城県勤労者育英基金に対して195万5,000円の出捐を行ってまいりましたが、平成24年1月末をもって解散することになり、本村が出捐した195万5,000円について寄附金として返還する決定がありましたので、195万5,000円の増額補正をいたしております。

次の指定寄附金では、歳出の総務費でもご説明いたしましたでしたが、村内ゴルフ場利用者の減少に伴い、陸平貝塚保存協力寄附金175万1,000円の減額補正を行っております。

次に、繰入金についてご説明申し上げます。

農業集落排水事業特別会計繰入金では、加入分担金の増収分として379万5,000円の増額補正を行っております。

次の公共下水道事業特別会計繰入金では、平成22年度の消費税確定申告に係る還付金が確定したことにより、160万1,000円の増額補正を行っております。

次の介護保険特別会計繰入金及び後期高齢者医療特別会計繰入金では、平成22年度事業確定による精算分としまして、それぞれ増額補正を行っております。

続いて、基金繰入金でございますが、財政調整基金繰入金では、当初予算において多額の繰り入れを余儀なくされている状況であります。最終補正予算において、一般会計全体の調整を行った結果として、1億6,067万9,000円を財政調整基金に戻し入れることといたしまして、3月補正後の繰入予算額を4,668万5,000円といたしております。

次に、諸収入についてご説明申し上げます。

延滞金では、村税でご説明いたしましたが、滞納対策の取り組みの強化を行ってきた結果として、延滞金につきましても増収が見込まれておりますので、1,000万円の増額補正を行っております。

次に、雑入の雑入では、6月の議会定例会の追加補正として、茨城県市町村振興協会から、東日本大震災災害対策支援金を計上いたしましたが、今回の補正では、人口割分として579万円の追加交付の決定を受けましたので、増額補正を行っております。

最後に、村債について申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

教育債の安中小学校地震補強・改修事業債では、歳出の教育費で説明いたしました安中

小学校地震補強・改修工事費の減額に伴い、学校施設環境改善交付金についても、980万円の減額補正を行っております。

以上、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

続きまして、議案第14号、平成23年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

本補正予算案につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ47万9,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ19億8,426万5,000円とするものでございます。補正予算の内容につきましては、事項別明細書により、歳出よりご説明申し上げます。

85ページをお開きいただきたいと思います。

まず、総務費について説明申し上げます。総務管理費の一般管理費では、国民健康保険事務費に国庫支出金を財源充当したため、財源振替をしております。連合会負担金では、国保総合システムの稼働時間が延びたため、国保連合会の保険者分担金8万円の補正をお願いするものでございます。

運営協議会費では、旅費で県の運営協議会長会の研修へ参加できなかったため、3万3,000円の減額補正をするものでございます。

趣旨普及費につきましては、印刷製本費でパンフレットが国保連合会のあっせんなどにより単価が安く購入できたため、9万円の減額補正をするものでございます。

続いて、86ページ、保険給付費について申し上げます。第2款の保険給付費では、これまでの医療費の支払額から今年度の見込額を推計し、過不足額の補正をするものでございます。医療諸費の一般被保険者療養給付費で1,797万8,000円の増額補正、退職被保険者等療養給付費で400万円の減額、一般被保険者療養費で50万円の増額をお願いするものであります。

次の高額療養費では、一般被保険者高額療養費で100万円の増額補正、退職被保険者等高額療養費で250万円の減額、一般被保険者高額介護合算療養費で8万8,000円の減額、退職被保険者等高額介護合算療養費で4万8,000円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

次の出産育児諸費では、国庫支出金の減額が見込まれるため、財源振替をするものでございます。

続きまして、第3款後期高齢者支援金等、次の第6款介護納付金では、歳入の国庫支出金等の増額により財源振替をしております。

続いて、88ページをお願いしたいと思います。88ページの共同事業拠出金につきまして説明申し上げます。

共同事業拠出金では、拠出額の確定による高額医療費共同事業拠出金283万2,000円の減額補正、保険財政共同安定化事業拠出金で842万5,000円の減額補正をするものでございます。

続いて、保健事業費について申し上げます。

保健事業費の保健衛生普及費で、印刷製本費で2種類のパンフレットの購入を予定していたところ、周知したい内容が含まれた1種類のパンフレットの購入で済んだため、21万円の減額。役務費では、国保全世帯へ配るパンフレットを健診漏れ者通知に同封したため、郵送料の削減ができ、8万円の減額、保健衛生普及費全体で29万円の減額補正をするものでございます。

次の特定健康診査等事業費では、報償費で特定保健指導に係る健康運動指導士の講師謝礼7万5,000円の減額、印刷製本費ではパンフレット購入費用で前年度の残りのパンフレットを活用したため、14万円の減額、役務費で、健康受診券・健診結果等郵送料の18万円の減額、特定健診委託料で50万円の減額、負担金では、健診データ登録手数料等で2万6,000円の増額、特定健康診査等事業費全体で86万9,000円減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、82ページに戻っていただきたいと思います。歳入関係について説明申し上げます。

第3款国庫支出金から第7款共同事業交付金につきましては、それぞれ負担額・補助額・交付額を算定し、過不足額の補正をしております。国庫負担金の療養給付費等負担金では、保険給付費等により算定された国庫負担額との差額1,497万円の減額補正、高額医療費共同事業負担金では、歳出の高額医療費共同事業拠出金の確定により、国・県負担金の額も確定するため、190万1,000円の増額補正、特定健康診査等負担金では、交付見込額との差36万1,000円の増額をするものでございます。

次の国庫補助金の出産育児一時金補助金では3万円の減額補正、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金では、70歳から74歳までの患者負担割合の引き上げの凍結に係る高齢受給者証再交付の費用の補助金で4万5,000円の増額補正、国民健康保険災害臨時特例補助金では、一部負担金を免除した者に係る財政補てんで、76万8,000円の増額補正をするものでございます。

続く療養給付費交付金では、退職被保険者等医療給付費交付金の額が決定したため、3,440万円の増額補正をするものであります。

続いて、県支出金についてご説明申し上げます。

県負担金の高額医療費共同事業負担金では、前述の国庫負担分と負担率が同じなため、190万1,000円の増額補正、特定健康診査等負担金も国庫負担金と同一基準での算定のため、36万1,000円の増額をするものでございます。

続きまして、共同事業交付金について説明申し上げます。

共同事業交付金につきましては、国保連合会からの交付金見込額通知により、第1目の高額医療費共同事業交付金で151万3,000円の減額補正、第2目の保険財政共同安定化事業交付金で2,263万円の増額補正をするものでございます。

続きまして、繰入金をご説明申し上げます。

他会計繰入金の一般会計繰入金では、第1節保険基盤安定繰入金で、繰入金額の確定により2,117万円の増額補正を、第2節職員給与費等繰入金では、事務費に国庫支出金が充てられるため、繰入金4万5,000円の減額。次の第5節一般会計繰入金では、歳入で療養給付費交付金等の特定財源が多く見込まれるため、一般会計からの繰入額を3,000万円減額するものでございます。

次の項、基金繰入金の支払準備基金繰入金につきましても、歳入が多く見込めるため、基金の取り崩し額を減らし、4,000万円の減額補正をするものでございます。

続きまして、84ページをお開きいただきたいと思います。

諸収入の説明を申し上げます。

延滞金、加算金及び過料の一般被保険者延滞金では、延滞金の収入見込額を600万円と推計し、350万円の増額補正をするものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、議案第15号 平成23年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

91ページをお開きいただきたいと思います。

今回の予算につきましては、平成23年度最終の補正となるため、各事業の精査・見直しを行い、過不足の調整を行っております。歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ211万4,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,270万3,000円としております。それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書に基づき、説明申し上げます。

95ページをお開きいただきたいと思います。

歳出予算から申し上げます。まず、総務費の一般管理費につきましては、総額1,208万2,000円の増額補正をお願いしております。

内容につきましては、負担金補助及び交付金では、農業集落排水事業接続補助事業の見直しを行いまして、30万円の減額、積立金では、各施設の施設管理費の見直しによる減額分について、そのほとんどを農業集落排水事業基金積立金へ積み立てるため、1,064万4,000円の増額、公課費では、平成23年度分消費税の中間払いとして173万8,000円の増額補正を計上してございます。

次に、舟子、信太及び安中・大須賀津地区施設管理費につきましては、各処理施設管理費の見直しを行いまして、舟子地区施設管理費につきましては、総額700万7,000円の減額補正をお願いいたしております。内容につきましては、需用費で452万円、役務費で23万円、委託料で175万7,000円、備品購入費で50万円の減額補正をそれぞれ計上してございます。

次に、信太地区施設管理費につきましては、総額171万6,000円の減額補正をお願いして

おります。内容につきましては、需用費で70万円、委託料で101万6,000円の減額補正をそれぞれ計上してございます。

次に、安中・大須賀津地区施設管理費につきましては、総額504万円の減額補正をお願いしております。内容につきましては、需用費で210万円、役務費で32万円、委託料で202万円、備品購入費で60万円の減額補正をそれぞれ計上しております。

次に、諸支出金の一般会計繰出金につきましては、加入分担金として納付のあった金額を全額一般会計へ繰り出すため、379万5,000円の増額補正を計上いたしております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

94ページをお開きいただきたいと思います。

まず、分担金及び負担金の農業集落排水事業費分担金につきましては、既施設の新規加入及び過年度分の納付により、総額379万5,000円の増額補正をお願いしております。内容につきましては、新規加入分で366万5,000円、過年度分で13万円の増額補正をそれぞれ計上しております。

次に、繰入金の一般会計繰入金につきましては、先ほど申しました農業集落排水事業接続補助金の減額に伴いまして、30万円の減額補正を計上しております。

次に、繰入金の農業集落排水事業基金繰入金につきましては、事業費の見直しによりまして、138万1,000円の減額補正を計上してございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして、議案第16号 平成23年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、説明申し上げます。

99ページを開いていただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、平成23年度最終補正となるため、各事業の精査見直しを行い、過不足の調整を行ってございます。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ30万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億9,320万8,000円とするものでございます。

次に、第2条の繰越明許費でございますが、公共下水道事業費において、国庫補助事業に係る費用のうち、年度内に完成できない見込みの事業について、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度への繰り越しのご承認をお願いするものでございます。

次に、第3条の地方債の補正でございますが、公共下水道事業に係る本年度の地方債限度額を4億8,600万円をお願いするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書に基づき説明を申し上げます。

104ページをお開きいただきたいと思います。歳出予算より説明を申し上げます。

まず、下水道費の一般管理費につきましては、施設管理費の見直しによる減額分につい

て、公共下水道事業基金積立金へ積み立てるため、積立金で674万4,000円の増額補正を計上してあります。

次に、施設管理費につきましては、事業費の見直しを行いまして、総額674万4,000円の減額補正をお願いしております。内容につきましては、需用費で459万4,000円、役務費で19万円、委託料で166万円、備品購入費で30万円の減額補正をそれぞれ計上しております。

次に、公共下水道事業費につきましては、整備事業費の確定や見直しによりまして、総額95万円の減額補正をお願いしております。内容につきましては、委託料で874万2,000円の減額、工事請負費で942万5,000円を増額、負担金補助及び交付金で178万円を減額、補償補填及び賠償金で14万7,000円の減額補正を計上してございます。

次に、諸支出金の一般会計繰出金につきましては、平成22年度の消費税確定申告に係る還付金について、全額一般会計へ繰り出すため160万1,000円の増額補正を計上してございます。

次に、公債費の利子につきましては、平成22年度事業費分に係る借入金の利率確定に伴いまして、264万9,000円の増額補正を計上してあります。

次に、災害復旧費の道路橋梁災害復旧費につきましては、東日本大震災に係る災害復旧費として、平成23年9月議会においてご承認をいただいておりますが、幸い公共下水道区域内については、管渠埋設場所の沈下、陥没等の大きな被害がありませんでしたので、300万円の減額補正を計上しております。

続きまして、103ページをお開きいただきたいと思います。

歳入について申し上げます。

分担金及び負担金の公共下水道事業受益者負担金につきましては、総額385万6,000円の増額補正をお願いしております。内容といたしましては、新規加入者の負担金120万6,000円、繰り越し分の負担金265万円を計上しております。

次に、県支出金の公共下水道費県補助金につきましては、湖沼水質浄化下水道接続支援事業の見直しを行いまして、86万円の減額補正を計上しております。

次に、繰入金の一般会計繰入金につきましては、事業費の見直しによりまして、69万7,000円の減額補正を計上しております。

次の諸収入の雑入につきましては、平成22年度の消費税確定申告に伴う還付金が確定したため、160万1,000円の増額補正を計上しております。

次に、村債の下水道事業債につきましては、下水道事業に係る受益者負担金の増額等によりまして、360万円の減額補正を計上してございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして、議案第17号 平成23年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,834万7,000円を減額いたしまして、予

算総額 8 億 2,470 万円とするものでございます。今回の補正の主な内容につきましては、最後の補正となることから、介護保険事業全体を見通し、歳入に当たっては、国・県負担金、支払基金交付金の確定による増減、前年度繰越金の精算、介護給付費準備基金の繰り入れ、歳出に当たっては保険給付費の増減補正等が主な内容となっております。

それでは、114 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の保険事業勘定より説明申し上げます。

まず、総務費の介護保険事務費では、一般非常勤職員に対する認定のための調査員の報酬 37 万 7,000 円、共済費で 3 万 7,000 円、交通費に当たる費用弁償として 5 万 9,000 円をそれぞれ減額しております。

次の委託料につきましては、平成 24 年 4 月からの介護報酬等改定のためのシステム改修費委託料としまして 262 万 5,000 円を増額計上しております。

次の認定審査会費では、認定審査会委員の欠席委員分報酬 32 万 8,000 円、同じく費用弁償として 1 万 6,000 円をそれぞれ減額しております。

次に、保険給付費では、これまでの支払い実績から、年度内の給付費を科目ごとに見直した結果、介護サービス等諸費では、居宅介護サービス給付費で 400 万円、地域密着型介護サービス給付費で 2,000 万円、施設介護サービス費で 1,700 万円をそれぞれ減額しております。

また、次の居宅介護サービス計画給付費で 114 万 5,000 円を増額計上し、介護サービス等給付費では 3,955 万 5,000 円を減額しております。

次に、介護予防サービス等諸費につきましては、これまでの給付実績に基づき、まず介護予防サービス給付費で 500 万円、地域密着型介護予防サービス給付費で 300 万円、介護予防住宅改修費で 60 万円、介護予防サービス計画給付費で 70 万円をそれぞれ減額し、介護予防サービス等諸費全体で 930 万円を減額しております。

次の高額介護サービス費では、10 万円を減額しております。次に、高額医療合算サービス等費につきましては、高額医療合算サービス給付費で 230 万円、高額医療合算予防サービス給付費では 10 万円をそれぞれ減額し、総額 240 万円の減額補正を行っております。

次に、特定施設入所者介護サービス等費につきましては、特定施設入所者介護サービス費で 150 万円、特定入所者介護サービス費では 24 万円をそれぞれ減額し、総額 174 万円を減額しております。

次の基金積立金の介護給付費準備基金積立金ですが、平成 22 年度繰越金により、すべての給付費等を精算充当した残額 822 万円を介護給付費準備基金の積立金として補正しております。

次の介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金では、利子分として 1,000 円を増額計上するものであります。

次に諸支出金の一般会計繰入金については、平成 22 年度一般会計繰入金の精算金として

一般会計への返還金591万9,000円を計上いたしております。

続きまして、112ページをお開きいただきたいと思います。介護保険勘定の歳入について、主なものを説明したいと思います。

最初に、介護保険料ですが、現年度分特別徴収保険料の収納見通しが立ったことに伴い、490万円を減額いたしております。

次に、国庫支出金ですが、歳出の介護給付費の見直しに基づき、介護給付費負担金984万円、介護給付費調整交付金1,031万4,000円をそれぞれ減額しております。

次に、介護保険事業費補助金ですが、歳出の方でご説明申し上げました、平成24年度からの介護報酬等改定に伴うシステム改修費用に対する2分の1の補助金として131万2,000円を計上しております。

次の支払基金交付金では、同様に給付費の減額により2,013万9,000円、県負担金で1,417万7,000円をそれぞれ減額しております。

次に、一般会計繰入金ですが、その他一般会計繰入金につきましては、サービス勘定からの繰り入れ減による職員給与費等として90万円、介護保険システム改修分131万3,000円の増と臨時職員報酬等81万7,000円の減を通算し、総額139万6,000円の増額補正を行っております。

次に、基金繰入金ですが、第1号被保険者保険料及び国庫支出金、支払基金交付金、県支出金に不足が予測されることにより、627万5,000円を計上するものであります。

次に、介護サービス事業勘定繰入金ですが、給付実績の減により90万円を減額しております。

次に、繰越金ですが、平成22年度繰越金のうち、留保しておりました残額1,413万9,000円を計上しております。

続きまして、122ページをお開きいただきたいと思います。介護サービス事業勘定について説明申し上げます。

まず歳入ですが、予防給付費収入では、居宅介護予防サービス計画費の収入減により、120万円を減額しております。

続きまして、歳出ですが、諸支出金の地域支援事業繰出金では、ただいま申し上げました歳入減に伴い、保険事業勘定への繰り出し分90万円を減額しております。

次に、サービス事業費の介護予防支援事業費では、新予防給付委託料で30万円の減額補正を行い、サービス事業勘定の歳出総額では、総額120万円を減額しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第18号 平成23年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ409万2,000円を追加し、補正後の予算総額を9,609万2,000円とするものでございます。補正予算の内容につきましては、今年度最終補正となるため、歳入歳出全般にわたり現計予算の見直しを行い、それ

ぞれの科目に過不足の調整を行っております。

それでは、134ページの歳入の明細書よりご説明を申し上げます。

後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収保険料が見込みの調定額に追いつかず、171万8,000円の減額補正、普通徴収保険料については見込みの調定額を上回るため、473万9,000円の増額補正、滞納繰越分普通徴収保険料については見込みの調定額に追いつかず、66万円の減額補正をそれぞれお願いするものでございます。

また、一般会計繰入金の80万1,000円の増額補正をいたしております。繰越金につきましては、前年度の決算額として93万円の増額補正をしております。

次に、135ページを開いていただきたいと思います。歳出の補正内容について説明申し上げます。

広域連合保険料納付金として236万1,000円の増額補正、保険基盤安定納付金は80万1,000円の増額補正をするものでございます。さらに、一般会計繰出金については、平成22年度分精算金として93万円の増額補正をお願いしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

それでは、最後の議案第19号 平成23年度美浦村水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

137ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、事業費の確定及び見直しによりまして、収益的収入及び支出の予定額を1,300万円減額し、総額を5億7,934万4,000円としております。

内容につきましては、140ページの議案書をお開き願いたいと思います。収益的収入及び支出の明細書に基づき、説明申し上げます。

水道事業費用の営業費用につきましては、総額1,300万円の減額補正をお願いしております。内容については、配水及び給水費の配水場運転管理委託で、業務確定により1,100万円、配水池清掃業務委託については、配水場更新工事により本年度実施の見込みがなくなったため、200万円の減額補正をそれぞれ計上いたしております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいいたします。

議長（石川 修君） 村長、続いての提案理由の説明、大変ご苦労さまでございました。ここで、暫時休憩といたします。再開は2時15分再開といたします。

午後2時06分休憩

午後2時23分開議

議長（石川 修君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22、議案第20号に入る前に、先ほど議案第1号で小泉議員から質問がございましたけれども、答弁に訂正があるようでございますので、経済建設部長より説明をいたさせます。

経済建設部長（沼崎武男君） 先ほど、各施設の放射能測定値を申し上げたところでございますが、そのうち木原小学校について、数字の読み間違いをしたようでございますので、最初は0.142と平均値をご報告したようでございますが、0.242の間違いでございます。おわびして訂正させていただきます。何か平均値より下がっちゃったというような感じでございます。申しわけありませんでした。

議長（石川 修君） 経済建設部長に申し上げます。資料の提出を求めますが、膨大な資料ということでございますけれども、資料がそろい次第、議員各位に提出をお願い申し上げます。

議長（石川 修君） 日程第22、議案第20号 平成24年度美浦村一般会計予算から、日程第28、議案第26号 平成24年度美浦村水道事業会計までの7議案を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

議長（石川 修君） 事務局、続いての朗読、大変ご苦労さまでございました。

提案者の説明を求めます。

村長。

村長（中島 栄君） それでは、今、事務局が説明いただきました議案第20号から第26号までの提案理由について申し上げます。

議案第20号から議案第26号までの平成24年度一般会計予算及び特別会計予算並びに水道事業会計予算につきましては、先般の予算内示会におきまして、予算編成の基本方針、予算の概要、重点事業及び主要な事業等の資料を提出し、ご説明させていただいておりますので、個々の説明につきましては省略をさせていただきます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（石川 修君） 村長、続いての提案理由の説明、大変ご苦労さまでございました。お諮りをいたします。

ただいま議題となっております平成24年度予算についての質疑は、予算審査特別委員会において行うこととし、質疑を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

議案第20号 平成24年度美浦村一般会計予算から、議案第26号 平成24年度美浦村水道事業会計まで、以上の7件について、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設

置し、付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認め、さよう決定しました。

これより予算審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 3 時 0 3 分休憩

午後 3 時 1 5 分開議

議長（石川 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、予算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、議長から報告をいたします。

予算審査特別委員長に、羽成邦夫君。

副委員長に、坂本一夫君。

以上でございます。

議長（石川 修君） 以上で、本日の日程はすべて終了をいたしました。

本日は、これにて散会といたします。ご苦労さまでございました。

午後 3 時 1 5 分散会

平成24年第1回
美浦村議会定例会会議録 第2号

平成24年3月9日 開議

議案

一般質問

1. 出席議員

1番	塚本光司君	2番	岡沢清君
3番	飯田洋司君	4番	椎名利夫君
5番	山崎幸子君	6番	富田隆雄君
7番	山本一恵君	9番	下村宏君
10番	坂本一夫君	11番	羽成邦夫君
12番	小泉輝忠君	13番	石川修君
14番	沼崎光芳君		

1. 欠席議員

8番 林昌子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教育長	門脇厚司君
総務部長	小泉菊男君
保健福祉部長	大橋幸雄君
経済建設部長	沼崎武男君
教育次長兼生涯学習課長	岡田守君
総務課長	増尾嘉一君
企画財政課長	増尾正己君
都市建設課長	池延政夫君
経済課長	仲内秀夫君
福祉介護課長	松葉博昭君
健康増進課長	堀越文恵君
学校教育課長	浅野勝夫君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 出 攻
書	記 木 村 弘 子

午前10時01分開議

議長（石川 修君） おはようございます。

本日の欠席議員は、林 昌子君の1名でございます。

ただいまから平成24年第1回美浦村定例議会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議長（石川 修君） 傍聴席の美浦大学の生徒さんには、足元の悪い中、お越しをいただきましたこと、大変ご苦労さまでございます。

議事日程につきましては、お手元に配付をしました日程のとおりといたします。

議長（石川 修君） 直ちに議事に入ります。

その前に、議長の方からお願いを申し上げます。

一般質問の制限時間は、50分となっております。質問回数・答弁回数ともそれぞれ3回になっていますので、執行部には明解な答弁を心からお願いを申し上げます。

直ちに議事に入ります。

日程第1、通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、飯田洋司君の一般質問を許します。

飯田洋司君。

3番（飯田洋司君） 3番、飯田です。通告書に従い、質問させていただきます。

当村の災害対策について、まずお伺いします。

今般、都市直下型巨大地震が、M.6、マグニチュード6よりマグニチュード7へ予測の変更がございました。美浦村も都心より60キロ圏内。そして、昨年の中日本大震災よりも大きな被害が出るのが予想されると思います。現在、災害対策マニュアル、また計画策定中と思いますが、想定を今以上に拡大していただき、もっとよい災害対策ができるよう、また、住民への啓蒙活動もしっかりと推進するとともに、地震災害が極力少なく済むよう、美浦村一丸となり、災害に対処できる体制づくりが重要かと思っております。

村長の見解をお伺いします。よろしく申し上げます。

議長（石川 修君） 総務部長。

総務部長（小泉菊男君） 皆さん、どうもおはようございます。どうもご苦労さまでございます。

私の方から、飯田議員ご質問の災害対策の震災の想定についてお答え申し上げます。

現在本村では、住民の生命・財産を災害から守ることを目的に、地域における災害予防・災害応急対策・災害復旧に至る一連の防災活動の指針となるべく、美浦村地域防災計画を2カ年継続事業で進めているところであります。

また、庁内検討会を組織しての内容検討を始め、防災関係機関や団体の皆様よりご意見を拝聴したく、3月22日に予定している美浦村防災会議を経まして、本年3月末を目途に策定する予定であります。

この計画は、本村にかかわる防災に関し、村の処理すべき事務または業務を中心として、県、防災関係機関、公共的団体及び住民の処理分担すべき事務、業務、または任務までを含めた総合的かつ最も基本となる計画であり、震災対策計画と風水害対策計画の2部構成となっております。

第1部の震災対策計画には、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興に関する計画を盛り込んでおります。

第2部の風水害等対策につきましては、風水害対策、航空災害対策、道路災害対策、危険物等災害対策、大規模火災対策、林野火災対策、さらに放射線物質事故対策に関する計画を盛り込んでおります。

さて、議員ご指摘の被害想定にかかわる震度についてでございますが、この地域防災計画の第1部の震災対策計画における震度予想では、震度6弱から6強を想定しております。

この想定につきましては、美浦村に近い将来、大きな揺れをもたらすと予想される想定地震として、茨城県南部直下地震がありますが、茨城県南部直下地震による最新の地震動の予測は、2004年に中央防災会議が策定した首都直下地震対策大綱における茨城県南部直下のプレート境界地震（マグニチュード7.3）が発生した場合の予測からなるもので、美浦村においては震度6弱から6強という予測結果となっております。

また、中央防災会議の調査によって、美浦村に震度7が予測された想定地震は、現在のところございません。

村が策定する計画は、災害対策基本法に基づき、国の防災基本計画、防災関係機関の防災業務計画及び茨城県地域防災計画に抵触することのないように定めておりますので、昨今、民間や研究機関等で首都圏直下地震、一部地域で震度7が予測されるなど、さまざまな予測がなされておりますが、国の機関である中央防災会議の想定に準じているところであります。

なお、3月11日の教訓を受けて修正された国の防災基本計画では、「国及び地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき、対策を推進するものとする」となりました。このことから、今後、国や県が最大クラスの地震を想定して地震動の予測を行った結果、美浦村に最大震度7が予測された場合には、早急に対応し、計画に反映していき

いと考えております。

また、地震による被害は、直接的な被害のほか、ストレス障害、エコノミー症候群等さまざまであり、近年も新たな問題が発生しています。このため、過去の災害における災害対策の教訓や有効事例等を把握し、かつ最新の災害研究の成果等を活用して、本村に起こり得る大震災の様相をより予測し、被害想定のほかにも検討事項、改定事項が生じた際には、これを村防災会議において諮り、修正をしていきたいと考えております。

次に、ご質問の災害対策の啓蒙活動についてお答えいたします。

大規模な災害が発生した場合、公的機関による緊急救助活動が開始されますが、すべての地域に早急に対応することは困難であります。村を初めとする防災関係機関の災害対応能力を超える事態となった場合には、住民の自助・共助により被害を最小限にする必要があります。

阪神淡路大震災の際、家屋内で生き埋めになった方の救助においては、約80%の方は自力、家族または隣人により救助され、公的機関による救助は約20%であったという調査報告がされております。このデータからもわかるように、大規模災害時の初期救助活動においては、住民の自助・共助による活動が非常に有効で、被害を最小限に食い止めます。

このことから、住民等がみずからのまちはみずから守るという意識のもと、地域防災力の向上を図る必要があると認識しております。このため村及び防災関係機関は、広報メディア等を活用した広報・啓蒙活動と教育活動を推進する必要があります。

具体的な広報・啓蒙活動としまして、ホームページ・広報誌・パンフレット等を活用し、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図っていきたいと考えており、特に平成24年度においては、美浦村における地震による揺れやすさや危険度、さらには地震対策や防災関連情報を記した地震防災マップを国の補助事業を活用して策定する予定で、これらを全戸に配布し、個々における地震に関する知識の普及を図っていきたいと考えております。

また、地域防災力向上を目的として、行政区単位での防災組織結成・育成を推進するものとして、行政区単位での防災組織の重要性を認識していただけるよう粘り強く説得していくこととしまして、行政区単位での防災訓練の実施や防災資機材購入など、防災関係機関と連携を図りながら積極的に支援していきたいと考えております。

以上、答弁が長くなりましたが、飯田議員の災害対策についての回答とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（石川 修君） 飯田洋司君。

3番（飯田洋司君） 今般、私どもに配付されました美浦村地域防災計画案、大変、読ませてもらって、隅々まで、各行政組織との連携、消防にしてもそうですし、水道・ガス・電気・各火器燃料・ガソリンなどの協定なども素早く対応して、素晴らしい計画案ができているなと思っております。

私からなんですけども、各地区の、田舎ですので多分井戸水、井戸などがある地域が結構あると思うんですけども、この井戸水を、当然公共インフラ、電気・水道が全部とまるという形を想定すると、やはりその井戸水から給水して、少なくとも地区の皆さんの飲料水、これを何とか確保するといった形で、できれば今言ったように、部長が言ったように、災害マップ、当然いろんなマップがございます。空き家のデータなんかも去年あたりから上がってきていると思うんですけども、ここら辺、空き家マップと防災のマップ、そして各地区の避難所のマップ、そして今言ったような井戸水の取れるところのマップなんかもぜひ、つくるときに調査データとして上げてもらって、今般各地区の区長さんより空き家のデータが上がってきております。

なかなか各地区の区長さんに頼むのも大変でしょうけども、ぜひそういったデータをそろえながら、来るべく災害に対して美浦村地域住民一丸となって進められるものがあればと思っておりますので、ぜひそういった形で井戸水の確保のデータをぜひ調査して集めていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（石川 修君） 村長。

村長（中島 栄君） 皆さん、定例会再開日、大変ご苦労さまでございます。そして、きょうは美浦大学の皆さん27名ぐらいですか、傍聴、大変ご苦労さまでございます。

ただいま、飯田議員から災害に対する備えということで、大筋は、総務部長の方から今、答弁をさせていただきました。飯田議員おっしゃるように、やっぱり災害は今、国で決めて、ある程度の震度の部分は、6弱、6強までというような答弁をさせていただきました。

しかし、災害は想定外のものもたくさんありますね。今回、去年の3月11日に起きた地震では、地震だけであれば災害があそこまで、行方不明者まで入れると1万9,000人ぐらい、今、新聞の中でも数字が出ておりますけども、茨城県でも25名の方が亡くなったり、そしてまた、行方不明者が何人かいるという中で、東北の方は津波の大きさと大分被害があったということが事実でありますから、この先、想定される美浦村の中でどういう備えをすればということで、実質、各自治体では、近隣ではなく結構遠方の方の自治体と、協定を、支援協定を結んだりしているところがあります。

美浦村では今、支援協定というのは、結んであるのがトラック協会とかそういう団体のところも、まだ数多くはやっていませんので、これからそういう団体との災害時の協定を結ぶこと、そして、あとは遠距離にある自治体との災害時の支援協定を結んでいくことも、これは必要になってくるであろうというふうに思います。

美浦村だけの中で今、飯田議員のおっしゃるような生活する中でのものは、各区長さんを通してある程度のデータを上げることはできると思います。大きな災害が来れば、最低でも3日ぐらいの食料や、それから電気とか水とかそういう生活に直結するものが一番重要になってくると思いますので、今、質問された各地区の井戸が、どのぐらい飲料水として今使われているか、それも各区長さんを通してある程度の調査をして備えをしていくと

いうことは、村としても必要であるというふうに思っておりますので、これは、行政の方から各地区に要望をいたしまして、早目に取りまとめもできるような態勢はつくっていきたいと思います。

一つの教訓というか、去年の地震が村にとっては、たしか去年の3月11日の2時46分に発生して、村としては、去年の3月の議会の際に、ちょうどこの天井が落ちたりして、広報の欄に載せさせていただきましたが、対策本部が役場の庁舎の中に設置できないということで、健康増進課の方に対策本部を立ち上げさせていただきました。それも早目の判断ということで、14分後ですね。2時46分に発生したんですが、3時には対策本部を立ち上げて、村の職員、そして地区の消防団の方にご協力をいただいて、村内全域を目視的に、家屋やら塀、道路、すべてを巡回して調査をした経緯があります。

なかなかそういう危機管理体制というのは、ふだんからやっていないとできないんですけども、まだ美浦村の中では防災的なものの訓練は行ってはいなかったんですが、各自治消防の皆さんのお手伝いをいただいて、県南6市町村で今構成しております稲敷広域消防の部分なんですけど、多分、去年のときには美浦村がいち早く村内の被害状況を把握できたというふうに思っております。そういう意味でも、各稲敷消防本部の6自治体の情報が村にも入ってきておまして、そういう情報のもとで何を次にすべきかということも考えながら、災害の対応はしていかなくちやいかんというふうに思っておりますので、去年の部分も一つの教訓として。

実際、水も、昨年度は東京電力の福島第一原子力発電所の事故があって、テレビでいち早く、水の放射能的な汚染があるよということが東京の方で発覚をしました。村としても、小さいお子さん、そして、飲み水に支障があるのかということで、村の方の水も検査をいたしまして、一応クリアはしたんですけども、それでも住民の方は不安ということで、県の方から飲料水も送っていただいたり、それも、いつまでそういう時期が続くかわからないということで、実は美浦村と災害協定は結んでいないんですが、滋賀県の栗東市、これは中央競馬会のトレーニングセンターが西の方にございます。東の方は、美浦村の中にありますけども、そういう同じトレーニングセンターを所有している一つの同じ自治体として要請をいたしましたらば、栗東市からペットボトルで7,200本送っていただきました。これもお金をお支払いしますよということを申し上げましたら、災害時だから、これは栗東市から美浦村さんに進呈しますよという言葉もいただきまして、やっぱり災害時にはある程度の距離の離れたところの自治体とのこういうような災害支援協定は結んでおくべきであろうというふうにも思っております。

それも含めまして、まず地元が一番近々にいろんな物を用意しなくちゃいけないものについては、議員おっしゃるような地区の飲み水等の出るところも把握しておかなければならないというふうに思っておりますので、早速その調査に取りかかって、後で議員の皆様にもご報告をしたいというふうに思っています。

議長（石川 修君） 総務部長。

総務部長（小泉菊男君） 今、村長の方から、いろいろ備えについて、今、新体制、いろいろ話がありましたけども、私の方から具体的に給水関係の話をさせていただきたいというふうに思います。

給水源の確保は、これも非常に大事なことであるということで、今回の美浦村の防災計画の中でも給水計画については盛り込んでございますので、そちらの方で対応していく。

それで、東日本大震災のときに美浦村でも数カ所、給水管が破裂したり亀裂が入ったりしまして、それで何とか早急に対応ができて、それで、自家発電も用意されていますので、それで確保したという経緯がございますけども、想定外の地震が来た場合に、亀裂がすぐに対応できないという場合には、これはいくら自家発電機があっても管が破裂したのでは、もう水は通りませんので、やはり地下水というものが大事になってくるというふうに思います。

そういうことから、昔の農家のうちに行きますと、まだ、井戸と水道を共用されて使っている方が結構ございます。そういうようなことで、その自家用井戸を調査させていただきまして、それを活用できるかどうか、水質検査も含めまして調査させていただいて、活用できるということになれば、それで対応していきたいというふうに考えています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（石川 修君） 飯田洋司君。

3番（飯田洋司君） 総務部長、村長、大変有意義な答弁、ありがとうございました。私は、これで質問を終わりにしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（石川 修君） 以上で、飯田洋司君の一般質問を終了します。

次に、坂本一夫君の一般質問を許します。

坂本一夫君。

10番（坂本一夫君） 皆様方、改めましておはようございます。

ただいま議長よりお話がございましたように、私は10番議員の坂本でございます。

このたび、平成24年第1回の定例会にて、先日の通告に従ひまして質問させていただきます。

まずその前に、明後日にはあの東日本大震災も、はや1年を迎えるわけでございます。被害を受けられました東北地方の皆様方、あるいは私たち茨城も被災県ではございますが、改めまして被害を受けられました皆様方にお見舞いを申し上げ、当村におかれましては、中島村長の強いリーダーシップのもと、1日も早い復旧・復興を期待するわけでございます。

それでは、先般通告いたしました質問をさせていただきます。

さて、昨年12月、第4回の定例議会にて提案、可決されました美浦村定住促進条例の件なんですけど、ご存じのとおり、ことしのみほ広報2月号の中に、「美浦に定住しません

か」、美浦村では近年、人口減少が進んでおり、人口減少は村民生活の活力の低下を招くだけでなく、地域経済に大きな影響を及ぼし、地域の存立基盤にまでかかわってくるものがございます。

そこで、このたび美浦村では、定住化を促進し人口の増加と活力あるまちづくりの推進を図るために、美浦村定住促進条例を制定し、村外の方や村内の借家・寮などに住まいの持ち家のない方が、村内に住宅を取得し、美浦村に定住する場合に、奨励金を交付する条例を制定いたしました。

実は、先般2月2日と3日、同様の条例を制定しております栃木県的那須烏山市の定住促進条例及び企業誘致等々を勉強してまいりました。少しお時間をいただきましてお話をさせていただきますと、参加メンバーは、経済建設部長及び経済建設常任委員含めて9名でございます。

那須烏山市は、平成17年10月、那須郡南那須町と同郡烏山町が合併し、那須烏山市が誕生いたしましたわけでございます。地域的には、栃木県の東部に位置し、宇都宮市まで35キロくらいの近い距離でございます。人口は、平成2年3万3,699名、10年後、平成12年には3万2,790名、そしてさらに10年後、平成22年には2万9,533名と、若干ではございますが減少ぎみの、人口的には美浦村の1.6倍ぐらいの市でございます。

そこで、那須烏山市と美浦村、地域的なもの、人口の差等々、異なる点もあろうかと思えますが、市外から、そして美浦の村外から、移住による人口の増加と、市民、そして村民の定住促進を図ろうとする目的は同じかと思えます。

那須烏山市では、このような、皆様方の手元にお渡しをさせていただきました「あなたも那須烏山市に住んでみませんか」、そのようなチラシを作成し、活用しているとの説明もありました。そこで、まずは美浦村としてはどのような方策を考えているのかご説明をいただきたいわけでございます。

そして二つ目が、美浦村都市計画マスタープランにも素案として出ておりますが、将来の人口目標について、第5次総合計画で、平成25年度の時点で、将来人口目標を2万人としておりました。今般のマスタープランにおいても、平成42年、18年後、政策人口を2万人としております。実情に合っていないだろうとか、メディアでも報道されているように、原発の影響等で首都圏でも減少傾向にある等々、政策目標とはいえ、実情と余りにも違うのではないかなど、いささかの疑問がございますが、ことし平成24年2月の人口密度が1万7,257名です。18年後の平成42年が2万名とすると、毎年152名の方、18年で2,743名をふやすことを考えなければなりません。ところで、この条例によって、いかほどの増加を考えているのかご説明をいただきたいわけです。

以上、私が言いたいのは、条例制定の重要なことなんです、でき上がった条例をいかに実施するか。そして、どのようにしてこの条例を生かしていくかではないでしょうか。失礼な表現かと思えますが、絵にかいた餅では食べることはできません。多少なり黒く焦

げても、食べることができなければおいしくございません。食べればおいしいわけです。そのような観点から、この定住促進条例に伴う方策と目標値を教えてくださいたいんです。

以上、1回目の質問は終わり、部長に答弁をお願いします。

議長（石川 修君） 総務部長。

総務部長（小泉菊男君） 坂本議員ご質問の美浦村定住促進条例、昨年の議会におきまして皆さんにご説明いたしまして、条例が通ったということでございます。この条例の内容につきまして説明させていただきます。

この条例は、美浦村内に定住を目的として住宅取得をした方で固定資産税を納税された方に対し、定住促進奨励金を交付するものとしております。これにより、村外からの移住による人口の増加及び村民の定住促進を図ることで、村の活性化に寄与することを目的とすることで制定しております。

本村の位置は、圏央道の阿見東インター付近のあみプレミアム・アウトレットや雪印メグミルク株式会社の起工式が、阿見町東部工業団地、また、ひたち野うしく駅周辺からも近隣にあることから、本村への流入人口の定住化を促進しまして、本村の市街化区域の活性化を図っていきたいと考えておるところであります。

本村の住環境のよい利点をアピールし、村外に住まわれている方が本村に新たに住宅を新築、または中古住宅を取得してもらうことで、住宅地の拡大により人口の増加につなげ、その地域のさらなる活性化が期待できます。将来的には、本村の市街化区域の拡大も視野に入れ、定住化促進を図ってまいりたいと考えております。

また、この条例では、村外から村内への新たな定住者の転入が目的ですが、村内在住であっても、貸家や寮などにお住まいで持ち家のない方が住宅を新築されるか中古住宅を取得した場合も対象としております。さらに、持ち家にお住まいの家族の中から、兄弟姉妹等のお子さんが今お住まいの住宅地以外で村内に住宅を取得される場合も対象としております。これは、村外への人口流出により地域の活力の低下を防ぐことにもつなげようとするものであります。

次に、ご質問の定住促進奨励金の年度別目標数値でございますが、平成23年度中に新築した建物で奨励金の交付対象に該当すると思われる新築家屋件数は、今のところ16件ほどあります。このことから、制度による増加分を見込むと、件数で年間20件程度が想定されると思います。さらに、毎年件数が増加すれば喜ばしいことと考えております。

なお、条例の施行に關しての必要な事項につきましては、美浦村定住促進条例施行規則を制定し、奨励金の交付事務に当たるものとしております。この制度につきましては、今年の1月2日以降に取得された住宅から対象となり、当該物件の固定資産税は平成25年度から賦課されることとなりますので、奨励金の申請及び交付につきましては、平成25年度が初年度になってきます。

以上が、美浦村定住促進条例の目的及び奨励金交付の対象件数等についてでございます。

よろしくお願いいたします。

議長（石川 修君） 坂本一夫君。

10番（坂本一夫君） 部長、ありがとうございます。今お話いただいたように、対象物件が年間大体16棟、これを活用すると20棟くらいになるんじゃないかという前向きな答弁、ありがとうございます。

そこでひとつ相談させてもらいたいんですが、先ほど那須烏山市のチラシを皆様方のテーブルに置かせていただきました。それとあわせて、みほ広報を持ってきました。みほ広報は村内でございます。これを村外に配るということは、まず難しいんじゃないかなと思います。そういう意味では、こういうようなチラシをつくって、村外の方にお話をするのがよしいんじゃないかなと思ったので持ってきたわけでございますから、活用していただきたいと思うわけでございます。

それともう1点、部長、聞きたいんですが、美浦の人口一万八千弱、一万七千何ぼというお話をさせていただきました。その中で日本中央競馬会美浦トレーニングセンターの、ウエイト的には美浦の人口の比率は、私は強いと思うんですよ。何世帯ぐらい、何人くらいいるのかちょっと教えていただきたい。

議長（石川 修君） 総務部長。

総務部長（小泉菊男君） それでは、再質問の、PRのことかと思えます。あと、トレセン地区の定住についてどう考えているかということかと思えます。それについてお答えさせていただきたいというふうに思えます。

まず、トレセン地区の定住促進の考え方等についてお話させていただきたいと思えます。トレーニングセンターは、村の誘致事業といたしまして取り組んできたわけでございます。昭和43年から用地買収が開始されまして、昭和53年4月に開場となっております。当時、約5,000名の関係者が中山と府中それぞれから転入されてきております。

ことしの現在の調教師でございますけども、現在は調教師が108人、調教助手が321人、騎手の方が74人、厩務員さんが1,017人の方が美浦トレーニングセンターに現在所属されているということでございます。世帯数でございますけども、美駒地区には924世帯、2,023人が現在お住まいになっているということでございます。

開所からトレーニングセンターは既に三十数周年経過しているわけですけども、住居を近隣に求められる方が多くなってきている現状かというふうに見受けられます。

トレーニングセンターは村が誘致したわけですけども、誘致する際に現在南原という地区がございますけども、昔は信太原というふうに言っていましたけども、そこを誘致の際に住宅用地といたしまして村が戸別の農家の方が土地を所有されているんですけども、そこを住宅用地といたしまして整備した経緯がございます。

そのようなことで、今現在、美浦村で線引きがされて調整区域の市街化区域というふうになっているわけですけども、その南原地区は市街化区域ということで、住居専用地域と

で指定してございます。

そのようなことから、このトレーニングセンター、地区の方々にできればその地区にお住まいになっていただいて、その市街化区域を活性化させていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、定住促進奨励制度のお知らせということで、PR関係でございますけども、お知らせにつきましては、広報、みほ広報、今のなんですけども、2月号でもお知らせするとともに、美浦村のホームページでも同様にご案内させていただいているところでございます。今後は、子育て支援の案内や住宅リフォームなど本村が実施する住みよいまちづくり施策とあわせて、PRしていきたいというふうに考えております。

それから、村外の方の対応でございますけども、村外の方に対応といたしましては、マスコミ等を活用したり、議員は那須烏山のパンフレットを今、提案されましたけれども、美浦村でもパンフレット等を作成いたしまして、それを配布していくというようなことでPRをしていきたいというふうに考えております。

以上、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（石川 修君） 坂本一夫君。

10番（坂本一夫君） ありがとうございます。人口的には2,023名、世帯数については924世帯、また、美浦村のホームページ、あるいはマスコミ等については、パンフを作成するというような前向きなる答弁をいただきまして、まことにありがとうございます。

今お話いただいたように、働き場所は美浦村、住まいも美浦村、これが一番美浦村にとって一番いいんじゃないかなと思うんですよ。でも、ややもすると、働き場所は美浦村、住まいは阿見町、あるいはつくば市ということも考えざるを得ないのかなと思ってはおります。

そこで、このたびの定住促進条例は、美浦村にとりましても、私は本当にいい条例じゃないかなと思っておるわけでございます。しかし、もう少し現状を、現実を見た上で知恵を出して、1世帯でも、いや1人でも多くこの美浦村に住んでいただきたく、工夫とれきし、ともに汗を流していただきたいなと思っているわけでございます。

ところが、部長は3月で退社ということでございますけども、済みませんけども、今後におかれましても、この美浦村にお力添えくださいますことを最後にお願ひを申し上げまして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

〔「退社じゃないですか」「退職でしょう」と呼ぶ者あり〕

10番（坂本一夫君） ごめんなさい、退職。

議長（石川 修君） 以上で、坂本一夫君の一般質問を終了をいたします。

次に、山崎幸子君の一般質問を許します。

山崎幸子君。

5番（山崎幸子君） おはようございます。傍聴の皆さん、ご苦労さまです。

私も一般質問はまだ2回目で緊張しておりますので、お聞き苦しい点はお許してください。それでは、通告に従いまして、2点質問いたします。

まず、1点目の不妊治療費の助成についてですが、医療保険が適用されない不妊治療は、1回当たり体外受精が20万円から30万円、顕微受精が30万から40万円と高額な治療費がかかります。県の助成制度はあるものの、助成金額が15万円以内であるため、自己負担が高額となり、安易に治療が受けられない現状にあります。

不妊に悩む夫婦の精神的負担と経済的負担の軽減を図り、少子化対策に努めることを目的に、全国的に市町村の助成事業は拡大してきて、近隣自治体でも、土浦市・牛久市・つくば市・阿見町では5万円上乗せの助成制度を既の実施しており、稲敷市でも平成24年度には助成制度を実施するよう予算も上がっているとのことです。本村でも、不妊治療費に対して助成を行ってはどうかお伺いいたします。

そして、2点目ですが、東日本大震災では、ライフラインが破壊され、多くの庁舎が壊滅的な被害を受けて自治体機能がストップし、災害救護活動もままならない事態が発生しました。このような事態を想定し、有事の際に対処するため、他の自治体との相互応援や、また、民間企業からの優先的な物資の供給、医療救護活動、緊急輸送活動などの復旧活動について、いろいろな関係機関との災害時支援協定が必要だと思えます。本村におきましても、災害時支援協定を締結しているとお聞きしていますが、締結数とその状況についてお伺いいたします。

以上2点、明確なご答弁、よろしくお伺いいたします。

議長（石川 修君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（大橋幸雄君） ご質問のうち、不妊治療助成につきましてお答えを申し上げます。まず最初に、この不妊治療助成事業の概要について申し上げますと、平成16年度から国の方で医療保険が適用されないで、さらに高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療費を対象として経済的負担の軽減を図るために、体外受精それから顕微鏡受精の二つの特定不妊治療費助成が開始をされております。

この事業そのものの実施主体につきましては都道府県になっておりまして、茨城県では、国庫補助事業として同じ16年度から開始され、これは保健所が窓口となっております。そして、県が指定した医療機関で治療を受けた場合に、議員申されるように、1回の治療につき15万円を限度に、1年目は3回まで、そして2年目以降につきましては、年2回を限度に、通算5年間で計10回まで助成を行っております。

なお、対象者につきましては、法律上婚姻をしている夫婦で、いずれか一方が県内に住所を有して、なおかつ夫婦の前年の合計所得が730万円未満で、県が指定する医療機関で実施した治療であること等の条件をすべて満たしている方というのが対象になってございます。

また、県では、こうした経済的な負担の軽減対策のほかに、不妊専門相談センターを開

設しまして、カウンセリング、それから不妊治療に関する情報提供というようなことを無料で行っております。そして、不妊に関する精神的な負担の軽減についても支援対策をとっておるようでございます。

県内の市町村でも、先ほど申されましたけども、県の助成に上乘せする形で独自に支援する市町村が44市町村のうち、平成21年度が12市町村、平成23年度が15市町村というように、徐々にでありますけども増加してきているというのが現状になってございます。

ご質問の美浦村としての対応でございますけども、まず最初に本村における県の不妊治療の助成状況を申し上げますと、平成22年度は延べ件数で8件、実人数で4人でございます。平成23年度は、延べ件数、今現在ですけども、延べ件数が8件、実人数で8人というふうになってございます。

ただいま申し上げましたように、本村にも現実に治療されておる方がおるということ、それから、近隣自治体でも実施されてきておりました、隣接自治体との行政サービスの格差は望ましくないというようなこともございますので、今後、本村におきましても助成ができるよう、助成金額、それから交付要項等々を早急に検討していきたいというふうに考えていますので、よろしく申し上げます。

議長（石川 修君） 総務部長。

総務部長（小泉菊男君） 私の方からは、山崎議員の第2点目の災害時の支援協定についてのご質問にお答えさせていただきたいというふうに思います。

先ほど村長から、3月11日の東日本大震災時における栗東から支援をいただいたとか、いろいろ支援の話がありましたけども、あと、日本トラック協会とも支援協定を結んでいますよというような話があったんですけども、具体的に私の方から、ご質問の今後の支援協定を含めて、議員のご質問に対してお答えしていきたいというふうに思います。

まず、ご指摘のように東日本大震災においては、多くの庁舎が壊滅的な被害を受けて、自治体機能がストップし、災害救護活動もままならない状態も発生しました。本村においても、発生から数日間、ライフラインの機能不全等による物流、流通機能等が低下したことによる生活関連物資が一部不足しました。

地震により、村自力の応急対策等が困難な場合、相互応援協定などに基づき、迅速・的確に応援要請を行い、受け入れ態勢を確保する必要があります。特に大規模災害時には、隣接する自治体も大きな被害を受ける可能性もあるため、広域的な応援体制を考慮しなければなりませんと思っております。

ほかの自治体からの職員派遣の要請につきましては、災害対策基本法第68条・第67条という法律がございますけども、により県知事やほかの市町村長に対して応援の要請をすることができることになっております。また、県知事に対する緊急消防援助隊派遣要請や指定地方行政機関の長もしくは特定公共機関に対する職員の派遣要請についても、災害対策基本法第29条により行うことができます。

さらに、大規模な災害は、自衛隊の災害派遣要請を求めることができます。仮にこのような事態が発生した場合においては、派遣部隊とほかの応援機関とが重複しないように基準を設けておく必要があります。そのようなことから、応援を求める活動内容についても、速やかに開始できるよう地域防災計画の中に盛り込み、体制の確立を図っていく必要があります。

もちろん、これらとは別に議員ご指摘のとおり、他自治体や民間レベルでの協定に基づき、応援体制を整えてことも大変重要だと認識しております。

先の東日本大震災においても、長く本村と交流関係にある先ほど申しました滋賀県栗東市や新潟県新潟市横越地区の皆様から、多大な支援物資をいただきました。今のところ特定の自治体との災害時における応援協定は結んでおりませんが、東日本大震災での教訓を踏まえ、本村と交流のある市町村と有事の際における相互の応援協定等を今後進めていくよう検討していきたいと考えているところであります。

なお、本年3月現在の災害支援協定の状況であります。「災害時における公共土木施設等応急復旧工事に関する協定」を美浦村建設業協同組合と、「災害時における物資輸送業務に関する協定」を社団法人茨城県トラック協会県南支部と、それから「災害時における情報連絡員派遣に関する協定」を国土交通省関東地方整備局と、以上、三つの事業所と協定を平成22年度に締結しているところであります。

今後においては、生活物資供給等に関する協定、燃料輸送供給に関する協定、医療関係機関との協定、電気設備復旧に関する協定、レンタル機材の提供に関する協定などを各事業所等と調整を図りながら締結していきたいと考えているところでございます。

以上、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（石川 修君） 山崎幸子君。

5番（山崎幸子君） ご答弁、ありがとうございました。

まず不妊治療費の助成に関してですが、住民からの意見で、「美浦村では定住促進のために条例もつくっているが、不妊治療の助成に関しては、近隣市町村では上乗せの助成をしているのに、美浦村では行っていない。それでは、ほかの市町村に移るしかない」と言っている人もいました。執行部から議会での答弁の際、「近隣自治体の動向を見まして」とよく言われますが、多くの近隣自治体で不妊治療費の上乗せ助成を行っているので、ぜひとも本村でも取り入れてほしいと思います。

そして、災害時支援協定の件ですが、那珂市では、多数の企業や団体等と災害協定を締結しています。災害が発生した際、重機や発電機、仮設トイレなどを優先的に有償で借り受けられるよう、重機レンタル会社との調印式、そして、ガソリンスタンドでの燃料、コカコーラからは水のペットボトルを優先的に供給してもらえよう、燃料組合や飲料水メーカーとの協定締結、そして、ほかにジャスコ那珂町店やいばらきコープなど七つの企業や団体と災害協定を締結したとのことでした。

ほかには、板東市・北茨城市・河内町の3市町で、大規模災害時に離れていればこそできるということで、災害時応援協定を締結。そして、東海村も今月2日に、長崎県川棚町と災害時応援協定を締結。そして、龍ヶ崎市は歯科医師会と災害時救護協定を締結したとのこと。美浦村でもぜひとも災害協定を積極的に考えていってほしいと思います。

特に、企業との協定で、優先的に借り受け・供給してもらうようなものは、早く協定締結をしないと優先順位が下がってしまうのではないのでしょうか。幾つかの企業では、既に複数の自治体との協定締結を行っているところがあるので、一刻も早く多くの自治体や企業との災害協定締結を考えてほしいと思いますが、村長のお考えはいかがでしょう。

議長（石川 修君） 村長。

村長（中島 栄君） それでは、山崎議員の不妊治療については、県南でも隣接する土浦市、阿見町、牛久市も、そして稲敷市も24年度からということでございますので、そういうせっかく定住促進策を立ち上げたのということで、住民の方からそういう不安の部分もあるということも、議員の方から質問を、報告を受けましたので、受けたからということじゃないんですけども、やっぱり情動的に他の自治体でどのように取り組みがなされているかということは、行政の中で早目に周知しなくてはいけない部分であると思います。

議員の質問の中にもありましたように、できるだけ早目に本年度、もう24年度予算化は一応皆様にご提案申し上げましたので、早目にどのぐらい上積みしてできるか、よそもありますので、近隣の部分も含めて調査をして、できる限り早目に美浦村も実施をしていきたい。途中で、補正の中でできるか。遅くとも来年度の予算の中にはもう間違いなく入っているというふうにしていきたいというふうには思います。

それから、災害時の支援協定は、今、東海村さんのお話、そして、茨城県が一番北の北茨城市と西の板東市、そして河内町さんがこの前、新聞に載っていましたね。そういうところで協定を結んだことが一つ話題になっております。

部長の方からも、村としては正式な協定は結んでいないんですが、姉妹都市として元横越町さんと提携を結んでおりましたけども、横越さんが新潟市に合併をされてしまったので、新潟市というと、大体もう81万人ぐらいあって、政令市を目指して、13市町村が新潟市は合併したと思います。その中の横越地区ということで、新潟市と美浦村というわけにはちょっといかないという話をされておりますので、地区として、元の姉妹を結んでいた関係上、今でも美浦の中に民間の組織を立ち上げて横越地区との協定をやっている部分があります。これは行政と横越地区ではありませんけども、実質、毎年秋の文化祭のときには、横越地区から来ていただいてイベントを盛り上げていただいてもございます。そういうこともありますので、新潟市とはできませんけども、地区としての協定は、民間レベルで結ぶことも可能であるというふうには思いますので、それも推し進めていきたい。

そしてまた、当然、先ほどもお話ししましたけども、栗東市とも、人口格差がありますけども、同じトレーニングセンターを誘致している自治体としての中での協定ができるとい

うふうに思います。

また、この前、福島県の大玉村というのがありまして、この村長さんと会ったら、向こうもなかなか大変で、意外と協定を結んでいる地区がないということで、できたら美浦村さんと結びたいねというお話をいただいております。ただ、今回、大玉村自体は人口が8,000人ぐらい。美浦村の大体半分近い人口なんですけども、実際は、今回の津波には全然被害は受けていないんですが、放射線の影響はかなり受けているということで、なかなか苦慮、自治体自体が苦勞していますよというお話をいただいておりますので、いずれ、福島だけじゃなくて、今度南関東の方の災害がいろいろと予想もされていることもありますので、できるだけ違う自治体との協定も結んでいきたい。

これからはぜひ、議会の中でそれぞれ研修に行った先とか、これは自治体を通して研修に行きますので、そういうところで何かご縁があれば、こちらからも申し込んで協定を結んでいきたいというふうに思っております。それは美浦村だけのことじゃなくて、相手の自治体に対しても同じことを言えると思いますので、環境が同じでなくても、そういう協定は結べるものと思います。また、自治体以外のところもいろんな団体との協定も結んでいきたいというふうに思います。

議長（石川 修君） 山崎幸子君。

5番（山崎幸子君） 前向きなご答弁、ありがとうございました。

災害時支援協定ですが、栗東市が前回助けてくれたから多分大丈夫だろうということではなくて、きっちりとした形で災害協定を結んでほしいと思います。

それと、不妊治療費の助成は、少子化対策の一環でもありますので、ぜひとも24年度中の補正で予算が上げられるよう、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（石川 修君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は、11時20分といたします。

午前11時12分休憩

午前11時21分開議

議長（石川 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、山本一恵君の一般質問を許します。

山本一恵君。

7番（山本一恵君） それでは、通告に従いまして、女性の視点からの防災対策について質問いたします。

東日本大震災から1年になり、被災地では本格的な復旧・復興が急がれています。全国各地では、今回の震災を踏まえ、防災対策を見直す動きが活発化してきています。

そこで問題になっているのが、東日本大震災を初めとして、今までの防災対策の中では、避難所で女性が着がえる場所がない、授乳するスペースがないなど、女性の視点が決定的に欠落している実態が浮き彫りになりました。地域の防災対策の見直しをする上で、女性の視点を積極的に取り入れる必要があるのではないのでしょうか。

生活に密着した女性ならではの視点で見れば、女性だけでなく、子どもや高齢者、障害者にとって何が必要かなど、きめ細かな対応にも気づくことができます。それは、避難所の環境改善などを初め、あらゆる場面の防災対策の充実につながることになると思います。そこで、次の3点について、本村としてのお考えをお伺いいたします。

まず1点目、防災会議への女性委員の積極的な登用、2点目、学校施設等の防災機能の強化、3点目、災害時緊急物資備蓄品の検討、以上の3点です。

1点目の防災会議への女性委員の登用ですが、本村の防災会議の委員は21名中、女性の委員はゼロです。現在、政府においては、東日本大震災から得られた女性の視点からの教訓をマニュアル化する作業が進められています。中央防災会議のもとに設置した防災対策推進検討会議においては、12名中4名の女性が登用されました。

また、昨年末には、国の防災対策の基本となる防災基本計画に地域の防災力向上を図るため、「防災に関する政策、方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大などが必要」と明記されるとともに、避難所運営における女性や子育て家庭のニーズへの配慮等が盛り込まれました。介護や子育て等の経験を持ち、地域のことをよく知っている女性が、災害や復興に関する意思決定に参画することによって、地域の防災力が向上するのです。

2点目の学校施設の防災機能の強化ですが、耐震化のみならず、トイレや備蓄倉庫、自家発電設備設置、バリアフリー化等がありますが、学校が災害時に子どもたちや地域住民の応急避難場所という重要な役割を果たすことができるよう、今後の学校施設の整備に当たっては、教育機能のみならず、あらかじめ避難場所として必要な諸機能を備えておくという発想の転換が必要になると思います。

3点目の災害時緊急物資備蓄品の検討ですが、女性や高齢者の視点で、災害等に役に立つ備品の仕方、例えば粉ミルクと哺乳瓶等のセットや浄水器、使い捨てカイロ、大人・子ども用の紙おむつなどのきめ細かな緊急備品の見直しの検討が考えられています。災害はいつ、どこで起きるかわかりません。来るべき災害に備え、命を守るため、今回の震災の教訓を速やかに防災対策に生かすことが不可欠だと思います。

今後の計画を見直す中で、避難所運営や防災備蓄物資においてはさまざまな女性の視点を生かした防災対策を取り入れての見直しが必要となってきますが、村としての見解をお伺いいたします。

以上、明解な答弁をお願いし、1回目の質問を終わります。

議長（石川 修君） 総務部長。

総務部長（小泉菊男君） それでは、山本議員ご質問の女性の視点からの防災対策についてお答え申し上げます。

まず、第1点目の防災会議の女性委員の積極的な登用についてでございますが、美浦村防災会議につきましては、災害対策基本法の規定に基づき、設置しているものでございます。美浦村防災会議条例により、司る事務内容及び委員の構成を定めております。

委員は、指定地方行政機関・県の機関・県警察・指定公共機関・消防関係機関の代表者などで構成され、定数は25人以内となっております。現在のところ、これらの機関から女性の参加はありませんが、今後は関係機関に対して積極的に呼びかけをしていきたいと考えております。また、村長が認めて指名した者を委員として充てることもできますので、今後、会議への女性の登用を積極的に行っていきたいと考えております。

また、防災会議は、防災計画などの諮問や地域にかかわる災害対策・対応における大変重要な役割を担っているわけですから、女性委員さんを登用することによって、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した対策ができるものと考えております。

次に、ご質問の学校施設等の防災機能の強化についてお答えいたします。

策定中の地域防災計画においても、各学校は避難所としても位置づけられており、計画に沿ってその機能の充実を図っていきます。

具体的な事項としましては、避難所である学校等と通信連絡手段を確保するため、国の第3次補正予算における消防防災通信基盤整備費補助金を活用し、避難所と災害対策本部との双方向通信が可能である移動系無線端末を整備する予定であります。これにより、停電時や携帯電話が使用できない場合においても、タイムラグがなく同時に双方向で会話ができることから、避難所である学校と災害対策本部において意思の疎通が密に図られるようになります。

また、議員ご承知のとおり、各小学校校舎等の耐震化を年次計画で進めるなど、避難所としての安全性の確保に努めているところであります。

続きまして、3点目の災害時緊急物資・備蓄品の検討について、お答えいたします。

大きな地震災害が発生すると、道路の寸断や情報の途絶、ライフラインの機能不全等により、被災地内の物流・流通機能等が停止することから、生活関連物資の不足が懸念されます。このため、何といたってもまず第一に、ご家庭での備蓄をお願いしたいと考えます。そして、村での備蓄、さらに村内での物資の調達体制と村外からの物資の受け入れ態勢の整備が必要となってくると認識しております。

ご家庭の備蓄につきましては、東日本大震災などの教訓を生かし、住民の皆様へは平時時から、災害の備えとして2日から3日分の食料の備蓄をお願いしていきたいと考えております。非常時の生活維持に最小限必要な数量等を地域防災計画に盛り込み、住民の皆様へ啓発していきたいと思っております。

村の備蓄につきましては、今年度防災倉庫を役場庁舎北側、光と風の丘公園駐輪場の隣

地に計3棟設置しております。3月現在の備蓄品の種類でございますが、飲料水につきましては、500ミリリットルのペットボトル、7,200本、非常用食料においては、乾パンやおかゆなど1,600食程度備蓄しており、そのほか、ブルーシート、携帯トイレ、毛布、さらには、トイレトーパーや石けん、生理用品・紙オムツ等の日用品・雑貨、下着、運動靴、そして懐中電灯・乾電池等を備えております。そして、非常用の発電機、投光機も各4機、今年度購入し、これらを当面一括集中管理していく予定であります。

災害用備品につきましては、保存期間や保存場所の制約などもあることから、災害時における応急生活物資の供給等に関する相互協定等を締結している事業者から調達する流通・備蓄が大変重要な役割を果たすと思われる。また、災害時における応援協定につきましては、先に山崎議員さんに答弁しているとおりでございます。そのようなことで、各事業所と調整を図りながら、災害協定の方は締結していきたいというふうに考えております。

また、災害発生直後の物資は、物資調達のおくれなどさまざまな困難が予想され、避難者全体に物資が行き渡るまで数日かかることや、それらが適切に配布されない状況も想定されます。そこで、今後もスムーズな物資配布方法の検討を重ねてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（石川 修君） 山本一恵君。

7番（山本一恵君） それでは、二、三ちょっと質問いたします。

防災会議の女性委員の登用ですけれども、今はゼロということで、名簿を以前いただいたときに、県の機関とか村の機関、いろんな機関で長の方をつく方は全部男性ですので、これは女性がいない状態だと思うんですけれども、その他という欄がありまして、定数が25名ということで、今21名ですね。

実際に、本来ですとこの委員の登用は、委員全体の3割を女性をと、そういう今、ある動きがありまして、たった1人では意見がなかなか通らないのではないかなという思いから、本当は21名いたら7名、本来は女性がいれば一番いいんですけれども、いきなりゼロから7というのは難しいのかなと思ひまして、条例がある限り、この条例を改正していただくか、あるいはその他というところに女性が4名とか3名とか入ればすごく、女性のそういう細かいいろんな意見が防災計画に入っていくのではないかなという思いがあります。

これは本当に、震災になってからもう1年たちますけれども、1年の間には全然検討、そういうのがなく今まで来て、今までずっとやっていたこの委員のメンバーのままで、今回、防災計画を立てていると思うんですけれども、できれば本年度中に、メンバーの構成、条例を改正するか、あるいは村長が認められた方という部分で、ぜひとも女性を入れていただきたいと思ひます。それが可能かどうか。それは早急にしていただきたいと思ひます。今、防災計画をつくっている最中ですが、まだ最終的ではないので、この間にぜひとも入れていただきたいと思ひます。

これが入ることによって、その後の防災機能の強化、あるいは備蓄品のこととかいろんな、避難所でのいろんな問題が、すべてそういうところから意見が出、入っていくのではないかと思うんです。ですから、女性の委員がいないということが一番のネックになると思うので、ぜひともそれはやっていただきたいと思うんです。

防災倉庫が今、あるということですが、避難所には最低の物を備えた防災倉庫は、現在、各小学校とか公共施設にはあるんでしょうか。やはり、一応個人的には3日間の食料はまず自分で用意して、その以降ということがありました。今、もっと、今回の地震、たまたま福島ですけども、こちらの、今度茨城県沖地震ということになります。東海原発の問題もあります。放射能の問題がありますと、長引く場合があります。今も本当に皆さん、お水、飲料水もまだペットボトルを飲んでいるという方もいらっしゃいます。そういう意味で長期化する可能性が今後はあるかと思えます。

その想定外を想定していただいて、そういうものの備蓄品とか、あと、避難所の使い勝手とかそういうものの検討、あるいはそういうものは全部網羅した防災計画をという思いがあります。ぜひ女性委員の登用ができるかどうか。それから、そういう防災倉庫のことを、もう一回答弁をお願いいたします。

議長（石川 修君） 村長。

村長（中島 栄君） それでは、山本一恵議員の、女性の視点からということで、実際、今、防災会議のメンバー21名の中には女性が含まれていませんということで、25名が一つの防災会議のメンバーの人数というふうになっておりまして、確かにいろんな団体の方も含めてこのメンバーに入っていると思うんですけども、女性の方がいないということで、女性の視点でいろんなところが抜け落ちている部分も会議の中にあるのだろうというふうに今、質問されておりますので、ぜひ、避難をしてきたときの状況をいろいろ想定しますと、実際、去年の3月11日のときにも、11日の夕方から夜にかけては76名ぐらいの方が避難をしてきました。健康増進課の方ではそれだけ入れないので、約40名ちょっと健康増進課の方に一晩、皆さん泊まった経緯があります。

残りの30名からは、ちょうど大谷地区と安中地区が停電しなかったんですね。幼稚園は床暖房がしてあって、電気がきていますので、ちょうど3月、まだ寒かった部分がありまして、幼稚園の方に三十数名には避難をしていただきました。

次の日には、幼稚園の方の部分の三十何名が自宅に帰られまして、残ったのは、40名近い方が健康増進課の方に、保健センターの方に2日目もいましたけども、3日目にはもう皆さん、自宅の方に帰られた経緯があります。

そういう中でも、同じ部屋に実際は避難した男女、一緒に一晩、二晩過ごした方もおりますけども、そういう視点からでも、女性の方の考え方も入れて、いろんな日常生活の中で苦労されることもありますので、ぜひ25名のまた、あと4名ぐらい入れることができるということなので、議員がおっしゃった、私の方の提言でという部分もあるということで

ございますので、ぜひ、防災会議の中にある程度引き受けてくださる方をこちらからお願いをして、ちょっと入れていきたいというふうに思います。これも3月22日に一応もう、今月22日に会議があるということなので、早急に総務課の方から打診をしていきたいというふうに思います。

倉庫に関しては、小学校の防災については、耐震がもう、安中小学校と幼稚園が残っているだけで、この前、安中小学校の耐震の工事の入札を行いました。一応、もう議会の承認をいただいて工事ができるようになりますので、工期は来年の3月いっぱいというふうになってはいるんですが、夏休みを重点的にやっていただくようなことで、多分8月いっぱいぐらいまでに工事が終わっていただければ、村としては一番いい条件だというふうに思っております。

これが終わりますと、小学校三つ、中学校は新しく建てかえましたので、小学校三つは全部、耐震化が終わります。ことしはあと、幼稚園も本体の構造自体は1s値ではクリアをしています。構造体ではなく屋根の部分が、幼稚園はちょっと改修しなくちゃいかんというふうに、ホールの部分、それをことし幼稚園もやっていきたい。そうすれば、一応、学校、幼稚園、公共的な部分の避難所については、住民の方が避難しても安全な体制ができるというふうに思います。

また、備蓄倉庫は、部長の方からも今お話がありましたように、いろんなものを入れて三つ、役場の北側と光と風の丘公園の自転車置き場のわきに二つということで、非常食は1,600食ぐらいそろえてありますけども、子どもの粉ミルクの方までは、まだ、そういうものはちょっと入っていないので、ある程度大きな災害に遭っても2日か3日、大体非常食が備えてあれば、先ほど山崎議員の方からもありましたように、災害協定を結んだところとの支援ができるというふうに思っております。ですから、最低でも2日から3日の部分を、村も人数的には1,600食なんですけど、できればもう少しそろえておければ、備蓄の方も強化していきたいというふうに思います。

想定をしていくという中では、どこまでのものというのは、なかなか想定ができない。国の方の指針とすれば、先ほど部長の方から話があった6弱から6強を想定の範囲というふうに見ていますので、それ以上のものも起きないとは言いません。言えないので、そういうことが発生したときのこともある程度は住民の方にも啓蒙・啓発して、ある程度の家族の防災グッズやら、ある程度の備蓄をしておいていただければ、自分のことは自分で守るというふうなことを言われていますけども、それでもできない部分は行政が支えなくちゃいけませんので、お互い災害についてのいろんなマニュアルしたものもお配りさせていただいて、住民も一緒になって防災についてはともに考えていきたいというふうに思います。

また、会議の中には女性の登用を早目に決断をして、25名の体制でやっていきたいというふうに思っています。

議長（石川 修君） 総務部長。

総務部長（小泉菊男君） 今、村長から答弁がありましたけども、防災倉庫を各避難所に置けないですかというご質問ですけども、避難所は16カ所指定してございます。広域が6カ所、各小学校のグラウンド、中学校、光と風の丘公園ということで、広域が6カ所ですね。土屋の集落センターもそうですけども。あと、避難所として指定しているのが、各小学校と安中・木原の多目的集会施設とか、幼稚園、各公共施設がございすけども、以上で16カ所になります。

そこに、申しわけございませんけども、やはり各地区に防災倉庫を置くというのは、管理上の問題がございす。そういうことで、今回、先ほど私が説明しましたけども、3基を今現在用意させてもらって、それを役場と、すぐ役場の裏側に置いてありますけども、あと中央公民館のところに2基、計3基用意して、そこに備蓄していますよという説明しましたけども、そういうことで、集中管理ということも必要になってきます。そういうことで、管理上、16カ所に分散するというのはなかなか難しいなというふうに考えます。

それから、物資が、じゃ、行き届かなかった場合はどうするの、ということになるかと思うんですけども、美浦村はほとんど平坦地でございまして、よその東北とかそういう山間地と違いまして、高い山、何百メートル級の山もございせん。そういうことで平坦地で、道路も田んぼもはじめ農道ですね。農道、村道以外農道とかいろいろ道路は網羅されているという状況から、各避難所に物資の輸送は可能かというふうに考えています。

それで、全体面積が34平方キロメートルということで、霞ヶ浦は別ですけども、陸地部分ではそういうことで小さな区域ということですので、中央で集中管理して物資を届けるということは可能ではないかという想定のもとで計画させていただいているということで、ご了解のほどをお願いしたいというふうに思います。

議長（石川 修君） 山本一恵君。

7番（山本一恵君） 女性の委員を登用するというのは、検討ありがとうございます。

東日本の大震災復興対策本部で、今回基本的な考えの中に男女共同参画の観点からということで、このあらゆる場、組織に女性の参画をとというのがありました。今、男女共同参画という部分と防災機関とのお互いに連携をしあってやっているところが今、大分ふえてきています。

そういう面からも、そういう携わっている団体、あるいは目線とか、そういう団体の方からのご意見とか、そういう委員の登用も考えていただければなと思います。専門的な知識もあると思いますのでよろしくをお願いします。これは早急にぜひともお願いしたいと思います。

防災倉庫なんですけども、最低、小中学校はお子さんがいっぱいいます。昼間の場合は、今回もそうでした。やっぱり家には危なくて帰れませんよね。それに、家に帰っても家の方がいないというお子さんがいまして、そういうのですごく、学校が一番安全だというこ

とで学校に置いてほしいというのがありました。そういう面で一番人が集まるところが小中学校ではないのかなと思いますので、全箇所にということではないのですが、せめてそういう大勢の方がいらっしゃる、お子さんがいらっしゃる場所。物資という面で最低2～3日、あるいは今回はガソリンがないということで、輸送も、緊急車両の場合はあるかと思うんですけども、そういう面で物資が届くのも遅くなるということも現地ではありましたよね。こちらではなかったんですけど。そういうのも考えながら、必要最低限の物資で備蓄倉庫を各小中学校にということではできないのかなということです。

それから、本当に、先ほど自助・共助というのがありました。自分で身を守るということも必要かと思います。そういう手助けのために、大分では女性の視点を反映した避難所運営の手引きとか、あと、横浜の男女共同参画と、横浜市で共同で「わたしの防災力ノート」とか「わたしの防災力シート」とかそういうのを、パンフレット等をつくりまして、みんなそれぞれも、やはりきっちりと防災に関しては、自分たちは自分たちで守るということもあります。そういうのをやはり行政の方で手助けしながら、そういうのをやっていただければなと思いますので、そういうのもあわせて防災会議の中で検討していただき、こういうのはいつ来るかわからない災害です。こういうのは早急にやっていただきたいという課題でございますので、よろしくをお願いします。

あと、倉庫の件でお願いします。

議長（石川 修君） 総務部長。

総務部長（小泉菊男君） 山本議員さんから、16カ所の話をしましたけども、そこは全部じゃないよということで、今、何カ所か、各小学校くらいは備蓄してもいいんじゃないかというようなことでございますので、そちらについて検討させていただくということでお答えさせていただきます。よろしくをお願いします。

議長（石川 修君） 以上で、山本一恵君の一般質問を終了いたします。

ここで、昼食のため、休憩といたします。

再開は、午後1時といたします。

午前 11時54分休憩

午後 1時01分開議

議長（石川 修君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き、傍聴席の美浦大学の生徒の皆さん、足元の悪い中、傍聴いただきまして大変ご苦労さまでございます。

それでは、椎名利夫君の一般質問を許します。

椎名利夫君。

4番（椎名利夫君） 4番、椎名です。土屋地区各種道路の整備について質問させていただきます。

現在、美浦村は税収の減少問題や少子・高齢化に伴う人口減問題等、いろいろな危機に直面しています。村としてもそれらを打破すべく、美浦村地域活性化対策検討委員会を立ち上げ、一生懸命努力しているわけですが、そう簡単にはいかないと思われれます。美浦村を発展させるには、村に直結する道路の整備が第一であると考えます。

通称、農免農道土屋飯倉線を美浦村から、圏央道、阿見東インターチェンジへのアクセス道路として使用できるよう整備をすべきと思いますが、村の見解をお伺いします。

次に、村道204号線の歩道工事ですが、前議員からの申し送りでは、平成23年度中に県道まで歩道を完成させる予定であったと思いますが、現在の進捗状況では来年度以降かと思われれます。通学道路の整備は、子どもたちの生命にかかわる重大なことです。何よりも優先して整備すべきと思うが、現在の状況をお聞かせ願います。

最後に、県道231号線の拡幅工事について質問いたします。この江戸崎阿見線は、並みの交通量ではありません。通勤時間帯にはほとんど数珠つなぎの状態です。この時間は、子どもたちの通学時間も一緒ですので、見ているだけでも危険を感じます。早く道路を拡幅し、歩道をつけて、子どもたちの通学がスムーズに安全にできるよう、一刻も早い整備が必要です。旧江戸崎地内・阿見地内は完了しましたので、残りは美浦地内のみです。今後の日程と、現在どういう状況にあるのかをお答え願います。

以上、3件の道路について、見解をお願いします。

議長（石川 修君） 経済建設部長。

経済建設部長（沼崎武男君） それでは、私の方から椎名議員のご質問にお答えをいたします。

第1点目の農免道路土屋飯倉線につきましては、美浦村から阿見町、龍ヶ崎市、つくば市及び圏央道、阿見東インターチェンジへとつながる重要なアクセス道路になっております。現況道路は幅員が狭く、また、歩道がない。それから、通行するには危険が伴ったという道路になってございます。土屋地区を始め信太地区からも早期整備の要望がございませぬ。

平成24年度より日本中央競馬会の環境整備事業によりまして整備を行うこととなっており、具体的な整備計画につきましては、平成24年度にまず測量、それから平成25年度に用地買収及び一部工事、また、平成26年度から27年にかけて、工事施工を計画してございます。

また、道路延長が約2.5キロメートルということでございまして、そのうち美浦村で施工する延長がおおむね1.25キロメートルとなっておりまして、残りの部分につきましては、阿見町施工ということでございますので、早期に施工をしていただくように協議を行っているところでございます。

2点目の村道204号線歩道整備工事でございますが、郷中から土屋までの延長1,870メートルの区間でございます。平成21年から着工いたしまして、平成24年度までに、県道稲敷

阿見線までの歩道につきましては整備が完了をいたします。車道につきましては、一部区間において平成24年に下水管埋設工事が行われますので、埋設完了後、車道の舗装を行う予定となっております。全区間が完了するのは平成25年となる予定でございます。

3件目の県道231号線、稲敷阿見線の整備事業につきましては、県事業として整備を実施してございます。土屋地区内は、周辺地域の工業団地や圏央道開通で交通量が増大しており、幅員が狭く歩道がないことから、特に朝夕の通学・通勤時間帯において大変危険な状態となっておりますので、村としましては早期の完成を県に要望してございます。

平成16年には事業の説明会を実施、それから、平成17年には地権者の用地杭立ち会いを行っており、また平成21年には、土屋区長・子供会・地元議員が茨城県に早期整備促進を陳情してございます。美浦村地内につきましては、一部の用地買収と家屋補償が行われているのが現状でございます。

道路の整備は、順次、稲敷市側から進めてきておりまして、現在は、交差点付近まで完了しております。県では、変則交差点となっております土屋交差点に早期の整備を目指しておりますが、まだ一部の用地交渉、それから家屋補償の交渉を重ねている箇所がございますことから、工事に着工できない状況となっております。

村といたしましても、重ねて早期整備を要請するとともに用地交渉にも協力するなど、県に対しバックアップ態勢をとって、早期の整備が図られるよう推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（石川 修君） 椎名利夫君。

4番（椎名利夫君） 村の方でもいろいろと手を打っているということをお聞きいただきまして、安心しているわけですが、ただ、村道204号線の歩道工事ですけど、子どもたちが毎日通っているわけですから、あと400メートル弱だと思えるので、なるべく早く工事の完了までこぎつけていただければと思います。

それと、農免農道土屋飯倉線ですけど、子どもたちもやっぱりここもかなり牛久地区とどこですか、通学の自転車がかなり通っているわけなんですね。ですから、ここも非常に危険ですので、なるべく早く、早急に工事にかかっただけますようよろしくお願いしたいと思います。

阿見地区は、飯倉の交差点から何百メートルかは歩道工事のみは終わっているんですけど、順次継続してやっていますけど、やっぱりこちらも阿見地区だけではどうしようもありませんので、各道の歩道工事を早急に美浦もやってくれたらいいと希望していますので、どうかよろしくお願いします。

きょう、坂本議員も取り上げました定住促進を図る関係でも、まず道路だと思えますよ。まして、美浦村は今、大きな企業がどんどん、タナカ印刷初めホギとか、出て行っちゃっていますので、あとは私が考えるのには、美浦村に住んでもらって勤めは阿見とか牛

久地区とつくば市、そちらに勤め先は考えてもらってもいいのかなと自分では思っていますので、それにも、まず第一に道路がよくないと、通勤が無理だということになっちゃいますので、この3路線、早急に整備をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

はっきり言いますと、うちの方の県道江戸崎阿見線、これを何とか、確かに中間にガソリンスタンドが1軒あるものですから、そこがかなり難しいとは認識していますが、できればそこを抜いても、その先、直接というようなことも考えているわけです。どうかその辺、村長、どうぞ何とかありませんか。回答をお願いします。

議長（石川 修君） 村長。

村長（中島 栄君） 午後からも美浦大学の皆さんには傍聴、大変ご苦労さまでございます。午前中、28名の方が来られまして、午後からは20名というふうにお話を聞いておりますけれども、活発な議員の質疑、そして、執行部の明解な答弁も含めて傍聴をいただければというふうに思います。大変ご苦労さまでございます。

それでは、椎名議員の農免道路、阿見町の方に延びる部分なんですけれども、これについては、先ほど経済建設部長の方から答弁をさせていただいたわけなんですけど、2.5キロの半分、1.25キロメートルを美浦村の方で、残りの1.25キロメートルを阿見町でということ、阿見町ではある程度歩道が整備されているところがありますけれども、計画の中では一応、もう整備をあそこはしないような話が聞こえてきました。

でも、地元の交通関係で危険箇所とすれば、美浦だけやっても、残り阿見町が1.25キロメートルをやっていたかかないと、2.5キロが開通できませんので、これについてはできるだけ阿見町の町長の方にも要望をいたしまして、向こうの建設課と美浦の都市建設課の方で調整を今始めたところでございます。

美浦村の整備だけでは安心した歩道整備が完了しませんので、阿見町の方にも同じ協議をしていただくということで申し入れをしてありますので、今年度、24年度からはその調整に入っていくというふうに思います。これについても、トレーニングセンターの環境整備費の中で工事ができるものと思っておりますので、なるべく早く、先ほど説明した中では、24年度に実施設計、25年度に一部土地の取得をして、工事をできるだけ早目に進めるという答弁がありましたけれども、私としても、できるだけ早目に実施できる方向でやっていきたいというふうに思います。

それから204号線は、これは今、川田化成さんの前かなというふうに思うんですけども、これも2カ年で、24年・25年というふうに今、答弁がありましたけれども、できるだけこれも、おくれないように整備をしていきたいというふうに思います。

それから、稲敷と阿見線、この県道、これについては、交差点の部分はある程度県の方と地主の方で調整が進んだということは聞いております。そして一部、今2件ぐらいが補償問題で合意がされていないというふうに聞いております。できれば、合意されないところは、今、議員がおっしゃったように、そこは抜いてでもやってほしいというのが、これ

は中学生が、また小学生が、自転車で学校に行っておりますので、事故が起きてからでは遅いということもありますから、できるだけ県の方には、議員がおっしゃったように、その交渉が進んでいないところは後に回してでも、交渉ができたところから進めていただくよう、村としても龍ヶ崎工事事務所の方に要望をしていきたいというふうに考えております。

早期にできることが事故の起きない一つの道路づくりになると思いますので、議員の方もできましたら、その2件の交渉の残っているところは、地元の方で力を入れてご協力いただければ、2件とも何とかなるのかなというふうに思うので、ひとつよろしくご協力をお願いを申し上げます。

議長（石川 修君） 椎名利夫君。

4番（椎名利夫君） 前向きな回答、ありがとうございました。

じゃ、残る2件、私も頑張りたいと思います。

冗談はともかく、飯倉線、できますということは、阿見東インターからですか、トレセンの前まででも、30分かからないぐらいで行っちゃうと思うので、とにかく基幹道路として早急な整備をお願いしたいと思います。どうかよろしくお願いします。

以上で、質問を終わります。

議長（石川 修君） 以上で、椎名利夫君の一般質問を終了します。

次に、岡沢 清君の一般質問を許します。

岡沢 清君。

2番（岡沢 清君） 2番議員の岡沢です。質問通告書に沿って質問させていただきま

す。「交通弱者」または「買い物難民」と言われる方々の状況を解消するために、どのような方策を考えておられるのかお尋ねします。

現代社会はまさに車社会であって、本村でも高齢者を初めとして交通弱者といわれる村民から、食料などの日用品のみならず生活必需品の買い物に不便であり、「何とかしてほしい」という声が多く寄せられています。昨今ではいわゆる「買い物難民」と言われています。そういった状況を裏づける資料として、美浦村都市計画マスタープランの中で、美浦村の現況の解説で、生活行動の商圈について、商圈というのは商圏ということですが、けれども、「本村の商業圏吸収率は約40%であり、村内からの吸収率は約20%となっています。稲敷市の食料品・日用品以外に10%を超える市町村はないことから、他市町村が本村を主の流出依存先としてはいないといえます。また、村民の流出先は、近隣都市の阿見町、稲敷市、つくば市、土浦市など大型商業店舗が立地する地域に多く流出しています」とこのように書かれています。

また、平成22年茨城県生活行動調査によりますと、食料品・日用品では79.8%の村内からの吸収率があるのに対して、紳士服・婦人服では4.2%、身の回り品では9.3%、リビン

グ品では1.1%、余暇・趣味関連商品では8.9%との調査結果です。食料品・日用品以外の買い物について、他市町村に依存せざるを得ない不便な状況を示しているといえます。確かに村内には、ホームセンターのようなものや紳士・婦人服店、靴屋などありません。

また、同じく美浦村都市計画マスタープランの本村の現状からも、ニーズの生活行動の項目には、日常的な商業機能を他市町村に依存する傾向のため、周辺の拠点都市への円滑な交通アクセスの維持確保が重要と書かれています。やはり、先ほども言いましたとおり、村内には食料品・日用品以外の店が少なく、他市町村への買い物の足もなく不便だということです。

くどいようですが、都市計画マスタープランには、都市計画及び都市整備状況の項目では、「少子・高齢化を踏まえ、公共交通手段として、バスの維持や利便性の向上が必要」とも書かれています。また、村民への意向調査として、「買い物や通院などの利便さを求める」との意見が集約されています。このようないわゆる買い物難民といった状況は、本村独自の置かれた状況ではなく、人口増加の都市にも共通している面があるようです。

県南で最も人口増加傾向にある守谷市の状況を見て回ってきたのですが、一つの住宅団地で2,000戸もあるところでも、近くにスーパーや床屋、飲食店、衣料品店、ドラッグストアがなく、高齢者など自家用車を持たない買い物難民が発生している状況です。高齢化の進展で集客数が減り、店舗の撤退につながったということです。商業施設の大型店舗化・郊外集中型と市街地商店街のシャッター通りといった状況は、いってみれば全国共通の現象と言えるのではないのでしょうか。

このような買い物難民の現状を解消し、生活の利便性の向上を図るためには、一つには商業施設の誘致・確保といった手段等、それに交通手段の確保が考えられます。しかし、商業施設の誘致・確保といっても、村内で店舗を営業開設でもしない限り、あるいは村内の店舗に補助金を支給し続けることなど以外に、即有効な手段は考えられないと思われます。商業施設の誘致は、企業誘致と同じく、そう簡単ではありません。

交通手段の確保といっても、バス路線の拡充・増便が村単独で進められるものではありません。交通弱者、買い物難民の解消、生活の利便性の向上のための交通手段の確保の方法として、他市町村ではコミュニティバスの運行やタクシー初乗り料金の助成、デマンドタクシーの運行などが行われています。美浦村でもデマンドタクシーの運行や福祉タクシー利用料金助成の方策がとられていますが、それでも、村民生活の利便性といった点では満足とは思われていないようです。

一例として、稲敷市では地域交通利用補助事業として、タクシー利用券を支給しています。利用対象者は、1、自動車運転免許がない方、2、自動車を所有していない方、3、何らかの理由で自動車を利用できない方です。

利用券1枚につき最高700円を助成するもので、1枚につき最低300円は自己負担となり

ます。例えば、1人乗車で運賃900円の場合、助成金額600円、利用者負担300円、1人業者で運賃1,500円の場合、助成金額700円、利用者負担800円。

相乗りも可能で、2人乗車で運賃1,500円の場合、助成金額900円、利用者負担600円。2人乗車で運賃2,100円の場合、助成金額1,400円、利用者負担700円とあります。利用目的は、買い物や通院、公共施設や金融機関の利用で、遊興目的には使えないということです。

1回の利用で1人1枚のみの使用ということですが、複数で利用した方が得で、市内間はもちろん、市内から市外へ、または市外から市内への乗りおりが可能です。月8枚で年度分一度に交付されます。美浦村で運行されているデマンドタクシーが村内と阿見の医大とに限られているのに比べて、移動範囲が拡大され、さらに便利だと思われれます。また、バス路線の不足を補うため、独自のバスの運行などもされています。

その他、他の自治体の例を挙げれば、きりがありませんので、稲敷市の例にとどめさせていただきますが、いずれにしても、自宅のすぐ近くから利用でき、広範囲で簡単に利用できる手段が求められているのではないのでしょうか。

都市計画マスタープランでは、人口の減る率を防ぎ、人口増加に向けての構想が多々書かれています。買い物や通院などの不便性を何とか解消しなければ、将来、美浦村に住みたいと望まれることも難しいと考えます。

デマンドタクシーの利用範囲の拡充を求める要望が以前にもありましたが、村独自で判断、実施できない状況があることも承知しております。デマンドタクシーといったこと以外に考えられるあらゆる手段を講じて、村民の便利な生活をしたいという要望にこたえていただけるようお願いし、1回目の質問とさせていただきます。

議長（石川 修君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（大橋幸雄君） 公共交通の利便性の確保として、買い物難民の対策に関するご質問にお答えをいたします。

最初に本村の交通事情について申し上げますと、これまで龍ヶ崎方面へのバス交通の撤退、安中地区方面のJRバスの撤退等々の交通空白によりまして、村内の地域間に公共交通の格差が生まれました。そして、こうした地域では移動手段としての足の確保が課題となっておりましたのはご承知のとおりでございます。

現在、確かに土浦・江戸崎間のJRバス運行のほかに、タクシー営業所等が村内に幾つかありまして、地域交通としての存続している部分はあるわけですが、便数の関係、それからまた、自宅からバス停までの距離等々、利用者にとっては大変不便な面があったというような現実がございました。

このため、これらの課題・問題を解消することを目的に、ご承知のようにデマンド交通事業を4年前から実施してきておりまして、その利用も通院から買い物、公共施設への移動等々、幅広く利用されている状況でございます。

ただし、議員のご質問でもお話しされておりますように、地域公共交通会議が村単独というようなこともございまして、阿見医大への運行という例外はございますけども、村内に限定されているのが現状でございます。

それから、基本的に民間の交通機関との路線との競合もこれはなかなか難しいというのは、ご承知のとおりだろうと思います。

ご質問のデマンド交通以外の村外買い物における交通手段の確保についてということでございますけども、もともとは全国各地域で、議員おっしゃられるように郊外に大型スーパーができて、そういうところにお客さんを取られてしまったと。そうしますと、元の市街地、商店街が廃業等によって追い込まれて空洞化してしまったというような現象が発生しました。このため、その地域にいた多くの方々の買い物が非常に困難になってしまったというようなことから、買い物難民・買い物弱者という言葉が生まれたようでございます。

この対策につきましては、国の方では経済産業省が、地域商業活性化対策等、地域商店・商店街等への集客力向上に向けて各種対策をとっているというのが現状のようでございます。

各地域におきましても、商工会を通しまして、車による移動販売事業、それから、商店等の宅配事業等々への支援などを行っておるようでございます。

県内では、小美玉市の社会福祉協議会が高齢者を中心に地元商店街の買い物バスツアーを実施しておるようでございますけども、いずれも地元商業の利活用によって買い物難民への対応を進めているというのが現状でございます。

本村でもご承知のように、商工会への助成、それから、商工会が実施しております地域サポートクーポン券事業に対する助成等、商業振興の支援を行っているところでございますので、村が村外への買い物をするための交通手段の確保というような検討自体、十分な整合性、それからの検討が必要ではないかというふうに考えております。

また、ご質問の中で他市町村のタクシーの初乗り補助のお話ございましたけども、本村では福祉タクシーというようなことで、移動するには大変ハンデを持っている要介護・要支援高齢者、それと重度の障害を持った方に限定しまして、その移動支援と負担軽減を図っております。それは初乗り料金の助成ということでございまして、これは初乗りですから2キロ以内ですか、そういうことになるかと思えます。

これは、いわゆるこのタクシーを買い物難民に該当する方までの拡大支援というのは、現在考えてはおりません。これは現在、デマンド交通が多くの方に利用され軌道に乗ってきておりますので、タクシー利用の対象に拡大してしまいますと、デマンド利用というようなことでの減少がちょっと心配されますし、登録料は別にかかりますけども、村内300円の利用料と、それから、片や初乗り料金ですね、福祉の方の。710円の補助金では、やはり整合性、公平性というのに若干欠ける部分がありますので、これもまた十分な検討が

必要だろうというふうに考えております。

いずれにいたしましても、買い物難民といわれる方々の実態把握と、それからニーズの把握が必要でございますし、あわせて先進地の事例研究等が必要だろうというふうに思います。

また、買い物難民への対策につきましては、福祉の観点による交通弱者的な部分での対応というよりは、むしろ商業振興活用による対応といった側面もあるのではないかとこのように思います。そういった意味で、庁内関係課、それから商工会等々との連携の中での検討も視野に入れながら検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い致します。

議長（石川 修君） 岡沢 清君。

2番（岡沢 清君） 私がこの問題を取り上げましたのは、住民からの声で、まずデマンド交通が利用しづらいと。これはほかの他議員の方も、いろいろそういう声があるということは認識されていると思いますが、もしそれが事実とされるのであれば、利用範囲の拡大であるとか、であれば解消されていくのではないかと思いますけども、お伺いしたところ、やはり村独自の判断ではできないと。陸運局とのかかわりであるとか、ほかのタクシー会社との競合とか、難しいということで、では、それ以外の手段がないのかなと、いろいろ考えてみた次第です。

相談された方の中には、買い物に行くのに、足腰が弱いんですけども、やっぱりタクシー代を削ろうということで自転車で買い物に行ったんですが、途中で倒れて肋骨を折ってしまったと。タクシーを使えばいいんですけども、お金ももったいないからという方がおられました。

さらには、自分は歩けると。健常者なんだけれども、ひざが若干おかしくて長距離は歩けないと。そして、運転免許がないから、どうしても買い物が不便だし、そして、阿見の医大までは確かにデマンド交通を利用できるんですが、病院に通院している人が必ずしも阿見の医大じゃないんですね。かかりつけの医者で土浦の方へ行っていたりとか牛久の方へ行っていたりとか。ですから、そういった面で同じそういう福祉の制度があるのであれば、それを拡充するか、あるいはほかの手段を考えられないものかといったことなんです。

さらに、先日、市民農園の候補地ということで馬掛の方へ議員で視察に行きましたが、私を感じたところは、確かに霞ヶ浦に面して風光明媚で、素晴らしいという。まさに市民農園の候補地としては最適だとは思ったんですが、ですが、あれだけ霞ヶ浦沿いに真っすぐな道路がずうっと走っているのに、バスが通っていない。店舗もほとんどない。こういうところで、つまりいわゆる買い物難民といわれる人、交通弱者といわれる人は、どうやって日常生活を快適に送っているのかなと、確かに痛感させられてしまいました。

同僚議員の中にも、定住促進を進める上では、便利さというものを求めていかなきゃならないということ是被われていましたし、この質問原稿を考える上で、私もつくづく痛感

しました。

そのために、都市計画マスタープランであるとか第5次総合計画とかが練られているわけですがけれども、やはりマスタープランなり総合計画といったものは、中長期的なプランであって、私は、買い物難民といわれる人が村内にどれだけいるのか、この制度拡充、あるいは新しい手段をとることによって、どれだけの人に喜ばれるか実態的な数はわかりませんが、できるところからやっていただく。つまり中長期的な計画を立てて、何年か先にこうやっていきますという、その方向ではなくて、今できることを、今、声が上がってきていること、その人たちのためにやれることをやっていただきたいと思います。

私は、買い物難民という言葉で集約してしまいましたけれども、そういった日ごろあんまり遠くへ行けない人、そして、稲敷のタクシー利用補助は遊興目的では使えないということですがけれども、私個人の感覚では、やはりそういった人たちが月に何回か、年に何回かは遠くへ出て行って楽しむ、いろんな世界を見てもらうなどということも必要だと思います。

ですから、いろいろ制約はあるのかもしれませんが、難しい点もあるのかもしれませんが、そういった、遠くへ出かけたが、無理してタクシー代を削って、逆に自転車で転んでけがをしたりとか、そういった人たちの声にこたえていただいて、少しでもいいから今の状況、買い物難民の状況を何とか解消していただきたいと思いますので、さらに答弁、どうか検討していただけないか、よろしくお願いします。

議長（石川 修君） 村長。

村長（中島 栄君） それでは、岡沢議員の公共交通整備による利便性の確保についてということでございますけども、村の中では公共交通、JRバスが通っていた部分が今、利用者が少ないということで、結果的には採算が合わないという民間の事業者は撤退をしますという。実際、龍ヶ崎へ行くバスもそうでしたし、それから、稲敷市・美浦・阿見を通過して高速バスも年々利用者が少なくなって、何年かは、美浦村と稲敷市と阿見町で2,100万ぐらい、年間、補助を出していました。

みんな平均で700万ぐらい、普通助成をしていたんですね。でも、それでも、もう採算が合わないということで、高速バスも撤退をいたしました。

事実、村の交通の便が悪いということで、6年ぐらい前、一番こういうふうな買い物難民、それから、役所へ行く・病院に行くということの足がないということで始まったのが、福島県の今、原発でいろいろと問題になっている浪江町というところ、そこを視察研修をしまして、面積が美浦の何倍もあります。その地域ごとに乗り入れてやっているという実態を視察研修をしてまいりました。

そして、4年前に美浦村では何が一番有効に村民の足としてできるのかなということで、茨城県では一番早くやっていたところがあるんですが、美浦は4年前にデマンドということで、戸口から戸口まで、自分の家に来ていただいて、目的地まで送っていただくという

ことを、一番利用者の便がいいだろうということで始めました。これについては、自治体の中だけ。本当は、美浦村から出られないんです。阿見町のそういう公共交通というかタクシー会社の一つの利益に反するものは、反対があっては入っていけないんですね。

ところが、美浦村の中では、買い物ということではなくて、利用者はどこを利用しているか、日常生活の中の一環として、ということで、実は病院に行く方が約4割ぐらい、東京医大の阿見のところに行っているという調査があったものですから、阿見町を公共交通会議の中に入れさせていただいて、それでも、阿見町のタクシー会社は2社しかありませんが、反対があってできませんでした、当初は。阿見の医大の方の要請があって、美浦村のデマンド交通のものだけはオーケーになったんです。

そういう経緯があってよその自治体には、デマンド交通というのは、よそでやっても圏域を越えては行ってないんですね。美浦村だけ特別に認可をいただいたという経緯があります。

議員おっしゃるように、確かに買い物難民、また目的地が乗る方によっていろいろ違いますから、これをタクシーの初乗り料金も含めてやっているところはありますけども、村内の商業者を育てなくちゃいけない部分もあります。よそに買い物に行くのにお金を出しながらという部分になると、少しその辺の整合性も保たれないと、便利さだけで、じゃ、地元はどうでもいいのかという問題が出てきますので、その辺は慎重にやっていかないと、利便さだけ、便利さだけで、果たしてすべてが納得するかという部分が違ってくるのかなというふうに思います。

ですから、この後、稲敷市の方はまだデマンド交通をやっていません。阿見町は今、試験的に始めました。コミュニティバスをやっていたんですが、コミュニティバスでは、どこでも空気を運んでいて、依頼されたうちまでは行きませんので、その指定されたバス停のところまで行かないと乗れないんですね。阿見町もそういうことからデマンドに切りかえて、今、試験的に運行をしています。

ですから、この後は隣接する自治体と協議をして、美浦村から例えば阿見町に行ったときに、阿見町のデマンドも使わせてもらうというふうになれば、ある程度できるのかな。そして、それが拡大解釈するとなれば、どちらの利用者もお互いに乗り入れができて、いろんな施設を指定したところに行けるというふうになることが望ましいことでありまして、陸運事務所が一つのいろんな制約を定めていますので、そういう制約がなければ、もう自由に行けることができるんですが、それができないのが一つの、地域公共交通会議を開いて承認をいただかないと、民間の事業者の事業を圧迫するということが一つ懸念されます。

ですから、その守られるべきは自治体でこういう公共交通のデマンドとかコミュニティをやったときに、相手先に乗り入れていくときに、民間を圧迫するということで、時間も民間のタクシー会社がそれぞれ事業をしているのにということで、美浦では8時半から5時まで。5時以降は、公共交通は民間を圧迫するのでだめですよという一つのものがあり

ますので、その辺も踏まえて、すべて規制を撤廃していただければいいんですが、民間をやっぱり育てるという面から見れば、余り陸運事務所では、それはオーケーを出してくれないというのが一つあります。

ぜひ、本当であれば、陸運事務所の規制を変えていくということが一つ課題になるかと思えますけども、村としては、今のデマンド交通を村だけじゃなくて、隣接する自治体のデマンドと競合して、お互いに乗り入れることを模索していくということ、今、阿見町の方にも申し入れてございますので、阿見町がいずれ、試験的にじゃなくて実施する時期が来るかと思えます。そうなったときに、美浦のデマンドも、阿見のデマンドも美浦の方に来ていただく。こちらからも行かせてもらうということ、これから調整は必要になってくるだろうというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長（石川 修君） 岡沢 清君。

2番（岡沢 清君） 村長のおっしゃったように、デマンドタクシーの利用の拡充ということでは、いろいろの制約、陸運事務所のこととか他のタクシー会社とかあるのは、既にお伺いしています。その上で、デマンドタクシーの利用の拡充ということにはすぐにはならないだろうと。ですから、デマンドタクシーのことも視野にはありながら、もっと簡単かどうか早くというか、利用者に利便性を提供する手段はないかということで質問させていただきました。

いずれにしても、私もそうですが、ここにおられる皆さんも20年30年たてば、同じように車は運転できないと。あるいは遠くまで歩けないんだ。バス停まではほとんど歩くことも買い物袋を提げて帰ってくることも、もうできないということになると思います。そういったときにデマンドタクシーの利用ということも拡充されていけばよいんですけども、一番簡単なのは、電話1本で来てもらえる、行きたいとき来てもらえる、緊急性のあるときに来てもらえる。

私が一番痛感するのは、自分の義理の父親がやはり、車に乗っていたときには何の不便もなかったんですが、やはり高齢で、見ていても運転が危なくてしょうがないからやめさせたんですけども、デマンド交通ということで、本人は依存したんですが、やはり乗り方というか利用がわからないと、手続きがわからないということも言われていました。

ですから、村長のおっしゃったような阿見町との共同乗り入れ、あるいは他の自治体との乗り入れ、共同乗り入れといったことも、視野には抱いていただくのはありがたいんですけども、ただそれにしても、いつそうなるのかどうなのかという展望がないまま、そういう方向を目指すということではなく、ほかに、その間のつなぎでも、何か方策がとれないのか。今ここで、何をこうしてほしいとかいう答弁は求めませんが、あわせて考えていただきたいと思えます。

以上、私の質問を終わらせていただきます。

議長（石川 修君） 岡沢議員、答弁はいりませんか。

2番（岡沢 清君） いりません。

議長（石川 修君） いない。

2番（岡沢 清君） はい。

議長（石川 修君） 以上で、岡沢 清君の一般質問を終了いたします。

次に、下村 宏君の一般質問を許します。

下村 宏君。

9番（下村 宏君） 9番議員の下村でございます。傍聴の皆様には、貴重な、大切なお時間を大変ご苦労さまでございます。議長より、質問の許可が出ておりますので、一般質問通告書に従って、二つの件について質問をしていきます。

初めに、美浦村公共事業入札についてお尋ねをします。新聞・マスコミ等では、官製談合の文字が日常のように見聞きされ、県や近隣の市や町でも例外ではない状況にあります。不正入札によって貴重な税金が無駄に使われ、村民に負担を強いることは防がなければなりません。

そこで先に質問通告をしてありますように、平成22・23年度における一般指名競争入札の件数及び落札率の状況、加えて落札率の年度別・段階別、内容は90%未満・95%未満・95%以上の内訳でお尋ねをいたします。また、同じように随意契約についてもお伺いをいたします。

さらに、自治体によっては、電子入札制度の導入や予定価格の範囲以内で、価格との品質が総合的に優れている施工業者を選ぶといった総合評価方式を採用するところもふえていと聞いておりますが、当村ではこれらのことについてどのように考えているのかお伺いをします。

続いて2点目でありますけども、馬見山地区の農園予定地の利用についてお尋ねをします。当初、日帰り型市民農園の予定地として整備をしました村の土地であります。費用をかけ、せっかくきれいに整地したところであります。少し目を離すと、シノや草が生い茂り、元の荒れた状態に戻ってしまいます。そこで、この土地を今後どのように利用をしていくのかお伺いをいたします。

以上の2点について、担当部長より明確な答弁をお願いし、1回目の質問を終わります。部長、よろしく申し上げます。

議長（石川 修君） 総務部長。

総務部長（小泉菊男君） 下村議員ご質問の1点目の美浦村公共事業入札状況についてご説明申し上げます。お手元に資料を配付してあると思うんですけども、この資料に基づきまして説明を申し上げます。

競争入札全体の件数は、平成22年度が合計で77件、平成23年度が80件でございます。落札別には、議員から通告されています90%未満、90から95%未満、95%以上の区分けで集計してございます。

競争入札全体でございますけども、22年度は90%未満が16件、90から95%未満が7件、95%以上が54件の、計77件の落札状況ということでございます。

23年度は、90%未満が17件、90から95%未満が7件、95%以上が56件の、計80件の落札状況となっております。

以下、お手元の資料に示してありますけども、一般競争入札、公募型指名競争入札、指名競争入札に分類して行っております。

また、随意契約につきましても同様に集計し、競争入札のもとに記載しております。

それから、お手元の資料の下段には、各入札方式及び随意契約の説明、または集計上の条件について解説しております。なお、競争入札の執行状況、随意契約の状況につきましては、今定例会の3月の最初に資料を配付いたしましたけども、毎年資料を配付しているということでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、ご質問の電子入札制度及び総合評価落札方式の導入についてということでございますが、まず、電子入札制度についてご説明させていただきます。

現在、茨城県内においては、茨城県及び複数の市町村により電子入札システムが共同利用されております。県を含めまして18の団体が参加している状況でございます。美浦村でも平成18年度当時に電子入札システムの共同利用を検討した経緯がございます。その当時の電子入札システム共同利用運営協議会において受けた説明では、システム例年経費は400万程度かかる見込みということでありました。そのようなことから、財政支出削減を図る中でのランニングコストの増大が確実であったことが、電子入札制度の導入を見送った主な理由かと思ひます。

今後、電子入札システム共同利用に参加する場合には、現時点で導入経費が550万円、例年経費は、発注件数にもよりますが、少なくとも約300万円程度となっており、不況が続く、一層の財政支出削減を図らなければならない状況の中で、電子入札の効果、及び導入する場合のタイミング等については、慎重に検討していかなければならないと考えております。以上、ご理解願ひしたいと思います。

続きまして、総合評価落札方式についてお答えしたいと思います。

平成22年度において総合評価落札方式による入札を実施した団体は、県内で20市町村でございました。総合評価落札方式のメリットとしましては、優良な社会資本整備、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除、業者の意欲向上等々が挙げられます。しかし、近年、ほかの市町村において総合評価落札方式を実施してきた中で、デメリットといわれる点としましては、少なくとも1案件につき1回は学識経験者に意見を求めることから、契約決定までにかかり時間がかかるということで、市町村向けの特別簡易型でも発注に約30日を要することになります。

また、その特別簡易型の評価項目は、業者の現況を評価するような内容ですので、評価結果に変動が生じる余地が少ないことから、価格以外の部分についての評価点数が毎回固

定化する傾向にあります。それは、総合評価落札方式を導入する目的とは違ってきてしまうのではないかと懸念しているところでございます。

そういう状況におきまして、現在のところ美浦村では総合評価落札方式を導入するに至ってはございませんが、今後とも制度の内容把握に努めながら、入札・契約の効率化・透明化を踏まえて総合評価落札方式について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（石川 修君） 経済建設部長。

経済建設部長（沼崎武男君） 私の方から、下村議員の大分類の2点目、馬見山地区の農園予定地の活用についてご答弁をさせていただきます。

当該用地につきましては村有地でございますが、古くはごみ捨て場の状態にあったことから、地区から改善の要望が出され、村では現状改善を図るために生活環境課並びに都市建設課において、江戸崎地方衛生土木組合の協力を得て撤去作業をするともに整地をしてきた経過がございます。

当初は、道路建設工事用のストックヤードとしての利用をする予定でございましたけれども、安中地区の活性化の検討の中で、週末ファーマーの用地として利用する案が浮上いたしました。面積確保のため、その上側にある竹林であった竹を伐採し、整地を行い、農地への転用を目指し、土壌を改良したり、そばをまいたりして、条件の整備に努めてまいったところでございます。その後、農業委員会の許可を得まして農地への地目変更をして、区画としての形態を整えてまいりました。

しかしながら、12月の定例会におきまして、日当たりが悪いこと、それから進入路が狭いこと、さらには、野生動物による耕作への影響及び景観上の問題等の理由によりまして、当該用地は農園として適さないとして予算が執行停止となりましたことは、既にご承知のとおりでございます。

現在は、本定例会におきまして12月に提出いたしました予算の減額補正をお願いしている段階でございます。現地の利活用については、まだ具体的な案はございません。当該用地は農地でありますことから、今後は、本村所有の他の農地の利活用とあわせて、当該用地を含めて全体的な利活用について、庁内で慎重に検討し、村長の指示をいただきながら、コンセンサスを得て方向性を定めて、有効利用に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（石川 修君） 下村 宏君。

9番（下村 宏君） それぞれ担当部長には、答弁をありがとうございます。

引き続き、お伺いをいたします。落札率の状況等を確認をさせていただきましたが、地方公共団体の契約は、原則として地方自治法第234条第2項の定めにより、一般競争入札

によらなければならないとなっておりますが、当村では、多くが指名と随意入札になっていますが、その理由をお聞かせいただきたいと思ひます。

また、落札率が95%を超える契約が多く、高どまりしているように思ひますが、予定価格と積算価格との制度から見て妥当な数字であるのかどうか、執行部の見解をお伺ひをしたいと思いますというふうには思ひます。

なお、答弁の中にありましたように、電子入札制度については、費用対効果の中で現在は見合わせたよというふうなことで了解をしたいと思いますというふうには思ひます。

それとあと、総合評価方式については、ほかのところのいいところをぜひ取り入れていただければありがたいなというふうには思ひます。その点については私も了解をしたいと思いますというふうには思ひます。

それと、日帰り型市民農園の活用については、早々に態度を決定して管理方法などを決めて、よりよい活用ができますようご期待を申し上げたいというふうには思ひます。

以上、再質問に対する答弁、よろしくお願ひをいたします。

議長（石川 修君） 総務部長。

総務部長（小泉菊男君） 下村議員の再質問の、美浦村では一般競争入札よりも指名競争入札の方が多いいんじゃないかというご質問かと思ひます。その理由は何ですかということの質問かと思ひますので、その点についてお答えしたいと思います。

指名競争入札によることができるものは、地方自治法施行令第167条の各号の規定に該当するものとなっております。美浦村におきましては、行政機関としても最も地域に近い位置にあるという立場を踏まえまして、村内業者の受注機会の確保及び技術力育成、また、地域経済の貢献などを目的としまして、村内業者または地域要件を考慮して、指名競争入札を実施しているというところでございます。

その目的及び1案件当たりの発注規模などを勘案して、地方自治法施行令第167条第2号に該当すると認識しているところでございます。

それから、次の落札率のご質問でございますけれども、平成22年度におけるすべての入札の平均落札率は92.4%、平成23年度は93.2%でございました。これは業務等の案件の一部に落札率が低い案件があるため、それにより平均値が引き下げられていると判断しております。

予定価格の作成時には、積算システムの活用や、複数業者から参考見積もりを徴する等により、市場価格の把握に努めておりますので、適正な予定価格であれば、落札価格は予定価格からそれほど違う金額にはならないと想定しております。今後も適正な予定価格の設定に努めてまいりたいというふうには思ひます。

以上でございます。

議長（石川 修君） 答弁いらぬですか、日帰り農園の。

9番（下村 宏君） 経済の方は結構です。

議長（石川 修君） 下村 宏君。

9番（下村 宏君） 総務部長には、答弁ありがとうございました。

もう一度質問をしたいと思います。

入札は、透明性・競争性・公正性の確保が当然求められると思いますが、同時に今、部長の方からありましたように、村内の業者の育成も大変重要と考えます。先の大震災では、村内建設組合の対応や今回の放射能汚染土の除去など、村内の業者がいち早く立ち上がり、汚染土除去等の講習会受講を既に終え、除染に当たると聞いており、ほかの自治体と比較しても大変素早い対応と評価されると思います。

入札に過度な地域要件を付加することが地域振興上マイナスの作用も働くとの意見もありますが、事業主やその従業員が村に税金を納め、そして、村内にその金が回ることも、活性化の一助ではないかと私は思います。

そこで、競争の原理は当然働かせつつ、村内の小規模事業者を活用することによって効率的な施工が期待できる工事は、分離・分割発注をしたらよいのではないかと考えますが、執行部の見解を伺いたい。

また、公共工事の過度な低い入札、それについては建設業の健全な育成を阻害し、品質の低下や下請業者へのしわ寄せ等が心配されます。低入札価格調査制度と最低制限価格制度の運用について、どのようになっているのかをお伺いしたいというふうに思います。

以上答弁を求め、当村の入札制度が適正に運用され、村民より支持・信頼される制度となることを祈念して、私の一般質問を終わります。

以上、よろしく申し上げます。

議長（石川 修君） 総務部長。

〔「村長じゃないんだ」と呼ぶ者あり〕

総務部長（小泉菊男君） じゃ、私の方から村長にかわりまして答弁いたします。

今のご質問は、分離・分割発注はできないのかというような質問かと思えます。それについてお答えさせていただきたいというふうに思います。

工事の分離・分割につきまして、執行部といたしましては常に勘案しているところでございますけれども、仕事の発注する工事の内容を見ますと、美浦村の場合は、道路工事関連と、現在公共下水に集中してございますけれども、下水道関連の管渠等の更新がほとんどであるということ。それから、その発注金額は5,000万未満がほとんどということで、そういう観点から、一般競争入札ではなく指名競争入札ということで、村内の業者を選定させていただいているという状況でございます。

それらの複合的な工事の中で、耐震補強工事が大谷小学校をスタートとしまして、木原、今、今度は安中ということで耐震補強の建築工事を行っているわけですが、そのような複合的な工事につきまして分割発注する場合に、工程の非効率性及び経費等の積算が割高になるということが想定されます。それから、施工責任は一本化・明確化することが、

不測の事態の迅速かつ柔軟な対応につながるという判断から、なかなか複合的な工事の一部について分割発注するには難しいという判断をさせられているという状況でございます。

しかしながら、独立した場所、または施設であったり、本体の工事と連動する部分がないなど、条件的・効率的な点を踏まえまして、分割発注にできるものについては今後とも検討はしていくということで考えていきたいと思っております。

そういうことでよろしく、分割発注については終わりにしたいと思っております。

それから、ご質問の適正な最低制限価格ですよね。低入札価格調査制度と最低制限価格制度の運用についてですけれども、その制度は、どちらもその目的としましては、ダンピング、手抜き、下請業者へのしわ寄せの防止等があるわけですけれども、美浦村では、最低制限価格制度を平成14年度から導入しているということでございます。その対象金額につきましては、130万以上の建設工事としております。そのようなことで運用要領の設定の範囲内で最低制限価格を設けて行っているという状況です。

以上、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（石川 修君） 村長。

村長（中島 栄君） それでは、下村議員の馬見山地区の村有地の跡、江戸崎地方衛生土木組合のいろいろお手伝いをいただいて、きれいになり、そしてまた、ものすごい竹やぶだったところをきれいにして農地で使おうということで、これについては、地元馬見山地区の地域の皆さん、そしてまた、村の方で、元に戻らないような、ごみ捨て場とか、それから荒れ地にならないような方法を考えて、協議して、管理をするような形をしていきたい。

もし、地区から出ている議員さんのいろんなアイデア等もあれば、いろんな活用をできるものと思っておりますので、議員さんの方で、もしそういう案件がございましたらば、村の方も、また地元も一緒に協議をして、保全をしてまいりたいというふうに思っております。

議長（石川 修君） 以上で、下村 宏君の一般質問を終了します。

ここで、会議の途中ではございますけれども、暫時休憩といたします。

再開は、2時30分といたします。

午後2時22分休憩

午後2時32分開議

議長（石川 修君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、塚本光司君の一般質問を許します。

塚本光司君。

1番（塚本光司君） 1番議員の塚本でございます。傍聴の皆様におかれましては、最後までおつき合いいただきましてありがとうございます。もうちょっと。最後ですので、ちょっと初めてなものですから、ちょっと緊張するところでございますが。

通告書に従いまして、私の方から、2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、村内公共施設におけるPPSとの交渉と購入の進捗状況についてでございます。

昨年の東日本大震災以来、各自治体が公共施設の使用する電気に関しまして、購入先を大手電気会社から他の事業者にかえる動きが加速しております。おのずと皆様ご存じかと思いますが、やはり経費節減と脱原発がねらいかと思えます。美浦村においても昨年来からいろいろと模索をされておられまして、何社かということになっております。その対効果と、並びに進捗状況を伺いたいと思えます。

また、村内の小中学校、中学校はもう既に完備済みでございますが、全小学校並びに幼稚園・保育園でしょうか、冷暖房の完全設置が行われるわけですね。それによりまして、電気料金のアップ並びにやはり大手電力会社の電気料金の値上げが報じられております。経費節減のできる限りの努力を願いたいということで、まず、これが1点でございます。

2点目、そちらは実は2012年度中学校体育授業におけるの武道必修化についてでございます。茨城県内全232の公立中学校、今現在、実際には武道必修化を取り入れる以前に、ほとんど必修という感じでやっております。事実上のもう必修。全国でもまれに見る先進県でございます。

しかしなれど、必ず安心だと申しまして福島原発事故等の例もでございます。やはり体育教員の指導・講習ですとか安全性に配慮した対策と、これまでどのように授業をしてこられたのか、それを確認させてください。また、過去にけがの事例があるか、対策マニュアルがあるか等を伺いたいと思えます。

この2点をひとつよろしく願いいたします。

議長（石川 修君） 教育次長。

教育次長（岡田 守君） 本日は、美浦大学の生徒の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

それでは、塚本議員の質問でございます。現在検討しております特定規模電気事業者売電（PPS事業者）との契約につきましてご説明をさせていただきます。

まず、このPPSについて簡単にご説明を申し上げますと、2000年の電気事業法改正によりまして電力が自由化となり、2005年から50キロワット以上の高圧電力を使用する施設なら、電力を購入する業者を自由に選択することができることとなりました。この契約電力50キロワットに対します解釈といたしましては、6キロボルト受電施設で高圧受電設備、これはキュービクル設備でございますけど、これが設置されている施設が対象となります。

では、どこから電力が購入できるのか。それがPPSと言われるところでございます。これはパワープロデューサー・アンド・サプライヤーの略でございますして、特定規模電気事業者のことでございます。

これは独自に電気を供給しております事業者でございますして、例えばガス会社などが事

業を行う上で発生するエネルギーを供給しているとそういうケースや、また、独自で太陽光発電を行っているなどのケースがございます。2月24日現在でございますけれども、全国で51社のPPS事業者が存在をしておられるわけでございます。

それでは、このPPS事業者から電力を購入するメリットといたしましては、まず、電気料金を削減することができるといったメリットとなっております。そのため、使用者は同じ量の電気を使用しながら、かつ支払う電気料金は安くなるといったこととなります。

次に、果たして電力が安定して供給されるかということでございますが、もしPPS事業者からの電力供給に問題が生じた場合は、バックアップ電源といたしまして位置づけられている一般電力会社、本村でいうと東京電力からの供給に切りかわりますので、使用者側にとって電気がストップしてしまうということはありません。

また、PPSの事業者が倒産や事業を停止してしまわないかという点でございますが、小規模なPPSもございますけれども、契約の際に、問題が発生したときはPPS事業者側が責任を持って電力供給と損失補償を行う継続供給契約を交わすことで、安定性が確保できるといわれております。

教育委員会の方では、昨年末、PPS事業者より美浦村内の教育関連施設の電気料削減についてのアプローチがございましたため、検討を進めている次第でございます。

まず、PPS事業者との契約方法につきましては、電気料金を削減させる方法と使用料金を減額させるという二つの契約方法がございます。今回検討いたしましたPPS事業者の方式につきましては、契約電力料金の減額を行うPPSを前提に検討をしております。

その理由につきましては、使用料金の減額を検討した場合、自主的に節電を行うことで使用量を少なくできる一方、昨年のように計画停電等が実施された場合、停電により使用料金は減るわけでございますが、基本料金は下がらないといった状況が発生して、料金減額のメリットが少なくなるといったことでございます。しかし、基本料金の減額を選択した場合、使用料金は使用頻度に応じて増減幅が大きくなることもございますが、基本料金の減額は変動がないため、こちらを検討の対象としているわけでございます。

なお、PPSより供給を受ける施設につきましては、現在のところ教育関係施設を検討しております。

電気料金の算定に使用するデータにつきましては、平成23年4月から24年1月分まで電気の使用量を集計したものを、PPSの事業者にお渡しして、現在検討を行わせているところでございまして、各施設がどの程度安価になるかを提案させた上で、メリットの高い施設について切りかえを行っていく計画で検討をしております。

次に、塚本議員のご質問にある今後の学校施設の冷暖房施設導入後の電気使用量増による対応といたしまして、どの程度電気料金が安価となるのかにつきましては、PPS事業者が今回の調査で打ち出してきた電気料金が基本となっていくと思われまふ。そういうことで、まだこれは出てございませんので、そういう資料につきましては、後日検討をさせ

ていただきたいなと思っております。

近隣市町村の現在の状況でございますが、稲敷市におきましては、夜間照明つき3野球場が平成24年1月より、P P S事業者からの受電を行っております、年間約300万円の減額を見込んでいるようでございます。

また、阿見町でも、当初は野球場のみの移行を進めておりましたが、町内施設全体を視野に入れ、再検討をしているようでございまして、現在のところ契約の方はされていないようでございます。

以上、塚本議員のご質問にお答えいたしました。

以上でございます。

議長（石川 修君） 教育長。

教育長（門脇厚司君） 武道については、私の方からご回答申し上げたいと思います。

ご質問の趣旨は、武道を、美浦中学校の武道の授業をどういうふうな指導体制でやってこられたのか、また、これからどういうような指導体制をとりながらやっていくつもりなのかというふうなご趣旨というふうに承っております。

今年度までは、1年生は武道かダンスのいずれかを選択するという形で行っておりますけども、美浦中学校では武道を選択しております。また、2年生・3年生は、球技・武道・ダンスの中から二つの領域を選ぶというようなことで授業を行ってきておりますけども、美浦中学校では武道を選択して授業を行ってまいっております。ということで、美浦中学校ではこれまでも武道、柔道か剣道かの選択でありますけども、全員が武道をやっておる、やってきたというような授業を行ってまいっております。

美浦中学校が武道を選択させるというようなことを選んできましたのは、武道館という立派な施設があるということ、それから先生方が、3人おりますけれども、どなたも有段者であるということ、あるいは柔道着だとか、剣道の防具だとか竹刀とかという物がほぼそろっているというようなことで、武道を選択してきたというような経緯がございます。

次に、指導の仕方についてでありますけれども、とりわけ柔道については、これはどなたも認識していることでもありますけども、骨折・その他の事故が一番多いということで、柔道の指導には相当気を使ってこれまでやってきているというふうに報告がございました。

例えば、1年生の場合には、立ち技はやらせない。受け身のみというようなことだとか、あるいは、2年生・3年生では立ち技のけいこもしてもらっておりますけれども、その準備体操の段階で受け身をしっかりやる、というような形で十分配慮しながらやってきているというようなところでございます。

議員ご指摘のとおり、来年度から全国で武道が必修になると。1年生・2年生は必修、3年生も選択ですけども、武道の中から、美浦中学校は選択ということですから、これまでどおり1年生から3年生まで美浦中学校では武道の授業を受けるというようなことになっております。

ちなみに、これまでは体育の時間は90時間でしたけども、新しい学習指導要領に基づきながら、15時間ふえて105時間になるわけでございますけれども、美浦中学校では、1年生については12時間、2年生・3年生については10時間の授業を現在考えているというふうなことでございます。

ということで、美浦中学校では男子生徒も女子生徒も全員が何らかの武道の授業を受けることになるわけですが、当然のことながら、相当に多くの事故が、これは美浦中学校に限らずですけども、全国的には想定し得ないような事故が起こるということは、あらかじめ想定しないといけないんじゃないかというふうに考えております。

例えば、どういう配慮をしないといけないかということは今考えているところでは、けいこの相手になってくれる生徒に対しては、相手になってくれることに対する感謝だとか、あるいは相手を敬う心だとか、あるいは相手を選ぶときには、体格の違いを考慮しながら、お互いに背丈が同じぐらいの相手を選ぶとか、あるいは指導の技の、けいこのときには、初歩的な技から高度な段階というようなことだとか。あるいは練習するときは、混み合っているところは避けるとか、壁の近くではやるなとかというような、具体的にはそんなことでありますけども、十分に注意を払いながら指導をさせてもらいたいというふうに思っております。

現時点で、その指導上のマニュアルが美浦中学校にあるかということ、現在のところはマニュアルはなしというような報告を受けております。ただ、茨城県では体育授業のモデル集というのがありまして、これも私も現物を見ておりますけども、100ページぐらいのものでありまして、県でモデル集を出しているから、美浦中学校では必要ないということじゃなくて、今の私の考えでは、来年度必修の形で授業が始まる前の段階で、美浦中学校専用の指導マニュアルを何とか早目につくりたいと。これを早急に先生方に指示をして、県の授業モデル集を参考にしながらいいものをつくりたいというふうに考えているところであります。

ご質問の中には、授業中にどれだけのけががあったのかということもございましたのでお答えしておきますが、美浦中学校では過去3年間、骨折の事故が1件のみというふうに聞いております。ただ、全国的な統計データを調べてみますと、人口10万人当たりの死亡、これはけがじゃなくて、亡くなった死亡事故ですけども、柔道が最も多くて、人口10万人当たり2.4人。これは第2位のバスケットボールに比べると約6倍、第3位のサッカーに比べると約8倍になるということで、柔道の危険性というのはいろんな形で認識されているわけでありまして、十分に注意をしないといけないということは、ご指摘されるまでもなく我々も考えております。

また、美浦中学校ではこれまで何人の生徒を一緒に指導してきたのかということも確認しておりますけども、今までは二クラス一緒ということで、50人を1人の先生で指導しているというのが常態のようであります。この点も、教育長としてはやや心配してござい

で、「外部の方の指導を必要としていませんか」というような問いかけもしていますけども、今のところ有段者は3人ということで、50人程度であれば1人で大丈夫というような回答をいただいておりますけれども、この点についても、ゲストティーチャーを考えるとかというようなことを将来的には考えていけないんじゃないかというふうに思っております。

とにかく全国で武道が必修になるということで、多分新聞のネタになるような大きな事故が、これは全く予想、こんなことでこんな事故が起こるのかというような予測できないような事故が間違いなく起こるだろうと思っております、こういう事故が美浦中学校でないという保障はないわけですから、そうならないようなことの配慮は十分してまいりたいと、十分な、十全な配慮をしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（石川 修君） 塚本光司君。

1番（塚本光司君） ありがとうございます。非常に今、二つともわかりやすかったです。

それに含めまして、続いてなんですけど、ちょっと確認等々も含めてなんですけども、PPSの方からまいります。PPS、特定規模電気事業者の説明は、先ほどの次長の答弁のとおりでございます。私の方から、それに特につけ加えて、ちまちま言うところではございませんので、先ほどでオッケーなんですけど。

ちなみに、企業・自治体が、東電以外から電気を購入を検討の記事や報道というのは、昨年未来、これはだれでも、新聞であれテレビであれ、いろんな意味で報道で多分耳にされている、頻りに耳にされている、何かでそれと接していると思うんですが、美浦村においても今の教育関係施設に関して検討中ということでございました。今回、私が年明けにたまたま学校関係をちょっといろいろ歩いていましたところ、実は教育関係の方から、お宅の電気代は幾らなんだということで来たことから、きっかけで私がそれをたどっていきましたところ、結果、光と風の丘公園の野球場にたどり着いたんです。その担当が、要は今、岡田次長がいらっしゃった生涯学習課ということで、そちらのセクションでやっておられたということで、そこでちょっと一つ質問を投げかけたんですが。

現状況において、PPSとの交渉の進捗状況がまず1点。

それと、私が投げかけた方のセクションは、生涯学習課ということではございますが、実際に教育施設以外の村施設での検討というのは、実際にはなされなかったのか。要は、本庁舎、役場庁舎、ここであるとか、保健センターとかあるわけですね。

実際に私の情報では、農業集落排水のあれですか。あと、公共下水道、あそこの電気等々は、どうもやはりそういったPPSにはちょっと対応不可だというような情報をちょっと得ているんですが、それはいいとして、公園以外のところで何かアクションがあったのかどうか、もしわかればと思います。

この2点をちょっと、このPPSに関しては2回目の質問としてお願いできればと思います。

それで、武道必修化のことに关しましては、本当に先ほど教育長からの答弁のとおりだと思います。

実は、何を隠そう私もちょっと柔道を若干、6年ほどかじっております、有段者でございます。実際、一番私が危惧するところは、武道で柔道・剣道を必修で、どちらを選ぶとしても、特に柔道の方はやっぱり心配なところがあったんですが、いろいろ勉強しているところで、もう数十年前から美浦中というか、茨城県全体、中でも美浦中というのは、私もその柔道部の出身ですが、もうほとんど必修という感じでやっていたわけですね。

実際に、全国でよく新聞で報道等がされる、今、先ほども教育長からございましたけども、10万人に2点何人ということで死亡事故。そういった事故は、基本、要するに私らが踏んできた部活動での事故だと思います。実際に私の先輩も教師をやって、柔道をとあるところで教えていまして、やはり教え子がちょっと全国大会に行ったときに、そこで頸椎損傷で、今実際に三十過ぎなんですが、ちょっと動けないと、そういったことも実際に私は知っておりますし。

ただ、美浦中学校においては、今までのそういった教育指導等の体制関係を、先ほど教育長から伺って、心配はないのではないかなという気にはなっておりますが、念のために、幾つかちょっと気づいた点なんですが、特に、事故等々に関しての、その起きた場合のマニュアル等はないということですよ。

だから、その時その時で、先生方が何かあったときに対応されていると思うんですが、転ばぬ先の杖と申しましょうか、やっぱりこうあったら、こういう段取りでこうしてということで何か書いたものなり何なりがあった方が、それはもう、それに越したことはないと思うんです。

ですから、その辺。先ほど教育長もおっしゃってましたね。これは、やっぱり特化したもので何か美浦村としてちょっとやろうというようなことですよ、ということで、それは改めて私の方からも学校教育課さんの方に、中学校に向けての注意喚起ということでそれはお願いできればと思います。

それと、私が調べさせていただいた中で、夏季休暇の間に定期的に研修会を何か行っていると。多分、県のどこか、武道館へ行くとか、指定の例えば土浦のどこどこかということをやっていると思うんですが、これは実際に研修会があるわけなんですが、定期的に夏休み中に。必ずそれに参加しているのかどうか、その辺がちょっと、いますぐどうのこのというのはないと思うんですが、後で数日中でも結構ですので、それを確認させてください。絶対行っているよという名前だけで、研修会をやった、実際だれも行っていないで、では。ただ、有段者が今現在はいるので、ある程度経験してきたからということで、ひょっとすると行っていないかもしれませんがね。

だから、初めて、今後美浦村において有段者の先生が仮に人事異動で外に出た場合、それがやはり、私以外も、やっぱりご父兄の皆さんでも、子どもたちでも、やっぱり有段者なのか、全然、講習を何時間かやってきて僕たちに教えてくれるのかで、やっぱりちょっと安心の度合いが違ふと思いますので、今後、先ほどゲストティーチャー、外部からのゲストティーチャーの名前も出ていましたけども、その辺の考えを再度、予算等もあることなんですが、確認をさせていただければなと思います。

とりあえず、以上でまず質問、2回目の、2回目というか1回目お願いしたいと思いません。

議長（石川 修君） 教育長。

教育長（門脇厚司君） まず武道の方から。PPSは後で村長の方から。

1番（塚本光司君） そうですね、はい。

教育長（門脇厚司君） 回答することにします。

きのうの午後、さまざま確認したいことがありましたので、校長同席のもとに3人の体育の先生方と直接会って、私自身、幾つか確認をさせてもらいました。先ほど、3人とも有段者であるというふうに申し上げましたけども、1人は剣道4段、柔道初段。柔道の方は、男の先生2人、剣道の4段の方は女性の先生ということで、3人とも、これまで県が夏休みの講習会には出ておりますというふうに伺っております。

緊急マニュアルですけども、授業中の事故だけじゃなくて、いろんな大変な事態が、緊急事態が学校にはあるわけですけども、その緊急事態に対応するマニュアルは、それは現在でもありますと。ただ、武道の授業で起こった事故についてのマニュアルは今のところないということですので、これも仮に武道の授業で事故が起こったときに、そういうような授業に対応するためのマニュアルが既にあったのか、全くなかったのかということで、事故が起こった場合の対応の仕方を考えると、やっぱりあらかじめマニュアルは用意してあった場合の事故の対応と、全くなかった場合の事故への対応というのは、相当違ってくるそうですね。

先ほどちょっと申しましたけれども、来年の授業が始まる前に早急に指導面での指導書のマニュアルと、その事故に対応した場合のマニュアルもあわせてつくりたいというふうに思っております。それで、議員は柔道2段というふうに今伺っておりますので、ぜひ、そのマニュアルづくりにはご協力いただければありがたいというふうに思っております。

あと、最後のご質問ですけども、今は3人とも有段者だということで安心できます。ただ、いつまでも美浦中学校に勤めておる保障はないですね。まだ、来年度の人事については明らかにできないような段階ですが、3人とも幸いなことに、計画異動の対象にはなっておりません。3人から異動の希望も出ておりませんので、少なくとも来年度は3人とも美浦中学校で授業を続けていただけるのではないかと。

ただ、こういうような状態がいつまでも続くということはありませんので、先ほども申

し上げましたけども、そうならなかった場合の対応については、予算措置もありますので、十分25年度からの対応については考えていきたいと思っています。

ややそれですけれども、教育長が集まるときには、やっぱりこういうような話題があるわけですね。牛久だとか稲敷だとか、やっぱり柔道の危険性は大きいということで、牛久などは全員、武道はもう剣道であるというようなことで、防具その他をもう先に用意していましたということ。

となると、美浦で柔道を指導する担当、柔道の有段者は美浦でいいですよというようなこともあり得るかなと思ったりしておりますけど、とにかく何らかの、25年度からは、事故防止のための人事面での配慮も十分してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（石川 修君） 村長。

村長（中島 栄君） それでは、塚本議員の特定規模電気事業者（PPS）について、村がどれだけ今、検討しているかというものなのですが、学校関係はほとんどもうやっておりまして、一応持ちかけていないのは、保健センターと役場、ここですね。あと幼稚園ということで、実は去年の3月11日以降の福島原発の事故以来、計画停電という構想が東電の方から打ち出された時点で、やっぱりPPSから電気を供給していただくところがかかりふえてきました。

実際この前の電気料金が全体的に17%ぐらい上がるとか、そういう話が出たときにはかなり殺到しているみたいで、今、村がお願いしているところも、すべてPPSから供給ができるかという、ちょっとそこまでは今の時点では回答が来ておりません。

事実、今、幾つかは取り上げていただけるのかなあというふうに思うんですが、51事業者が今あるというふうに執行部の方から答弁が出ましたけども、美浦村では今一番身近にある美浦ガスさんの系列というか親会社、東京ガスのところと、今ちょっと調整はしていますけれども、発電事業所がPPSの規模がどのぐらいの発電をしているかということが一つ問題があって、その発電容量以上のものは販売できないんですね。

実質、送電線・配電線を通して電気が供給されてくるわけなんですけども、それはすべて東電の施設ということで、発電自体の部分を賄ってもらう。電気料金に関しては、東電が決めた値段なんですね。1キロワット当たり幾らでというのは東電が決めた値段。これは、東電もそれからPPSの特定規模電気事業者も料金は一緒です。

変わってくるのは、基本料金。皆さんのうちでも基本料金で使っていると思うんですけども、これは1キロワット使うと、もう契約分の基本料金が発生します。そこが約、PPSの会社によってちょっと違うんですけども、東京ガスだと2割ぐらい下げられますよということが一つあります。

ちなみにちょっと例を言いますと、この辺で一番電気を使っているのは、競馬会とテキサス・インスツルメンツでございますけども、両方、特交で受けています。ちなみに1年

間、この17%くらい上がるとすると、この前、工業クラブでテキサスのその施設の担当者と話をしたらば、年間5億上がるそうです、5億円。17%で。

電気の使用量が全然、基本的なものが違うので、やっぱり17%上がると、今まででもそういう企業で電気が、電気料金が高いというのがあったんですが、さらにこの17%上がることで、使っているところでは、「5億も上がるので、また美浦村に税金を納めるのができなくなりそうです」という話は、私の方に言われたので、ちょっと困るなあということは思ったんですが、これは、経済産業省で上げる・上げないのことはできないそうございまして、東電の方との契約の中で、通知が来れば上げざるを得ないと。

美浦の中でどれだけ上がるかというのは、これからもあるんですが、今PPSで東京ガスの方とちょっと調整をしております。これも4月以降、最終的には6月ぐらいで判断をしますということで、美浦の中に美浦ガスさんがあるので、ある程度は配慮をしていただけるのかなというふうには思っております。全部はなかなか難しいかなというふうには思うんですけども、そういうところで、できるだけ違うものに頼っていかないとなかなか難しい部分が出てくるのかな。美浦村全体の公共施設のもので17%近く上がると、どれだけ上がるかを、これからまた、試算はしていないんですけども、ちょっと調べてみたいかなというふうには思っています。

学校に太陽光を上げるように申請はしたんですけども、7カ所申請をして、採択されたのが1カ所あります。上限で5,000万が国から整備をしてもいいですよということで、太陽光は、約5,000万というと20キロワットの発電が大体可能だろうということで、去年、震災で健康増進課、保健センターのところを対策本部に使いましたので、そこに太陽光を20キロワット上げて、何か災害が起きたときには、そこで電気を使用できるようなものにしていきたいというふうに思っています。

これからも、この先も国の方でそういう太陽光発電、自然エネルギー的なもので補助、助成があれば、早手を挙げて、村の中の整備もしていきたいというふうに思っております。多分6月の議会のときには、PPSの報告はできると思います。よい結果が出ればと私も思っていますけども、他力本願なところもありますので申しわけありませんけども、このような進捗状況であることをご説明申し上げます。

議長（石川 修君） 塚本光司君。

1番（塚本光司君） ありがとうございます。柔道の話は先ほど、先に教育長とさせてもらったので、ようやく落ち着きました。汗も引いてきました。

戻りまして、先ほどの村長からのご答弁でありがとうございました。

実際に新聞等々でも、東京の猪瀬副知事が東電さんに、「どういうことで」ということで、東京だけで77億と言っていましたよね。それだけの負担になると。17%、高圧のあれでこういう。東京あたりは、でかいところは本当に特交のあれだと思うんですけど。

とりあえず私も、この稲敷市の野球場の先ほどの件がございました。報告を受けました

ので、実際に本村、美浦村に移して、平成22年度の電気料金がどのくらいかかったんだろうかなと見てみまして、それは去年がああいう原発云々の事故があったものですから、節電なりいろいろとあまり、ちょっと参考にならんだろうということで、22年度、決算書もそれはもう出ていますので、実績利用ということで、村内で約8,000万円くらい電気代がかかっています。

そのうち、先ほどこれは申し上げましたんですけども、これは私、話しましたか、中学校が幾らかかったとかは。言っていなかったでしたか。ちょっと痴呆症にかかった。

繰り返しになってしまって申しわけないんですけども、要は、上から順番に美浦中学校で786万円、光と風の丘公園743万円、本役場庁舎、ここですね、461万円。中央公民館429万円、その他、公立関係の小学校・幼稚園・保育園・児童館・公共施設等、農トレですとかいろんなそういったところなんですけど、これが約2,700万円。

そして、この23年度も今月で終わりますが、同レベルか、もしくは下方に推移するのかなど。それは、福島原発事故による節電意識とでも申しましょうか、ほとんど節電をやってこられたと思うんですね、住民の方が。私もその1人で、電子炊飯器を、かまで炊いたわけじゃないですが、よくお茶のポットなんかを手こぎ式のやつにしたりとか、頑張っやりましたけども。

先ほど村長からもございましたように、仮に東電さんが4月1日から大口契約の50キロワット以上のものに関して17%もしアップすると、単純にこれで計算しちゃうと、実際に村で1,300からも上を行っちゃうんですね。すべてがそうではないと思います。そこまで私もちょっと詳しく調べていないんですけども、本当に申しわけないんですけども。

P P Sの契約の例えば変更の際して、近隣の自治体もそうだと思うんですが、9割9分方、多分100%、P P Sサイドさんからのアプローチであったらうと。とにかく、受動態で、去年の3月11日以降の話だと思うんですね。アプローチ、そういった相手のP P S業者から来たということで。

例えば、つけ加えますと、先月の2月10日現在、私が調べた中では、この茨城県の県庁所在地である水戸市も予定はしていません。今、実……。

議長（石川 修君） 塚本光司君、間もなく質問時間が迫っておりますので、簡潔な質問をお願いしたいと思います。

1番（塚本光司君） わかりました。それでは、ちょっと念のために確認です。我々の心の中に、電気だったらば、要するに東電さん、東電さんの親戚の人でもいると何なんですか、そういった気持ちはどうですか、ありますか。村長で結構ですけど。

村長（中島 栄君） もう1回質問。

1番（塚本光司君） 要するに、物をチェンジするという場合に、今まで東電さんだったら東電さん、そこから変えずに例えば何十年もきたと思うんですが、いろんな業者、自治体もそうだと思うんですが、我々の心の中に電気というのはもう東電だよというような

気持ち、どうでしょう、ありますか。ないですか。

議長（石川 修君） 村長。

村長、答弁時間、5分です。

村長（中島 栄君） はい。5分しかないということで、これは東電が頭の中にあるのかということだと思っんですけども、余り規制緩和をしてしまって、発電事業者、送電事業者、配電事業者といろいろ分けてしまうと、かなり大きな問題が出てくるのかなというふうに思います。

実質、アメリカで規制緩和をして、すべての分野を別々にして、結果的には、あのアメリカでさえ交通信号がとまるようなことが、以前起きました。これは、日本の中でも規制緩和をなささいという、これは小泉純一郎さんが首相をやっていたときに竹中平蔵さんも含めて、大きな規制緩和を日本の中に取り入れてきた経緯があります。

どこまでをやっていいのかという部分を考えると、守られなくてはいけない部分は、生活の中で電気、水、そういうものは生活の中で守られていかないと、国民の生活、また住民の生活が安定できないというふうに私も思っています。ですから、自然エネルギーが今主体になってきておりますけども、今の施設をばらばらにしてしまった方が、私はかえって怖いのかなというふうに思います。

採算性がとれないと、その部分の改修、修繕もままならないというふうになります。ですから、東電に依存するということじゃなくて、それぞれの発電を自然エネルギーであるとか、風力とか、太陽光とか含めて、電気を供給してくれるところがどんどん参加をしていただくことが一番私はよろしいんであろうと。

多分これからは原発は縮小していくであろうし、もう新しいものは日本ではつくる環境にはないというふうに思っております。ただ、東電の持っている施設は使わせてもらわないとなかなか難しいという。これは、多分国の範囲になろうと残ってもらわないと困ります。

議長（石川 修君） 塚本光司君に申し上げます。

時間にあと3分、2分ですか、2分ですので、3回の質問は終わっていますけれども、時間。

1番（塚本光司君） はい。じゃ、3分間でカップラーメンが食える程度で終わりたいと思います。

ありがとうございました。今、なぜ村長にこういった質問を投げかけたかと申しますと、今後PPSの供給が非常に厳しくなることは、もう皆様ご存じのとおりだと思います。これだけいろんな面でパイの取り合いになっていて、余剰電力がないわけですから、ただ、1～2年後にいろんな節電で安定してくれば、またPPSもかなりシェアを伸ばすんじゃないかなというふうに考えます。

要は、私が申し上げたかったのは、第3次美浦村行政改革大綱にもございますが、地方

分権で既存の枠組みや従来の発想にとらわれない、PPSだけのことをあらわしているのではなく、いろんな面で、物産館もうそうです。自治体間の競争はもう始まっているわけですね。いろんな近隣の自治体との競争です。ですから、既成概念をぶっ壊す。そのくらいの気持ちで、職員の皆様方、執行部の皆様方には、美浦村のために。

私たち議員も、要は東京スカイツリーとまでは言いませんが、美浦村のアンテナを高くということで、住民の皆様方のために勉強しながら一緒に行きましょうということで、このPPSの方は終わりました、柔道でございます。

武道必修化に関しましては、美浦中学校としましては、私は心配はしておりません。ただし、絶対というのは福島原発事故があったように、絶対ということは物事にございませるので、特化マニュアルじゃないですが、本当に私も賛成でございますから、あと、ゲストティーチャー等々。

予算面に関しましては、それはもう首長だと思いますので、ひとつ子どもたち、生徒さんのためにも、ひとつその辺は頑張ってお願ひしたいと思います。親御さんたちじゃございません。皆さん頑張って、賛成しましょうと皆さん、議員さんに申し上げます。

議長、大変ありがとうございました。

議長（石川 修君） 以上で、塚本光司君の一般質問を終了いたします。

次に、林 昌子君の一般質問が通告されておりますが、体調不良により欠席となっております。通告の取り下げがされておりますので、以上で通告のありました一般質問はすべて終了をいたしました。

議長（石川 修君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りをいたします。

次の再開日を12日としておりましたけれども、議事日程の都合により、12日を休会とし、19日に再開したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、19日再開と決定しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後3時22分散会

平成24年第1回
美浦村議会定例会会議録 第3号

平成24年3月19日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

議案第3号 村道路線の認定について

議案第4号 村道路線の廃止について

議案第5号 美浦村部設置条例の一部を改正する条例

議案第6号 美浦村総合計画策定条例

議案第7号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第9号 美浦村復興まちづくり基金条例

議案第10号 美浦村税条例の一部を改正する条例

議案第11号 美浦村中央公民館の設置，管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

議案第13号 平成23年度美浦村一般会計補正予算（第11号）

議案第14号 平成23年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

議案第15号 平成23年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第7号）

議案第16号 平成23年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

議案第17号 平成23年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第5号）

議案第18号 平成23年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第19号 平成23年度美浦村水道事業会計補正予算（第4号）

(一括議題・委員長報告・討論・採決)

議案第20号 平成24年度美浦村一般会計予算

議案第21号 平成24年度美浦村国民健康保険特別会計予算

議案第22号 平成24年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算

議案第23号 平成24年度美浦村公共下水道事業特別会計予算

議案第24号 平成24年度美浦村介護保険特別会計予算

議案第25号 平成24年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算

議案第26号 平成24年度美浦村水道事業会計予算

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第27号 工事請負契約の締結について

議案第28号 平成23年度美浦村一般会計補正予算(第12号)

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1番	塚本光司君	2番	岡沢清君
3番	飯田洋司君	4番	椎名利夫君
5番	山崎幸子君	6番	富田隆雄君
7番	山本一恵君	8番	林昌子君
9番	下村宏君	10番	坂本一夫君
11番	羽成邦夫君	12番	小泉輝忠君
13番	石川修君	14番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教育長	門脇厚司君
総務部長	小泉菊男君
保健福祉部長	大橋幸雄君
経済建設部長	沼崎武男君
教育次長兼生涯学習課長	岡田守君
総務課長	増尾嘉一君
企画財政課長	増尾正己君
税務課長	石橋喜和君
収納課長	浅野重人君
住民課長	大竹美佐子君
会計管理者兼会計課長	古渡和夫君
福祉介護課長	松葉博昭君
健康増進課長	堀越文恵君
国保年金課長	桑野正美君
保育所長	鷓沢あさ子君
児童館長	宮本きみ子君
都市建設課長	池延政夫君
経済課長	仲内秀夫君

生活環境課長	坂本敏夫君
放射能対策室長	飯塚尚央君
上下水道課長	青野道生君
学校教育課長	浅野勝夫君
美浦幼稚園長	小泉俊子君

1. 本会議に職務のため出席した者

議会議務局長	北出攻
書記	木村弘子
書記	木鉛昌夫

午前10時01分開議

議長（石川 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。

ただいまから、平成24年第1回美浦村議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議長（石川 修君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

議長（石川 修君） 直ちに議事に入ります。

日程第1、議案第3号 村道路線の認定についてを議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第2、議案第4号 村道路線の廃止についてを議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第3、議案第5号 美浦村部設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第4、議案第6号 美浦村総合計画策定条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第5、議案第7号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第6、議案第8号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第7、議案第9号 美浦村復興まちづくり基金条例を議題といたします。

質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠君。

12番（小泉輝忠君） 第9号について、村長のちょっと考えを聞きたいと思います。

これは災害に強いまちづくりの一環として、美浦村地域防災計画に指定されている防災拠点の耐震化改修事業、道路の工事等を予定しているということでありますけども、今一番に村として事業をしなくちゃならない、しようと、もし村長が思っていることがあれば、その事業の中でこれが一番だよということがあれば、聞かせてもらいたいと思います。

以上です。

議長（石川 修君） 村長。

村長（中島 栄君） 改めまして、おはようございます。

議会再々開日、大変ご苦労さまでございます。今、小泉議員の方から、震災について、今、村に、どこに災害についての一番の視点を置いておくのかというような意見だと思えます。

これにつきましては、まずは議員もご承知のとおりだと思いますけども、今は学校、子どもたちの学ぶ場所の耐震化を進めているところでもございます。一部、国の方から震災によるいろんな交付金が、震災の部分で参っておりますけども、自治体の考え方はそれぞれあるかと思えますけども、美浦としては子どもたちの安全で安心な学校の教育の場を構築することが、まず一番目に置いているのが私の考えでございます。これは議員各位も同じことだと思います。

今、安中小学校に関しては、ことし工事を、耐震化を進める予定になっておりますし、この後、幼稚園、そしてまた保育所等、それから公共施設の部分が、Is値が国の基準に満たないところは、早急に改修をして、安全で安心な利用を村民にさせていただくということを念頭に置いております。それにつきましては、議員各位にもいろんな視点でご助言をいただきながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（石川 修君） 小泉輝忠君。

12番（小泉輝忠君） 今、村長の考えをお聞きしました。こういうように交付金が出ますと、どういう形で使うんだ、どこに使うんだというのは、これは村民もだれも思うところであります。村長の考え方として、教育関係の方に、耐震を含めたことをさっき考えているということですので、私はそれで理解したいと思います。

以上です。

議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第8、議案第10号 美浦村税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結をいたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第9、議案第11号 美浦村中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結をいたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第10、議案第12号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議長（石川 修君） 日程第11、議案第13号 平成23年度美浦村一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。

下村 宏君。

9番（下村 宏君） それでは、質問したいと思います。67ページの農業用施設等災害が目になっているところを、01補助金で湖南土地改良区災害復旧費補助金が出ております。31万ですか。ここは稲敷市になると思うんですけども、稲敷市の方に、美浦村の方が土地を持っていてやるのかどうか、その辺のことをお伺いしたい。それで、どのくらいの面積が湖南土地改良区内にあるのかお伺いをいたします。

よろしくをお願いします。

議長（石川 修君） 経済建設部長。

経済建設部長（沼崎武男君） それでは、下村議員のご質問にお答えをいたします。

湖南土地改良区の災害復旧補助金ということで31万円を計上させていただいております。このことにつきましては、ほかの土地改良区等につきましては、事業主体が美浦村ということで、それは、国の査定日がきちんとなっておりまして、それより若干遅いということで、湖南土地改良区が事業主体として事業費を計上しているところでございます。

この事業費につきましては、当然稲敷市も入っております。その総事業費が178万5,000円あるということで、稲敷市と分割をしております。美浦村につきましては34.6%、稲敷市については65.4%ということで、それらの案分比を計算をいたしまして事業費を算定しております。

それと、もう1点は、査定設計費というのがあります。国の方の査定を受けるときに設計費が、当初は国の補助になっていなかったという部分がございます、国の方でその後、査定設計経費については補助しますよという流れがございます、市町村割として34.6%あるということで、それらを勘案して31万円の補正をお願いするものでございます。面積につきましては、担当課長よりご説明させていただきます。

議長（石川 修君） 経済課長。

経済課長（仲内秀夫君） それでは、下村議員のご質問にお答えをいたします。

湖南土地改良区の面積でございますが、こちらにつきましては、全体で32ヘクタール、美浦村につきましては、10ヘクタールでございます。

以上でございます。

議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第12、議案第14号 平成23年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第13、議案第15号 平成23年度美浦村農業集落排水事業特別
会計補正予算（第7号）を議題といたします。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第14、議案第16号 平成23年度美浦村公共下水道事業特別会
計補正予算（第5号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第15、議案第17号 平成23年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第16、議案第18号 平成23年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議長（石川 修君） 日程第17、議案第19号 平成23年度美浦村水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第18、議案第20号 平成24年度美浦村一般会計予算から、日程第24、議案第26号 平成24年度美浦村水道事業会計予算までの7議案を一括議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、羽成邦夫君。

予算審査特別委員長（羽成邦夫君） 平成24年度美浦村当初予算7議案について、特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会は、平成24年3月7日、本会議において設置され、同日、議案第20号 平成24年度美浦村一般会計予算から、議案第26号 平成24年度美浦村水道事業会計予算の7議案が委員会付託となりました。

特別委員会は、3月7日、3月13日、3月15日の3日間開催しました。

3月7日の特別委員会では、正副委員長の互選を行い、指名推薦により、予算審査特別委員会委員長に私、羽成邦夫、副委員長に坂本一夫君が選任されました。

3月13日、15日の特別委員会では、当委員会に付託されました議案第20号 平成24年度美浦村一般会計予算から議案第26号 平成24年度美浦村水道事業会計予算の7議案について慎重に審査を行いました。

その結果、議案第20号 平成24年度美浦村一般会計予算、議案第21号 平成24年度美浦村国民健康保険特別会計予算、議案第22号 平成24年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算、議案第23号 平成24年度美浦村公共下水道事業特別会計予算、議案第24号、平成24年度美浦村介護保険特別会計予算、議案第25号、平成24年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号 平成24年度美浦村水道事業会計予算の7議案は、全会一致により可決しました。

以上の結果を、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

議長（石川 修君） 委員長報告が終了いたしました。

委員長に対する質疑は、全議員で構成する委員会のため省略いたします。

これより、議案第20号 平成24年度美浦村一般会計予算の討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第21号 平成24年度美浦村国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第22号 平成24年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算の討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第23号 平成24年度美浦村公共下水道事業特別会計予算の討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第24号 平成24年度美浦村介護保険特別会計予算の討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第25号 平成24年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第26号 平成24年度美浦村水道事業会計予算の討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第25、議案第27号 工事請負契約の締結について及び日程第26、議案第28号 平成23年度美浦村一般会計補正予算（第12号）を一括議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

議長（石川 修君） 提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（中島 栄君） それでは、議案第27号 工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、国の緊急経済対策の補正予算により、平成24年度に予定している工事について、前倒しで決定となり、平成23年度事業として実施することとなった事業でありまして、美浦村立安中小学校耐震補強及び改修工事の入札公告による当初予定価格が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例の第2条に基づき、議会の議決を求めるものであります。

安中小学校の耐震補強及び改修工事に係る一般競争入札につきましては、2月8日に公告いたしまして、単独が2社、2社JVが3社の合計5社により、3月2日に実施いたしました。

入札の結果、松浦・大昭特定建設工事共同企業体が、1億6,579万5,000円で落札いたしております。工期につきましては、平成24年度へ繰り越しすることを前提に、本契約の翌日から平成24年3月30日までとし、本契約締結後、国からの繰り越し承認決定後、工事請負変更契約として、平成25年3月15日まで延長を予定しております。

また、本工事の工事監理につきましては、本工事の設計をお願いしています株式会社青山建築設計事務所に委託し、工事全般の監理をお願いしております。今後のスケジュールにつきましては、本日、工事請負契約につきましてご承認いただきまして、本契約を締結し、着工というスケジュールを進めていく予定となっております。

実際の工事工程につきましては、契約後の打ち合わせになってくるかと思いますが、木原小学校と同じく、今回の事業費を平成24年度に繰り越しまして、平成23年度・平成24年度2カ年の事業となり、平成24年度当初より着工し、夏休みを中心に子どもたちに影響のないよう、工事を実施したいと考えております。夏休み終了後も、子どもたちに影響のないよう土日を利用して進めていくこととしたいと考えております。

以上、審議いただきまして、本契約につきましてご承認のほどよろしく願いをいたします。

続きまして、議案第28号 平成23年度美浦村一般会計補正予算（第12号）につきまして、ご説明申し上げます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算は、農業用施設の災害復旧事業に対する新たな補助制度が制定されたことに伴い、本村でも該当する災害復旧事業がありましたので、緊急に予算の補正をお願いするものでございます。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ217万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を57億3,948万6,000円とするものでございます。

次に、第2条の繰越明許費の補正では、今回の補正予算で計上しています農地農業用施設災害復旧支援事業補助金につきまして、年度内に支出の見込みがないものにつきまして、5ページの第2表のとおり、翌年度へ繰り越しのご承認をお願いするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書に基づき、歳出予算からご説明申し上げます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

災害復旧費の公共公用施設災害復旧費では、農業用施設等災害復旧費で、土地改良区が行う災害復旧事業に対する農地農業用施設災害復旧支援事業補助金217万円を新規に計上いたしております。

これまでの農業用施設等の災害復旧事業の補助につきましては、国の災害復旧事業に該当するものについて、土地改良区に対する委託料、または補助金として予算の計上を行ってまいりました。しかし、国の災害復旧事業に該当しない災害復旧事業に対しても、新たな補助を行うこととした茨城県の農地農業用施設災害復旧支援事業補助金交付要綱が制定され、本村でも、土地改良区が行う9カ所の災害復旧工事、2カ所の災害復旧調査設計が補助対象となりましたので、今回の追加補正として計上をお願いしております。

今回、計上しています補助金は、土地改良区が行う災害復旧事業費から受益者負担分の10%を除いた額を土地改良区に交付する補助金として計上しております。

なお、この土地改良区に交付する補助金の10%から25%が、茨城県から補助金として交付され、残りについては、震災復興特別交付税が交付される見込みとなっております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

地方交付税の震災復興特別交付税では、ただいま説明いたしました農地農業用施設災害復旧支援事業補助金217万円から県補助金の34万1,000円を除いた182万9,000円の増額補正を行っております。

次に、県補助金の災害復旧費県補助金では、農地農業用施設災害復旧支援事業補助金34万1,000円の計上をいたしております。

以上、ご説明申し上げます。ご審議のほどよろしく願います。

議長（石川 修君） 議案第27号の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第27号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第28号の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第28号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第27 閉会中の所管事務調査について。
議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申し出
がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認め、さよう決定しました。

議長（石川 修君） 以上で、本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。
平成24年第1回美浦村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございます。

午前 10 時 53 分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する

美浦村議会議長 石川 修

署名議員 飯田 洋司

署名議員 椎名 利夫

署名議員 山崎 幸子

美浦村議会予算審査特別委員会
(第 1 号)

平成 24 年 3 月 7 日 開会

1. 審査案件

- 1) 特別委員長の互選
- 2) 特別副委員長の互選

1. 出席委員

委員長	羽 成 邦 夫 君
副委員長	坂 本 一 夫 君
委員	塚 本 光 司 君
〃	岡 沢 清 君
〃	飯 田 洋 司 君
〃	椎 名 利 夫 君
〃	山 崎 幸 子 君
〃	富 田 隆 雄 君
〃	山 本 一 恵 君
〃	林 昌 子 君
〃	下 村 宏 君
〃	小 泉 輝 忠 君
〃	石 川 修 君
〃	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席委員

な し

1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	北 出 攻 君
書 記	木 村 弘 子

午後 3 時 07 分

議会事務局長（北出 攻君） それでは、ご苦労さまです。

本日は、委員選任後、最初の委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、委

員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

出席委員中、坂本委員が年長の委員でありますので、臨時委員長をお願いします。

〔臨時委員長 坂本一夫君着席〕

臨時委員長（坂本一夫君） ただいま事務局から説明がございましたように、私が年長者でありますので、これから予算審査特別委員会の委員長が決まるまでの間、臨時予算審査特別委員長の職務を行います。

委員長の互選まで、ご協力よろしくをお願いします。

午後3時07分開会

臨時委員長（坂本一夫君） ただいまの出席委員数は、14人でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから予算審査特別委員会を開会いたします。

これより、予算審査特別委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

予算審査特別委員長の互選は、指名推選の方法により行いますか、それとも投票のいずれにより行いますか。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

臨時委員長（坂本一夫君） 指名推選とのことでございますので、委員長の互選の方法は、指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時委員長（坂本一夫君） 異議なしと認め、委員長の互選の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

指名推選の方法により、私が指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時委員長（坂本一夫君） 異議なしと認め、羽成邦夫君を委員長に指名いたします。ただいまの指名にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時委員長（坂本一夫君） 異議なしと認めます。

よって、羽成邦夫君が委員長に当選されました。

ありがとうございました。それでは、委員長と交代をいたします。

〔臨時委員長 坂本一夫君退席、委員長 羽成邦夫君着席〕

委員長（羽成邦夫君） それでは、再開いたします。

これより、予算審査特別副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

予算審査特別副委員長の互選の方法は、指名推選の方法によりますか、それとも投票のいずれにより行いますか、お諮りいたします。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

委員長（羽成邦夫君） 指名推選とのことですので、予算審査特別副委員長の互選は、指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（羽成邦夫君） ご異議なしと認め、副委員長の互選の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名推選の方法により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（羽成邦夫君） ご異議なしと認め、坂本一夫君を副委員長に指名いたします。ただいまの指名にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（羽成邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、坂本一夫君が副委員長に当選されました。

委員長（羽成邦夫君） 以上で、予算審査特別委員会を散会します。

なお、次回の予算審査特別委員会は、3月13日午前10時から開催しますので、よろしくお願いいいたします。

ご苦労さまでございました。

午後3時13分散会

美浦村議会予算審査特別委員会
(第 2 号)

平成24年3月13日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第20号 平成24年度美浦村一般会計予算
- 2) 議案第21号 平成24年度美浦村国民健康保険特別会計予算
- 3) 議案第22号 平成24年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算
- 4) 議案第23号 平成24年度美浦村公共下水道事業特別会計予算
- 5) 議案第24号 平成24年度美浦村介護保険特別会計予算
- 6) 議案第25号 平成24年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
- 7) 議案第26号 平成24年度美浦村水道事業会計予算

1. 出席委員

委員長	羽成邦夫君
副委員長	坂本一夫君
委員	塚本光司君
"	岡沢清君
"	飯田洋司君
"	椎名利夫君
"	山崎幸子君
"	富田隆雄君
"	山本一恵君
"	林昌子君
"	下村宏君
"	小泉輝忠君
"	石川修君
"	沼崎光芳君

1. 欠席委員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長 中島 栄 君

教 育 長	門 脇 厚 司 君
総 務 部 長	小 泉 菊 男 君
保 健 福 祉 部 長	大 橋 幸 雄 君
経 済 建 設 部 長	沼 崎 武 男 君
教育次長兼生涯学習課長	岡 田 守 君
総 務 課 長	増 尾 嘉 一 君
企 画 財 政 課 長	増 尾 正 己 君
税 務 課 長	石 橋 喜 和 君
収 納 課 長	浅 野 重 人 君
都 市 建 設 課 長	池 延 政 夫 君
経 済 課 長	仲 内 秀 夫 君
住 民 課 長	大 竹 美 佐 子 君
福 祉 介 護 課 長	松 葉 博 昭 君
保 育 所 長	鵜 沢 あ さ 子 君
児 童 館 長	宮 本 き み 子 君
健 康 増 進 課 長	堀 越 文 恵 君
国 保 年 金 課 長	桑 野 正 美 君
生 活 環 境 課 長	坂 本 敏 夫 君
放 射 能 対 策 室 長	飯 塚 尚 央 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	古 渡 和 夫 君
上 下 水 道 課 長	青 野 道 生 君
学 校 教 育 課 長	浅 野 勝 夫 君
美 浦 幼 稚 園 長	小 泉 俊 子 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 出 攻
書 記	木 村 弘 子

午前10時01分開議

委員長（羽成邦夫君） 改めまして、おはようございます。

予算審査特別委員会へのご参集、ご苦労さまでございます。

先の本会議で当委員会に付託になりました議案第20号から議案第26号まで、平成24年度予算の各会計7議案の審査を行うわけですが、何分にも私、ふなれでございますので、皆様方の円滑な委員会運営にご協力をお願いをいたします。

広範囲な審査になりますので、委員におかれましては、質疑の際には、予算書のページ

数及び科目名を示してから、簡単明瞭な質疑を行ってください。また、執行部におかれましても明解な答弁をお願いをいたします。

さらに、発言の際には挙手をしていただき、発言許可を得てから、マイクを使用してはっきりと発言するようお願いをいたします。

委員長（羽成邦夫君） ただいまの出席委員数は14名です。

それでは、ただいまより予算審査特別委員会を開会いたします。

これより審査に入ります。

委員長（羽成邦夫君） 議案第20号 平成24年度美浦村一般会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

小泉君。

委員（小泉輝忠君） それでは、確認の意味で質問したいと思いますが、昨年12月に、私、一般質問をしました。村長の方からも回答がありまして、光と風の丘のサブグラウンドについては、少額な予算の中で予算化をするというような話をいただいて、議事録にも載せていただきました。

私も予算書をいただいて確認をしましたが、その予算について、載っていたのにもかかわらず私が見過ごしたのかどうかというその1点と、もう1点、教育予算の件なんですけども、児童生徒の芸術鑑賞会について削除になっております。

これも私は多分間違っていないと思うんですけど、毎年子どもたちが年に1回中央公民館に集合して、そういう芸術鑑賞をして、あの喜びたるものやものすごいものがあると私は思っています。なぜかといいますと、年に1回ですので、そういうときに芸術鑑賞会をして子どもたちの感性を養う、大変いい事業だと思っていましたけども、村の予算説明書の中では、補助金がカットされた事業については、見直しをするというようなことも書いてありましたので、そういうことの中でカットしてしまったのかなという思いがありますけども、その辺の確認と、それと、そういう事業の削減によって学校の方からの、「いや、続けてくれ。こういうのはなくしてはまずいんじゃないか」とそういう要請があったのかどうか、それを確認したいと思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。

委員長（羽成邦夫君） ありがとうございます。

教育次長。

教育次長（岡田 守君） それでは、小泉議員のただいまの光と風の丘公園の多目的競技場、その排水というか、あそこに水がたまってしまって、その排水をどうするかといった点で、以前に議員の方からそういう質問をいただいた経緯がございます。

その対象として、基本的には相当な金額が当初かかるというような予想をしていたわけですが、ちょうどこの間、議会のときに質問等で回答したような形で、その上からのしぼれた水について、それを受けるような形として、あそこに穴を掘って、そこを結局、今あるU字溝にそれをつなげるといったところで、その費用として、三百数十万でできるのかなという回答をしたかと思います。

それについて、今回の当初の予算にはちょっと反映ができなかったといったことがございます。そういう形で、補正で対応させていただきたいなと考えてございます。なるべく早い中の補正という形で、それに対応させていただければなと思ってございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、ただいまの小泉議員のご指摘にございました芸術鑑賞ということで、確かに今年度当初予算からそれが削られているといった状況でございます。それにつきましては、予算的な現在逼迫した状況というものもござひます。その中で、教育行政をどう維持していくかといった中で、中学校のTT授業とひいて、サポート事業がござひます。その事業が実際のところ、緊急雇用の中で実施をしてまいりました。その緊急雇用が実際、緊急雇用の方が事業がなくなってしまうといったところで、そのTTのサポートの方々も雇用できなくなるといったことで、そちらの方に予算を多く流したいといったことから、大変申しわけないんですが、その部分の芸術鑑賞の分を削らせていただいて、そちらの方に費用を回らせていただいたといったような状況になってござひます。そういうことでご理解をいただければなと思ってござひます。

委員長（羽成邦夫君） 教育長。

教育長（門脇厚司君） 私の方からも若干補足をさせてもらひます。

私も、昨年とことし、芸術鑑賞会を鑑賞してひいて、子どもたちが喜ぶ様子は十分わかっております。あの鑑賞会をなくすというのは、やっぱり私もかなり断腸の思ひをしてひいるわけですが、どうしてもそうしないといけなひかということをおなりに考えましたけれども、また各校長先生にも、これこれ、こういうような事情で来年度はやれなくなりましたというような説明もしてひいます。もちろん校長先生も、大変残念だ。けれども、村の財政がそういうふうな逼迫した状況であれば、しょうがないだろうというようなことで納得をしていただひてひいます。

今、教育次長もちょっと触れましたが、そのかわり当面、この美浦村の最大の課題は学力向上だということで、中学校の方に村の独自の予算で3人の先生を雇用するというようなことで、そちらの方で埋め合わせるというようなことで納得していただひてひいます。

今のところ、学校の先生方から、どうしてというような声は、先生方のレベルではありません。ただ、実際になくなったときに、保護者たちからどうひいうようなリアクションがあるかということは、まだ今のところ正確につかんでひいませんけども、相当、どうして

というようなことが出てくるんじゃないかというふうに思っておりますけども、今の村の財政状況を考えたら、しばらくは仕方がないかなというふうに私も考えております。

以上です。

委員長（羽成邦夫君） 小泉君。

委員（小泉輝忠君） 今、岡田教育次長、また教育長から説明をいただきました。

光と風の丘のサブグラウンドについては、私も常日ごろからそういうかわりを持っていますので、雨が降るたびに1日2日たってからも確認に来たりしております。昨日も雨が降って、日曜日確認しましたら、サッカーをやっていました。本球場の方を見ましたら、もう本球場の方は使える状態になっていて、サブグラウンドはサッカーでしたけども、もう本当に泥だらけの中でやっていました。

これが美浦村のグラウンドでいいのかな、再度そういうような思いもしたもので、自分の質問した関係もありますので、予算書についても確認をしました。そしたら載っていませんでしたので、何だろうな。会議録についても確認をしましたら、予算化をして、小額の金額で予算化をして進めていきたいというようなことの話があったものですから、それで再度確認をしました。今、教育次長の方からありましたように、補正でも組んでやるということですので、それはそれで理解したいと思います。

それとまた、芸術鑑賞会については、まだ補助金のカットということで、なくなる。それについては寂しい思いをする限りですけども、また、そうじゃなくて、中学1年生の宿泊学習についても260万の予算が組んでありましたけども、これも削除になっています。そうしますと何か、そういうことを考えていくと、美浦村の教育って、教育村教育村と目指す割には、何か数字の無理なものは切っていっちゃうのかな、そういう思いがします。これはおれだけじゃないと思うんですよ。

そのほかにもスクールサポート事業ですか、そういうものもありましたけども、さっき次長が話しました緊急雇用のやつだって、人数を3名ふやすということで、そっちの方に回すということですから、それは我々の関知するところじゃないかもしれませんが、そういう部分からすると、私としてはすごく残念な思いがしているんですね。

だから、私だけじゃなくて、教育長の話ですと、また、そういうことが父兄の中に浸透したときにどうなるかなという心配がありますということですけど、今の時点では何とも判断はしかねますので、私としてはそういう思いがあるということで、予算についてもさっき説明したような状態にありますので、何かのときに話が出たときは前向きに検討していただいて復活していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

委員長（羽成邦夫君） ほかにご質問のある方。

山本君。

委員（山本一恵君） それでは、ページ46ページと47ページにかけてです。

以前、23年度で花のあるまちづくり事業費というのがありました。これが今回載っていないので、廃止にした理由と、あと、どこかに組みかえられているのかその辺をお伺いしたいと思います。

あと、9番目の企業誘致事業費、この中で今回、前回何か印刷製本費が入っております。企業誘致、今、そっち借り入れているところですけど、印刷、新たにまたパンフをつくるのか、何か計画があって印刷を出しているのか、その辺もお聞きしたいと思います。

それから、47ページの男女共同参画計画策定事業費、これは今回新しいかと思うんですけども、この辺のどういう計画になっているのか予算の内容を教えてくださいたいと思います。

以上3点、よろしく願いいたします。

委員長（羽成邦夫君） 企画財政課長。

企画財政課長（増尾正己君） まず、46ページの企業誘致事業費のところの印刷製本費でございます。これは、村につくってあります「企業立地のご案内」というものが作ってございます。その中で、企業の優遇制度というものがございまして、この優遇制度が3年ごとに変わるようになってございまして、今使っておりますのが、21年4月1日から24年3月31日までと年度で切れるような形になりますので、これが優遇制度で3年先に延ばしておりますので、新たな印刷に回すということになってございます。

それと、47ページの男女共同参画計画策定事業費でございます。この事業計画につきましては、10年間の計画なんですけど、25年度で完了になってございます。それで、26年以降の計画を策定しなくちゃならないというようなことになりますので、24年度にアンケート調査等を行いまして、そのアンケートにかかわります郵送料とか印刷製本代を計上してございます。本格的に策定の始まるのは25年度中というふうに考えてございます。

ですから、24年度につきましては、現状の把握ですね。今までの事業の進捗状況とかそういうところを見直しを図ったり、あるいは先ほど言いましたように、アンケート調査を行うというところの前段の事務の経費でございます。

それと花のあるまちづくり事業なんですけど、23年度までは企画費の方に30万というようなことで計上しておったんですけど、24年度は、公民館費の方に計上となってございます。金額につきましても同じでございます。

〔「ページ数は」と呼ぶ者あり〕

ページ数は183ページになります。183ページの下側の08番、花いっぱい運動事業費、こちらに計上してございます。よろしく願いしたいと思います。

委員長（羽成邦夫君） 山本君。

委員（山本一恵君） 組みがえのとき、予算の説明書にもちょっとそういうのもあるといいのかなという思いが、花いっぱい運動も、ちょっとチェックして新しいなと思ったんですけど、金額がもしかしたらという思いがありましたので、もし、できれば予算書全般に

廃止あるいはそういう組みがえがあるところも、ちょっと提示していただくとわかるかなと思いますので、次回、もしできたらそういうのもよろしく願いいたします。

あと、企業誘致は、本当にまだまだこれからというところですので、どんどんそういうのはやっていただきたい思いが、新たな、また違ったパターンでつくるのかなと思ったのであれですけど、よろしく願いいたします。

あと、男女共同参画の方は、アンケート調査の中身ですけども、これの検討というのは企画でやるのか、あるいはそういう策定委員は、まだ委員はいないと思うんですけども、そういう中でとるのか、あるいは今までどおり職員間というかそういう中で、アンケート調査の中身、その辺の討議はどうなっているのでしょうか。

委員長（羽成邦夫君） 企画財政課長。

企画財政課長（増尾正己君） まず初めに、男女共同参画の策定につきましては、年度始まってから、そういう役所内のワーキングチームのような形のを発足させて、アンケートとかその辺を進めていきたいなというような形で考えてございます。

委員長（羽成邦夫君） ほかにございませんか。

下村君。

委員（下村 宏君） それでは、先ほど小泉議員の方からありました件について関連の質問になるんですけども、本年度TT配置事業、これはチームティーチングと言うんですが、これはどのようなことで計画しているのかちょっと伺いたい。

それと、きのう中学校の卒業式に行ってきた中で、子どもたちが一番3年間の中で印象に残るのは、スキーの宿泊学習だそうです。それが、恐らくこれはなくなるのがそうかなと思うんですけども、そういうものをなくしていくというのは、学力向上と次元が私は違うと思うんですよ。その辺があるので、このことについてはもう一度、私は本当は検討をしてほしいというふうに思いますので、執行部の見解を伺いたいと思います。

よろしく願いします。

委員長（羽成邦夫君） 村長。

村長（中島 栄君） それでは、TTの方じゃなくて中学校のスキー教室、先ほどの宿泊の部分と同じことになると思うんですけども、これについては保護者の方からのいろいろな意見もあって、私の方に対する報告としては、保護者の方が子どもたちにすべて、スキーとか何かは現地で貸しスキーでできるんですけども、いろいろ服装から何から準備するのになかなか大変だという話も上がってきている保護者がいるそうでございます。

このスキーについては、生涯学習課の方で親子スキーということで毎年やっています。できればそちらに登録がえをしていただいたやっていただくということは、同じように生涯学習課でもそういうことを取り組んで親子でやっている部分がありますから、どうしても、そのスキーという部分でやるのであれば、今までと同じように中学生だけを宿泊ということじゃなくて、手を挙げる方、保護者の方に負担のかからない部分で参加ができる方

は、やっていただくという方向も、その方が保護者に負担がかからないだろうという意見もありました。

そういうこともありますので、一律全部が、衣類まで村の方では用意ができない部分がありますので、そちらの方、生涯学習課の方でやっているところに参加をいただくように、学校の方で周知をして参加をしていただくということでいいんじゃないのかということで、今回は学校の方は削らせていただいて、生涯学習課の方の部分が予算はしてありますけども、それが多くなれば補正を入れながらふやしていきたいというふうには思います。

委員長（羽成邦夫君） 教育長。

教育長（門脇厚司君） まず、T T 配置事業費505万の件でありますけども、これは具体的には、16ページに書いてあるように、中学校、今まではT T、課外として2人分の先生をお願いしておりましたけども、今度は数学と音楽というような形で、これから音楽にするか英語にするかということはまだ確定していませんけども、3人分の計上をさせてもらっております。

あと、スキー合宿の件についてもちょっと触れますと、確かに議員がおっしゃるように、学力向上と私がずっと言ってきています社会力の向上と、これは次元が違うんじゃないかというようなことで、私としても、スキー合宿を削るといのは相当つらい思いをしたわけではありますが、この点も少なくとも平成25年度までは学力向上の方にウエイトをおかないといけないんじゃないかというような最終的な私なりの判断でそういうような決断をさせてもらいました。

というのは、平成25年度というのは、文科省の今の心づもりで言うと、全国学力テストが、これは今は30%のサンプル調査をやっていますけども、25年度は全国悉皆調査、どの学校もその学力調査の対象になるというようなことで、文科省が計画しているとしたら、その25年度の学力テストでは、美浦村の四つの学校のすべてが全国平均を上回るというような実績を何とか残したいというふうに思っております、とりわけ中学校の学力向上を著しいものにしないといけないというような決断を私なりにさせてもらって、中学校の村独自の先生の雇用にウエイトを置くということが必要なのではないだろうかというふうに思っております。

そのうち、村の財政事情が好転の方に向かえば、またスキー合宿あるいは芸術鑑賞の方も復活する可能性が十分出てくるんじゃないかとそういうような期待も込めて、とりあえず25年度まではその方向で頑張らせていただきたいというふうな考えで、こういうふうな予算措置をさせていただきました。

以上です。

委員長（羽成邦夫君） 教育次長。

教育次長（岡田 守君） ただいまの下村議員の質問ですけども、説明の方が前後しますけども、スキー事業の、中学校のその事業について、じゃ1人当たりどのぐらいかかる

のかといったところなんですけども、1人が大体5万2,000円必要になるといったことになってございます。

そのために、保護者の方々にご協力いただいて、月額4,500円を8カ月積み立てているそうでございます。それで合計3万6,000円になります。そこで村の補助金が1人当たり1万6,000円、それを合わせて5万2,000円という形で事業を行ってございます。

ちなみに近隣の市町村でこのスキーの事業を行っている市町村といったところでは、牛久市で二つの中学校ですね。中根中学校と南中学校、あと守谷市で一つの中学校、また、つくばみらい市で一つの中学校と、これぐらいの中学校がスキーを授業として実施をしているといった状況となっております。ただ、この負担につきましては、全額保護者が負担しているといった状況となっているといった状況でございます。

以上でございます。

委員長（羽成邦夫君） 学校教育課長。

学校教育課長（浅野勝夫君） スキー教室の件ですけれども、ちょっと補足させていただきます。今、学校の方からの報告によりますと、一応村の補助金の方がカットされたということで、カットされて事業をそのままなくしちゃっていいものかということで、今度新しく1年生になる、今の小学校6年生の保護者等と協議をすることで、今後そのスキー教室にかわる事業ができないか、あるいは、その保護者負担の中で生徒数を継続できるかどうかというような協議をする予定でいるということ、報告を受けております。結論的には、まだちょっと今月中かかっちゃうかなと思うんですが、今そういうことで進んでいるようでございます。

以上です。

委員長（羽成邦夫君） 下村君。

委員（下村 宏君） 答弁、ありがとうございました。

ただ、子どもたちに実は私も聞いたんですよ。そしたら、「一番楽しいのはこれだった」と言われたもので、それがなくなっちゃう。んじゃ寂しいね、ということで今回質問したわけでありまして、今の中で親子スキーがあるので、そちらの方に行ってもらうようにしたらどうだろうというような意見もあったので、ぜひ学校の方からもそういうものを、じゃ、示してもらえれば、子どもたちがそっちの方に参加すれば楽しい、やっぱり思い出づくりというのは一生残るもので、そういうものはやっぱり残しておいた方がいいなというふうに思いました。

ティームティーチング授業については、了解をいたしました。

ありがとうございました。

委員長（羽成邦夫君） ほかにご質問のある方。

石川君。

委員（石川 修君） 今、下村議員からもお話がありましたけれども、スキー事業の件

なんですけれども、実は私のところへも保護者から電話がありまして、「スキー事業がなくなるんだってね。どうなんですか。美浦はそんなに財政苦しいんですか」という話を受けました。

村長の説明だと、保護者から、負担が大変だからということで、親子スキーということで公民館の方でやるよということでありましてけれども、今までやってきたのをぶつ切り切っておいて、それで、そちらの方へ振りかえてということも、それは考え方としてはそういうこともあるんでしょうけれども、やっぱり今までやってきたやつを楽しみにしている子どももいるんですよ。

4,500円ずつ8カ月で3万6,000円、それで村が1万6,000円という説明がありました。よその市町村では、それぐらいしかやっていませんよという説明を受けましたけれども、子どもたち同士で行くスキー教室というのがまた楽しみらしいんですよ。だから、学校教育課長の方から、保護者と協議をするということでもありますけれども、どのような方向で進むかわかりませんが、楽しみにしている生徒さん・親御さんはいますよということだけは、私ちょっと申し添えておきたいと思いますので。

その辺だけで、村長は、保護者の負担が多過ぎてあれですよという意見を聞いたということでもありますけれども、私のところへ、それからほかの議員のところへも多分何人かの父兄からはそういう話を行っていると思うんですけども、やっぱり説明責任というものもありますので、その辺はちゃんと、やっぱり学校へ行ってそういう話をするべきだと思うんですよ。その辺、どうでしょうか。

委員長（羽成邦夫君） 村長。

村長（中島 栄君） それでは今、石川議長の方から話がありましたけど、楽しみにしていることは、これはわかります。そういう要望もあることもわかるんですけども、負担的なものでかなり保護者が、大体、学校でやると全員参加というふうになってしまうんですね。すると、なかなか大変な保護者からの意見もあって、そういうことであれば、生涯学習課の方でやることについては、任意の参加で「行きたい人」ということになってくるのかなというふうに思うんですね。

別に、道を閉ざすということじゃなくて、それを学校の方の今、1年生ですか、やっている部分で生涯学習課の方でやっている親子教室の方の部分に登録をさせていただいて、保護者も任意で参加するということになれば、負担がかかる、かからないも、保護者のところでも、それは子どもさんと了解の上でそうなるんだろうと思いますけども、あくまでも授業として1学年全部そういうふうにする、参加したくてもできない状態にある部分はどのようにするかという、その切実な考えを持っている親御さんもいるということも含めると、その辺を考慮してあげなくちゃいけないのかなというふうには思いますので、その辺も含めて、全額村で持ってあげるというわけにもいきませんので、あくまでも3万6,000円は、積み立てて保護者の方が用意をしなくちゃいかんということもありますから、

その辺 5 万 2,000 円、1 万 6,000 円は村が出すんですけども、当然親子教室の方も村負担をしておりますので、その辺は学校側と保護者の方で今回、話をするというごさいますので、道を閉ざすという意味じゃございませんで、どういう形で参加をするかということは協議していただいた上で、必ずしも全員がということは、本当は全員行っていただくのがいいんですけども、そういう声があるということも認識していただければというふうに思います。

委員長（羽成邦夫君） 石川君。

委員（石川 修君） 村長の話はわかるんですけども。

強制ではないですね、これは学校、いくらかあれでも。だから、行けない人はしょうがないと思うんです、これね。だから、行きたい人もいるわけだから、そこは行けない人は、経済的に行けないということであれば、それはしょうがないと思うので、確かに楽しみに待っている子どもたちがいるということも事実なんです。

親子教室ということであれば、親子で楽しむのはやっぱり公民館の方でやれば、それはそれでいいんですけども、やっぱり同級生同士で行ってスキーをやるというのがまた一つの、思い出の一つにもなると思うんですよ。ですから、それは新年度予算に上がっていないということであればしょうがないんですけども。

学校教育課長、保護者と協議をするということでありまして、それはやっぱり P T A か何かのときに、こういうことで親子スキーは廃止になりましたけれども、それにかわるものをやりたいんだけど、どういうことでしょうかという話し合いをすると思うんですけども、それはいつごろやるのか、その辺をちょっとお伺いしたいのと、もう一つ、親子スキーの金額。保護者が 2 泊ぐらいで行くんだらうとは思いますが、その村の負担と個人負担はどのぐらいになるのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（羽成邦夫君） 学校教育課長。

学校教育課長（浅野勝夫君） 学校と保護者の協議の件ですけども、今の段階では、各小学校ごとに 14 日に協議をするということで聞いております。それをまとめた中で、今月中には結論を出すというようなことでの報告は受けております。

協議の中身としましては、村の補助金がなくなったところで、この事業をなくしていいものかというようなことからの協議になると思うんですけども、ですから、今の積み立ての中でやれる事業に代がえの事業ができるのかどうか。あるいは、個人負担をふやしてもスキー教室ができるかどうかというようなところでの協議になってくるかと思えます。

今聞いているところでは、各保護者の毎月の積み立ての部分で、3 年間を通しての中で 500 ~ 600 円の増額でできそうかなというような話はちょっと聞いているんですけども、具体的には、最終的にどうなるかちょっとまだ、結論は後になるかなと思えます。

以上です。

委員長（羽成邦夫君） 教育次長。

教育次長（岡田 守君） ただいまの石川議員のご質問の中の、親子スキー教室の個人の負担額といったところの話でございます。募集は80人を募集してございます。ちなみに今年度については、30数名という形で非常に少なかったと聞いてございますけども、1泊2日といったところの内容で実施をしております。

それで、こちらからの負担ということでは、バス代の負担という形になります。バス代につきましては、198ページの中ごろに使用料及び賃借料といったところで、バス借上料がありますけど、これが73万5,000円。この中で、スキー教室のバス3台分を見込んでございます。また、そのほかに、ふれあいハイキングのバス代2台分も入っているわけがございますけど、ここでバスをチャーターする費用が発生すると。

それと、負担金については、大人が1万6,000円、子どもさんが1万3,000円、それにスキーを借りるといった場合にはレンタル料が発生すると。また、ウェア等も借りる場合はレンタル料が発生するといった内容でございます。

以上でございます。

委員長（羽成邦夫君） 石川君。

委員（石川 修君） まず、学校教育課長の方で話がありましたけれども、説明会を各小学校で、14日ということは、あしたですか。

学校教育課長（浅野勝夫君） そうです。

委員（石川 修君） 小学校の保護者・子どもたちに説明するのはいいんですけども、平成24年度の予算の中でその話が出ているわけですよ。ですから、平成24年の中学1年生のスキー宿泊学習のことで今、質問をしているのであって、その協議をするのは、まず小学校の子どもたちよりは、中学1年生の保護者・父兄にやっぱり、こうこうこういうわけで廃止をしましたよということが筋ではなかろうかとは、私は思うんですけども。

それともう一つ、親子スキーの方で80人募集したけれども、30人しか来ないよということとは、これは中学校でスキーをやっていたから多分来ないと思うんですよ。本来であれば、半分行かないんだから、この方が廃止すべきだろうと私は思いますけれども、その辺いかがですか、ご答弁よろしくお願いします。

委員長（羽成邦夫君） 教育次長。

教育次長（岡田 守君） ただいまの石川議員のご質問でございますけども、ことし確かに三十数名といったところで実施をさせていただいたと。それについてはバス代が、バスをチャーターするバスを当然、数を減らしたという形になりますけども、その中から出てきた内容については、話があった内容については、やはり個々の経済的な部分、この逼迫した中で非常に、それだけの負担を強いられるというのはやっぱり大変なので、なかなか人が集まってこないんだよといったようなことは、話を伺うことはできたわけがございますけども、これを楽しみにしているという方も当然ございますので、この事業については継続はさせていただきたいなと思っております。

ただ、そういう形で今後、募集人員の規定に達するような形まで参加者がふえていただくように、こちら側もPR等努力をしていきたいなと思ってございます。

委員長（羽成邦夫君） 学校教育課長。

学校教育課長（浅野勝夫君） スキー教室の実施につきましては、中学1年生を対象にしておりますので、24年度事業の中で、今度1年生になるということで、小学6年生の保護者を対象に協議するという事で進めております。

委員長（羽成邦夫君） 石川君。

委員（石川 修君） 了解しました。ちゃんと、やっぱりそれは説明責任はあるわけですから、よく保護者の方々には説明をしていただきたいと思えます。

それと、親子スキー教室でありますけれども、継続をしていきたいということでもありますけれども、私もこの事業については、今後推移を見させていただきますのでよろしくお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

委員長（羽成邦夫君） ほかにご質問ありますか。

岡沢君。

委員（岡沢 清君） ページ数178ページの幼稚園費なんですが、幼稚園施設耐震改修事業費として載っていますが、国県支出金として2,996万2,000円と地方債で4,680万円で、その他の財源として1,137万4,000円。その他の財源というのはこういった種類のものなのかというのと、それからこの三つを足しても。

〔「マイクはいつているのか。聞こえない」と呼ぶ者あり〕

その他の、この国県支出金と地方債とその他を合わせても、8,973万1,000円にならないので、多分一般財源の方からも出ているんじゃないかと思うんですが、一般財源の方からこの耐震事業にはどのくらい出ているのか。そして、その他の財源というのはどういうものなのか。

それともう一つ、この地方債なんですけども、それは国からの補助はこの地方債に対しては何ら補助がないものなのか、まるっきり村債で村が負担するものなのかお聞きしたいのですが。

委員長（羽成邦夫君） 企画財政課長。

企画財政課長（増尾正己君） 今、質問の中で財源の内訳のその他のところなんですが、これについてはちょっと詳細なところを、資料を持ってきませんでしたので、ちょっと調べて報告したいと思います。

委員長（羽成邦夫君） 岡沢君。

委員（岡沢 清君） 後でわかりやすく説明していただければ構わないと思うんですが、あわせて地方債なんですけども、この金額は多分、学校施設等整備事業債に当たるのかなと思ったんですけども、そういった性格のものなのか、まるっきり村単独で起債するものなのかもお伺いしたいと思います。

もう1点なんです、ページ220ページです。ここには地方債の現在高の見込みに関する調書ということで資料があるんですけども、220ページです。

それで、当初予算(案)説明書の中には、今年度元金償還が開始されるものがあるということが書かれていて、そういった関係でふえているという、公債費が2,712万円ふえているとなっていますけれども、この220ページの中で、今年度償還開始される地方債というのは、どの区分にあって、具体的にどんな事業なのかちょっとお聞きしたいんです。

あわせて勉強のために、区分というのは、総務費、民生費、衛生費となっていますけれども、具体的な事業、そういったもののリストとかがあれば、後ほど資料として提出できるものなのでしょうか、お願いします。

委員長(羽成邦夫君) 企画財政課長。

企画財政課長(増尾正己君) それでは、元利償還金に関しましては、償還表の一覧がございますので、リストで出させてもらったのがよろしいかなと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

委員(岡沢 清君) 理解しました。

委員長(羽成邦夫君) ほかにご質問ありませんか。

すみません。

ほかにご質問のある方。

小泉君。

委員(小泉輝忠君) 77ページなんですけども、「ひとりぐらし老人愛の定期便」という事業があるんですが、昨年度は13万3,000円の計上がありました。今回を見ますと、その半額ぐらいになっているんですけど、これはそういう対象になる人員、ヤクルトか何かの配布をしてくれて安否確認なんかをしてくれている事業かと思うんですけど、配布する人員が減ってしまったのか、それとも今までの金額的なものが下がったためになったのか、その辺をちょっと確認をしたいと思うんですが、よろしくお願いします。

委員長(羽成邦夫君) 福祉介護課長。

福祉介護課長(松葉博昭君) ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

この事業につきましては、ヤクルトの配布をもちまして見守りをするという事業になっておりますけれども、昨年は6名でしたか、いたんですけども、亡くなられる方、利用者の減と、実はこの事業で、ヤクルトというのはちょっと乳酸菌の嫌いな方もいらっしゃるの、その辺お断りというか、やらない方もおまして実質減っております。現在3名のところで利用させていただいております。

以上です。

委員長(羽成邦夫君) 小泉君。

委員(小泉輝忠君) 今、福祉介護課長の方から説明がありましたけど、一つ、私が心配なのは、今まで受けていた人が、さっき死亡した人もいるよということなので、それは

それで理解せざるを得ないんですけど、何か配布する金額が下がってしまったのかなという心配もありましたので、それで質問しました。人数が減った分で、当然金額も下がるということですから、それはそれで理解をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと。

わかりました。どうもありがとうございました。

委員長（羽成邦夫君） 企画財政課長。

企画財政課長（増尾正己君） 先ほどの岡沢議員の質問の中で、178ページのその他の1,137万4,000円でございます。これのその他につきましては16ページの歳入のところを見ていただきたいと思います。

4番目の教育使用料、1番幼稚園使用料、こちらが幼稚園の入園料・保育料等がございまして、1,137万5,000円でございます。これがその他のところに合うようになってございます。1,000円につきましては、こちらの滞納繰越分とかもありますし、歳入の場合には1,000円切り捨てと、歳出は切り上げというふうなところで、数字的にはずれているのかなというふうに考えますが、主にこの数字を上げてございます。

委員長（羽成邦夫君） ここで暫時休憩といたします。11時10分まで休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時12分開議

委員長（羽成邦夫君） それでは、再開をいたします。

ほかにございせんか。

山本君。

委員（山本一恵君） ページ数158ページから飛ぶんですけども、各小学校の備品、庁用器具費、木原・大谷・安中小学校それぞれありますけども、その備品、何を購入するのかわかりになりましたらお願いいたします。

それとあわせて、164ページからの教育振興事業費の中の備品でデジタル教科書というのが各小学校に出ております。このデジタル教科書、これは今年度から、24年度から実際始めるのかどうか。

これは、総務省では2015年までに全小中学校にという目標が掲げられているんですけども、美浦村としてどのような計画で、どのようにやるのか、その計画を教えてくださいたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

委員長（羽成邦夫君） 学校教育課長。

学校教育課長（浅野勝夫君） 今、山本議員のご質問でございますが、まず156ページからの各小学校の備品の関係ですけれども、あと、木原小学校の方の158ページ、庁用器具費として53万1,000円を計上しております。内訳としましては、大きなものとして、木原小学校の電話器の交換が一番大きなものとなっております。それから、児童用の机といす

等で53万1,000円の計上をお願いしております。

それから、次の大谷小学校の備品の方ですが、159ページの中段になります。これも大きなものですが、まずコピー機の交換、それから児童用の机・いす、あとパイプいす、それから体育用で使うマット等が大きなものとなっております。

続きまして、160ページの安中小学校の備品ですけれども、これもやはり児童用の机・いす、それからパイプいすと会議用のテーブルとワイヤレスマイク等が予定されております。

それから、小学校の教育振興費の部分での各小学校におけるデジタル教科書の予算計上でございますが、これは昨年、各小学校の4・5・6年生に各教室、タブレット及び電子黒板等を導入しております。その関係で、電子黒板で使える教材といいますか、教科書と同じ内容のものをことし取り入れるということで、各小学校で計上させていただいております。

ですから、このデジタル教科書の分の内容を使ったものを、電子黒板で利用できるというようなことで、まだ、先ほど山本議員がおっしゃったように全学年の生徒分の教科書がデジタル化するということではございません。

以上です。

委員長（羽成邦夫君） 教育長。

教育長（門脇厚司君） 若干補足させていただきますと、美浦村では全国でも進んだICT機器がそろっているということをご承知のとおり。

今年度から5年の計画で、有効な活用をしていこうということで取り組んでおりますけれども、今年度は、とにかくタブレットその他、電子黒板も含めて、「なれる」、今年度はなれてもらうということが主でありました。

来年度から「試す」という段階。5段階のツーステップですね。試すというところであるんな試みをしたいというふうに思って、このデジタル教科書もどのような形で活用できるのかということ、教育委員会の方でも今度は学校側に、言葉は悪いんですけども、相当介入せざるを得ないというのを。そういうような一環としてデジタル教科書をとりあえず購入して、そのメリットを何とか生かすようなことを考えていると。

また、その活用の仕方については、今、そういうことを一番進めているベネッセコーポレーションの担当者と今、私が主張している「社会力を高めると同時に学力も高めるといようなことのソフト開発は美浦村でしかできないだろう」といような提案をして、「御社でもしその気があれば一緒に開発していきましょう」と、「美浦村で成功したモデルは、多分全国で普及していくはずなので」といようなことも今、ベネッセコーポレーションには提案しています。そういうことも含めて、ベネッセと一緒に極めて有効な使い方をやっていく、そういう試みをするつもりで購入させていただきました。

ちなみに、先月、韓国の人たちと接触することで聞いたことですが、韓国では2015年までデジタル教科書のみになると。紙の教科書は一切なくすといようなすごいことを考

えているみたいですが、日本ではそういうところまでは行っていませんし、また、行くべきでもないだろうと思っていますので、紙の教科書とデジタル教科書、どういうふうな併用というか、お互いのメリット、プラスの面をどういうふうに生かしながら新しい美浦モデルをつくっていくかというふうな試みをしたいというふうに考えております。

委員長（羽成邦夫君） 山本君。

委員（山本一恵君） ありがとうございます。

小学校には、それぞれついております。中学校は将来的にどうするのでしょうか。

あと、これは非常に、パソコンとかそういう関係の、学校の先生たちにはそういうデジタル化になるための、そういう研修なり、教える側も、結構苦手な方も先生方の中にいらっしゃると思うんですけども、そういうところのフォロー、研修みたいなものを持たれるのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（羽成邦夫君） 学校教育課長。

学校教育課長（浅野勝夫君） 昨年導入しました各小学校のタブレットなり電子黒板等の部分につきましては、機器の操作も含めまして、各その機器の利用に関する部分につきましては、各学校ごとに支援員さんを配置しておりますので、その中で日々、授業で使えるものの導入等もあわせてお願いしているところです。

それから、そういうデジタル機器なり教材の使用に関しても、各先生方、それからICTの支援員さん方の研修も年に数回予定しております。

以上です。

委員長（羽成邦夫君） 教育長。

教育長（門脇厚司君） 中学校をどうするかということのご質問ですけども、これは基本的には現在、今年度、4年生から全員タブレットを持っているという状態ですから、4年生が中学校に上がった時点で考えましょうと。23年度、総理府が、中学校もそろえましょうというような提案があったんですけど、これはあえて申請いたしませんでした。中学校に一気に持ち込むというのは、これはかなり混乱を招くであろうということで、十分なれた、小学校4年生の段階から3年間なれた子どもが中学1年生に入る。具体的には、平成26年度になるかと思いますが、26年度の中で、電子黒板なりタブレットなりをそろえるというふうなことを今のところ考えております。

委員長（羽成邦夫君） ほかにございませんか。

林君。

委員（林 昌子君） 恐れ入ります。ただいまの山本議員の質問と関連、継続なんですけれども、今のデジタル教科書の件ですね。ちょっと大きな枠で考えさせていただくと、ノーテレビ・ノーゲームデーということで、そういう電磁波的なもの、文明の利器的なもの、やっぱり使い方をしっかりと、だだだらとではなくして集中力を高めるためにも、そういうものから離れるという、今、施策をしている中で、こういう電子化的なものを、何

か逆行しているような事業に感じるんです。

当初、電子黒板とかを導入したときにも、タブレットを導入したときも同じ思いをしたんですけれども、どんどんこれまたデジタル教科書ということになって、ペーパーレスも確かに予算的に、長い目で見ればペーパーレスの方が予算がかからなくなっていく推移はわかるわけですが、何かノーテレビ・ノーゲームデーの内容と、また、こういうデジタル化を進める内容と、整合性というんですかね。

やっぱりそれと接している時間数が短いから大丈夫とかそういうことじゃなくて、全体的に子どもたちの脳ということ考えたときに、こういうものをどんどん進めていくことに対してどうなのかというところを、教育長はどのようにお考えかお願いいたします。

委員長（羽成邦夫君） 教育長。

教育長（門脇厚司君） その点は、私も一番危惧しているところです。それから、先ほどもちょっと言いましたけども、ベネッセコーポレーションにも提案しているのは、この美浦村ではゼロ歳から90歳までの社会力育てを教育政策のベースにしているんだから、そのところとそごするような、社会力の育成をだめにするようなそういう活用は一切しませんからと。

また、ベネッセコーポレーションの方も、社会力と言っていないけど、社会実践力というようなキーワードを持ち込んでいるわけですね、その新しいソフトを開発するとき。また、ベネッセの中でも研究会があって、社会実践力を高めるためにどのような活用の仕方をしているかということをもう、もはや始めているという。

その研究会の代表者は、私の本なんかも丁寧に読んでいるということもわかっていますので、であれば、先ほどもちょっと言いましたけども、美浦村では私が教育長をしているという、また三つの小学校しかないというような有利な条件がそろっているところであれば、どれ一緒に、両方とも向上させるようなそういう新しいソフトをつくっていきましょうよ、というようなことを提案して、今、返事を待っているところであります。

ですから、私が教育長である以上は、社会力と学力との、ともに向上させるというようなソフトでなければ、これはもう使用しないというようなつもりでやらせていただきたいというふうにも思っているところです。

これは、どこでも多分やっていないことなので、だけでも日本の教育の将来を考えたときにはこれは絶対にやっぱりクリアしないといけないことだというふうに考えていまして、何とか成功させたいというふうに思っているところです。

委員（林 昌子君） 機能的な部分は大丈夫なんですか。ノウハウ。

教育長（門脇厚司君） 脳波。

〔「タブレット」と呼ぶ者あり〕

教育長（門脇厚司君） ノーテレビ・ノーゲームをやっているのは、今も、夏休みにチャレンジしてもらっている。冬休みもチャレンジしてもらっている。今はそのチャレンジ

シートを全部、今、私はチェックしています。時間をかけながらチェックしていますけども、極めて今のところは効果が、ノーテレビ・ノーゲームの効果が上がっている。

どういう効果かといいますと、これはむしろ社会力を高めるような効果。家庭での会話がふえたとか、今まで友達と外に遊んでいく機会がなかったのが、友達と遊ぶ機会もふえた。今まで仲よかった子どもと、さらにまた仲よくなったとか。村の人たちとおつきあいをするような場面にも出ていく子になったとかというような形の効果、さらには、家庭学習を徹底してやるようになったというようなことで、今のところノーテレビ・ノーゲームの効果は相当に上がっているなど。また、「私の成績も上がった」なんていうふうに作文に書いている子どもたちも少なからずいるということで、これはこれで懸命に進めていくことになると思いますね。

脳にダメージを与えるのではないかということについては、これは今のところ何とも言えませんけども、そうならないように、そのタブレットなりテレビなり、ゲームなりに、それだけに、それだけに没頭するとなれば、当然そういうふうなマイナス面も考えられますけども、そうならないために、その時間をできるだけ減らすことで人とのかかわりをふやしましょうというようなことをやっていけば、メディアとの接触だけに伴うマイナス面は相当解消できるんじゃないかというふうに思っているところで、今、新年度は、「美浦SS本部」というようなことも組織化して立ち上げようというふうに思っています。

学校支援・地域本部・スクールサポーター・サポートというのを略して、SS本部と今言い始めていますけども、学校を地域の大人たちが全員、とにかくサポートするようなことをしましょうよと。いろんな形で学校の教育にかかわりを持つような体制をつくりましょうということも、これも時間がかかるとは思いますけども、24年度は何とか頑張ってやっていきたいと。

この件については予算は全く計上していませんけども、もしうまくいったら、25年度には何らかの予算を計上させてもらいたいというふうに考えているところです。

委員長（羽成邦夫君） 林君。

委員（林 昌子君） ノーテレビ・ノーゲームデーも、この間も子どもたちの作文も一緒に聞かせていただき、実行されている方で、いい効果と。

また今後は、予算書の183ページのノーテレビ・ノーゲーム運動事業費にも今、関連するわけですが、それをどのように今年度進めていくのか。なかなか理解されていない部分もあると思うんですね。子どもたちの作文の中にも、別にいいじゃないかというかね。ごめんなさいね、まとまらないんですけど。

結果が出てきているということが分析されたのであれば、それをまた住民にも提示をし、どうしてこれが必要なのかとか、ノーテレビ・ノーゲームというネーミングが全部見ちゃいけないよみたいなイメージが強いので、このネーミングの変更というのはできないのかどうなのか。少しずつ減らしていくとか、あと、計画的にやっていくとかそういう内容だ

と思います。

その部分、今のネーミングの部分と授業関係を本当にデジタル化していくというのは、その電子機器に触れる時間がふえるわけですよ、今後。だから、社会力に影響のないように進めていくというベネッセの研究会の気持ちはわかりますけれども、本当に子どもたちがこの文明社会の中で生きていくために必要なことだとは思いますが、そのノーテレビ・ノーゲームデーとの、どうしても整合性が何か納得できないので、今後もうやってどんどん進めていく意向なのか、お聞きいたします。

委員長（羽成邦夫君） 教育長。

教育長（門脇厚司君） 私個人からしたら、余りICTをどんどん進めるといようなことには多分賛成しないだろうと思いますね。けども、この時代の流れから、これをストップさせるということは、これはもうまずあり得ないことだと。

10月、やはり福岡で韓国の人たちを招いて、アウトメディアのシンポジウムがありました。担当の木村さんと私が出かけてまいりましたけども、韓国の状況というのは、もうとんでもない状況になっていますね。先ほども、2015年まで紙の教科書はなくすというようなこと、これはもう国策として、日本の原発みたいな形でもう国策としてどんどんやっている。そのマイナス面がいろんな形で出ているわけですね。それを長々と説明すると時間とるので省略しますけど。

そのために現時点で150億ウォンというか、さまざまなテレビ中毒になっている人たちをケアするためのカウンセラーを養成するとか。一番長いのは1年間かけて、1年間かけてそのメディア中毒になっている人たちを元に戻すようなことをやるとか。いろんなセンターを、全国に2,000カ所ぐらいのセンターを設けているとか、こういうとんでもない社会的なコストを払っているというような状況をついこの間、聞いてきたばかり。

日本の場合は、ここまでやっぱりやったらだめだということで、頼まれて原稿も書いたんですけども、国策として進めながら、そのマイナス面がどんどん出るのに、また社会的なコストをかけるなんて、そういうばかなことは絶対に日本ではやるべきじゃないというようなことも文章を書いたばかりですけども、美浦村ではそんなことは絶対にやってはいけないことだというふうに思っているところで、ノーテレビ・ノーゲームの名前から変える必要があるんじゃないかということですけど、これもノーというのは、ゼロというような意味もありますから、確かに「絶対見るな」というようなイメージがありますけども、これはやっぱり、ここで踏ん張らないといけないんじゃないかと逆に私は考えています。

パンフレットの中でも、「省」なんだと。実際には「消」なんだと。「省く」だとか「消す」だとかいうようなそういう「省」、漢字の「省」ですね。テレビを消すとか、1日当たりのテレビ時間をできるだけ省きましょうとかというような、あるいは少なくしましょうという「少」だとかというようなことで、大体そういうような、子どもたちの作文なんかを見ても、最初は「絶対見るな」というようなことだと思ったら、そうじゃないんだとい

うことがわかってきたと。

そういうことがだんだんふえていくんじゃないかというようなことで、今年度も百三十何万が予算計上させてもらっていますけど、さらに今、その趣旨であることを徹底させるというようなことをしてまいりたいというふうに思っています。

推進大会というものの、今年度も予定していますし、ことしは標語を、今は三本旗、ありますけども、子どもたち・親たちに標語を募集して、今度新しい、そののぼり旗を使いたいとか。

それで、一番大事なのは、こういうことをやったときに、どのような効果が、子どもたちと親たちの中に変化が生じるかということの実態調査を、しかも悉皆調査で、やる必要があるので、四十何万が計上しているはずですけども、そういうようなことを継続してやりながら、こういうことをやったら、ほら、こんなによくなったじゃないか、というようなことを、はっきりとしたデータを示しながら納得してもらおうようなことをしていけば、成功するというふうに思っているところです。

平成25年度は一つの結果を出す年だなあと思っていますし、何とかここまでは頑張り続けるしかないんじゃないかと思っているところです。

委員長（羽成邦夫君） 林君。

委員（林 昌子君） わかりました。やっぱり言葉の持つ意味というのは、すごくやっぱりインパクトが強いので、やっぱり新しい事業を導入するときに、村で一生懸命啓発活動はしているかと思うんですけども、なかなか村民に理解してもらえるように、確かにチラシも活字を大きくしたり、ふりがなをつけたりとか優しくはやっていただいているんですが、なかなかノー、ノーという言葉というのは強烈ですね。ですので、もうちょっと、その意味合いのわかる進め方を今後ははしていただけたいのかなということを思います。

デジタル教科書に関しても、この社会情勢ですので、今どちらかという、文明が発達することで健康を害しているというか、対価というか、そういうのもあるので、流れも大事ですけども、本当に子どもたちの健康とか、やっぱり体ができるまでの間にいろいろ電磁波を浴びることが健康を害している。体ができ上がった後は多少耐えられる体になるというか、そういう部分での学校教育というものを、もうちょっと子どもたちの健康管理ということも考えて、段階を追って進めていただければいいのかなと思いますのでよろしくをお願いします。

それと続きまして、183ページの次に、運動の中にファミリーサポート委託料がありますけれども、その中で06の調査委託料というのが記されているかと思うんですが、65万。このデータ入力委託とか、またそういう実態調査ですね。どのようなふうに進めていくのかお尋ねしたいと思います。

委員長（羽成邦夫君） 教育長。

教育長（門脇厚司君） 調査委託料の中身でしょうか。

これは、東海村で2004年から私がこの仕事を引き受けて、ずっとやってきているわけですが、その東海村でやってきたさまざまなノウハウを全部ここで使おうと、使ってみようというふうに思っています。保育所から中学校まで悉皆調査というか、サンプルじゃなくて全員に回答してもらおうというようなことを考えています。

これは、かなりの膨大な情報量になりますので、職員のだれかがコンピューター処理をするというのはなかなか難しい。ということで、これは業者にそのデータの入力その他をお願いしないといけないというようなことで、そのデータ入力料をかなり、45万ぐらいとっているわけですね。

保育所だとか幼稚園の子どもたちは、自分でアンケートに答えることはできないわけで、親たちにも答えてもらおうと。そのための小学生の低学年版、中学年版、中学生用、幼稚園用とか、親たち用という調査票を5種類ぐらいやっぱりつくらないといけないということで、このためのデータ入力・集計というのが、少なくともこのぐらいの額は必要なんじゃないだろうかというふうに思っているところです。

ただ、これを毎年やるのか、毎年継続してやるのか、東海村では3年に1回、継続してやってきておりますけども、そういうことにするかということについては、まず第1回目の実効を見ながら、2年後にするか3年後にするかは判断しないといけないんじゃないかというふうに思っているところです。

委員長（羽成邦夫君） 林君。

委員（林 昌子君） すみませんです。調査の内容ですね、実態調査をする、どういった内容の調査をするのか。あとは、また、委託業者は競争入札なのかどうかお尋ねします。

委員長（羽成邦夫君） 教育長。

教育長（門脇厚司君） 内容は、東海村でつくった調査票を大体ベースにしながら美浦村版をつくりたいと思っています。

内容については、後ほど私の部屋に寄っていただければ、東海村でやった調査をそのままお見せできますので、ぜひ立ち寄っていただきたいと。

あと、委託はどこの業者と。これも今、東海村のデータ処理をお願いしている土浦にあるこういう専門会社を今、考えております、というようなところでよろしいかと思っておりますが。

委員長（羽成邦夫君） 林君。

委員（林 昌子君） わかりました。そうしましたら、これは予算計上している内容でもありますので、どういった内容というものもやはり議員の方に資料配付をお願いできたらと思います。

教育長（門脇厚司君） これも何種類かありますけども、どれか内容的なものでもいいですか。

委員長（羽成邦夫君） 教育長。

教育長（門脇厚司君） 東海村では5種類の調査票をつくってやっていますので、一番典型的な例えば小学生上級、高学年版ぐらいのところでもいいですか。全部ですか。

〔「全部の方が」と呼ぶ者あり〕

全部になると結構の量になりますけど。大体、言葉を優しくするとかというようなことですので、一つ見れば大体どういう内容かと。

これは、キーワードは社会力をきちんと測定する。社会力診断テストというのは、どこにも入っているということが目玉ですね。そのところが、社会力を向上させることが、成績・学習意欲とどういうふうに関連するのか、村のさまざまな活動に参加する意欲だとかというようなこととどういうふうに関係するか。

これは、ノーテレビ・ノーゲームの最初のパンフレットのところでも東海村のデータを挙げていますけども、これで見るとおり、もう全く社会力のある子どもとそうじゃない子どもの差は、さまざまところでもう歴然とした差が出ていると。これを美浦村でも、同じようなデータが多分出てくるだろうと。この東海村と美浦村のデータを踏まえながら、できれば日本全国に発信するような何かいい本とか報告書をまとめてみたいというふうにいるところですよ。

委員長（羽成邦夫君） 林君。

委員（林 昌子君） それでは、内容はほぼ同じということですね。その言葉が違うだけで、ということですか。

委員長（羽成邦夫君） 教育長。

教育長（門脇厚司君） 当然、親に聞く質問と子どもたちに聞く質問では、それはまあ。じゃあ、親用とお子様用と2種類にしましょうか。

委員（林 昌子君） はい。

教育長（門脇厚司君） わかりました。

委員長（羽成邦夫君） ほかにご質問ある方。

岡沢君。

委員（岡沢 清君） 予算書の38ページと、それから当初予算（案）説明書の24ページなんですけれども、予算書の方でいくと、総務管理費の庁用文書費等で1,084万9,000円となっています。

この内訳なんですけども、当初予算（案）説明書の方では、24ページの村例規集システム導入ということで、591万4,000円という金額が書かれています。この591万4,000円というのは、予算書の方ですと、需用費の消耗品費として425万8,000円、下の方の使用料、システム使用料として165万6,000円、この二つの金額を足すと、591万4,000円、例規集システム導入費ということになるわけなんですけれども。

それで、下の使用料、システム使用料というのは、例規集システム・法令改廃情報システム等を導入するというのが、このシステム導入なのかなとは思いますが、上の

消耗品費なんですけれども、こういったシステムを導入し、あるいはペーパーレス化することによって経費の削減と予算案に説明されていますけれども、なぜ、この例規集システム導入で経費の削減ということなのに、消耗品費が425万8,000円計上されているのか。消耗品費とはどういったものなのかお伺いしたいと思います。

委員長（羽成邦夫君） 総務課長。

総務課長（増尾嘉一君） 岡沢議員の方の質問にお答えいたします。

庁用文書費の消耗品なんですけれども、425万8,000円の内訳なんですけれども、細かく申し上げます。庁用の用紙代として、賞状でありますとか地図等で1万1,000円、それから村の例規集更新データ作成、これは年間の定額なんですけれども73万5,000円、それから村例規集簡易体本といいまして、例規集をすべてデジタル化するわけございませんで、20部だけは残します。議員さんの方の今ちょっと、今回の総務委員会でも、全部パソコンにして例規集をなくしてしまうかという話も出たんですけれども、過渡期ということで、例規集も20冊ほど残します。その分が109万2,000円、それから例規集の追録ですね。これが、例規集といいましても、村の条例とか規則をつづってある追録ではありませんで、そのほかに各課でいろんな法令集を持っています。その分の追録代が241万5,000円、それから、村の例規集の、これはCD-ROM化されるものなんですけれども、これが4,200円ということで、425万8,000円ということになります。

委員長（羽成邦夫君） 岡沢君。

委員（岡沢 清君） 当初予算（案）説明書では、そういった村例規集システム導入ということで、ペーパーレス化とそれからシステム導入をすることによって経費の削減ということで受けとめていましたので、例えば20部残すためのお金とか、あるいは追録するためというのは経費削減のための金額には、私には何となく当たらないと思いましたので、ただ、それに対しておかしいとか異議とかそういうことは唱えませんので、そういった趣旨で聞かせていただきました。

委員長（羽成邦夫君） 総務課長。

総務課長（増尾嘉一君） 例規集、追録も含めてなんですけど、法令集の。これというのは概略で申し上げますと、大体年間で多い年で、普通ですと大体700万ぐらいなんですけれども、700万から、ここ4～5年見てみますと大体1,100万円ぐらい、追録でかかっています。それが、村の例規集をデジタル化するのが主なんですけれども、それでこの額に、500万前後、大体四百何万ですが、これぐらいまで落としてこられたということです。

さらに、今の、過渡期ということで、20冊だけは村の例規集を残しますよというお話をしましたけれども、これも残せば、さらに300万か400万ぐらいで年間済む。電子化することによって、追録も加除が、例えば村の条例とか規則なんかも年によって改正する年、多い年があるわけですね。上部の国の法令の改正で、それに伴って条例改正しますから。そういう条例改正が多い年であっても、デジタル化することによって経費というのはぐっと

抑えられます。

先ほど、現在ですと700万から1,100万ぐらいの幅がありますよということを話しましたけれども、さらにそういうことでの年、年の多い少ない年があっても、400～500万の幅というのはぐっと抑えられてきますから、年間では多い年ですと600万、少ない年でも400～500万の削減には、これから先はなっていくと思いますので、これに関しては、そういう意味ではかなりの削減になっているのかなというふうに思っています。

以上です。

委員長（羽成邦夫君） 岡沢君。

委員（岡沢 清君） ただいまの説明でよく理解することができました。ありがとうございました。

委員長（羽成邦夫君） ほかにご質問のある方。

林君。

委員（林 昌子君） すみません、時間も午前中残り少なくなりましたので、ちょっと簡単な質問だけ。簡単なというか、答えの簡単な質問だけ質問させていただきます。

113ページの衛生費ですね。08の高齢者肺炎球菌予防接種事業費297万8,000円計上していただきました。これは本当に、私どもも質問させていただき、即、来年度計上していただけたことには敬意を表させていただきます。

過日、うちの近隣でも肺炎で今、危篤状態に陥っている高齢者の方がおります。本来は、冬だけとかというふうに思いがちですけれども、通年、本当に肺炎で亡くなる方がおりますので、現実、説明書の方には65歳以上とありました。65歳以上にどのように周知をするのか、また、予算的にいつからのものが可能なのかという、具体的な周知方法等をお知らせいただけたらと思います。

委員長（羽成邦夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（堀越文恵君） 高齢者肺炎球菌予防接種事業でございますけれども、平成24年4月1日からということで、それ以降に打たれた方について補助という形で考えております。

周知についてでございますけれども、個別通知も考えたんですけれども、インフルエンザ等の個別通知の状況とかいろいろ勘案しまして、窓口に来ていただいて、窓口に来ることができない方については、お電話で受け付けをして送らせていただくというようなことで、内容等について窓口でよくご説明をしてあげまして、生涯2回しか打てない予防接種でございますので、1回分についての、生涯1回限りの補助ということでお願いしておりますので、そのような形で窓口でご説明をして打っていただけるようにということで、窓口で配布ということで考えております。

当然、そういう細かい内容については、広報・ホームページ等で周知をしていきたいと考えております。

委員長（羽成邦夫君） 林君。

委員（林 昌子君） ご説明ありがとうございます。

この予算化するに当たって、高齢者65歳以上、どんどん人数がふえてきておりますけれども、現在何名に対してこの予算化をされたか、人数の算出方法ですね。

あとそれから、今の周知するのに窓口に来てということで、広報とホームページと言われたわけですが、65歳以上のすべての方がそれを知る機会というのが、それで本当に網羅されるのかというところにちょっと疑問を持ちまして、例えば回覧板等とか、また、昨今、議会だより・広報誌も、コンビニ・銀行関係・農協、いろんなところに配布していただけていることもありますので、そういうところ、例えばそういう新しい事業、新しくどうしても周知したい部分、そういうものを例えばコンビニとか、ドアとかガラスに張っていただくとか、「今度、こういうふうになりました」とか、「お問い合わせください」とか、何か活字だけだとなかなか見ませんので、何とか目を引くようなチラシ活動というんですか、そういう周知方法が考えられないものかどうか。

ぱっとドアを見たときに、あ、こういうのやっているんだとわかる、あと庁舎の入り口とかいろんな、そういうようなものも、今後これにかかわらずですが、新しい事業に関してはそういう啓発活動も必要ではないかなと思いますが、その点いかがでしょうか。

委員長（羽成邦夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（堀越文恵君） 積算の65歳以上の対象者の人数なんですけれども、12月現在、65歳以上は4,199人おまして、それに基づいて、実はインフルエンザ、牛久で平成22年10月から実施しております、それを参考にさせていただきまして、牛久の方ではインフルエンザは60%、うちの方ではインフルエンザの方は46%という接種率だったんですが、それで、肺炎球菌の方は、牛久の方では23%ということでしたので、うちの方でもそれを参考にさせていただきまして、初めての事業ですので、その対象者に23%をかけた部分で3,000円の補助ということで積算をさせていただいております。

それと、周知の方法ということで、ポスター等も一応考えておまして、公的施設の掲示板とかを考えておりました。回覧等も今後検討させていただきたいと思います。

委員（林 昌子君） すみません、掲示板、今どこにというのが聞こえなかったんですが、どこの掲示板ですか。

委員長（羽成邦夫君） 掲示板はどこでだそうです。

健康増進課長（堀越文恵君） 掲示板というか、ポスターにつきましては、役場とか公民館、公的施設にポスターをつくっていきたいとは考えております。

回覧については、検討したいと思います。

委員長（羽成邦夫君） 林君。

委員（林 昌子君） また今の継続ですが、そのポスターに関して公共施設とありましたけれども、先ほど伺いましたコンビニとか銀行とかそういうところへのご協力依

頼というのはどうお考えでしょうか。

あとは、補助金3,000円ということですがけれども、7,000~8,000円かかったかと思うんですよね、1回接種が。ですので、せめて半額補助できないものかどうかお尋ねいたします。

委員長（羽成邦夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（堀越文恵君） まず、補助金の額についてなんですけれども、近隣の市町村、肺炎球菌をやっているところの市町村の状況を見ますと、2,000円ぐらいから3,000円、高いところで3,500円ぐらいまで幅がありまして、最も多かったのが3,000円だったということもありまして、金額は7,000~8,000円かかるということは重々承知しておりますけれども、そういう形で設定をさせていただいております。

そして、回覧についてですけれども、回覧をつくるということになれば、当然、広報等が設置されているところにもご協力いただいて置いていただけるようにと思っております。コンビニとか広報を置いていただけるようお願いしてあるところ、そういうところにも考えております。

委員長（羽成邦夫君） 林君。

委員（林 昌子君） どうもありがとうございます。ポスターに関して検討いただき、ありがとうございます。

また、病院等でも意外と待合室というんですか、待っているところにいろんな掲示物がたくさんありまして、そういうところもよく見られますね。ですので、そういうようなところも、もっと病院も視野に入れ、また、いろんなところを、皆さん利用するところをもうちよっと検討できないかというのを再度、またご検討をお願いしたいと思います。

3,000円が平均値ということではありますが、何とかあと500円、大きいです。ですので、村長、いかがでしょうか。

〔「あと1,000円」と呼ぶ者あり〕

委員（林 昌子君） 「あと1,000円」という意見もあります。あと1,000円、何とかよろしく願いいたします。

委員長（羽成邦夫君） 村長。

村長（中島 栄君） それでは、林議員のいろんな、周知することについては、その相手先が認めてくれれば、いいですよということであれば、それはやっていくのは当然だと思いますけども、お金については、今、よそで2,000円から3,500円ぐらいまで自治体の中で差があるよということでございます。

この後また、不妊治療やらいろいろな部分で、これもやっていかなくちゃならないことは、よそでやっていることは自治体としてもこれだけは美浦村、できませんというわけにいきません。同じように医療の部分で担う水準は同等か、もしくはいい方にいければというふうに思っておりますので、今回のこの予算につきましても、担当課の方で、近隣を調べてそういう状況に至ったということでございますので、これが、美浦村2,000円ではちょ

とあれでしょうけども、当初3,000円で組まさせていただいたということで、これが結構65歳以上、今、4,199人ということで、多分この会場の中でも6人ぐらいがそこに該当するのかなというふうに思うんですが。

そういうこともありますので、応募者が、ことし初めてこれをやるので、多い少ないは1年間でデータが出ると思います。少ない場合には、なるべく張りつけてあげるように修正はしてもいいのかなというふうに思いますけども、4,199人が全部出てくるとは私は思っておりませんけども、その人数によっても少し考えなくちゃいけないところもあるのかなと思いますので、今回は予算を組まさせていただいたところで、ことしは実行をさせていただければというふうに思います。

委員長（羽成邦夫君） ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

午後1時再開といたしますので、よろしくをお願いします。

午後零時03分休憩

午後1時00分開議

委員長（羽成邦夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑のある方はどうぞ。

山崎君。

委員（山崎幸子君） 4点ほど質問させていただきます。ちょっと私も、まだ予算書の見方もいまいまだ把握できていなくて、ちょっと間違えたことを言うかもしれないんですけど、その辺は、その旨ご指摘をお願いいたします。

まず第1点目は、56ページの下の方の13番委託料の中の10番土地評価システム更新業務委託料、これが802万2,000円になっていますけど、23年度では1,500万くらい計上されていました。少なくなることはいいことなんですけど、これがどうしてこれだけの金額、これだけの違いがあるのか、それをお聞かせいただきたいということと、2点目は59ページの一番下の負担金補助及び交付金の、次のページに載っている茨城租税債権管理機構負担金、これが、金額は前のページ59ページの方の442万1,000円で、これが23年度では142万5,000円になっていました。これは何の部分なのかということと、そして3点目が62ページの上寄りの方に13番委託料の中の10番住基システム改修委託料、これが1,512万円で、これも23年度では735万、倍くらいになっていますね。これも何のアップ分なのかということと、最後に4点目は75ページ、これも委託料の10番の地域福祉計画策定業務委託料、これは具体的にどういうことなのかちょっと教えていただきたいんです。

以上4点、よろしくをお願いいたします。

委員長（羽成邦夫君） 税務課長。

税務課長（石橋喜和君） それでは、山崎議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、土地評価システムの更新業務委託料でございますが、昨年よりかなり少なくなっ

ているということでございます。これは、今まで自前で航空写真等々を撮っていたわけなんです、それが県内で皆さんで共同で撮るということで、そういうことが安くなっている原因でございます。

以上でございます。

委員長（羽成邦夫君） 収納課長。

収納課長（浅野重人君） それでは、山崎議員のご質問にお答えを申し上げます。

負担金の中で、茨城租税債権管理機構の負担金が442万1,000円の計上ということで、内訳を申し上げます。

均等割額が5万円、これは全市町村同じでございます。

続きまして、処理件数割額、これが「12万円×10件」でございます。これにつきましても、茨城租税債権管理機構の規約の中で、人口割で美浦村の場合は10件となっております。

続きまして、処理件数割の追加分でございます。これにつきましては、23年度に11件ということで、1件追加をしました。その分が24年度に負担金としてとなっております。

そのほかに、徴収実績割ということで、これにつきましては、平成22年度の茨城租税債権管理機構の徴収金3,051万2,553円の10%が305万1,000円となっております。こちらを合計いたしまして442万1,000円となっております。

年によって、大幅に違ってきますのは、やはりこの最後にご説明いたしました徴収実績割、こちらが年によって徴収金が違いますので、率的には10%で同じでございますが、こちらが先ほどもご説明しましたように年によって違ってきますので、負担金の額も年によって違うということでございます。

以上、よろしく願いいたします。

委員長（羽成邦夫君） 住民課長。

住民課長（大竹美佐子君） ただいまのご質問について、ご説明させていただきます。

予算書62ページの住基システム改修委託料なんですけれども、これは、外国人登録法がかわりまして、住民基本台帳法の一部の改正する法律が平成21年7月に公布されて、入管法の改正が平成24年7月9日付をもってかわるんですけれども、それに伴う住基システムの改修委託料として予算に上げさせていただいてあります。

以上で大丈夫でしょうか。

委員（山崎幸子君） はい、わかりました。

委員長（羽成邦夫君） まだ、もう一つ。

委員（山崎幸子君） もう一つ、今の質問はわかりました。

委員長（羽成邦夫君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（松葉博昭君） それでは、4点目の地域福祉計画策定業務委託料ということでご質問いただきました。これにつきましては、当初の説明書にもありますように新規ということで、今回上程させていただいております。これは、今まで福祉にとらわれず、

福祉だけではなくて、申しわけありません、福祉の中でも障害福祉とか、それから介護保険事業とか、それから子どもの次世代育成対策とか、それから健康診断のところも含めまして、それぞれに計画をこれまで策定しておりました。

そういうものを今後は一度にマスタープラン的に総合的に見ていく地域、大きな形として地域福祉として全体の整合性を持たせながら進めていきたいなということで、これまで策定していなかったんですけれども、そういう面で福祉を大きく総合的に計画を立てて推進していこうということで、この業務委託料ということで、これもコンサルの方をお願いをして、お互いにつくっていこうということで今回上程させていただいた金額でございます。

以上です。

委員長（羽成邦夫君） 山崎君。

委員（山崎幸子君） 地域福祉計画の方ですけど、これはそうしますと、コンサルティングでしょうか、その人につくってもらうための委託料ということによろしいんですね。

委員長（羽成邦夫君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（松葉博昭君） そのとおりでございます。コンサルタントに対しての委託料ということになります。

以上です。

委員長（羽成邦夫君） 山崎君。

委員（山崎幸子君） 具体的なものはまだ何も決まっていはいないんでしょうか。

委員長（羽成邦夫君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（松葉博昭君） まだ具体的には、どういうふうに進めていくかという、そこまではまだ。これから策定するものでありまして、この予算書の中にもありますように、2年間での予算を計上させていただいております。そういう形で2年間でその作成をする予定であります。

以上です。

委員長（羽成邦夫君） 山崎君。

委員（山崎幸子君） ありがとうございます。じゃ、以上で私、終わります。

委員長（羽成邦夫君） 山本君。

委員（山本一恵君） 131ページの負担金補助及び交付金の中の安中小緑の少年団、これはどういうのに補助金を出しているのか、事業の内容をお願いします。

それから、その次の身近なみどり整備推進事業費、これは何か森林の保全整備を推進するとありますけども、具体的にどういうことをしているのか教えていただきたいと思いません。

以上2点、よろしく願いいたします。

委員長（羽成邦夫君） 経済課長。

経済課長（仲内秀夫君） それでは、ただいまのご質問の安中小緑の少年団についてご説明をいたします。

こちらは、年に1回、緑の羽根募金をやっていると思います。その中で募金をいただいて、県の緑化機構にそのお金を提出してございます。その中で地元の緑の少年団、毎年安中小の子どもたちをお願いしているんですけど、そこで、緑の大切さや緑を育てるという活動をお願いしてございます。その緑の羽根の募金の10万円を補助をしているものでございます。

続きまして、身近なみどり整備推進事業費でございますけど、今回700万を計上してございます。こちらにつきましては、茨城県で平成20年度より平地林・里山等の緑、また、霞ヶ浦を初めとする湖沼・河川の自然環境を守るために、森林湖沼環境税が導入されてございます。この財源を活用しまして、美浦村で、森林整備委託料として、森林の伐採等の事業を行ってございます。この委託料が今年度697万円を計上してございます。

以上でございます。

委員長（羽成邦夫君） 山本君。

委員（山本一恵君） 安中小のみで緑の少年団、緑の羽根ということですけども、これは安中小のみで、ほかの小学校ではやっていない理由は何かあるんでしょうか。これは安中だけの希望でやったのか、ちょっとその辺の経緯を教えてくださいと思います。

それから、森林の方なんですけども、これは里山とか霞ヶ浦・河川だけの場所なのか。今、実は結構木が年々大きくなって、個人で持っているとか、個人でないところの木も結構大きくて、個人的にできない、切れないというのがお話があるんですね。そういうところに補助というか、何かそういう補助でやっていただければいいかなという思いがありましたので、これは限定されちゃっているのか、あるいは、そういう個人的なもので、個人の土地でも全然所有者が手入れをしないで、手入れしたくても、もう大きい木で、なかなか重機がないと切れないというものがありまして、そういうのに対して何か手助けがないのか、そういうのもやっていただければありがたいなという思いでちょっと聞いたので、その辺はどうでしょうか。

以上、またよろしく願いいたします。

委員長（羽成邦夫君） 経済課長。

経済課長（仲内秀夫君） まず、最初の安中小だけかということでございますけど、ずっと安中小だけでやっています。その経緯はちょっとわからないんですけど。

あと、身近なみどり整備推進事業費でございますけど、これは国の10分の10の補助事業でありまして、やる場所等は限定されております。

また、この事業で森林等の伐採をやりますと、当然、やる方は村と一つ協定書を結びますので、一度この事業を入れますと、森林の所有者が10年間、自分でそれ以後の下草刈りとかをやるような義務が発生します。

以上でございます。

委員長（羽成邦夫君） 山本君。

委員（山本一恵君） ありがとうございます。緑の羽根の募金の運動ですけども、これは一応教育の、そういう一環として、ほかの小学生にも、もしできたら取り入れていただければなと思います。やっぱり緑を守るということに関しては、安中小だけではないと思いますので、近隣に、木原でもどこでも木がありますので、そういう意味で、教育委員会の方でそういうお考えは今後どうでしょうか。

あと森林、もう一つの伐採のことですけども、すぐには言いませんけども、やはりこれだけ木が大きくなり、また、災害等で倒れている木もあって危ない部分もございますので、そういうのも指導していただきながら、内容も今後検討していただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

じゃ、緑の羽根の方、よろしく願いいたします。

委員長（羽成邦夫君） 教育長。

教育長（門脇厚司君） この安中小学校の緑の少年団がどのような活動をされているのか、私もまだ承知しておりません。もし教育的な効果があるというようなことがわかれば、当然そういうことは、木原でも大谷でもやる価値はあるだろうと思いますので、前向きに検討させていただきたいと思っています。

委員長（羽成邦夫君） 学校教育課長。

学校教育課長（浅野勝夫君） 緑の少年団の活動内容につきましては、ちょっと確認させていただきまして、ご報告させていただきたいと思います。

委員長（羽成邦夫君） 山本君。

委員（山本一恵君） すみません。緑の少年団、検討する。事業内容をもう一回、事業内容を精査して、入れるかどうかということですけども、これはもう、つい最近やっていたものではないので、早急にその辺はしていただきたいと思って、予算化、ずうっと安中小だけが入っているということに何かちょっと違和感があったものですから、ちょっと質問しました。それは早急をお願いします。

あと、森林の件に関しては、美浦村全体としてこれだけ木が大きくなり、危険な箇所もずいぶんふえております。こういう事業が、国の事業でもありますので、ぜひともこれは限られた場所、所有者がいるというそういうあれもありますけども、指導するなり、あるいは手助け、重機を貸すとかそういう部分でしていただければありがたいと思いますけども、そういう前向きなお考えはあるでしょうか。

委員長（羽成邦夫君） 経済課長。

経済課長（仲内秀夫君） 身近なみどり整備推進事業費でございますが、平成24年度までの事業でございます。今まででございますけど、毎年広報等で森林整備する箇所を募集いたしまして、一つの目安としては、500平米以上、また、公園周辺とか、山の中の山はち

よっとやってはいないんですけど、そういう公園とかそういうところの整備をやってきてございます。事業としては、一応24年度で打ち切りの事業でございます。

以上でございます。

委員長（羽成邦夫君） 山本君。

委員（山本一恵君） 要望といたしまして、事業は打ち切りかもしれませんが、継続的に考えていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。森林は終わっていませんので、よろしく願いいたします。

村長、その辺はどうでしょうか。

委員長（羽成邦夫君） 村長。

村長（中島 栄君） これは、47都道府県あっても、茨城県が森林湖沼環境税ということで、住民1人当たり1,000円ということで、多分23年度で一回切れるわけだったんですけども、ことしまた延長になったような部分で、24年度までということ。

そういうところで今のこういう伐採的な部分を各自治体に配分をして、一応これも検査から何かからすべて、場所から選定をしなくちゃいかんということなので、ただいま24年度までというふうに延長になったみたいなんですけども、多分来年度、つくかどうかもわかりません。

多分これは、一度始まったら結構、私は続くのかなあというふうには見えています。1人1,000円ずつの部分をつつやめるかというとなかなか、これは継続的になっていくのかなというふうに私は思いますので、多分また、茨城県がこのまま継続するとなれば、いろんな部分で樹木のそういう伐採等を村から上げて、県の方で承認になれば、場所が選定されるであろうというふうに思います。23年度は、楯縫神社の大須賀津川に抜けていく道路の草払いを実施したと思います。

そういうことで、一般に個人の部分をいくら森林がなくなるといっても、樹木の伐採は個人の部分までは村はできないので、そういう指定をして県の方で場所的にオクケーになる、道路上に面したところで住民の生活にいろいろと支障を来すようなところが採択されるんだと思います。

多分、あそこはもう日が入らないくらい大きな木で道路わきが覆われているということで、23年度はそこが採択になって、多分2年継続で、あそこは2年継続で多分やったと思います。22年度と23年度で採択された場所だというふうに思います。

今年度についても多分それが実施されるということなので、この後も森林湖沼環境税がずっと続くということであれば、違う場所も選定をされて、継続されていくと思っておりますので、村独自ということじゃなくて、そういう新しい導入した税の中から生まれた部分なのでご了解をいただきたいと思っております。

委員長（羽成邦夫君） ほかにご質問ありますか。

小泉君。

委員（小泉輝忠君） 教育振興費の方でちょっと確認したいんですけども、今年度からデジタル化ということで、その中で教師用の指導書が全額削除になっていますけど、デジタル化になるので教師用の指導書はいらないよということで全部削除になったかを確認するのと、それと、75ページなんですけども、委託料の中で映画上映業務委託料というのが23年度は計上されておりますけども、今回削除されているんですけど、これはもう、その映画上映ということそのものがなくなっただけのために削除になったかどうかを確認したいと思うんですけど、よろしくどうぞお願いします。

委員長（羽成邦夫君） 学校教育課長。

学校教育課長（浅野勝夫君） 小学校の振興費の方の教員用の備品教科書の部分ですけども、昨年度は小学校の教科書の変更等もございまして、その分で計上させていただいた経緯がございます。

ですから、デジタル教科書につきましては、さっき午前中の話にもありましたように、電子黒板使用時に使うソフトとしての教科書等ということでございますので、当然、教員の補助的な教材にはなるとは思いますけれども、そういうことで、昨年度載せておりました教員用の教科書の部分とはちょっと違うものでございます。

委員長（羽成邦夫君） 映画の件。

委員（小泉輝忠君） 75ページですけども。

委員長（羽成邦夫君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですけども、映画、こちらから申しわけないです。映画というのは、自殺対策の関係なんでしょうか。

委員長（羽成邦夫君） 小泉君。

委員（小泉輝忠君） 23年度の予算書の中には、映画上映業務委託料ということで、35万円計上されているんですけど、ことは入っていないんですよ。ですから、そういう映画上映そのものがなくなっただけのためにカットになったかどうかという、また内容が違っていれば指摘していただきたいと思うんですけど。

委員長（羽成邦夫君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（松葉博昭君） 映画上映につきましては、昨年、自殺の予防対策の方で、「カラフル」という映画を上映いたしました。これは、啓発の中の手段として去年は上映いたしております。

ことしも、講演会とかそれから、そういう映画もそういう一つの手段として、一応、内容をどうしようかということで、その中には、そういうことも必要に応じてやっていきたいなと思っていますので、具体的に今回はそういう内容を、この中には具体的に幾らというのは上げていませんので、事業費としては、全体の中で自殺対策で100万の中で入れていますので、できれば、ことしもそういう適切な映画等々で啓発ができれば、そういう方向性も検討していきたいなと思っています。

以上です。

委員長（羽成邦夫君） 小泉君。

委員（小泉輝忠君） 福祉介護課長の説明で、特別に映画上映ということでは計上していないけども、事業としては実施していくということで理解していればいいのであれば、それで私はいいと思いますけど、はい、以上です。

委員長（羽成邦夫君） ほかにご質問のある方。

岡沢君。

委員（岡沢 清君） 当初予算（案）説明書の12ページなのですが、補助費等の中で「美浦村社会福祉協議会に対する補助金が1,031万円の増となったが」とありますが、この増額は、ある特定対象事業に対する増額なのか、それとも人件費総額での増額となるのかお聞きします。

2点目ですが、これも当初予算（案）説明書の中の9ページで、各種交付金なんですけども、傾向としては、この景気の低迷で利子割交付金であるとか自動車取得税交付金とかそういった交付金は減額の傾向にあるようですけれども、配当割交付金だけが若干ですけれども増となっているのは、確認なんですけど、これは配当課税が単にふえたから、県からの交付金がふえると考えてよろしいのでしょうか。

3点目なのですが、140ページ、都市計画費で住宅リフォーム助成事業費として101万等を組んでいただいています。この住宅リフォーム助成事業に対しては、一般質問で要望した件もありまして感謝しております。

ただ、101万という金額ですけれども、この助成事業の内容に関しては、広報でその詳細が紹介されています。その内容からすると、その対象となるのは、件数でいえば10件か20件かな、その範囲かなと私は思ったんですけれども、改めて、この予算の金額とその対象件数をどのように設定されて予算化されたのかお伺いします。

4点目なのですが、先ほどの森林伐採とか、みどりの事業の関連なんですけども、対象とするのがそういう事業で行うということもありますけれども、ここのところいろんな住民から言われるんですが、通学路で特に興津ふれあいセンターから大谷小学校へ行くところなんですけれども、やはり木が生い茂っていて街灯が並んでいるんですが、木が生い茂ってその街灯の照明を隠してしまっているから暗いということと、それから、光と風の丘公園から大谷小学校へ向かう、うねっている道路ですけれども、あそこもやはり、最近一部伐採したようですけれども、木が、枝が生い茂っていて、やっぱり街灯を隠してしまっていて、せっかく街灯があるのに暗い部分が多くて夜道が危険だということで、これは、あそこは小学生は余り通っていませんが、中学生が自転車通学をしているので、そういう意味では、単にそのみどりの事業とかいうことよりも、学校教育の面から、あるいは安心・安全の面から、年度ごとに見直しをして適正な環境を維持することが必要だと思われませんが、その点について検討していただけますでしょうか。

以上4点、お伺いします。

委員長（羽成邦夫君） 企画財政課長。

企画財政課長（増尾正己君） 各種交付金のところで申し上げます。この各種交付金につきましては、茨城県の市町村課の方から、データ的にある程度のデータは送ってきてございます。それで私どもの方でも、美浦村に合うというようなところから算定してございまして、先ほどの配当割交付金につきましても、やはり増額というのは県からのデータも若干ですが増額になっておりましたので、増額ということで計上させていただいております。

委員長（羽成邦夫君） 企画財政課長。

企画財政課長（増尾正己君） それでは、社会福祉協議会の増額でございます1,031万の増というふうになってございます。これは、23年度予算当初の積算については、村からの職員が1名出向しておりましたので、局長という報酬は計上してございませんでした。それが23年度から局長になりまして、村の職員が1名派遣で行ったものが、本庁に戻ってきたというところがございますので、23年と24年では、その1名分を新たに計上しています。

それと、新規採用というようなことで、24年度に1名採用ということで、合わせますと2人が採用になっています。

そのほか、新規では、ボランティアセンターの開設というのが事業の中にございまして、やはり臨時職員の1名増が加わってございます。それと福祉の方でもありますが、福祉の活動計画、これは一般会計の方でも載っておりますけど、やはり社会福祉協議会の方でも地域福祉活動計画というのをつくらなくてはならない。やはり村でつくるものと同じ福祉ですので、社会福祉協議会でつくるものも、やっぱり同じようなものを見直さなくちゃならないということがございまして、その策定費用、金額でいいますと約150万ぐらいなんですけど、24年・25年の2カ年というようところで計上してございます。

そういう人件費の増と、あとはこの策定の事業がございまして、1,000万ほど増額になってございます。

委員長（羽成邦夫君） 都市建設課長。

都市建設課長（池延政夫君） 住宅リフォーム助成事業の予算の積算についてお答えいたします。

今回のみほ広報に、事業の説明、詳細につきましては流してありますけども、この事業につきましては、地域経済の振興を目的に村内施工業者による自己所有の住宅を修繕リフォームする工事が対象でありまして、工事費が10万以上の住宅リフォーム工事に対して、工事費の10%を補助する事業であります。100万円以上につきましては10万ということでありまして、おおむね15件くらいの見込みで立てております。

あと、通学路の伐採につきましては、当然、議員さん・区長さんから、あそこは危ないとか要望がありまして、都市建設課の方で地権者の了解を得まして、その都度やっている

状況であります。地主さんの責任でありますけども、やはりできないということがおおむねありますので、村の方で対応しているのが状況であります。

以上です。

委員長（羽成邦夫君） 岡沢君。

委員（岡沢 清君） 失礼しました。社会福祉協議会の増額に関しては、説明いただいて理解できました。

各種交付金についてなんですけども、やはり配当割交付金も株式等譲渡所得割交付金についても、景気の低迷でも減るのが当然かなと思っていたんですが、株式等譲渡所得割については同額で、配当割がなぜ50万、県との協議の結果だと思うんですが。

となると、県全体で、県の方でもこの配当割交付金というか、配当所得というか、配当課税がふえていると思うんですけども、これは税制改正ということなんでしょうか。それとも、美浦村の実情に応じて、今度何か変化があるということなんでしょうか。これだけふえているというのが。

それと、住宅リフォームに関しては15件を想定しているということだったんですけども、これは私も質問した立場ですから、その助成することによって助けるということも大きな意味がありますが、やはり村内の経済の活性化であり、そういった業者の育成という点が非常に強いと思うんですけども、そうすると、15件で100万円となりますと、これは本当に経済の活性化になるのかなと。

やはり最初にやることですから試運転みたいな意味もあるのかもかもしれませんが、仮に業者の方から、あるいは住民から、15件では少ないんじゃないかと。それで、もう申請受け付けして、すぐ締め切ったとなると早い者勝ちじゃないかとか、そういう考えも持たれると思うんですけども、それは将来的にその需要が見込まれる場合には、補正予算を組むということも検討していただけるのでしょうか。

委員長（羽成邦夫君） 都市建設課長。

都市建設課長（池延政夫君） 初めての事業なので当初の見込みがわからないので、補正で対応するような形では予定しております。3月末に建築業者の方を、関係業者を呼んで説明会を開きまして、周知する予定であります。

以上です。

委員長（羽成邦夫君） 岡沢君。

委員（岡沢 清君） 住宅リフォーム助成制度については、今の説明で納得いく説明をいただきました。

まだ、配当所得割については、それほど予算全体に占める金額が多いわけでもありませんし、その予算執行については、そう影響を及ぼすものではないと思いますので、その説明に関するの答弁は、今の時点で結構です。

以上です。

委員長（羽成邦夫君） ほかにございませんか。

下村君。

委員（下村 宏君） それでは、私の方から、総務管理費の中の、ページが49ページになります。05で産業後継者対策事業費、これについてお伺いしたいんですけども、これについては、今まで事業名を変えたりしてやってきたのかどうか、ひとつ確認をしたいのと、それから、今、少子化というようなことで、後継者の結婚促進等は大変重要なことだと思います。そういう中で、農業、工業、それからいろんな商業を含めて産業というわけでありますので、それらに対しての対策という、補助金だと思います。

これは40万というような金額が上がっていますが、これでまず対応してどれくらいのことのできるのかというようなことがひとつ疑問だったので、その辺をひとつお伺いしたい。

それとあわせて、ページ82ページの社会福祉費の中で、一番上にあります補助金で、成年後見人助成金というやつがあるんですが、これは今までもやっけてきているのか。それから、この後見人の助成金がだれに対して支払われるのかお伺いをしたいというふうに思います。

それとあと、その下に、日中一時支援事業費というようなことがありますけども、これらについても、前年対比で見ますと180万ほど増額になっておりますけども、これは人がふえるのか、内容が変わってくるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

委員長（羽成邦夫君） 総務課長。

総務課長（増尾嘉一君） まず、49ページの産業後継者対策事業費なんですけども、これは事業名については、上野村長時代だったと思います。この名称で事業はずっと続いていると思います。そのとき、産業後継者結婚促進協議会という組織を立ち上げまして、これは議会からもメンバーに入っていたいただいておりまして、その中で、当時は村独自でカップリングパーティなんかも行なったこともあります。それから、阿見町と共同でカップリングパーティ、そういうことも行なったこともございます。

それで、一昨年ですか商工会の青年部の方が主体で、カップリングパーティを行っております。この促進協議会の方の補助金なんですけども、商工会の青年部の方へそのカップリングパーティ開催のための補助金として出しているのがほとんどの内容となっております。

それから、産業後継者の協議会なんですけども、その商工会の青年部への補助金とは別に、結婚を取り持った仲人、間に入った人、その人に対しての、結婚がうまくまとまって、美浦村にその方が住まわれたというような結婚の仲立ちをした方に対しましては3万円、一組まとまりますと3万円、間に立った方に一応お礼といえますか、村として、そういう方で村に住んでもらう方、結婚がうまくまとまったというようなことで、3万円を謝礼と

して協議会の方からお支払いをしております。そのような内容になっております。

委員長（羽成邦夫君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（松葉博昭君） それでは、成年後見人助成金ということでご説明をいたします。この制度につきましては、これまでなかったんですけれども、24年度から市町村が必修となることで、これも国県の補助で行う事業になりました。

これは成年後見制度ですから、当然後見人を指定されたときに、その制度上で必要な金銭的な支援をするという意味で、そのお金がかかるわけなんですけれども、それに対する助成金として、後見人を制定する制度を使った人に1回2万8,000円の金額を助成しましょうよ、ということで、これは金銭的な助成支援となっております。

それから、日中一時支援事業、これにつきましては、重度障害者の方々を中心に親御さんの負担を軽減しようということで、預かりの支援なんですけれども、昨年と比べてショートステイの方がふえました。ふえる予定を見込んでおります。推計しております。ショートステイ、短期入所をする方が去年よりも若干ふえるであろうという、去年の実績に基づいて、推定でこちらの予算の計上を差上げたものでございます。

以上です。

委員長（羽成邦夫君） 下村君。

委員（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。

話を聞いた中で、ずっとやっていたというような、後継者対策でありますけども、実は商工業関係が主で、やっぱり農業関係も産業でありますので、もう少し枠を広げて、予算もできれば上乘せするくらいにしてもらって、もっと充実したものにしてほしいと。これは今から少子化、本当にこういうことをやっていくことが一番重要だと思いますので、ぜひその辺は積極的にやっていていただきたいというふうに思います。

それで、後見人の助成については、指定にかかる費用というようなことで了解をいたしました。

また、その下の日中一時の支援についても了解をいたしました。

以上です。

委員長（羽成邦夫君） ほかにご質問のある方。

石川君。

委員（石川 修君） それでは、何点かお伺いしたいと思います。

ページ数132ページ、商工振興費、これは質問ではありません。商工振興費で、新規で委託料としまして204万円を新規に組んでいただきました。これは、私も商工会関係の理事をしております、村長のところへは緊急雇用のことでお願いに来た経緯がございまして、村としては、もう緊急雇用のあれはないので補助はできませんということでございましたけれども、今般、県の補助金が204万つけられたということで大変感謝しております。改めて敬意を申し上げたいと思います。

それと、129ページ、農林水産業費で産地確立推進事業費としまして、01で産地づくり助成金5,350万、この助成金の内容をちょっとお願いしたいと思います。

それと観光費、商工費の観光費で134ページ、木原城山まつりの補助金として120万出ておりますけれども、私は、前回まで木原城山まつりの実行委員で会計をしていました。

これは当初は、以前は150万の補助でしたけれども、1割ずつカットということで、2割カットになりまして、現在この120万で来ておるところでございますけれども、年々経費がかかるということで、120万の補助の中から、ライオンズから協賛金をいただいたり、商工会、あるいは城山共有地管理組合からの補助等々をいただきまして現在運営しておるところでございますけれども、なかなか経費がかかるということで、できれば補正あたりは考えていただけないだろうかということをお願いを申し上げたいと思います。

それと、当初予算の説明書の中の社会体育関係事業ということで、ほとんどが継続事業になってございます。12月に林同僚議員が村民大会の種目のことである質問をしたかと思っておりますけれども、なかなか種目が新しいのは取り入れていない。それとまた、参加する地区も減少傾向にあるということでございます。社会体育関係で新しい何か、ものを考えられないだろうかというふうな思いがあったものですから、今、質問しておるわけでございますけれども。

実は、数年前に湖岸の堤防の天端（てんば）が整備されまして、村道になった経緯がございます。その村道、湖岸の堤防を利用して、子どもたちと一緒に歩こう会とか、マラソンとか、そういうものを考えてみたらどうかというふうな思いがしたものですから、この質問をさせていただいておるわけでございますけれども、その辺の事業のことを、考えがあるのかどうか、その辺もあわせて伺いたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

委員長（羽成邦夫君） 教育次長。

教育次長（岡田 守君） ただいまの石川議員の社会体育関係、今まで皆さんから、村民体育祭に関連したものの、大分先ほどおっしゃられましたように、参加者がどんどん減っている。そういう中で何か新しい競技は考えられないのかと。また、違うものにそれをかえていくことはできないのかというようなご質問が多々あったわけでございますけども、いろいろなところで、今の議員がおっしゃいましたように、いろいろなフィールドを使ったイベント、または競技、そういうものも多々あるかと思います。これは当然、我々も考えていかななくてはならないといったところでございます。

先ほどありましたように、霞ヶ浦沿いについては堤防が全面舗装になったといったところで、ただ、その例えば駅伝だとかマラソンだとかといった部分については、開催をするといったことは可能になってくるのかなと思うんですけど、なかなかトイレの方が完備がされていないといった部分がございますので、長距離を歩くハイキングとかウォーキングだとかそういう部分については、その部分のところをクリアをしていかないとなか

なかできないのかなと考えてございます。

これにつきましても、そういうところで協議をさせていただいて、美浦村に合った、または、皆様がスポーツをする上で、これはいいなというようなものを、ちょっと協議をさせていただいて考えていきたいなと考えてございます。

よろしく願いいたします。

委員長（羽成邦夫君） 経済課長。

経済課長（仲内秀夫君） それで、先ほどのご質問の産地づくり助成金についてご説明をいたします。こちらにつきましては、毎年1月、2月ぐらいにですか、美浦村農業再生協議会を開きまして、議員さんも経済建設委員さんにはご出席をいただいて同意をいただいているところでございます。

内容としましては、今までやっていた水田の転作に対する補助金です。それが数年前から産地づくり交付金ということで、今回やってございます。

美浦村の水田面積が約1,000ヘクタールございます。そのうち作付けできるのが75%でございます。生産調整等をお願いする部分が25%ございますので、その25%をやっていただく方に、水田における米の生産、米の生産と同じような所得を得られるために、転作等の補助金を出すものでございます。詳細については、かなりちょっと細かくなっていますので、省略させていただきたいと思います。

あと、城山まつりの補助金でございますけど、経済課は担当課でもございます。当初150万だったと思うんですけど、1割カット、またさらに1割カットということで、120万に現在はなっております。こちらは陸平関係のまつりと同じ額だとは思いますが、担当課としては当然、上乘せしていただければ一番ありがたいんですけど、そういう要望はしていきたいと思います。

よろしく願いします。

委員長（羽成邦夫君） 石川君。

委員（石川 修君） 了解しました。社会体育の方なんですけれども、トイレの問題、あるあるかと思います。でも、トイレの問題につきましては、大須賀津の下にもトイレがある。それから馬掛の下にもトイレがある。途中ですというわけにもいかないでしょうけれども、それはつくればいいことですよね。

ですから競技、前提、トイレをつくらなくちゃしょうがないから、それはできないよじゃなくて、やっぱり我々子どもの時分は、土屋地区とか興津地区から湖岸へ来て、水遊びしたり何かした経緯がありますよ。美浦村に住んでいながら、なかなか霞ヶ浦のそばへ来て水と触れ合う、そういう立派な自然環境があるわけですから、そういうものを取り入れて、遊び心を取り入れながら、何か事業を計画してもらえたらいいなというふうに私は思っておりますので、トイレのこともあるでしょうけども、簡易トイレを途中に置けばいいことなので、その辺はぜひとも、今年度は無理にしても、週末ファーマーのこともありますの

で、その辺もリンクさせながら、ぜひ立ち上げていただきたいなというふうに思っております。

それから、産地づくりの助成金につきましては、私、この会議にはちょっと出なかったものですから、資料をいただければ私もよかったですけれども、資料がなかったものから、とりあえず聞かせていただいたところでございます。

それと、城山まつりの件なんですけれども、今、担当課長の方から要望していきたいということでもありますけれども、村長さん、どのように考えていますかその辺を。

これは、村長、言いますけれども、120万の補助をしていただいて、それから、城山の共有地管理組合から20万いただいています。それからライオンズから10万いただいています。それから、商工会と木原支部とスタンプ会入れて13万いただいています。繰り越しがぎりぎりのところで、毎年ぎりぎりなんですよね。

縄文まつりと、今は木原城山まつりしかないんですけれども、木原城山まつりは、去年はちょっと震災の関係で中止になりましたけども、第14回的时候には、警察発表で2,000から3,000来ているんですね。よそからもかなり来ているんですよ。ですから、その辺もやっぱり美浦をPRするのはいいことなので、できたらやっぱり補正でも何でも少し組んでもらって、実行委員がやりやすいようにその辺のことをくみ取っていただけないだろうかということで、再度村長にお伺いしたいと思います。

委員長（羽成邦夫君） 村長。

村長（中島 栄君） それでは、石川議長の方から、水辺の要するに霞ヶ浦の沿岸の部分と、それから木原城山まつりということで、経済課長がいろいろと増額については検討するというような話をしておりますので、意図はあるのかなというふうには思うんですけども、課長本人がやっぱり、去年は実行されなかったんですけども、毎年、城山まつりは盛況に、天気がよければ、かなり盛況に、チューリップまつりが一緒にやられるということで。稲敷市の要するに浮島のチューリップまつりは規模が全然違います。でも、両方が同じ日にバッティングするときがあるんですけども、美浦もチューリップの環境からいろんなことをすると、かなりいいですよとそういう評判は聞いておりますけども、いかんせん予算が違うので、一流芸能人が向こうには張りつけてあるということがありますけども、そういう面ではある程度の成果が見られるということを一つの条件とすれば、削るだけではなく、その辺は美浦村をPRしていく中では、ある程度のPRの費用はかかってもいいのかなというふうに私も思います。

ですから、そういう補助金と、そして会場のその結果としての整合性がきちんと出されれば、いろんな部分で補助金としては皆さんが納得してくれるものがあるだろうというふうに思います。

陸平まつりは、いつも秋にやってはいるんですけども、でも、だんだんいろんなところで、天気に左右されますけども、天気がよければ、それなりに来場者も多くはなっております。

ますので、やっぱりPRの仕方なのかもしれませんが、その辺も城山まつり実行委員会の委員の方はいろいろご苦労なされて、私も毎年行ってはみているんですけど、本当に2,000人から、天気がいいときには来ているかなあというふうに思っております。

そういう意味でも、ぜひ、去年は震災でちょっとできなかった。去年の120万あるんだから何とかしろと言うのかなと思っていたんですけども、ことしは一応予算的には去年と同額しか組んでおりませんが、そういう意味ではことしがそういうふうな評価的なもので、できれば来年度、そういうものでは考えていきたいというふうに思います。

それから、霞ヶ浦沿岸の部分なんですけども、トイレが大須賀津にもあるだろうし、馬掛のところにもあるだろうという話がありますけど、これについては、阿見町の予科練記念館ができたところに駐車場とトイレが整備されておまして、阿見町地域のところには河川が1本もなく、堤防の下を通っているんですね。阿見町のちょっと問題があるのは、技研のところは霞ヶ浦のところ、堤防が通れなくて、上に上がらざるを得ないという部分があります。

美浦村に入ると、河川が3本、清明川と大塚川と大須賀津のところにあるのかな。この3本のところを、実は企画の部分と一緒に、関東整備局、さいたま新都心のところに関東整備局という国交省の、要するに関東地方の大もとがあるんですが、そこに陳情に行ってきました。

できるだけサイクリングロードとして使いたい。大山のところにトイレをつくるということをしてひとつ念頭に置いて陳情したんですけども、やると3,000万かかるんですね、トイレを。浄化槽を使っていいんじゃないですかと向こうが言うんですけども、浄化槽をつくるということで、水質の面では公共下水、あそこ安中は農業集落排水なんですけども、浄化槽でも水質は同じ基準になるんですけども、せっかく大山まで農業集落排水が行っているのに、あの正門のところまで持ってくるのに、約500メートルで3,000万ぐらい。

トイレと、男子用・女子用、それからシャワーも使えるような部分も整備しようということで、一応予算的なもので国交省に持っていったんですが、今、国交省の中では、そのトイレに対する整備の部分がもうないんですよということで、もう3年ぐらいになりますか、行ってはいるんですけども。

いろんなところに要請に行っても、3,000万もつけてくれないような地元の議員じゃ役に立たないから、もう違うことでやろうということで、阿見町と一緒にサイクリングロードの申請に行ったんですよ。でも、それもまだ回答は来ていないところです。実質、大山のところも、もう少しで整備が終わるだろうし、そのときにはつくってほしいということを行っているんですが、国交省も項目のないものは予算がつけられませんという回答のままで、平行線のままだと思います。

美浦としては、なるべくあそこをつくるような形。美浦でお金を出してやれば、できなくはないんですけども、国交省の土地に村のお金でやるというのはどういうことですかと

いう話をしているので、そういう環境面の悪さになってきたら、毎日電話をしますからやっってくださいというふうな投げ言葉はやってきましたけど、なかなか国交省も動いてくれないのが現実です。そういう意味でも、もし政権がかわれば、今度トイレができるかもしれませんし、また、陳情はぜひやっていきたいというふうに思います。

そういうことで、城山の方も、ことしやったときの結果をぜひ上げていただいて、金額的なものは皆さんの合意がいただければ、そういうふうなことをしていきたいというふうに思います。

委員長（羽成邦夫君） 石川君。

委員（石川 修君） 村長が、サイクリングロードで橋をかけてトイレをつくると言いますけれども、そんな村長、そうじゃないんですよ。

できることからやりましょうよ。だから、あそこに河川が入っているというのは十分私も理解しています。ただ、そんなに下の道路は日曜日とかそういうことであっても、そんなに車の通行量は多いと思わないんですよ。

ですから、一部のところだけちょっと通行どめにして、それを迂回すればいいことなので、できることから、次長もそうですけれども、岡田次長、できることから。立派な3,000万もそんなトイレ、いいんですよ。簡易トイレを途中途中に置いてもらえば。やる気になればできるんですから、これは。だから、それを前向きに検討をさせていただいて、せっかくのあの風光明媚なところを、やっぱり美浦村に住んでいながらもなかなか湖岸まで足を運べないという人だっているわけですから。その辺は十分に検討をさせていただいて、継続の事業だけじゃなくて、新規の事業もどうですかというお願いをしていますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、城山まつりの件なんですけれども、村長は次年度ということでありましてけれども、私が要望したのは、補正でどうですか、120万、そのことを言っているんで、来年は来年でまたきっちり、私も予算要求はしたいと思いますけれども、ことしの分について補正はどうかというお願いをしていますので、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

委員長（羽成邦夫君） 村長。

村長（中島 栄君） 予算委員長も同じ城山の委員になっているみたいなんですけれども、これも企画財政課の方といろいろ詰めてたたき上げた数字でございますので、いろんなところを検証すれば、どこも補助的なものを上げてくれというのは、これは当たり前のことになってくるのかなというふうに思います。

そういう意味でも、去年城山まつりをちょっとできなかったものですから、ことしの結果を踏まえて、来年度について新たにそういうもののことは考慮して、ことしはもう大体4月なので、大体芸能人も決まったことであるでしょうし、その予算の中で大体もう動いているんでしようというふうに私も思うので、ことしの結果を見て、早目に来年度の出演者が決まる前に予算も含めて検討をしたいというふうに思います。

委員長（羽成邦夫君） 石川君。

委員（石川 修君） 確かにそうなんですけれども、実は、申し上げますと、木原城山まつりには3人の芸能人が来まして、込み込みで10万です。これ以上はもうとっても出せませんので、いろいろなところから来ているんですけれども、それ以上出せないということで、込み込みで10万円ということでもありますので、今年度はそういうことで予定を組ませていただきましたけども、次年度、そういうことであればきっちり私の方も願いに上がりますので、よろしく願いをしまして質問を終わります。

委員長（羽成邦夫君） ここで暫時休憩といたします。15分間、2時30分より、また開会いたします。

午後2時16分休憩

午後2時31分開議

委員長（羽成邦夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑のある方はどうぞ。

経済課長。

経済課長（仲内秀夫君） 先ほど山本議員さんから質問いただいた、緑の少年団についてご報告をいたします。

こちらにつきまして、児童に対して森林や樹木等の自然を愛する精神の涵養に努め、森林愛護に関する活動を行ったことでございます。10万円の内容でございますが、小学校に校庭にサルビア・パンジー等の苗を植えることにより、児童が意欲的に緑を愛し育てるようになったということでございます。

事業の10万円の内容でございますが、刈り払い機、また軍手、あと一輪車、あと花を植えるポット代ですか。あと、乾燥土と肥料、スコップと肥料、以上の購入費でございます。以上が10万円になります。

以上でございます。

委員長（羽成邦夫君） 山本君。

委員（山本一恵君） 先ほど、緑の羽根とはちょっとかけ離れているのかなと思うんですけども、これは各小学校でもお花のそういうのはやっているんですね、現実に。安中小だけではないので、もしそうであるならば、木原・大谷にもこの事業をもっと推進して補助金を出す、同じようにやっていますので。だから、緑の羽根の募金だけではないという。何かこれを見ると、お花を植えたり、そういう方にお金を使うということでしたら、他の小学校にもぜひともこれを入れていただきたいと思いますけども、どうでしょうか。

委員長（羽成邦夫君） 学校教育課長。

学校教育課長（浅野勝夫君） 今の山本議員のご質問ですけれども、緑の少年団が安中小だけということの経緯なんですけれども、安中小につきましては、学校所有の山林を持

っているということで最初指定されたような経緯があるみたいです。

ちょっと手前の斜面のところになるかなとは思いますが、そこが0.04だから400平米くらいの山林ということで、この林業の事業なので、それで安中小だけ指定になったというような経緯があるみたいです。補足させていただきます。

委員長（羽成邦夫君） 経済課長。

経済課長（仲内秀夫君） 各学校でという話だとは思いますが、基本的には、村内で1学校が基本だそうです。

以上でございます。

委員長（羽成邦夫君） 山本君。

委員（山本一恵君） 今の説明、村内で1学校、あるいは山林を持っているという条件があるということで安中小ということですね。そういう条件がほかの学校にはなくて、1校だけということで安中ということが、今のご説明でわかりましたので納得しましたけども。

その使い道がそういう使い道だったので、お花とかそういう肥料とか軍手だったので、ほかの学校にはそういう補助金がないのでどうかなと思ったんですけども、それは、その10万円の使い道は、別に山林以外で使っていいということなんでしょうか。

委員長（羽成邦夫君） 経済課長。

経済課長（仲内秀夫君） 現在、安中小学校で、実際は山林の整備をやっているわけではないと思いますので、その辺は大丈夫だと思います。

以上でございます。

委員長（羽成邦夫君） ほかにご質問のある方。

沼崎君。

委員（沼崎光芳君） それでは、予算説明書で、まず1点目が、稲敷広域市町村圏事務組合負担金ということなんですが、これに関連して、新利根・河内で消防の施設が完成するというところで聞いておるんですが、今後の方針ですか、美浦・江戸崎の方も統合ということで前に説明があって、西高の近くにとということで計画をされていると思うんですが、今後の流れ等についてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、土木費で、平成24年度の事業予定箇所ということで図面を提示してありますが、村道104号線の歩道整備工事が24年度予定をされております。この絵でいくと、太田地区の入り口のあたりでとまるような形になっているんですが、23年度施工した歩道を見ますと、センターラインがついたすばらしい道路ができたわけですが、あれと同じような形で太田地区へ向かっていくとは思いますが、あそこで、あの通りがとまってしまうような形になってしまう、道が狭くなってしまいうということなので、村の方では、今後あの道を、大山江戸崎線の方に向かってルートを変更するとかそういった考えはないのか、その辺をお伺いをしたいと思います。

次に、これは予算の方とはちょっとかけ離れてしまうかもしれませんが、先ほど学校関係の質問がありましたのでお伺いしたいんですが、修繕というか改修というか、バスケットボールの、ミニバスとか学校でやられていると思うんですけども、その中でルール改正があったということで、その中でラインの引き直しが必要ではないかという指摘がありました。村としてその辺は把握しているのか。ミニバスの大会とか練習とかやられていると思うんですが、そういった中でそのようなことが村の方としてはわかっているのか、その辺をお伺いをしたいと思います。

あと、農業委員会の選挙ということで予算が組まれております。24年度にあると思うんですが、議会の方としても、議会から送っていた経緯もありまして、定数の問題もいろいろと議論されております。農業委員会として、その辺について動き等があるのかどうかお伺いをしたいと思います。

あと、先ほど、同僚議員の岡沢議員の方からありました例規集の件でございますが、総務課長の方から、るる、経費削減になりますよということでお話がありましたが、議員1人1人に渡されているというか、席に置いてある例規集も、前に村長からもありましたタブレット式のものにかえれば、もっと予算の軽減につながるのではないかなと思うんですが、その辺についてお答えをいただきたいと思います。

あと、除染作業で、各公園の除染ということで900万円の予算が組んでありますが、具体的にどの部分をやるのかお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

委員長（羽成邦夫君） 総務課長。

総務課長（増尾嘉一君） それでは、まず消防署の方の、江戸崎消防署と美浦消防署の統合の話なんですけれども、これは昨年全協で、その当時までの進捗状況、こういう話になっていますよという話はさせていただいたかと思えます。

それで、議会の方でも、その場所的なものはおおむね了解を得たというようなことで認識をしておりますので、その際に、道路ですね。トレセンの方から新しくできる消防署、統合消防署のところの短絡道路を計画しなさいということが、一つ条件に出されたように記憶をしております。

それで、議会の方で全協で説明をさせて以後の動きなんですけども、あれ以後、稲敷の方がちょっと話がストップしてしまいまして、古い西高の校舎を使うか使わないか。あと、場所まで含めての、そこまで戻ってしまうかどうかかわからないんですけども、そういうことで稲敷の方で庁舎の建設の方の話がストップしてしまいまして、その道路についても、そのときはもう、すぐにでも稲敷の方と協議を進めるような話で、こちら準備をしております。向こうの事務方とも話を進めていたんですけども、稲敷の庁舎の話が稲敷の方でストップしちゃったもので、こちらとしてもなかなか動けないような状況がありまして、実際のところは、議会の方で説明させていただいた内容以外のものは、実際のところ進展

はあれからありません。実際のところ今はストップしてしまっているような状況です。

これも稲敷の方で、新年度予算の中に庁舎のことも盛り込んであるようですので、また稲敷の議会の方の動きを見ながら、稲敷の方で、あそこがいいですよと、あそこに庁舎を建設しますよということになれば話が進んでいくと思うんですけども、今の状況では、なかなか向こうとの協議にも入れないような状況になっております。

それから、2点目の例規集の件なんですけども、議員さんにタブレット型のパソコンを持っていただくという件なんですけども、これも実際、あの後、企画財政課の方との話を聞きましたら、実際に予算化するかという話まではしたそうです。

ただ、今の状況の中で、例規集だけをタブレットで見られるような形にするだけではなくて、もっと進んだ形で、例えば議会のさまざまな資料を、きょうはいろんな資料なんかも提出させてもらっていますけれども、そういうところまでペーパーレスですね、極端な話をすれば。ある程度議員の皆様へお渡しするいろいろな、さまざまな資料が、そういうもので代がえできるような形になってくれば、そのタブレット型のパソコンとしても、有効な活用になると思うんですけども、今の段階でその例規集だけをそれに切りかえてしまっても、通信費だとか何かで100万以上、年間かかります。そういう中で、ことしは予算化しないで、企画財政課の方とも見合わせたと、当初で上げなかったというような経緯があるようですので、これについても実際、その使い方ですね。例規集だけではなくて、さまざまな今申し上げたような議会の方に提出する資料なんかがペーパーレス化で、実際そうすれば事務方もいろんな資料を印刷したり製本したりするという手間が省けますので、それは省力化とか効率化には役立つ話なので、方向的にはそういう方向には行くと思います。

ただ、今の段階では、まだそこまで行っていないので、研究をさせていただいて、有効な活用をもっと図れるんだというような段階になったときに、そういうもの、タブレットを導入していくということになるかと思えます。

以上でございます。

委員長（羽成邦夫君） 都市建設課長。

都市建設課長（池延政夫君） 村道104号線歩道整備工事についてお答えいたします。

ことし420メートルを、車道6メートル・歩道2メートルで整備しております。来年引き続き、510メートル、山王の変則十字路から60メートルくらいの区間、やはり車道6メートル・歩道2メートルで、県の安心安全生活道路市町村補助事業ということの補助を受けてやる予定であります。

用地につきましては、地権者も立ち会い済みで、4月以降、24年度の予算で用地買収する予定であります。工事の方は、稲刈り後にやる予定であります。

県道大山江戸崎線につなぐ路線につきましては、まだ検討中です。

以上です。

委員長（羽成邦夫君） 放射能対策室長。

放射能対策室長（飯塚尚央君） お答えいたします。予算書の120ページになります。04番の放射能汚染対策費ということで、13の委託料と15の工事請負費の方で予算を計上させていただきます。

まず、委託料のところにつきましては、05番の業務委託料ということで、除草作業委託料ということで、これは、城山公園及び光と風の丘公園については、芝生広場的な場所が広く整備されてございます。そういうことからできる通常の土壌の削り取りではなく、芝生をできる限り残した方法で、放射線量の低減化が図れないのかなというようなところで、委託料に計上させていただきます。

あと、工事請負費でございますが、900万円計上させていただきます。9カ所、光と風の丘公園多目的競技場、それから美浦村村民運動公園、それから木原城址公園、大須賀津湖畔公園、陸平貝塚公園、舟子ファミリースポーツ公園、大須賀津新明池公園、美浦村相撲場、それから美浦村ロードパークというようなことで、一応9カ所は予定させていただいているんですが、そのほかにも、トレーニングセンターの公園、それからテニスコート、それから光と風の丘公園でも、すり鉢広場、それから子ども広場、そういうところが、今回のこの予算の中には計上されておられません。

そういうことから、実際の実施に当たっては、時期によりますが、6月にまた補正をお願いするような形になるかと思えます。この金額については、正式なものを予算の積算ができない状況で予算を組んでございます。

そういうことで、今後、今回23年度に予算積算のやり方等につきまして、きちんとできるような形になってございますので、改めて予算の方を積算しまして、補正予算等をお願いしたいと思います。

以上です。

委員長（羽成邦夫君） 学校教育課長。

学校教育課長（浅野勝夫君） ミニバスのルール改正に伴うラインの引き直しということでございますが、まず、安中小学校につきましては、今度始まる耐震工事の中で対応していければなということで考えております。

あと、木原小、それから大谷小につきましても、ちょっと今後、学校の方と協議しながら対応していきたいと思えます。よろしく申し上げます。

委員長（羽成邦夫君） 経済課長。

経済課長（仲内秀夫君） それで、農業委員さんの、ことしは改選なんですけど、定数について委員会ではどうなんだということだと思えますけど、まず、農業委員さんですけど、現在、選挙委員さんが10人、また、選任委員さんが上限で8人でございます。

内訳としましては、議会推薦が4人以内。農協さんが1人、美浦では農協が二つありますので2人でございます。それで、共済組合が1人、土地改良の理事が1人、合計で18人でございます。現在は1名欠席でございますが。

委員の定数でございますが、これは選挙委員さんのことだと思うんですけど、10人というのは、やはり近隣市町村でも一番低い数字だとは思いますが。

その定数につきましても、定例総会の中で何度か協議はしていますが、現在、結論には至っていないところでございます。

以上でございます。

委員長（羽成邦夫君） 村長。

村長（中島 栄君） それでは、沼崎議員の方の江戸崎の消防署と美浦の出張所の合併のことについて、先ほど総務課長の方が幹事会の中で今わかっていることをお話ししたかと思えます。

これについては、今月の24日に新河分署、これは元の新利根地区と河内が一緒になった新河分署が竣工式を迎えます。当然その後、残っているのは、江戸崎消防署と美浦出張所の統合したものということで、稲敷広域の中ではもう事業計画の中でうたわれておりました、26年度完成で、お互い、江戸崎署も美浦出張所も救急車が1台ずつしかないものを、統合して1台という経緯が前に示されたんですけども、それではサービス低下になるということで、2台同時に出動ができるような体制をつくってもらうことはもう確認してございます。

場所は、稲敷市が庁舎を建てるという西高のところを一応計画の中では入っていたんですが、これが先ほど課長の方から話がありましたように、庁舎の建設が今おくれておまして、まだ決定をされていないのが現実でございます。

でも、26年度にこの統合した消防庁舎ができないと、サービスのものと稲敷広域の中の計画からおかれてしまいますので、美浦地内ではないそういう部分で、江戸崎の西高の部分を目に決めてくださいというふうに市長には申しておりますけども、おくれるようだったら、美浦の方につくらせていただきますという話までしております。美浦の中で土地を見つけて。

それは今年度中に土地が確定しないと、来年度、土地が確定しないと設計ができないんですね。25年度設計をして、26年度の事業で統合の消防署ができるということで、美浦としては、今、トレセンの入り口のちょうど反対側のところに美浦の出張所がありますけども、西高のところに道路を新たにつくりながら、つくれば、できるのであれば、江戸崎の署と美浦の出張所から見ると、それはもう美浦に近いところに統合したものができるので、美浦の中の一番遠い場所、あそこから行くと、はかってみると、大山の一番東側になるんですか、東側。それと西側の舟子地区が約10分を要さないで行けるというデータも出ております。そういう意味でも、場所としては、美浦としてはいいですよというようなことで合意がされておりますけども、稲敷の中がなかなか熟成されていないのが現実のままです。

でも、26年度にはつくらざるを得ませんので、ことし9月ぐらいまでの間にその土地が稲敷市の方で合意されなければ、美浦としては、皆さんにお諮りして、美浦の中に選定を

して受け入れるというようなことも踏まえて考えざるを得ないのかなというふうに思います。それは計画の中で、稲敷広域の中でもそういう年度別の計画が出ておりますので、これが一番最後の消防署の建設になるかというふうに思います。

私のわかっているところではそういうことでございます。

委員長（羽成邦夫君） 沼崎君。

委員（沼崎光芳君） ありがとうございます。

まず、消防署の件ですけれども、村長の方から補足で説明していただきました。私もあのとき、全協の中で説明を受けたときに、西高のところならいいだろうということで発言をさせていただきました。

しかしながら、26年度完成ということで、もう予定が決まっている中で、いまだに土地も決まらないということで、美浦村民にとっては、もしこれがおくれるようなことがあると、大変住民のサービスというか低下になりますので、村長の言われるように、もし稲敷の方でまとまらなければ、美浦の中につくってもいいんじゃないのかなと私も思っていましたので、ぜひ村長の方におかれましては、今後も稲敷の方にそういった形で投げかけて、稲敷さんの問題ですけれども、美浦村に大きくかかわってくる問題でありますから、ぜひともその辺は声を上げて言っていただきたいと思います。

次に、例規集ですが、総務課長の方から答弁いただきました。まさしく私もそのとおりだと思います。例規集だけというのでは、やはりせっかくいいものを与えられても、もてあそんでしまいますので、ぜひともいろいろな使い方といいますか、そういったものも研究をしていただいて導入をしていただければと。

しかしながら、やはり「検討している、検討している」ばかりではなくて、これもやっぱり目標を決めて、議運のときにも言わせてもらいましたけれども、今テレビでもよく、落ち葉ビジネスで老人の方々がタブレットを使っても、やっているような状況で、いや、議員の方は使えるのかと。与えても使えないんじゃないかと思われるかもしれませんが、やはりそういった高齢者の方も使っているという現状もありますので、与えていただければ私たち議員も勉強して使いこなせるように、それはもう当然やりますので、ぜひともどうせ導入するなら、近隣よりも早い段階で、ほかにないもの、いつも新しい事業の場合は、近隣と調整をしてというのが決まり文句ですけれども、美浦独自でそういうものをどんどん進めていてもらいたいと思いますので、ぜひとも総務課長、そのような形でよろしくお願いします。

次に、村道104号線の件ですけれども、事業的には、24年度に農家の方々が米をつくった後に工事の方を進めるということで、その後は考えていない、考えていないというか検討中ということですが、やはりあそこで急に広がった道路が尻すぼみというのは、せっかくすばらしい道路をつくったのに、安中地区に向けての道路というものはやはり私は必要ではないのかなと思いますので、これも継続的に前向きに検討していただいて、ぜひ、い

い道路ができるように期待をします。

次に、農業委員会の件ですけれども、今まで議員の方から、下村議員が農業委員会の方に
出ていたわけですけれども、その中で報告を受けている中では、農業委員の定数の問題、た
びたび議論をされているということだったんですけれども、今の課長の答弁からすると、い
まだに結論が出ていないということでございますが、やはり議会としても、議会の中から
4人ということで定数を設けている中で、削減をしていこうとかということで話も出てい
ます。やはり農業委員会さんの方でも、もっと前向きに、減らせばいいというものではな
いんですけれども、よりよい議論をしていただければ、定数は別に減らす必要はないんです
が、今のところそういう状況ではないということでございますので、今後とも、事務局が経済
課の中にあると思いますので、農業委員会の方で、そういう話が議会からもあったとい
うことで投げかけていただければと思いますのでよろしくお願いします。

あと、バスケットボールのミニバスの件ですけれども、今、学校教育課長の方からありま
したけれども、大谷小学校と安中、木原小学校は考えていくということだったんですけれども、
木原多目的ですか、その辺もやっぱりバスケットコートがあると思うんですけれども、その
辺も踏まえて早急に、やはりルールが変わって前のままだというと、大会もできないでし
ょうし、やっぱりその辺は早急な対応というものをとっていただいて、工事の方を早急に
やっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

あともう一つ、先ほど言わなかったんですけれども、さっき同僚議員の方から、るるあり
ましたスキー教室の件ですけれども、たまたま、きのう私の方に、議長の方にもあったとい
うことだったんですけれども、やっぱり父兄さんの方から、スキー教室なくなっちゃうのか
と。来年、中学校へうちの子どもが上がるんだけど、楽しみにしていたんですけれども、
学校長だか教育長だかの説明の中で、美浦の財政が厳しいからこれは減らすんだという受
けとめ方をしてきたみたいで、美浦村ってそんなに苦しいんですかと。そんなにやってい
けない状況なんですかとということで、だったら、議員なんかいないんじゃないかとい
うことでお叱りをいただきました。

やっぱり村長が言われるように、大変だというご家庭もあるし、また、行きたいとい
うご家庭もあるという中で、やはりその辺もあした、各地区で説明会が14日にあるとい
うことだったので、ぜひとも前向きな話し合いをしてもらって、やはり私も、中学校のとき
には共同の宿泊学習だとかそういうのは非常に思い出にも残っていますし、義務教育期間
でしかできない団体行動というか、団体行動を守らなくちゃいけないとか、そういう勉強
というのはそういうときしかできないので、高校を卒業すればもう各個人個人の責任にお
いて行っていくのはわかるんですけれども、小学校・中学校というのは村立ですから、美浦
村で、美浦村の子どもたちを育てていくという意味では、スキー教室をやりたい人は、生涯
学習課の方の親子スキーをやればいいんだということではなくて、温かくやっぱり子育て
というか教育はやっていくべきだと私は思いますので、ぜひともその辺も見直しとい
うか、

もう一度検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。

委員長（羽成邦夫君） ほかにご質問、ご質疑のある方はどうぞ。

岡沢君。

委員（岡沢 清君） 沼崎議員の質問に関連することが1点なんですけど、ページ数は120ページで放射能汚染対策費、公園の除染ということで900万円組んでおられますけれども、これは全額国庫負担だと思んですが、詳しい正確な名前は忘れちゃったけども、放射能廃棄物特措法とかで重点地域に指定されて、それで、まずは測定を行ってから3月末までに除染計画を作成、そして国に上げるということで、その策定された除染計画に基づく900万円だと思ったんですけども、ということは、学校施設とか公園、子どもを預かる施設については、除染計画策定が3月末ということだったんですけども、もう既に策定は済んで、国からもう認められてこの金額になったということで、その除染計画に基づく除染作業というのは、当面これまでに上げられてきた予算措置で終了するという事なのでしょうか。

委員長（羽成邦夫君） 放射能対策室長。

放射能対策室長（飯塚尚央君） お答えいたします。

まず、除染実施計画につきましては、まだ完了してございません。この学校除染関係につきましては、早急に実施したいということから、国の方と事前に協議をしまして、ほぼ了解をもらった上での実施となっております。

あと、24年度の予算につきましては、今現在、放射能の測定を現場の方は終わって、データが上がってくる状況になってございます。当然ながら、23年度の学校除染につきましては、先行して測定をやっていただいております。そういうことでの工事の方ですか、積算の方もできたというところでございます。

それで、24年度につきましては、まだ今、進行中でございます、そのデータ等が正式にまだ上がってございません。その中での予算の積算ということで、先ほど申しましたように、正式な積算に基づいた面積を画定してやってございませぬので、早ければ6月ころに実施時期にもよりますが、補正の方でお願いしたいというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（羽成邦夫君） 岡沢君。

委員（岡沢 清君） ただいまの説明で十分納得できました。

それで、質問の中で1点なんですけども、この公園の900万円という金額はまだ確定したものではないということですけども、除染実施計画に基づく除染作業というのは、この公園の、先ほど、どこの公園かまで具体的に挙げていただきましたけれども、それで終了の見込みだということでしょうか。その点だけ確認のためお願いします。

委員長（羽成邦夫君） 放射能対策室長。

放射能対策室長（飯塚尚央君） お答えいたします。公の公共施設と競馬会の公園等も

含めての話なんです、24年度で一応終了する予定であります。

以上です。

委員長（羽成邦夫君） ほかにご質疑のある方、おりませんか。

林君。

委員（林 昌子君） すみません、予算書の129ページ、農林水産業費の05産地確立推進事業費5,672万について、ちょっとお尋ねをさせていただきます。ここ、19の負担金補助及び交付金5,672万が計上されているわけなんですけれども、当初予算（案）説明書の方の28ページで、農業振興対策費の産地づくり助成事業で5,540万円の計上をされております。そうしますと、この補助金の中で産地づくり助成金が5,350万、あと、水稻共同防除事業で132万とかございますけれども、金額が、この二つを足すと548万2,000円で、58万円の金額が不明なので、ここの内訳を教えていただきたいと思います。

〔答弁できず〕

委員（林 昌子君） もう一回言いますか。

委員長（羽成邦夫君） いや。

〔休憩の要請あり〕

委員長（羽成邦夫君） 暫時休憩をいたします。

10分で、3時25分に再開をしたいと思います。

〔「3時半」と呼ぶ者あり〕

委員長（羽成邦夫君） 3時半。3時30分で、はい。

午後3時14分休憩

午後3時30分開議

委員長（羽成邦夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済課長。

経済課長（仲内秀夫君） それでは、林議員のご質問にお答えをいたします。

当初予算の説明書にございます産地づくり助成事業、こちらで5,540万になってございます。

また、予算書の中では産地確立推進事業費5,672万でございますけど、その中で01産地づくり助成金5,350万と、その下の下にございます80の農作物販売促進助成金150万円、その下の81農業再生協議会補助金40万、この三つの合計がこの産地づくり助成事業の5,540万になってございます。

以上でございます。

委員長（羽成邦夫君） 林君。

委員（林 昌子君） 一つ訂正をさせていただきます。私の方から、先ほど産地づくり助成金5,350万と水稻共同防除事業132万をトータルしたときに、単位を間違えまして548

万2,000円と単位を間違えて読み上げてしまいましたので、5,482万円の訂正をさせていただきます。

ただいま、課長の方から説明をいただき、トータル5,540万円になったのは理解するわけですが、あくまでも当初予算(案)説明書に5,540万円と説明書にあるわけですので、この目の中にこのトータル金額、この内訳が明記されるべきであると思います。また、もう一つは、このように分かれた経緯を教えてくださいたいと思います。

委員長(羽成邦夫君) 企画財政課長。

企画財政課長(増尾正己君) それでは、産地づくり助成金につきまして、昨年度と若干、細節の方で分けた経緯なんです、前はちょっと大きい項目で補助金というふうなことで、産地づくり助成金というようなことで出てございます。5,540万というような表現だと思んですが、これはやはり、積算の方法が何通りかございますので、それに合わせたのがわかりやすいし、なおかつ人事異動があったときに後任者にもわかりやすいんではなからうかというようなこともありまして、今回詳しく分けさせていただいた状況でございます。

委員長(羽成邦夫君) 林君。

委員(林昌子君) このように細かく分けて、きちっと項目ごとに分けた方が、その担当する方々が、後任の方が来てもわかりやすく明記した方がいいということで、積算の方法をこのように分けたというふうな認識でよろしいですか。

いいですか。

そうした場合、できれば28ページの説明書の方に、そこをやっぱりこの金額が合わないこと自体がおかしいと思いますので、きちっと今後は、これは企画財政課だけではないと思います。すべての課に当たるとしますので、そういう一つの事業内容の金額は、予算額きちっと合わせるように明記をいただけたらと思いますが、その件はよろしいでしょうか。

委員長(羽成邦夫君) 企画財政課長。

企画財政課長(増尾正己君) 今回の説明書につきましては、でき上がったものですので、今回のご指摘の箇所につきましては、来年度の予算の中で反映するような形で進めたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

委員長(羽成邦夫君) 林君。

委員(林昌子君) ぜひよろしく願いしたいと思います。先ほども安中小の緑の少年団のことばかり、今現在のこともしかり。この予算書をつくった方々ですよね、課長さん方、部長さん方。その方が聞かれてわからないこと自体が不思議なんです。たくさん、皆さん資料をお持ちいただいていると思いますが、この説明書用の資料を提出したときも、この予算案を提示したときも、きちっと皆様、この事業はどのような事業で、これぐらいかかるということ、これは村の全部税金ですので、そういう意識を持って提示していただき

たいなということ、きょう、ちょっとつくづく感じました。

ですので、これは聞かれないからいいという問題ではなく、きちっと個々の一つ一つの科目全部、議員が全部聞いても答えられる態勢、臨戦態勢で皆様ここに伺っていると私は認識しておりました。ですので、やはりこの金額が、これとこれを足して、この金額というのは、そのように計算をしたからその金額になっているはずで、新しくどこかに不明な金額ではありません。ですので、きちっと答えられる態勢でぜひここに臨んでいただきたいなということをお願いしたいと思います。

これに関連してなんですけれども、実は、市民農園型整備事業のことを関連でお尋ねさせていただきます。農林水産事業なので。

今回、補正の方で910万円の減額補正が出ております。12月に、12月議会で910万の補正を組み、3月で減額補正を今、提出されているわけなんですけれども、実際に金額が定まっていなくても、事業内容の変更があるにしても、事業自体は継続しているわけなんですよね。事業がなくなっているわけではないので、当初予算に何らかの形でこの市民農園型整備事業費というのは、この目の中に入れられなかったのかどうか、その点をお尋ねさせていただきます。

委員長（羽成邦夫君） 経済課長。

経済課長（仲内秀夫君） 市民農園整備事業でございますけど、12月の補正でお願いしまして、凍結によりまして今回、3月の補正で全額減額をお願いしてございます。

今言われますように、当初予算で載っていないということでございますけど、市民農園をやる場所につきまして、当初予算の段階ではまだ決めてございません。3月7日の全員協議会で、場所の提案はしたわけでございますけど、そこで了解をいただければ、早い時期といたしますか、6月の補正でお願いしたいと思ってございます。

以上でございます。

委員長（羽成邦夫君） 林君。

委員（林 昌子君） その部分は全協で伺っていますので認識はしているわけなんですけれども、ただ、今回は場所の変更なだけで、場所が変われば金額も変わるのかもしれませんが、事業自体はなくなっていないわけですよね。

ですので、この事業、目として大まかな代替地も、12月に凍結した後に即動かれていましたよね。ですので、確かに地権者の方の了解を得て、議会の賛同を得て初めて絵図がかけるといってお話もありましたけれども、でも、ある程度の構想を練った段階での予算は、ある程度試算するべきではないかなと思います。

ですので、できれば、その市民農園整備事業費、本来はここに計上すべきではないのかなと思います。あくまでも補正、補正と、必ず4回補正がありますけれども、基本的な考え方、私が違うのかもしれませんが、あくまでもこれは美浦村の予算書の（案）ですので、今までの流れを見てみますと、この案の状態がどんなに審議をされても、そのまま案を削

った製本されて、新規可決した中で同じ形で出てきます。

あくまでもこれは案なんですよね。だから、案を受けて、修正をしても、私は可能ではないかなと思うんです。印刷製本代がかかるとか、またそういう部分があるかもしれないけれども。でも、本来は案ですのでね。ですので、こういう事業費を計上してもいいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（羽成邦夫君） 経済建設部長。

経済建設部長（沼崎武男君） それでは、林議員のご質問にお答えします。

確かに、事業としては存続していることは間違いないことだろうと思います。場所の選定、今、経済課長が申しあげましたとおり場所の選定があって、それから金額的に正式に動いていくというのも事実だろうというふうに思います。

ただ、継続的に動いているから予算措置ということだろうと思うんですけれども、あくまでも予算措置で项目的に金額が定まらない状態で項目だけ確保するというのも、ちょっとどうなのかなというところはあります。

委託料とか、项目的に、全体事業費はあるにしても。その項目が用地買収が要なのか、いらぬのかという部分がもしあるとすれば、そういう項目が抜けてきちゃいますので、そういったことも考慮すると、確定してから当然協議をしながら進めていく事業でございますので、確定してから載せた方がいいのかなというのが私どもの考えでございます。

委員長（羽成邦夫君） 林君。

委員（林 昌子君） あくまでも行政畑の部長方の方が、慣例で、その考えは正しいのかもしれないんですが、ただ、やはりここでなくして、結局6月補正で出てきたら、また新規事業になるわけですよね。

そうすると、当初予算にないもので、途中から事業が出てきたというようになりますと、今度は、決算委員会のときに、結局当初予算になかった事業が、決算書には載っているわけですよね。ある意味。そうすると、すごく分かりにくいものがあります。

ですので、事業が継続しているものには、よく繰越金、いろんなもので目だけを残して、1円とか計上している例もございますよね。ですので、目は残しておくというか、そういうやり方があるんではないかと思えます。

ですので、最低限度かかる金額を提示しておき、後で金額の増額補正とか減額補正とか、そういうやり方もできるのではないかなと私は思うんです。いかがなものでしょうか。

委員長（羽成邦夫君） 経済建設部長。

経済建設部長（沼崎武男君） 確かに予算科目として計上することは可能だと思います。

ただ、事業の中で、決めていくものについては、私どもとしては、その科目設定維持という予算を組んで事業を展開するよりは、固まった、当然、いきなり出すわけではなくて、協議をしながら予算を確定していきますので、当初予算になかったから、その決算書に出てきて整合性がないというのも一理はありますけれども、事業の展開としては、やはり場

所が決まって初めて、事業の計画がなされるわけでございますので、そういった部分を考慮すると、やはり予算科目一設定よりも、事業名として確かに残らないのは承知しますけれども、確定した段階でより事業の展開に近い数字を予算化するというのが筋論なのかなというふうには、私は理解しています。

委員長（羽成邦夫君） 林君。

委員（林 昌子君） 910万の予算化したときに、ある程度駐車場整備だとかトイレだとか水回り関係とか、いろいろある程度試算した部分がございますよね。だから、最低限度かかるものというのはあると思うんです。

ですので、ここで言っても水かけ論になるんでしょうけれども、今後やっぱりすごく見にくくなりますので、不透明になりますので、できれば、こういう事業というのは計上しておき、予算の補正をするという形も今後、先ほどから言いますけど、これだけに限らず全体的なものですが、検討していただきたいなというのを提案させていただきます。

それに勘案して、前回、全協のときにこの図を出してほしい、構想図を出してほしいという議員の方から要望がありましてね、今会期中にということがありましたけれども、15日、全協を開くこともありますので、その時点でそういうある程度の構想を提示していただけるかどうかをお尋ねいたします。

委員長（羽成邦夫君） 経済建設部長。

経済建設部長（沼崎武男君） 林議員の当初予算に載せた方がいいというその部分については、継続事業については、庁内協議をもってどう取り扱うかについて決定してまいりたいと思います。

それと、もう1点の、新たな用地に対する市民農園の計画でございます。この件につきましては、村長との協議をもって、15日の全員協議会の中で区画の図面、区画図といいますが、区画図と、あと概算工事費についてご提示をさせていただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

委員長（羽成邦夫君） 林君。

委員（林 昌子君） 了解をいたしました。本当に、性急な要望に対してお答えいただき、ありがとうございます。

それで、これに関連してなんですけれども、すごくこの当初予算（案）の説明書なんてすけれども、昨年度と対比しますと、新しくなっているものは、すごく新規事業として明記していただき、わかりやすいんですけども、なくなっている、廃止されている事業とかそういうものが記録されていないことで、これは本当に全ページ、昨年度対比して全部明記すると、なくなっている事業が結構あったりとかします。本当にお手数をおかけするかと思いますが、できれば廃止事業とか、あと、先ほど山本議員の方からありました、組みかえされている事業、この事業が今度はこの課のこの項目になりましたとか、そういうものの明記もぜひ、ここに明記していただけるとありがたいなと思うのですが、その点は

いかがでしょうか。

委員長（羽成邦夫君） 企画財政課長。

企画財政課長（増尾正己君） 今の林議員のご質問なのですが、付属資料の一般会計の主要事業の説明のところのことだと思うんですが、これにつきましては、先ほどからあるように、廃止事業につきましては、これは明記はできると思いますので、それは検討していきたいと思います。

それと、ここの、あくまでも主立った事業というようなことですので、ある程度金額が大きい事業だけが明示されているような形に見えるかと思いますので、これを細かな事業までというと、相当数の枚数にもなってしまいますので、その件につきましては、来年度になってしまうんですが、庁内で打ち合わせをしながら詰めていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（羽成邦夫君） 林君。

委員（林 昌子君） どうもありがとうございます。

当初予算（案）説明書の29ページに、都市計画事業の新規事業で、被災住宅復興支援事業費で6万3,000円を計上しております。新規事業はこのように丁寧に、6万3,000円という低額でもきちっと明記していただいているんですね。ですので、できれば一つ一つの大切な事業ですので、廃止事業の方も、できればこういう形で載せていただきたいということを要望いたしますが、いかがでしょうか。

委員長（羽成邦夫君） 企画財政課長。

企画財政課長（増尾正己君） それでは、何度も同じことの繰り返しになっちゃうんですが、やはり25年度つくる場合も、内部で協議いたしまして、それで作らせていただきます。よろしくお願ひします。

委員長（羽成邦夫君） お諮りをいたします。

本日の審査はこれで延会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（羽成邦夫君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会とすることに決定しました。

委員長（羽成邦夫君） 本日は、これで延会します。ご苦労さまでした。

次回の委員会は、15日午前10時に開催いたします。よろしくお願ひいたします。

午後3時50分延会

美浦村議会予算審査特別委員会
(第 3 号)

平成24年3月15日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第20号 平成24年度美浦村一般会計予算
- 2) 議案第21号 平成24年度美浦村国民健康保険特別会計予算
- 3) 議案第22号 平成24年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算
- 4) 議案第23号 平成24年度美浦村公共下水道事業特別会計予算
- 5) 議案第24号 平成24年度美浦村介護保険特別会計予算
- 6) 議案第25号 平成24年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
- 7) 議案第26号 平成24年度美浦村水道事業会計予算

1. 出席委員

委員長	羽成邦夫君
副委員長	坂本一夫君
委員	塚本光司君
"	岡沢清君
"	飯田洋司君
"	椎名利夫君
"	山崎幸子君
"	富田隆雄君
"	山本一恵君
"	林昌子君
"	下村宏君
"	小泉輝忠君
"	石川修君
"	沼崎光芳君

1. 欠席委員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長 中島 栄 君

教 育 長	門 脇 厚 司 君
総 務 部 長	小 泉 菊 男 君
保 健 福 祉 部 長	大 橋 幸 雄 君
経 済 建 設 部 長	沼 崎 武 男 君
教育次長兼生涯学習課長	岡 田 守 君
総 務 課 長	増 尾 嘉 一 君
企 画 財 政 課 長	増 尾 正 己 君
税 務 課 長	石 橋 喜 和 君
収 納 課 長	浅 野 重 人 君
都 市 建 設 課 長	池 延 政 夫 君
経 済 課 長	仲 内 秀 夫 君
住 民 課 長	大 竹 美 佐 子 君
福 祉 介 護 課 長	松 葉 博 昭 君
保 育 所 長	鵜 沢 あ さ 子 君
児 童 館 長	宮 本 き み 子 君
健 康 増 進 課 長	堀 越 文 恵 君
国 保 年 金 課 長	桑 野 正 美 君
生 活 環 境 課 長	坂 本 敏 夫 君
放 射 能 対 策 室 長	飯 塚 尚 央 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	古 渡 和 夫 君
上 下 水 道 課 長	青 野 道 生 君
学 校 教 育 課 長	浅 野 勝 夫 君
美 浦 幼 稚 園 長	小 泉 俊 子 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 出 攻
書 記	木 村 弘 子

午前10時02分開議

委員長（羽成邦夫君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

予算審査特別委員会へのご参集、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席委員数は14名です。

それでは、ただいまより、予算審査特別委員会を再開いたします。

委員長（羽成邦夫君） 審査に入る前に、今、企画財政課長、税務課長よりご説明があ

りますので、よろしく願いをいたします。

企画財政課長。

企画財政課長（増尾正己君） おはようございます。先日、岡沢議員の方から質問がありまして、私の方から資料で提示いたしますというふうなことで、資料をつくっておりますので、その資料につきまして若干ご説明したいと思います。

まず質問の内容としましては、公債費のところ、新たに償還が始まったものはどれですか。あとは、既に償還が23年度で終了するものはどれですかというような内容でしたので、お配りしましたのは、23と24年度の国から来ています償還表をもとにつくってございます。

それで、1ページの教育のところの黒く染まっております総合運動公園整備事業というようなことで、18年度のところなんです、これは既に23年度で償還が終了したものとということになってございます。

それで、その上のグレーになっている部分なんです、これは農業農村、21年度お借りした2本と、次の教育の、次のページの上の方の同じくグレーで染まっているところなんです、美浦中学校の校舎改築工事、それと下の方に臨時財政対策債のやはりグレーで染まっているところ、これが新たに24年度から元金償還が始まったものというふうになってございます。

この表全体は、24年度の積算に使われた表でございまして、国と民間からの償還表をもとにつくってございます。

それで、返済の方法につきましては、二通りございまして、政府資金、これは財務省の方からお借りしているやつなんです、これにつきましては、元利均等償還になっております。元利均等です。それと、民間資金、これは銀行とかJAからなんです、これにつきましては、元金均等償還になってございます。政府資金につきましては、これは国が定めておりますので、この元利金等はそれに従ってというようなことですので、償還の方法としましては、二つあります。

それと、2枚目の一番下のところなんです、一番下の 印のところ、23年度借入れ分につきましては、借入額等が未確定のため、この表には含まれていません。これは23年度の借入額ですね。これは今回の3月の最終補正でいいますと、5億8,928万5,000円というのが起債の合計になってございます。これは含んでございません。

それと24年度のところに利息があるわけなんです、やはり23年度に借入れますと、4月・5月の借入れになろうかと思うんですが、それから第1回目の償還が9月末ですので、それまでの日数と、あと、10月から3月まで、その利子につきましては、償還表は来ておりませんので、これについては私どもの方で想定額というようなところで計上してございます。その計上した額の総計が、予算書で見いただきますと、208ページですね。

208ページが一番下のところに、款で公債費、項公債費、これは元金、利子というところになっておりますので、元金については償還表どおりですので、この集計額と同じなんです。利子につきましては、今言いましたように、まだ借り入れの日数的なものが不透明なところがありますので、これは想定というようなところで計上してございます。想定額だと大体700万ぐらいを計上してございます。

それともう1点、岡沢議員の質問の中に、幼稚園の耐震改修事業の財源内訳というような内容がありましたので、申し上げたいと思います。

幼稚園の施設の改修費、事業費で8,973万1,000円です。8,973万1,000円。財源内訳としまして、国庫支出金が2,727万7,000円、それと、国から借ります起債が4,680万円、残りが一般財源でございます。1,565万4,000円、これが財源の内訳になってございます。

以上で、報告は終わりにします。よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（羽成邦夫君） 企画財政課長、今ちょっと言われたんですけども、民間の方も国の方も、返済方法は元利均等払いでよろしいのかということなんですけども。

企画財政課長。

企画財政課長（増尾正己君） 政府資金につきましては、元利均等です。元利均等償還。それと民間資金につきましては、元金均等になります。利子の多く払うのはどちらかというとな元利均等。政府資金の方が利子は多く払うような形になります。

以上でよろしいですか。

委員長（羽成邦夫君） はい、ありがとうございました。

税務課長。

税務課長（石橋喜和君） それでは、私の方からお答え申し上げたいと思います。

先日、予算特別委員会で山崎議員さんより、一般会計56ページですね、税務の方の賦課費、土地評価システム更新業務委託料についてのご質問がございました。

そこで私の方からのお答えとしまして、「航空写真等の撮影が個別撮影から共同での撮影になったものもありまして、経費が減額されました」というようなお答えを申し上げたところではございますが、そのほかに、23年度は、24年度の固定資産税評価がえのための資料・調書等の作成業務が発生しておりました。それが、24年度については、そのような業務もなくなりますもので、経費が減額されるものでございます。

答弁漏れがありましたので、追加してお答え申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

委員長（羽成邦夫君） ありがとうございました。

それでは、これより審査に入ります。

委員長（羽成邦夫君） 議案第20号 平成24年度美浦村一般会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

林君。

委員（林 昌子君） 一昨日に引き続きお世話になりますが、よろしく願いいたします。私の方から、2点質問をさせていただきます。

一昨日に質問した内容に関連することなんですけれども、一つは、同僚議員の方から質問がありました学校教育のスキー教室について、昨日、保護者会等で説明をされたということですので、どういうふうな話し合いがなされたのかということをお聞きをさせていただきます。

あともう一つは、一昨日も質問させていただきました週末ファーマー、その予算についてなんですけれども、ある程度の絵図ができているのであれば、ご提示いただきたいと思います。いまして質問させていただきます。

委員長（羽成邦夫君） 学校教育課長。

学校教育課長（浅野勝夫君） おはようございます。

ただいまの林議員のスキー教室の保護者との協議の内容ということでございますので、ご説明させていただきます。

一つ説明の前に、おわびと訂正をさせていただきますが、13日の時点で保護者との協議につきましては、各小学校ごとに保護者が集まって協議するというようなお話をさせていただきましたが、ちょっと私の方の聞き違いというか勘違いで、きのう集まった部分につきましては、各小学校の代表の保護者が中学校の方に集まって協議をしたという経緯になっております。この部分、ちょっとおわびさせていただきます。

それで内容につきましては、当初、中学校の方でも代表の方に集まっていただきまして、このところの村からのスキー教室の補助金がカットされることについて、ちょっと各学校ごとにご協議をお願いしたいというようなことでの集まりを予定していたということなんです。実際には各小学校の父兄の代表者の方で、各学校ごとにある程度の意見は集約されていたということで、それぞれの各学校ごとの各保護者の意見を出し合った中での話し合いというような形になっております。

内容としましては、当然、各小学校の子どもさんたちも、スキー教室は参加したい。それに対して、保護者の方も多少の負担の増があってもやらせてあげたいという意見が出ていたようでございます。

ただ、まだ、各学校ごとにも、全体的な集約ということではないんですけれども、各学校の役員会等での話し合いの結果ということでの内容として聞いておるんですが、それを受けまして、中学校の方でも実施するような方向で考えていくということの報告は受けております。

以上でございます。

〔「週末ファーマーの答弁漏れがある」と呼ぶ者あり〕

委員長（羽成邦夫君） 今、林君の方からありました週末ファーマーの方の答弁も、一緒に質問したのでよろしくをお願いします。

経済課長。

経済課長（仲内秀夫君） 市民農園のご質問でございますけど、全員協議会用に資料だけは持ってきていますので、お配りしたいと思います。

委員長（羽成邦夫君） 石川君。

委員（石川 修君） 週末ファーマーの件に関して、これは経済建設部長にもお話ししておきましたけれども、全協では予定していません。ですから、予算に関連することなので、ここで資料配付をしていただいて議論していただければなあというふうに思いますので、お願いします。

委員長（羽成邦夫君） はい。

〔資料配付〕

委員長（羽成邦夫君） 今、資料の方を配付しましたけれども、ちょっと見ていただいて。裏にもありますのでよろしくをお願いします。

それでは。じゃ、経済課長。

経済課長（仲内秀夫君） 資料に基づきまして概略だけご説明いたします。

まず、平面図の方を見ていただきたいと思います。場所につきましては、3月7日の全協、また、3月8日ですか、現地調査していただいたところでございます。場所は馬掛地内です。

今回の計画では、区画が「5メートル×5メートル」の25平米で、80区画を計画してございます。設備としましては、下に書いてありますように、トイレ、農機具置き場、あと水道については井戸を掘る予定でございまして。洗い場、散水栓、休憩所、また、駐車場の整備は計画してございます。裏に、その事業の概要等を記載してございます。

市民農園整備事業費として総額、概算でございまして、600万円。内訳としまして、農園整備・駐車場整備・附帯設備工で510万円、また、それに伴って測量、いろいろな申請の手数料等がございまして、そちらで40万円、あと、当初、機械器具、また消耗品等も必要でございまして、そちらで50万円、合計600万円でございます。

また、市民農園整備事業運営費といたしまして、歳入が40万円、歳出が80万円の見込みで計上してございます。歳入につきましては、市民農園利用料、こちらが一区画年間5,000円で80区画、合計で40万円でございます。

歳出につきましては、土地が個人の土地でございまして、借地料として25万円、また、消耗品費で1万円、機械器具燃料代・電気使用料等で5万円、また、いろいろな施設の修繕料で5万円、営農指導・農園管理業務委託料で44万円、合計80万円を概算として計算してございます。

以上でございます。

委員長（羽成邦夫君） 林君。

委員（林 昌子君） ご説明ありがとうございました。

スキー教室に関しては、各学校ごとに保護者が、役員のかたが代表して、保護者の総意として、ある程度お話しただいたというふうに認識してよろしいでしょうかね。

一昨日の説明では、やはり経費がかかるから大変だという保護者がいたというお話も伺いました。ですので、経費がかかるということに対してきちっと、一回スキー教室がないという説明はされているわけですよ、新1年生の方に。

ですので、そういう、また、あるということで、そういうところの保護者への説明を、丁寧にまたお願いしたいということと、あと、結局、またこの予算を計上することになるかと思いますが、これが6月の補正で上がってくるのかということをお聞きさせていただきます。

あと、市民農園に関して、絵図をいただきまして、わかりやすく、ありがとうございました。

実際、910万かかっていたものを、土地が変わったということで、予算が600万に減額されておりまして、実際にこの工事をするに当たって、施工業者に関しては、競争入札なのか指名入札なのかということが1点。

あと、それから農園管理業務委託料がございませぬけれども、この体制をどのようにお考えなのかお尋ねをさせていただきます。

委員長（羽成邦夫君） 教育長。

教育長（門脇厚司君） 中学1年生のスキー教室についてですけれども、先ほど学校教育課長から説明があったことを私は伺っております。最終的にはその場に、どうするかということについては、最終的には教育長である私も出席をして、十分説明した上で、私としては、村長とも相談しながら、実行するというような方向で対応したいというふうに考えております。

6月の補正にはお願いするかもしれませんが、その辺のところ、ご父兄、保護者の方たちとどの辺で折り合いがつけられるかということは、私の責任で進めさせていただきたいと思っています。よろしく。

委員長（羽成邦夫君） 経済課長。

経済課長（仲内秀夫君） ただいまのご質問で、工事に対する業者の選定方法でございますけど、現時点ではまだどういう方法かとは考えてはいません。

委員長（羽成邦夫君） 林君。

委員（林 昌子君） 中学校のスキー教室に関しては、継続ということで、今後も多くの議員の方から言われたかと思っておりますけれども、昨今も言われましたけど、生涯学習課の方で親子のスキー教室がとても有効な事業であるということで継続していることを勘案しますと、やはり多くの中学生の子が経験するこの場を、予算がないということで、悩まれ

たと思いますけれども、なくするということが自体、もう少し現場の声を伺った上で、廃止する事業に関しては今後とも現場の声を聞いて、よく審議をされた上で廃止するというこの決定をしていただきたいなということを強く要望いたします。

やっぱり村の大変な現状も理解していただくことも必要ですので、そういうお話をすることは大切なことだと思います。ですので、何でも棚ぼた式に、住民は行政が何でもやってくれるというふうに思っている節もございますので、現状はこれだけ厳しいんだという説明をする場所も、やはり必要ですので、今回の事案はとても大切な案件だと思います。ですので、今後も廃止するのであれば、きちっと現場の人が納得する形である程度対話を重ね、その上で廃止するような方向で予算計上していただけたらなと思いますので、これはたまたま学校教育課でしたけれども、ほかの課も今後もあることだと思いますので、そういうところをきちっと現場が納得した形で計上してもらえるように、再度お願いをしたいと思います。

映画鑑賞とかもなくなりという、教育長が、今年度は心を大切にしている教育をしてきたんだという自負がございます。そういう意味で、心を大切にしている事業というのは、目に見えない事業ですので、意外と削りやすいんですね、正直言いますと。形に見えないですし、金額も見えにくい部分もありますので、そういう部分で今回削られているのかなという気がして、すごく、ちょっと危ない傾向かなとちょっと思います。ですので、本来であれば、映画鑑賞も継続していただきたい思いはあるんですけども、まずは一つ、スキー教室が現状維持できたということの評価させていただき、私のこの件についての質問は終わります。

市民農園の方なんですけれども、まだ決まっていないということですので、ぜひ早期に決めていただき、また、ある程度、その業者ができる、できない、いろいろ、こちらの思いとまたすり合わせ等をじっくりした上で、これは単年度の事業であると思いますので、24年度内できちっと仕上がるような、そういう施工業者との話し合いを重ねていただけたらなと思います。

ですので、一昨日、私が申し上げたのは、この科目に計上、新年度予算に今まで事業が継続しているのだから、継続で科目を残していったらどうかということをお願いをしましたが、いろんな諸事情があるわけですね。結局、これをまた修正するとまた、大変な手間がかかるということであるわけですね。

ですので、今回は致し方ないのかなと思いますので、何とか6月の補正に上げるということによっていただいていますので、これをきちっと6月の補正に上げていただけることを、再度確約をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

委員長（羽成邦夫君） 経済建設部長。

経済建設部長（沼崎武男君） それでは、林議員のご質問にお答えをしたいと思います。6月の補正に載せる方向で当然検討はしてまいります。ただ、6月の補正に載せるとすれ

ば、場所の選定はここでもよろしいのかというのが。でないと、その上に載せることがちょっとできないので、その辺については、いい悪いの判断はお願いしたいなというふうに思います。

委員長（羽成邦夫君）　じゃ、今の。部長。

経済建設部長（沼崎武男君）　場所についてのご決定がないと、当然、その上のいろんな施設の配置とか決まっていきませんので、その決定は、本日でできればお願いしたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

委員長（羽成邦夫君）　今、部長の方からありましたけども。

下村君。

委員（下村　宏君）　関連します。いいですね。

今、説明あったとおりで私はいいと思います。

それで、やはり予算の執行については、村長の専属なので村長の口から、それぞれについて、それぞれについて補正をしていくよと。それで、市民農園については、やはり時期を見て、全員協議会なりをやって、こいつに行くというものも、ここで場所も決まったので、今度はもう管理方法から、そういうものはこういうふうに行くよというのは、ぜひやっていただければありがたいなというふうに思います。

以上、よろしく回答の方をお願いします。

委員長（羽成邦夫君）　村長。

村長（中島　栄君）　下村議員の方から、予算的なものもあるのでということで、部長じゃなくということで、今、いろいろ話の中で決定しないと予算計上できませんので、きょう、この予算委員会の中で6月に出すということのご了解をいただければ、当然6月の補正にかけて、できれば、6月の補正を通していただいて、7月ぐらいからある程度の事業をやっていかないと、農園の方は、80区画の方はことし、そばを転作でやるということが一つ入っておりますので、11月以降にこの80区画の造成というか区画をつくるのは、なっていくのかなというふうに思います。

そういう意味でも、駐車場とかトイレ、それから物置等の設置については、あらかじめ申請の部分もございますので、早目に7月ぐらいから準備を進めていかないと、おくれてしまうということもあります。

また、ある程度チラシをまいたり、ホームページで紹介をしながら、ここを利用する方に周知をしていくということもありますので、ことしの7月以降、村外、東京近郊も含めまして、ちょっとPRを兼ねてやっていきたい。

それには、秋のお米が収穫されたときに、販売促進費、農協が二つありまして、予算の中にも150万ほど今回も組んでありましたよね。値段、五千何百万の、値段の190万の差があったところに載っていたと思いますけども、そういうところでのPRをしていくためには、6月補正に載せて、7月ぐらいから動き出していかないと、順調にこの80区画、別に

25平米だけを一区画にしておりますけども、意欲のある方は、2倍3倍4倍と借りてもらっても十分可能ということも含めまして、80区画を埋めるのには、ある程度の周知期間が必要になってくるかなというふうに思いますし、また、いろんなイベントも含めまして、これに絡めてやっていくためのJAさん、それから、ここの営農指導をしてくれる、選定も含めて魅力あるものをしていくためには期間が必要なので、ぜひとも、きょう、ある程度の6月での承認ができるような体制をいただき、順調にいくような進め方をしていきたいというふうに考えております。

委員長（羽成邦夫君） 椎名君。

委員（椎名利夫君） 今の関連なんですけど、土地の借上料、25万計上されていますけど、これは1反歩幾らとかというのをわかればちょっと教えてほしいんですが。

委員長（羽成邦夫君） 経済課長。

経済課長（仲内秀夫君） 借地料でございますけど、現在、反当10アール当たり4万5,000円を予定してございます。

以上でございます。

委員長（羽成邦夫君） 椎名君。

委員（椎名利夫君） これは何か根拠があるわけですか。うちの方なんか、4万5,000円なんていう土地全然出てこないの、ちょっと参考のために教えといてください。

委員長（羽成邦夫君） 経済課長。

経済課長（仲内秀夫君） 4万5,000円の根拠でございますけど、現在、こちらの水田は転作で、転作の作物をつくっています。その値段が反当4万5,000円、現在ありますので、地主さんと何回か会った中で、同じ金額ならという話がちょっと出ていますので、そういうことで一応4万5,000円計上してございます。

以上でございます。

委員（椎名利夫君） わかりました。ありがとうございました。

委員長（羽成邦夫君） ほかにございませんか。

岡沢君。

委員（岡沢 清君） 今回は、場所がここによろしいかということを確認する機会だと思うんですが、その点でちょっと細かい質問で申しわけないんですが、前回の候補地の説明のときの平面図では、37区画ぐらいじゃなかった……、ちょっと覚えていないんですけども。

それで駐車場も50区画、駐車場が37台分ぐらいあって、50区画すべて埋まるとは限らないけれども、そのくらいは駐車場も必要だということなんですけども、これは構想ですから、この駐車場、平面図で「駐車場20」と書いてあるのも別に決まったことではなく、ただ、こういう構想だということで、80区画の7割、8割方埋まってきたとなったときに、その駐車場のスペースを確保できるという前提で、この平面図は書かれているのでしょうか。

か。そのことだけお伺いしたいと思います。

委員長（羽成邦夫君） 経済課長。

経済課長（仲内秀夫君） まず、駐車場でございますけど、現在、20台で図面は書いてありますけど、この図面にあります三角の土地ですか、こちらのできましたら全部借りる予定でございますので、地目がこちらは山林でございますので、ふやしたりは当然できると思います。

区画数については、今回は25平米で80区画ということで書いてあります。もし、2区画・3区画当然借りる方は、隣接したところを借りていただければいいのかなと思います。

以上でございます。

委員長（羽成邦夫君） 岡沢君。

委員（岡沢 清君） ただいまの説明で納得させていただきました。ありがとうございます。

委員長（羽成邦夫君） 石川君。

委員（石川 修君） それでは、134ページの木原城山まつりの補助金120万、このことについてどうのこうのじゃなくて、毎年、村長以下執行部の方々にお願いをしておるところでございますけれども、我々実行委員は55名いるんですね。55名でも、駐車場係とかいんな部分で人数が必要でありまして、毎年、村長以下にお願いしていますけれども、木原地区の職員さんにお手伝いをいただけないかなというふうをお願いするところでございますけれども、その辺どうでしょう、村長。

委員長（羽成邦夫君） 村長。

村長（中島 栄君） 今、石川議長の方から木原城山まつりの実行委員会、メンバーが55名ということで、いろんなことを含めて55名でなかなか大変ですよ。2,000人から来たりして、駐車場係もということで、例年だと、美浦会の人たちが結構、小学校の校庭で駐車場係をやっていただいたと思うんですけども、何か最近ちょっと話に聞きますと、美浦会の皆さんもある程度高齢になってきて、なかなか対応し切れないよという話が聞こえております。

そういう意味では、陸平縄文ムラまつりのときには中学生あたりも、こちらも、城山まつりも中学生のボランティアが出てやってくれております。民間のボランティアの方にも声をかけながらひとつやってもらう。

美浦会に突出してやっていただいた経緯がありますけども、よその団体、社協の方にちょっと相談もしまして、当然経済課にいろいろと、経済建設部長がおりますけども、属する部分で協力ができるところは、強制的というわけにはいきませんが、それぞれ個人的な用事のある方は仕方がないですけども、その辺の協力をできる方はお願いしたいというふうには、部の方から担当課を含めて。

それから、木原地区に属している職員等で、ある程度協力できる方ということは、庁内

でメールを発信しながら人数の把握もしていければというふうに思います。

委員長（羽成邦夫君） 石川君。

委員（石川 修君） ありがとうございます。確かに木原城山まつりも美浦会さんにおんぶに抱っこ、それから中学生のボランティアさんにもおんぶに抱っこな状況でありまして、なかなか大変な状況でございます。

今、村長が言われましたように、代休をとってもらおうような。代休をとってもいいですよということで庁内に回していただいて、出た分については代休をとっていいですよということでもない、なかなか職員も出てもらえないと思うんですよ。ですから、代休をとるということで、とってもいいですよということで、メールを配信していただきたいなというふうに思いますけれど、その点、答弁よろしくお願いします。

委員長（羽成邦夫君） 村長。

村長（中島 栄君） 代休にまで言及するということになりますと、またこれも職員組合の方と詰めなくてはならないし、なかなかその辺は難しい。

やっぱりボランティア的に出てくれる団体が今まで応援も、まして中学生も出てきてくれてやっているというところで、職員だけそういうわけには、ちょっと扱いはいかなないのかなというふうに思います。

職員たるもの、やっぱり地域の住民のために働く一つの職責もありますので、その辺を自覚の中から出てもらうのが私はいいいのかなというふうに思います。これを、代休とってもいいですよとなってくると、半分以上出てくるようなことになってくるとちょっとまずいこともありますので、職員組合の方には、いろいろと総務課の方から、というか担当課の方からメールで協力を呼びかけるということで、ことしの推移をちょっと見守らせていただきたい。これは村の事業という一つのものになってくると、ちょっとまた話が変わってくるかなというふうに思いますけども。

ただ、後の経費の節減については、村の舞台をつくったり何かする部分が今、全部お金を出してやってもらっているというところだと思えますけども、村の方で宝の持ち腐れじゃないんですけども、前に盆踊りでいろんな仮設の舞台装置が全部そろっているんですけども、盆踊りをやらなくなってから使っていないんですね。

ですから、そういうものも利用していただいと、少し経費の節減にもつながるかなと思うので、村の持っているものはご自由に、パッシングしなければ、先に申し込みしていただければ、十分使用は可能なので、実行委員会の中でもその辺を検討していただければというふうに思います。

委員長（羽成邦夫君） 石川君。

委員（石川 修君） ありがとうございます。今、最後に話しました舞台関係については、今回から使わせていただくようになってございます。ありがとうございます。

ただ、自覚の問題ですけれども、これは、公務員は村民の公僕だよと言いながらも、な

かなかその辺が見えてこない、そういうことがあるので、職員組合との話もあるということでございますけれども、みずからがやっぱり村民と協働のまちづくりをうたっているわけですから、ぜひとも地元の職員には参加をしてほしい、このことを切にお願いを申し上げます、私のお願いとさせていただきます。

委員長（羽成邦夫君） ほかにご質問は。

小泉君。

委員（小泉輝忠君） それでは、質問させていただきます。

ことし、震災がありました関係かと思うんですけど、室内の空気測定ということが今年度の予算の中に入っていると思うんですけど、その内容ですね。学校の方に空気の測定ということで、ページ数は169ページ、学校関係の室内空気測定検査委託料ということで載っているんですけど、お金のことじゃなくて、どういう内容で多分、放射能の関係で載っているかと思うんですけど、その辺のことを、もし放射能でなくて従来からやっているということであれば、それはそれでいいんですけど、教えていただきたいのが1点と、それと村長にちょっと、その次の件、違うんですけど、茨城新聞に、1週間ぐらい前に茨城県の44市町村の消防団員の報酬のことが載っていました。震災があった関係だと思うんですけど、今までそういう報酬について、44市町村が新聞に載るようなことは全くなかったと思うんですけど、震災があった関係でそういう報酬についても、自治消防の方の報酬について載っておりました。

見ましたら、茨城県の44市町村の中で、一番低いのが河内町でした。そしてあと、稲敷市、美浦村、44市町村の中で美浦村が下から2番か3番目に入っている。また、その報酬の件については、上げるとか何かという話を聞いたわけでもなくて、ただ、茨城新聞の中に載っていて、下から3番目ぐらいに位置されていましたので、その新聞、村長が見ているかどうかちょっとわかりませんが、もし、その内容について村長が感じるところがあれば、話を聞かせてもらいたい。

なぜかという、この震災があってから、消防・警察、そういう公務につかわれている人に対しての扱い方、考え方がものすごく変わったと思うんです。特に消防については、震災に遭って亡くなられた方もたくさんおります。そして、ここ何日か前からそういう報道がなされているもので、村長もこの数値を見て考えているのかなというようなことがありましたので、質問させていただきます。

委員長（羽成邦夫君） 学校教育課長。

学校教育課長（浅野勝夫君） ただいまの小泉議員の質問でございますが、各小学校・中学校の室内の空気の測定委託料ということで上げさせていただいておりますが、これは、法律で決まっている測定の部分でございます、震災とはちょっと直接関係ない部分です。

平成20年からちょっとその測定の内容が変わりまして、昨年度も途中、23年度ですか、途中補正で追加でお願いしている部分もあるんですけども、新たに検査をしなくちゃな

らない項目がありまして、その検査につきまして、機械等を購入整備すると、ちょっとかなりの額になるということで、専門の業者の方に委託ということで、業務委託料として上げさせていただいております。

まず、小学校費が156ページの方に、委託料として24万9,000円を計上させていただいております。小学校と中学校で、やっぱり測定の内容が若干違いまして、小学校の方の検査内容につきましては、二酸化炭素、それから一酸化炭素、二酸化窒素等の検査、それからホルムアルデヒド等の検査等の項目が入っております。

それから、先ほどの169ページの中学校の方の空気の検査の方ですが、こちらにつきましては、中学校につきましては、エアコン等の設備がある関係で、項目としましては二酸化炭素の検査、それから、当然空調の関係で戸締り等もありますので気流の関係、それから、浮遊の粉じん等の検査等が入っております。今後もこの検査につきましては、法定の検査として毎年行うような形になります。

よろしく申し上げます。

委員長（羽成邦夫君） 総務課長。

総務課長（増尾嘉一君） 小泉議員の消防団員の報酬の件なんですけども、議員ご指摘のように茨城新聞に出ておりました。自分もその記事を読んで、ちょっとコピーしておいて、ちょっとどこへ資料行ったかわからないんですけども、確かに議員おっしゃるように、美浦村は下から数えて3番目か4番目だったと思います。低かったと思います。

記事の内容として覚えていますのは、ただ、稲敷のことが書いてあったと思います。稲敷についても、その合併前の各町村の報酬がそのまま受け継がれているんだと。ただ、稲敷としても、稲敷は団員としては、県内で一番消防団員が多いそうで、そういう方について全部報酬をあげていくと財源的にも難しいので、稲敷としても今のところはその分団員の報酬のアップというのは考えていないんですというようなことも、同じ記事の中にあっただと思います。

それで、消防団員はご案内のとおりボランティアです。報酬はわずかなもので、あと、やめられるときの退職の報償金についても、これはわずかです。そういう中でボランティア精神で地元の郷土愛といいますか、自分たちの地域は自分たちで守っていくんだという考えの中でやっていただいております。そういう中で、そういうことであるので報酬は低くてもいいんだということにはならないかとは思いますが、実際そういうことでやられている分団員の中から、報酬が低いから、あの記事が出た後も、上げてくれよというようなことは、実際総務課の方には届いておりません。

そういうことで、美浦村の分団員は、24年度は289名でスタートするようなことになっております。そういうことで、分団員の報酬を上げるとなると、村の財政状況もありますのでなかなか難しいことかと思っております。

これについても、極端に美浦村だけが低いということであれば、これは検討していかな

ければならないと思うんですけども、これも近隣町村、阿見も大体美浦と同じだったと思います。稲敷も低いと、河内も低いという中では、できればこのままで、周りの状況を見ながら検討はさせていただくとして、当面はこのままの報酬で団員の方に頑張ってもらいたいというふうなことでお願いをしたいと思います。

以上でございます。

委員長（羽成邦夫君） 小泉君。

委員（小泉輝忠君） 総務課長の説明をいただきました。

確かに新聞の記事でもボランティア、もう消防に関してはいろいろな出ていましたので、総務課長の説明で十分わかるんですけど、何かの機会にそういう話があったときにはよろしくお願ひしたいと思うんです。

なぜかという、この話が今、総務課長からありましたけど、だれ一人として、上げてくださいとか何とかという話を、私が聞いたわけでもなくて、一つの認識の中でそういうことを思っただけならばなと思ったので、発言させていただきました。

それと、学校教育課長の方から説明がありましたけど、確かに今の時点で、学校の空気について測定するよと言うと、当然、一般の人であれば、放射能の関係でそういうことが行われるのかなと思うのが普通だと思うんですけど、以前からやっていて、追加の部分があるんだということで計上して、専門的なことがあるので委託しますということなので、それはそれで私としては理解したいと思います。

以上です。

委員長（羽成邦夫君） 山本一恵君。

委員（山本一恵君） 予算書の59ページ、負担金補助及び交付金の中の茨城租税債権管理機構負担金ですね。これが、説明書の中の24ページに出ておまして、「税の公平を徴収面から」ということで、自主納税意識を高めるということで徴収事務を委託しているということで、442万1,000円とかなりの高額なんですけども、この徴収事務は実際にどのぐらい効果があって、村税のほかの税金も徴収していると思うんですけども、引き落とし以外に徴収していると思うんですけども、その効果、あるいは何名でやっているのか、そういうのをちょっと、この442万をかけて、それ以上に徴収されているのか、その点もお聞きしたいと思います。

委員長（羽成邦夫君） 収納課長。

収納課長（浅野重人君） ただいま山本議員からご質問のありましたその負担金の効果についてでございます。私の手元に過去5年間の資料がございますので、そちらを説明したいと思います。

18年度から22年度につきまして、負担金が、合計負担金が1,120万6,000円ございました。徴収金額でございますけども、税と督促手数料、延滞金をすべて含めまして、5年間で徴収していただいた金額が4,893万298円でございます。費用対効果としまして、差し引

き3,772万4,298円の費用対効果が上がっているということでございます。

なお、今年度につきましては、負担金が168万5,000円でございます。現在2月末現在で、1,507万2,545円と徴収金額がなっておりますので、1,000万円以上の費用対効果があると、今年度も上がっているということでございます。

なお、機構の担当職員の数でございますが、美浦村を担当している職員は1名でございます。そのほかもう1人、兼務ということで1名担当しております、合計2名で担当していただいております。

以上でございます。

委員長（羽成邦夫君） 山本君。

委員（山本一恵君） ありがとうございます。税収がなかなかふえない中、努力していただいて、これだけの税収があるということがわかりました。

今回は一般会計の部分ですけども、ほかの特別会計もそれぞれ入っております。今後、本当に税のほかにも、給食費とかそういうのは税金ではないんですけども、徴収というのを職員がやっていると思うんですけども、こういう方、委託されている方にノウハウをお聞きしながら、そういう徴収も必要かなと思うんですね。少しでもそういう徴収を公平性からもしていただき、それでやっぱり財政の中でも本当に、余っているわけではないので、そういうところで払える人にはきちっと払っていただくという姿勢で、今後も努力していただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。お願いだけです。

委員長（羽成邦夫君） 収納課長。

収納課長（浅野重人君） 山本議員からありましたように、徴収につきましては、やはり専門職という部分もございますので、平成22年度と23年度、茨城租税債権管理機構へ、通常枠、通常職員を派遣しなければならない年もございますけども、それではなくて特別枠ということで1名、現在職員が行っております。

来年度につきましても、これは通常枠ということで、美浦村が担当にということで行くわけなんですけど、それにつきましても1名、既に内定しております、茨城租税債権管理機構へ行って、研修を積みながら実績を上げて、本人の研さんをしてくるということで、今現在進めております。

委員長（羽成邦夫君） 下村君。

委員（下村 宏君） それで、私、公債費の一覧表をちょっと確認をしたいんですが、これをポンと出されてしまいますと、借り入れ利率の0.4%台から2.6%、3.4%というような大きなものが出てきております。やはりここで、どれくらいの、例えば10年で借りれば、今、1%くらいだと思います。それが30年になれば2.5を超えるというふうに思いますので、その辺の書き込み、借り入れ期限みたいなものを一つは加えていただければわかりやすいのかなと。

それとあと、低いものについて、特に低いものについては国県の利子補給があるんだと

思うんですけども、そういうものについても少し説明を加えないと、大きな開きになってきちゃうというふうに見てしまうのではないかなと思います。

それとあと、借りに当たっては、入札をやっているのかいないのか、資金と組み合わせ、国から来るやつは難しいところがあると思いますけども、その辺についてお伺いしたいというふうに思います。

よろしくをお願いします。

委員長（羽成邦夫君） 企画財政課長。

企画財政課長（増尾正己君） まず、今回提示しました資料なんですけど、償還期限とかその辺ちょっと入ってございませんので、またこれは、考え直さなくちゃならないのかなというふうに考えてございます。

それと、借りに利率のところなんですけど、民間の資金につきましては、村内にありません金融機関がありますので、常陽さんとか筑波さん、労金さんとか農協さんとかが。村内の金融機関の方から利率のそれぞれの見積もりというんですか、それを各社とも出していたらきまして、その利率の最低のところを選定いたしまして借りているというような状況になってございます。

よろしくお伺いしたいと思います。

委員（下村 宏君） ……利子補給……。

企画財政課長（増尾正己君） 高い部分の利子補給は、ないと思います。お願いします。

委員長（羽成邦夫君） 下村君。

委員（下村 宏君） じゃ、0.4%というやつは、そのままの金利ということで借りにできたということですね。そういうことですね。

それであれば、了解をいたします。

委員長（羽成邦夫君） 林君。

委員（林 昌子君） 今の下村議員の関連なんですけれども、今の公債費一覧の中で利率の低いのは、結構最近のものが多いかなと思います。

3.4%、教育費の美浦中の給食建設費、3.4%とか、そういうところは平成7年とか、年数がたっております。こういう強化年度か。

借りにして結構年数がたって、利率の高いところの見直しを今後する予定がないのかどうか。やはり税収が減っているということをお考えますと、やっぱりこういう利率も大きな損失になってくると思いますので、そういう見直しをかけられる事業がないのかどうかちょっとお尋ねいたします。

委員長（羽成邦夫君） 企画財政課長。

企画財政課長（増尾正己君） 今、林議員のご質問なんですけど、利率の高いところの借りにかえというふうなお話かと思うんですけど、これにつきましては、国の方から通知がございまして、借りにかえができる利率というのがちょっと示されております。それと、いつか

ら借りたものかというような、対象になるのかというようなところがございます。

それで、利率でいいますと、今までですと、5%以上のものが借りがえの対象だというふうなことでございまして、今回の予算の中でも対象となったものが農業集落排水ですか、下水道関係のものについては、この繰上償還の対象物件になりますので、それについては今回の予算の中でも反映させていただいております。

ですから、あくまでも国の目安としては、5%を超えるというようなことですので、5%未満につきましては借りがえはちょっと難しいのではないのかなというふうに考えております。

委員長（羽成邦夫君） 林君。

委員（林 昌子君） 国の指定もございまして、無理なものはあるかと思うんですが、じゃ、また今後も、少しでも何か可能性のあるものはまたぜひお願いしたいというふうに思います。

ちょっと残念ですね。結構やっぱり億単位のものだと大きいですね。ですので、今後また国の方にも要望ですか、やっぱりどんどん今下がっておりますので、やっぱり1%台でできたらいいのかなと。今後また、震災関係でいろんな予算が今度見込まないものが出てくると思います。そうした意味で、やっぱりある程度1%台で抑えられるとすごく助かるのかなと思いますので、そういうような国への提言というんですか、私自身も提言してまいりますけれども、行政の方からもぜひ提言の方、やっぱり今のこのご時世で5%というのは、ちょっときついかないかなと思いますので、ぜひ提言の方をお願いしたいと思います。

また、それに関連してなんですけれども、これは公債費だったんですが、予算書の今度、関連と言えば関連なんですけど、予算（案）説明書を見て、33ページから村税収入の推移とか、固定資産税の推移とかいろいろ見ると、村債高も上がっていますし、そういう意味で金利ということに関して、今、関連でちょっと質問させていただくんですけれども。

今は借りる方なんですけど、預金利子に関してちょっとお尋ねをさせていただくんですけれども、預金の普通口座で、村の目的別の通帳がございましてね。預金利子の中でどうしても定期、定期関係はどうしても普通に金利が発生していると思うんですけれども、普通預金に関してどうしてもいろいろ、常陽銀行等は出し入れもありますし、また、いろいろな銀行が倒れたときにも元金保障しますよみたいな制度もあって、預金利子が今、ゼロ金利ということをやっています。

それもやっぱり、これも制度なのかもしれませんが、やっぱり何千万単位、何億単位の預金通帳高がある中で、ゼロというのはいかがなものかというふうに思いますが、その辺というのは交渉の余地はないのかどうかをお尋ねさせていただきます。

委員長（羽成邦夫君） 会計課長。

会計管理者兼会計課長（古渡和夫君） それでは、林議員のご質問にお答えをいたしま

す。まず、平成23年2月末現在の預金残高についてご説明申し上げます。

2月末現在の村の資金残高は、19億8,959万3,693円となっております。預け先別で見ますと、指定金融機関である常陽銀行が14億4,977万532円となっており、大半を占めており、残りを収納代理機関に分散しております。

預金種別で見ますと、ただいま林議員がおっしゃいましたように、決済用普通預金、これは利子につかない預金でございますが、これが約8億4,931万6,749円と、約43%を占めております。

次に、定期預金が6億3,248万7,864円となっております。これが約25%となっております。

それから、普通預金が5億778万9,080円となっており、これが32%を占めております。

それから、定期預金の利率でございますが、定期預金の利率は、銀行によりましてちょっと幅がありまして、普通の定期預金でありますと、0.025%から0.1%となっております。

それから、先ほど、利子につかない普通預金を何とかならないかというようなことでございますが、ペイオフのリスク回避のために、無利息の決済用の普通預金ということで比率が高くなっておりますが、金融機関の自己資本比率とか決算情報等を総合的に判断しまして、金融機関の経営状況を見きわめまして、決済用の普通預金の比率を下げたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

以上です。

委員長（羽成邦夫君） 林君。

委員（林 昌子君） わかりました。どうもありがとうございます。

確かにペイオフのリスクを考えてというのもあるんですけども、8億、やっぱり大きいですね。1年間預けて、出し入れはあるかと思いますが、常に個人預金、預金高が少ないとそんなに利息もないですけども、8億あれば、結構な利息がつくと思うんです、本来であれば。それを考えると、それを何十年かで預けているわけですね、ある程度出し入れしながら。それを考えると、金融機関の結構、利益もあるんじゃないでしょうか、普通に計算しますと。

ですので、今、比率下げてくださいというふうに答弁いただきましたので、これは第一段階。とてもご努力されている方策だと思いますので、そのように努力をぜひしていただきたいなと思うことと、これは美浦村だけの問題ではないので、美浦村だけがそんな優遇措置というのはないので、本来難しいことかもしれませんが、いくらペイオフといっても、実際の金利を計算してみて、普通の預金高の。計算して、どれだけ村が貢献しているかというか、常陽銀行に対して。そこも、もうちょっと強く言ってもいいのではないかなと思うんですよね。

それでやっぱりそういう、村が豊かであれば、全然気にならないところですけども、今、銀行も厳しいかもしれないけども、村も厳しいんだというところで、そういうお互い

に努力していくというところ、そういうところを今後交渉できないものかどうか、ちょっとお願いしたいと思います。

委員長（羽成邦夫君） 会計課長。

会計課長（古渡和夫君） 利率の銀行との交渉でございますが、これは先ほど企画財政課長の方の借り入れの部分でのご説明にもありましたように、各金融機関より借り入れの見積もりをとってやっているというようなこともありますので、預ける方につきましても同様の措置をとれるように考えていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

委員長（羽成邦夫君） 林君。

委員（林 昌子君） それでは、ぜひそのように要望いたします。

結局、茨城県の大手ですので、やっぱり殿様というかある意味、一般のお客さんが利用するに当たって、銀行の対応度とかスピーディーさ、そういうものを考えますと、ある程度ほかの銀行の方が利用勝手がいいみたいな、一般住民からしますと、そういうところがあります。

やっぱり大手であればあるほどそういうところを律して、対応のよさとか、銀行としてもお客様を大切にするというそういう精神というのは必要であると思うんですが、それが今までどおり慣例でやっていると、そういう危機感というのとはなくなりますよね。

ですので、そういう危機感をあおる意味でも、ぜひ入札というんですか、そういうところをまたぜひ力を入れて、税率、払わなくてもいいものを払わなくて、未然に防ぐというか、そういう努力も、徴収の方もこれだけ成果を上げておりますので、まずは出さないというところもぜひ力を入れて取り組んでいただきたいと要望して終わりにいたします。

委員長（羽成邦夫君） それでは、質疑の途中ではございますが、ここで暫時休憩いたします。それでは、11時30分開始で申し上げます。

午前 1 1 時 1 5 分休憩

午前 1 1 時 3 0 分開議

委員長（羽成邦夫君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

質問のある方は。

山本君。

委員（山本一恵君） 予算書の106ページにあります災害救助関係の災害救助費ですけども、金額ではないんですけども、今現在被災されている方、光と風の丘公園にいると思うんですけども、今の現状を教えていただきたいと思います。

委員長（羽成邦夫君） 総務課長。

総務課長（増尾嘉一君） お答えしたいと思います。

光と風の丘公園の方なんですけども、一家族の方がおられます。それで、この方についても3月25日で福島の方に戻られますよという話を聞いております。子どもたちの方の学

校の切りかえのところなので、3月25日で引っ越しますというようなことでこの間、ごあいさつに役場の方へ来られました。

それから、村内にまだ民間のアパートとか、あと親類のお宅とかということで避難をされている方がおります。17世帯で41名の方がまだ避難をされております。ですから、4月の段階でも、そのロッジにいらっしゃる一家族、一世帯が福島に戻られるということなので、まだ4月の段階でも、16世帯で38名の方が美浦村で避難生活を送られるという状況です。

以上でございます。

委員長（羽成邦夫君） 山本君。

委員（山本一恵君） その残りの16世帯が今、民間のアパートにいるということですが、美浦村に定住するという意向はあるんでしょうか。魅力的だということ。

あとまた、やっぱり帰りたいという思いがあるのか。

ここに応急仮設住宅借り上げ料、751万円あります。それと、あと食糧費とかがありますけども、その方たちの支援のお金なのか、それもちょうと、金額なのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

委員長（羽成邦夫君）総務課長。

総務課長（増尾嘉一君） 避難されている方で美浦村へ住まわれる方がいるのかという話なんですけども、避難されている方の物資とかそれからお見舞いとかでお話する機会があります。そういう話の中では、美浦村はいいところだねということで、住んでみたいなという話をされる方もいます。

ただ、そういうときには、「美浦村はいいところなので住んでくださいね」という話はするんですけども、現実問題として、美浦村に住みたいので、例えば不動産を紹介してくれとか、そういう具体的な話までは実際ならないですね。

それから、予算の方なんですけども、106ページの災害救助費なんですけども、これについては、一番大きな部分751万2,000円の使用料及び賃借料なんですけども、これは今申し上げた16世帯の方は、民間のアパートに4月以降も残るということです。その方については、村の方でそのアパートを借り上げている形になっていますので、村の方で一度立て替え払いをしておいて、後で国の方からその分が戻ってくるという仕組みになっています。

それから、上の食糧費、消耗品費なんですけども、これは災害に備えてとらせていただきまして、実際、地震だけではなく、ここは異常気象で役場の職員も待機ということが去年の例で見ますと、今までに比べて多くなっています。大型の台風が来たりというようなことで、そういうときでの非常時の食糧費をとらせていただきました。

それから、消耗品費についても、そういうことでの例えば長靴であるとか、かっぱであるとか軍手であるとか、そういう物の消耗品でございます。

それから、その下の災害見舞金については、これは昨年、条例を通していただいて、実

際そういう災害で亡くなられた方、あるいは床上浸水とかそういうことで家屋が被害を受けた方に対しては、今まで村では独自のお見舞金制度がなかったんですけども、周りの市町村がそういうことでそういうお見舞金を出されているというようなことですので、村としても、そういう見舞金の制度を昨年つくって、そのための予算化というようなことでございます。

以上です。

委員長（羽成邦夫君） 山崎君。

委員（山崎幸子君） 2点、質問させていただきます。

まず、予算書の190ページ、中ほどの文化財説明看板設置工事、これが25万9,000円上がっています。昨年もやはり25万9,000円上がっているんですけど、この説明看板というのは、毎年設置しなくてはいけないものなのか、どのような看板なのかを教えていただきたいと思います。

それともう1点は、191ページの中ほど少し下の方のところで、「陸平をヨイショする会」に17万5,000円を計上していますけど、23年度は5万円だったんですよ。これが3倍強になっているんですけど、それは何か特別なことがあったのか、その点、2点お伺いいたします。

委員長（羽成邦夫君） 教育次長。

教育次長（岡田 守君） ただいまの山崎議員の質問にお答えをさせていただきます。

まずページ数でいきますと、190ページにございます建築工事の文化財説明看板設置工事でございます。これにつきましては、毎年一つずつ看板を、古いものから順に新しくかけかえると。もう大分古くなっているというのが現状でございますので、その看板を毎年かけかえさせていただいているといったことが、この毎年の計上という形になってございます。

今年度につきましては、信太の普賢院ですね。普賢院について、あそこは文化財になってございますので、普賢院の中にあるものが、要するに文化財になっているということで。そういうことで、その説明板をつくらせていただきました。

来年度予定してございますのは、如来寺にございます仏像が村の指定文化財になってございますので、その仏像についての説明板をつくらせていただくと。過去にもその説明板についてはつくっておったわけですけども、もう大分年数がたっているものですから、ほとんど見えなくなっているといった状況がございまして、今回はアルミを使って腐食しないような材料を使って説明板をつくらせていただいているといったところでございます。

続いて191ページの陸平をヨイショする会に対しての補助金でございます。これにつきましては、毎年5万円が予算化されていたといったところで、この5万につきましては、ヨイショする会が「縄文の森コンサート」というのを毎年実施をしております。

これは今まで、基本的には公募型といいまして公募制で、要するに来年度どういう事業をしたいかといったところで補助金交付申請というものをさせていただくんですけども、その中で協議を、補助金検討委員会の中で協議をさせていただいた中で、この縄文の森コンサートについては政策的補助金という形、要するに毎年、政策として補助を出すといったことよろしいんじゃないかといった内容で協議をされました。

そういうことで、この5万円については、要するに5万が補助金なんですけど、実際、事業費としては、その倍以上、要するに10万円以上、その2分の1を補助するといった形がこの公募制の補助金という仕組みなんですけども、定額として毎年5万円ずつといったところでこの分については補助をしようといったことになっていて、これは毎年5万ずつの補助という形になってございます。

もう一つにつきましては、来年度予定してございます、諏訪太鼓の研修という形で、そのヨイショする会の縄文太鼓保存会と、そのヨイショする会の中に属している団体がございます。その団体が諏訪太鼓の研修を1泊2日でやってきたいんだということで、その交通費を補助をしていただけないかといったところで申請があったわけでございます。

それを、補助金検討委員会の中で検討した結果、じゃ、それについては補助をしようといったところに決定したわけでございますけども、これにつきましても、実際は25万という事業費になってくるのかなと。その2分の1の部分、12万5,000円を今回の補助金として負担をするといったところになってございます。

その両方を足しまして17万5,000円という補助になってございます。

以上でございます。

委員長（羽成邦夫君） 山崎君。

委員（山崎幸子君） ありがとうございます。現在、この美浦村の中で文化財の箇所は何か所あるのかということと、そしてもう1点、御諏訪太鼓のところに縄文太鼓が研修に行くということでしたけれど、縄文太鼓は大人の太鼓の方は「縄文太鼓保存会」となっていて、あと子どもたちが安中小学校で「縄文太鼓クラブ」というのがあります。これはどちらの人たちが行くのかを教えてください。

委員長（羽成邦夫君） 教育次長。

教育次長（岡田 守君） ただいまのご質問でございますけども、縄文太鼓保存会の方で行くという形です。要するにヨイショする会の中に属する団体という形で参加をするといったことになってございます。ですから、申請は、陸平をヨイショする会が申請という形になってございます。

それから、ただいま文化財の指定ということでご質問がございました。今、村の方では、国指定が2件ございます。そして、県の指定が3件ございます。そして村の指定という形で21件ございます。

今後、教育委員会を経て今申請するというような物件が1件ございますけども、これは

トレセンの方から出土したつぼがあるわけですけど、それを村指定にできないかといったところで、村の文化財保護審議会の方で協議いたしまして、そこは通ったと。それで、教育委員会に今回提出して、今月、提出をさせていただいて、それが通ればもう1件ふえるというような形になってございます。

国の史跡といいますのは、ちなみに国の史跡は、陸平貝塚、そして、国の登録有形文化財で小澤家住宅、あの小澤齒医者さんの住宅が一つございます。

県の指定は、県の有形文化財で、これは永巖寺の虎の刺しゅうが一つ、そして、下にございます毘沙門天立像になりますね。これが一つ、そして、薬師如来立像といって妙香寺に今保存されている立像が一つ、この三つが県の有形文化財です。

そのほかに、現在のところ村の指定として21あるといった内容でございます。

委員長（羽成邦夫君） 山崎君。

委員（山崎幸子君） 文化財指定の方は了解しました。

縄文太鼓保存会なんですけど、何か聞くところによると、なかなか練習に出る人もいなくて、今、休んでいるというような話も聞いていたんですけど、また、やる人たちが集まってきてやっているのでしょうか。

それと、あとはこのヨイショする会のメンバーの人たちも一緒に研修に行って、ある程度的人数がそろったということなんでしょうか。

委員長（羽成邦夫君） 教育次長。

教育次長（岡田 守君） ただいまのご質問でございますけども、今の若い方が大分、縄文太鼓の方に加わってきているというのが現状でございます。大体二十歳から25歳ぐらいまでの方ですかね。

それと、縄文太鼓の小学校の縄文太鼓クラブを出られた方が中学校でまたやって、それから、どんどん大きくなって行って、またその方々が入っていただいているというのもございます。そういう中で、約10人、ちょっと10人まではいないかとは思いますが、それに近いくらいの若い世代の方々が、その縄文太鼓に励んでいらっしゃるということでございます。その方々が今回研修されるといったところです。

以上でございます。

委員長（羽成邦夫君） 山崎君。

委員（山崎幸子君） 了解しました。ありがとうございました。

委員長（羽成邦夫君） 坂本君。

委員（坂本一夫君） すみません。予算的な数字じゃないんですが、村長にちょっと聞きたいんですが、私も一時、江戸崎地方衛生土木組合の派遣議員だったもので少し気になっているんですが、仙台のがれき処理を、村長が江戸崎地方衛生土木組合の管理者なもので、村長はどう考えているのか、もし教えていただければお話を聞かせていただきたいということでございます。

それとあわせて、来年、機械も入れかえるという話を聞いているもので、その辺のところまで突っ込んだ話を聞かせていただければ幸いです。村長、お願いします。

委員長（羽成邦夫君） 村長。

村長（中島 栄君） 今、江戸崎地方衛生土木組合には、私がたまたま管理者で、一部事務組合の議員としては、沼崎議員と椎名議員が行っております。

行っている議員の方は、今の流れは大体おわかりかと思うんですけども、ちょうど30年ぐらい設備的なものが古くなってきて焼却炉が、大分もう耐用年数が迫っているということで、ここあと5～6年の間に改装工事を行わなくてはならないというところにきて、中期的な計画を立てて、今、進めているところでございます。

それで今、ストックヤードを建てまして、いろんな木材等のチップ化等も含めまして、今、工事の一応始まったところでございます。そういうところで、稲敷市と美浦村ということで約6万5,000ぐらいの圏域人口の中で、茨城県44市町村ある中で、一番分別の進んでいないのがこの江戸崎地方衛生土木組合の収集業務であります。実際、皆さんもご存じのように4品目しかやっていないんですね。燃える物、缶、瓶と粗大ごみということで。

進んでいるそういうクリーンセンターを抱えてやっているところは、20品目以上の分別をして資源化をしているところでございます。そういう意味でも美浦の中で今、一番ごみの多いのがどこかということ、皆さんもご存じだと思うんですけども、トレーニングセンターの地区が美浦の中では一番多いんですね、出るのが。

ごみの出るのが豊かな象徴だなんて言っている場合じゃないんです、もうね。ごみをどうやって出さないかということで、いろんな啓蒙・啓発はやっているんですが、今、25年度の4月から分別をやる。大体10品目ぐらいにはやっていこうという取り組みをしております、各地区からごみの減量の協議会の委員に稲敷市からも美浦からも出てもらって、検討して、この分別の最終的な数、どれだけの分別にしようかを決定します。来週、最終的な決断が出てくるものと思います。

それまでに、去年の12月からことしの2月まで、私のところに、ちょっと手元がないんですけども、モデル地区をつくりまして3カ月やりました。これを、プラスチック類、それから紙とかすべて細かく分けたものを、トレセン地区はA棟の中、何カ所かと、そして信太地区は給分地区ですか、参加していただいたのは。あとは、なかなか手を挙げるところがなくて、うちの方が自分のところを区長に入れまして、頼みまして、やっています。その区長が今、坂本議員が区長をやっておりますので、いろいろと1年間、今3カ月間、大変だったのかなというふうには思います。

そういう意味でも、稲敷市も6カ所のモデルをやっていただいて、ある程度成果が出ているという報告は受けております。そういう意味でも、来週ある協議会の結果で、その数量的なものが公に公表されるものというふうに思っております。

また、先ほど東北地方のがれきの問題は、今、国の方でもなかなか引き受け手がなくて、

都道府県何カ所かとそれぞれの事業をしている市町村の関係でも、幾つか手が挙がっておりますけども、もう1年たってもなかなか進まないということで、福島県のごみは一切外には出さないで福島の中でという話がテレビの中でも報道されていると思いますけども、これについてはなかなか協力してくれる、そういう自治体もしくは焼却する施設を持った一部事務組合が手を挙げてくれないと進んでいかないというふうに思います。

そういう意味では、中では協力しましょうというような話がちょっと出ているところもありますけども、これはいずれ、国から県を通して各自治体、また、そういう一部事務組合に多分強制的に来るのではないのかなと。これはあくまでも、地元住民に説明はしていかなくちゃならないんですけども、あくまでも放射線量を測定して、通常の生活のごみ・がれきということが前提になるかと思えます。

そういう意味では、美浦の中で処理するのではないんですけども、美浦村も一部事務組合の構成員になっておりますので、議員の中、また村としての考えとしても、そういう協力すべきであろうという意見がまとまれば、施設は稲敷市にありますけども、稲敷市の地域の住民の説明も、また、稲敷市の議会の中でもそういう話が出ていただいて、協力すべきであろうという意見が出てきたときに、引き受けができるだろうというふうに思います。

そういう意味では6万5,000ぐらいのこの施設では、1日に約10トンぐらいが、今の圏域のごみプラス10トンぐらいがというところの試算までは出ております。1日10トンではそれほど協力的にはできないだろうというふうに思っていますので、実は、この放射能に関しては、6市町村で今、放射能対策協議会を立ち上げてございます。これは、皆さんご存じのように、市が三つ、稲敷市・龍ヶ崎・牛久、阿見町・利根町・美浦村ということで、その放射能に関する協議会の会長を牛久市長さんをお願いをしております。

この圏域に入りますと、要するに入っていないのは河内町なんですけども、焼却に関しては龍ヶ崎の中に河内も入っています。当然利根町も入っておりまして、一番大きいのが龍ヶ崎なのかなというふうに思いますけども、龍ヶ崎、牛久が単独で持っておりまして、阿見も単独で持っておりまして、あと稲敷市と美浦ということで、この四つの施設を合わせると、約30万人の生活の焼却ごみを処理しているということでもありますので、6万5,000の部分で担うよりは、この30万人圏域のところであれば、5倍からのごみ、1日約50トン以上のごみを処理することができれば、1カ月20日にしても1,000トンからのごみが処理できるのかなというふうに思っていますので、これは美浦の中でそういう声が出れば、稲敷市の方と、そして江戸崎地方衛生土木組合の方も、そういう気運になって、また阿見町・牛久市・龍ヶ崎市と、この四つが協力することができれば、少し県にも国にも、そして、この被災された地域の支援にもつながっていくのかなというふうに思っておりますので、その辺美浦村の議員の皆さんの意見の総意として上げることができれば、当然、先ほども言いましたように、安全なものということの確認がない限りはそれは合意できないものがありますので、その辺も踏まえて、議員の意見としてもいただければ、村としての動き方もし

やすいのかなというふうに思っております。

これは、こういうときでないとなかなか県にも国にも、そして被災したところにも支援、協力という形ではあわせないのかなというふうには、私は思っております。

委員長（羽成邦夫君） 坂本君。

委員（坂本一夫君） ありがとうございます。今、村長から話がありましたように、ごみ分別については、3月も引き続き、舟子地区は実施させていただいております。

それとあわせて、江戸崎地方衛生土木組合の方からアンケート用紙が来ました。246戸の中で119戸の回答を得たということは、向こうの担当者もやっぱりそんなに来たのかということに驚いているのが実態でございます。

それと本題の、すみません、仙台のがれき処理、この件について村長の考えを聞きたいんですよ。こちらに振るんじゃなくて。「私はこう思っている」ということで、「皆様方もすみません、賛同してもらえませんか」と。

確かに10トンしか処理できないかしらんけども、こんな小さな自治体、確かに10トンしか処理できない組合の皆さん方も、とにかく仙台のがれきを処理してくれるんだと、何かそういう発信力があつた方が私はよろしいのかなと思ったもので、今、聞かせていただいたわけです。再度お願いします。

委員長（羽成邦夫君） 村長。

村長（中島 栄君） よそを巻き込むということではないんですけども、村としては、私の個人的な考えから、村民総意ということも、議会総意ということもありますけども、私個人的には、これは手を挙げて支援協力すべきであろうというふうに思っております。

そういう意味では、議会の皆さん、そして、村民の後押しがあれば、より、よその自治体、よその地域にも発信できるのかなというふうに思っております。

困ったときに、やっぱり手を差し伸べていただけるというのは、日本の人間性、そして地域性も含めてものすごく協力の意味を理解してくれるというふうに思っておりますので、議員の皆さんも、また住民の皆さんも含めて、よろしくご支援をいただければというふうに思っております。

委員長（羽成邦夫君） 坂本君。

委員（坂本一夫君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

以上です。

委員長（羽成邦夫君） 村長。

村長（中島 栄君） ちょっと12時過ぎたんですけども、1分ぐらいちょっとお願いしたいと思います。

今、分別回収をしているのは、稲敷市6カ所、美浦村3カ所と言いましたけども、来年の4月からは全地区でやります。

しかし、半年前、ことしの10月ですか、10月以前に手を挙げてくれたところには、この

モデル地区と同じような支援をしていきたい。ということは、今、村の中に52地区、区長を介して行政区が中にあります。

その区で、モデルとしてやったと同じように分別に取り組みたいという地区には、1世帯当たりその区に対して、戸別の世帯には出しませんが、区の方に1世帯当たり1,000円を出して、区の方で支援と分別を指導していただくということも、あわせてお願いしたいなど。これには、早目にやっていただくことが、来年の4月から始まる時に混乱を招かないであろうというふうに思っております。

これが、混乱を招くようになると、分担金、稲敷市と美浦村で分担して、10億からの江戸崎地方衛生土木組合の、林議員も監査をやっていますのでわかると思うので、前にやっていたから。ですから、分別をすることによって、市・村で出す分担金も下がっていくというふうに思いますので、今回、ことし、半年前から始まっていた区には、1世帯当たり1,000円の区に補助を出していくつもりでありますので、皆さんの関係するところ、また、知り合いのところをよろしく宣伝していただければというふうに思います。

委員長（羽成邦夫君） それでは、ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

午後1時より再開いたします。

午後零時03分休憩

午後1時03分開議

委員長（羽成邦夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑のある方はどうぞ。

林君。

委員（林 昌子君） それでは、予算書の98ページ、民生費、児童館費の職員給与関係経費が、給料が1,307万3,000円計上されておまして、これは昨年、23年度から何か多分1人分だと思うんですけども、削減されておりますね。それと関連して、101ページの大谷児童館及び放課後児童健全育成、05の事業費の01報酬で非常勤職員報酬が、児童厚生員の給料が433万9,000円の中で、昨年と比べると、多分お一人分だと思うんですけど、ふえていくんですね。これは、多分正職の方が1人削られ、一般非常勤職を1人雇用するという流れではないかと推測するわけですけども、そこら辺の流れを教えてくださいと思います。

あと、それから198ページの教育費の村民体育祭事業費、06、258万9,000円のところで、昨年質問し、いろいろなことを考えられないかということで、「検討します」という答弁をいただいておりますが、予算が大体平行しておりますので、どのように検討されているのかということをお尋ねさせていただきます。

委員長（羽成邦夫君） 児童館長。

児童館長（宮本きみ子君） それでは、林議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、職員の給与なんですけれども、そちらの方は、議員がおっしゃるとおり職員が、児童館は二つあるんですけれども、その中で2人の職員を庁内の方に移すというようなことがございまして、その分の減でございます。

それに合わせまして、非常勤職員の方がふえてはいるんですけれども、その職員のかわりに非常勤職員を充てるというようなことで、1人ずつふえてございます。

以上です。

委員長（羽成邦夫君） 教育次長。

教育次長（岡田 守君） ただいまの林議員の質問でございます。村民体育祭の事業費の内容でございます。24年度村民体育祭事業費258万9,000円を計上させていただいてございます。23年度の事業費が258万6,000円ということで、ほとんど同額という形で計上させていただいてございます。

内容といたしましては、ここにございます、昨年度とほとんど内容的には変わってございません。予算の内容については変わってはございませんけれども、事業種目等で本年度は皆様に参加ができる、しやすい種目というものを取り入れて実施をしていきたいといったところで、その検討は24年度になってから、早速検討させていただきたいなと思っております。そういうことで、予算については、昨年度同様の予算だといったところでございます。

以上でございます。

委員長（羽成邦夫君） 林君。

委員（林 昌子君） ありがとうございます。児童館長の方から、正職2人を庁内に移し、その分、非常勤をあてがい、現状維持の人数で、24年度も運用するというか、かかわっていくというような答弁だったかと思っておりますけれども、昨今も保護者会等を開きながら、平成25年度には、民間委託をしていくという説明がなされたかと思っております。

その中で、保護者がとても心配をしておりますので、それで、保護者が言うのには、非常勤の方が1人新しく採用されて、結局民間委託されると、その非常勤の人もすべて切られて、結局その1人の人を非常勤に雇うのは1年間だけで、民間委託になったら全部切られるというふうな解釈をされておりました。

私は違うのかなと思ひまして、今後、村長に、民間委託の基本的な考え方なんですけど、今、24年度は現状維持の人数でやっていくということですが、民間委託を考えたときに、保護者の心配は、子どもたちというのは、なれ親しんだ先生方と接することで、伸び伸びと活動できるという流れの中で、民間委託して、すべての人が新しくなるのではないかなというような心配をされています。そこら辺をどのように人員配置を考えていくのかということをお尋ねさせていただきます。

村民体育祭の事業なんですけど、財政的に同じ内容で、種目を検討するということですが、今までの区長会の流れを見ますと、ある程度たたき台ができておまして、区長さんで検

討するという機会は今まではなかなかなかったのかと思いますが、ことしはきちっと区長さん方、現場の声を吸い上げて、村民運動会を運営していくという考えを、方向性を位置づけていくのか。

それとも、ほかのこの間言いましたように、ほかの24年度ではなくして、今後先のこの数年間の中で、例えば学校区ごとだとか、また盆踊りとか、そういうすべての人が自由に出入りできるような行事を考えていくのか、今後数年間の考えもあわせてお尋ねをさせていただきます。

委員長（羽成邦夫君） 村長。

村長（中島 栄君） 教育次長から、後からやりますということなので、私が、じゃ、先に説明をいたします。

この前、保護者の人たち、二十数名来たかと思うんですけども、ちょっと話し合いをさせていただきました。その前に代表者の方が1人、意見を聞きたいということで来ましたので、村としての意見もそのときお話をさせていただきます。

この前のときにも、村の方針としていろいろ説明はしたんですけども、今回、そういう団体もしくは事業者を募集いたしまして、今の美浦の運営をきちんと理解をした事業者があらわれないときには、即座に、それでもやるのかということとは、しません。今の運営よりも悪くなるような事態のものであれば、たとえ1年であっても、それはその事業者に担ってもらうというわけにはいきませんので、その辺は今と同等より以上のものを求めて、説明はさせていただきます。

ですから、心配だという意見も随分出ておりますけども、一番職員の中の立場からすると、今、余りにも長過ぎて14年いる方が2人おります。これもちょっといかななものかという部分があります。ですので、その辺も踏まえて。

そしてまた、児童館の職員も大変なのはわかりますけども、一番、収納課とか福祉介護課、国保年金課、大変、残業を議会の方からも減らせという話はもう十分受けておりますので、残業をしないような体制もつくっていかねばならないのは重々わかっているんですが、福祉的なところはだんだん多岐にわたってきておりまして、対応の仕方がなかなか大変だというのは、これは議員の皆さんもご存じだと思うので、その辺、ある程度長くそこにいるということじゃなくて、職員のいろんな方が対応できるようにしていかないと、村民サービスができないであろうというふうに思っておりますので、できれば児童館の部分も長くいて、どうということの部分もありますから、その辺も踏まえて、前から人事交流的に入れかえてやっていかなければ本当はいけなかったんですね。たまたまそういう長くなってしまったことについては、人事の配慮が悪いと言われたら、それなのかもしれませんけども、そういう流れで来てしまったことについては、私の方からはおわびするしかないのかなというふうに思います。

また、民間でもやっているところが、先進的にやっている自治体があります。そういう

ところの視察も、今回村の方でさせていただいて、その利点とか欠点、その辺もちゃんと研修をした上で、村との違いを見きわめてやっていきたい。

そして、公募でやりますけども、公募の中で果たしてそれが、美浦村の運営にかなう、かなわないをちゃんと見きわめた上でそれはやりますので、必ずしも来年そうなりますよということじゃなくて、かなう、それを担ってくれる事業所・団体が出てこないときには、村の運営のままで、そういう事業所・団体が出てくるまでは、村の中でやるというお話もしてございます。

できるだけ、今、宮本館長が一生懸命取り組んでいらっしゃるものを今よりも下げるようなことは絶対したくないというふうに思っておりますので、移行するにしても、今と同等、それ以上のものを村は念頭に入れておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

委員（林 昌子君） 答弁漏れ、非常勤の方の対応。

村長（中島 栄君） 非常勤の方の対応については、これはある程度、そういう児童館のところを理解をした人を入れていきたいというふうに思っております。まだ、ちょっと今の時点ではお話することはちょっとできませんけども、後で4月になるとわかるのかなというふうには思います。

委員長（羽成邦夫君） 議長。

委員（石川 修君） 村民体育祭について。

村長（中島 栄君） 議長が、村民体育祭もやれということなんですけども、これは毎年、区長会を開いてやるんですけども、ことしも4月17日でしたっけかね、21でした、ごめんなさい。21日に区長会を開かせていただきます。毎年、区長会の皆さん、新たに区長会長が、ことしは安中地区から多分出るんであろうというふうに思っております。安中・大谷・木原地区ということで、毎年輪番で回っているという凡例がありますので。

体育祭の種目の説明もそのときやりますし、毎年同じように、今のところは変わらないでやってきております。当初、前から見ると種目が変わったかなというふうには思うんですが、事故が起きたりするとちょっと、いろんな意見が出て、変えようよという話が出てきておりますけども、今の時点では、去年では、これはやめて、こういうふうにしてしようよという意見は出ませんでした。その前の年のやつをそのまま継承してやってきたと思えます。

そういう意味でも、よその体育祭等でやっている部分も踏まえて、美浦の中でも変えられる種目があれば、ぜひいろんな方が参加できることが一番いいのであって、そう言いながらも、実際やっている区から参加しているのは、美浦村の区の半分以下ですね。

やっぱり仕事柄、日曜日になかなか出られないところがあるのはわかっているんですけども、でも、これも片方平日になると、また片方が出られなくなるだろうし、その辺は、村のいろんな仕事の事情でできるできないの部分がありますから、体育祭もそういう一つの悩みがあります。

前に議員の方でおっしゃられた盆踊りもそうなんですけども、村でもやっています、それがなくなった。それでトレーニングセンターの地区は、今も予算を盛大に、フルに使いながら、芸能人を呼びながらやっていますけども、なかなか村ではそこまでできないのが現状で、今お願いしているのは、なるべくお金をかけないで、商工会の青年部あたりに担っていただけるといいねえということで、3年ぐらい前からちょっと声をかけているんですけども、なかなか腰が重くてそこまでいかないというんだと思いますけども、ぜひ、議員が先頭に立って盆踊りをやっていただけると盛り上がるのかなというふうに思うんですが、それは今のお話の中じゃなくて、盆踊りだけじゃなくて、ぜひ、体育祭の方もいろんな自治体でやっている部分の情報も得て、提案をしていただけることも、私の方からはお願いしたいというふうに思います。

委員長（羽成邦夫君） 林君。

委員（林 昌子君） それで、児童館の方ですが、あの話は理解をしたわけなんです、なかなか自分は、民間委託という言葉に敏感に反応し、村長が意図されている、今よりも程度が落ちることじゃなくて、今と同等もしくはそれ以上というようなところの業者でなければ頼まないというその部分が、なかなか保護者の心に入っていっていなかったのが現状みたいです。

ですので、その部分は私の方からも、きっとお伝えはしたいと思いますが、その民間委託するとき、できればなれ親しんだ方も継続して、正規雇用の方は庁内だとかいろんな役割もあるかと思うんですが、非常勤の方に対して、できれば民間委託するとき、その方々も契約しますよというか、雇用してくれるという条件付きの民間委託をしてくれるとありがたいという要望がありました。その点はいかがかなということを再度お尋ねをさせていただきます。

村民体育祭に関しては、結局、村の行事といいながらも参加者が少ないというのは、皆さん周知のとおりだと思います。新聞の折り込みにプログラムというのは折り込まれますので、参加されない方も目にするわけなんですね。ですので、行政区に入っていない方も目にするわけなんです。

あとは、その区に参加をしても、ある程度区長さんが当たる人というのは、ある程度、例年参加されている方とか一部の方に当たっていて、本来は参加できる体力を持っていても参加していない方も現実にいらっしゃるということも踏まえますと、もっとこの村民運動会に対する意識啓発も兼ねながらアンケート調査の実施だとか、また、盆踊りに関しては、年間50万という予算でしたので、寄附を募るのが大変ということで、なかなか現実続かなかった部分もありますので、そういうこともまた並行しながら、村の行事を見直す時期ではないかということも常々提言させていただいておりますので、その部分を並行して、24年度は同じ内容でやっていくということですが、しっかり区長会と、また商工会と、いろいろ検討をしていただき、今後どのような方向に持っていくのか、住民の意識調

査をぜひしていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（羽成邦夫君） 村長。

村長（中島 栄君） 児童館の職員に関しては、その担ってくれる事業所・団体等がはっきりとした時点で、今の臨時の方でお手伝いいただいている方には、できるだけ継続をしてという部分は申し上げるつもりでありますけども、それ以前の部分では、その担ってくれる事業者等が決まらない時点では、今のまま行きますので、それは安心していただきたいなというふうに思いますし、決まっても、できるだけ村としては今の環境を落とすわけにはいきませんのでということで、その辺も踏まえて継続的に雇用をお願いできるようなことはしていきたいというふうに思います。

それ以上の配慮のあるところが出てきたとすれば、それは、担っていただくところの考えもありますので、その辺は村の方でちゃんと見きわめていきたいというふうに思います。

体育祭については、区に入っていない人を、今度、区長が取りまとめてやるというようなはなかなか難しいので、一般参加の部をどうやってふやすかというのは、今までも一般参加、1,500メーターとかそういうのを昔はやっていたんですが、ここ最近はないんですね。

ですから、その辺も、区長会がありますので、その辺のこともちょっと踏まえて検討はしていきたいと思います。

周知できる部分は、区に入っている方は区長さん、班長さんを介して全部できるんですけども、入っていない人がかなり美浦の中にもいますので、ふだん、区に協力してくれるのが本当は一番行政の方はありがたいので、できましたら、本当は区に入っていたくのが望ましいことだと私は思います。それでも入らない人は、入らないので強制はできませんけど。

それでも参加したいという人がもしいるとすれば、一般参加の部をどこかに入れるべきしかないのかなというふうに考えておりますので、今回の区長会の中で、議会の方からそういう意見が出ましたのでということで、区長会に諮りたいというふうに思います。

委員長（羽成邦夫君） アンケート調査の方は。

村長（中島 栄君） アンケート調査というよりも、区長会と体育委員が大体体育祭については、ほぼ、かなめになってくれているので、全村民からこれをとるということになりますと、また、考え方が変わってくるのかなというふうに思いますので、今の区長さん、そして体育委員主導でやっておりますので、その辺のアンケートはとれるかなというふうには思います。

委員長（羽成邦夫君） 林君。

委員（林 昌子君） 了解をいたしました。

児童館に関しては、やはり保護者の一番の心配は、民間委託した場合に、すべての人が一斉に入れかわり、子どもたちが、すべて今まで知らなかった人がかかわることに対しての不安です。

やっぱり子どもたちは、なれている先生がいるから安心してそこで過ごせるんですね。ですので、ぜひ、それは強く継続してもらえる業者にお願いをしたいということを強く要望して、終わりにさせていただきます。

あと、村民体育祭に関しては、結局、行政区に入っていない方が半分以上いて、その人の意見の吸い上げる場所が全然ないというのも、ちょっとおかしな話ですので、何らかの形でその方々も、意見の集約ができる位置づけというか、そういうような場所も考えていただければありがたいのかなと思いますので、その点、よろしくお願いします。

委員長（羽成邦夫君） 村長。

村長（中島 栄君） 私の方から、ちょっと村への提案の部分があります。この中では、体育祭はやめた方がいいんじゃないかという提案が来ています。でも、区に入っていない方の方で、私らの部分も考えて体育祭をやってくれという部分のものはありません。今までの中ではね。

実際、体育祭は、村はもうやんなくてもいいんじゃないかという声があります。これは、今参加している地区の中でも、先ほど議員の方からあったのは、出たくても出られない人がいるという意見がありましたけども、かけ持ちで大変だという部分の方が、やっぱりこちらの声には聞こえてくるのは、そっちの方がちょっと多いのかな。なかなか選手を集められない。

そういうことから、次の日には、体育祭は月曜日に今、体育の日がかわっておりますので、日曜日やって、雨天の順延はなくしております。順延をなくすということは、区長会の方では、次の日に順延されても、選手がまとまって集まってくれないという一つの区の方からの上がってきている部分があるので、雨天順延というのは一応ないというふうにして了解をいただいております。

もし当日、日曜日が雨で、次の日の体育の日に順延でやりますよと言っても、選手が集まらないとなかなかできない部分がありますので、その辺は区長会からの選手をまとめる側の意見として、それは聞かないわけにはいきませんので、そういう意味で、雨のときには朝6時ちょっと過ぎに、美浦村の上空の天気予報をネットで調べるんですけども、9時過ぎの天気を見て判断はしておりますけども、次の日のところまでは、今度は天候じゃなくて、選手をそろえる、そろえられないのところにいつてしまうということがありますので、区長会の意見と体育委員の意見として、それは聞き入れてあります。

委員長（羽成邦夫君） 教育長。

教育長（門脇厚司君） 児童館のことについて、私も住民との話し合いの折に村長に出席するように言われて出席しておりました。そのときも説明をして、皆さん、安心しましたというふうに言ってくれたのは、多分、どこかにお願いするというのは、民間会社というようなことはもう決まっていなわけですね。指定管理者制度に基づいて、やるとしたら、今、宮本館長が頑張っているようないろんなことを、これとこれとこれは、ぜ

ひきちんとやってほしいというような条件は出すことはできますよね。

それは、どこに、どの段階に、どのNPO法人にお願いするかというのは、これは議会の承認事項になっていますから。そこで、この団体業者だったらだめだというような判断をしたら、その時点でお願ひしなければいいことです。そういうような説明をしたときに、お母さん方は「それで安心しました」というふうに、理解してもらって帰っていただいたのかなというふうに理解しております。ですから、そんなにサービスが今のサービスが低下するような選択は、まずあり得ないというふうに考えていただいでよろしいんじゃないかと思います。

あとは、村民体育祭については、私が発言する必要はないかもしれませんが、例えば教育的な効果ということ考えたときから、そういうような視点から考えたときに、教育長として、ゼロ歳から90歳まで社会力育てというようなことを掲げているそういう観点から申し上げますと、社会力を高めるのは、大人と子どもたちが一緒にいるんなことを頑張るといようなのが一番効果が上がるというようなことは、さまざまな調査によって明らかになっております。

そういう点から考えますと、大人たちだけでなく、子どもたちの社会力を高めるといような観点から考えると、今考えられるのは、三つの小学校の運動会を、私は小さいころ、村民大運動会というのがある、これは大変楽しみな一つでありました。そこで、三つの小学校の運動会を、地区大運動会というように形にして、大人と子どもたちが一緒に楽しむような機会にするということも一案としてありうるんじゃないかと。

今、学校の運動会に行きますと、保護者たちはかなり無理しても相当参加していますので、我が子を学校に預けている親たちは、少なくとも出席するという可能性はあるんじゃないかというふうに思っていますので、区長会あたりで、この件も、こういうようなものもありますということでご検討いただければ大変ありがたいなと思っています。

委員長（羽成邦夫君） 岡沢君。

委員（岡沢 清君） 先ほどの児童館の話で、確認というか1点聞きたいんですけども、林議員の質問と村長の答弁からすると、民営化と一言に言いますが、完全民営化と公設民営化と、あるいは半民営化みたいなことも聞きますけれども、教育長のおっしゃった指定管理者制度ということからすると、私は、完全民営化なのか公設民営化なのか、半民営化なのか判断がつかないんですが、どのような方向性で民営化というか、考えていかれるんでしょうか。

委員長（羽成邦夫君） 村長。

村長（中島 栄君） あくまでも、運営は村です。費用も何も今までと変わりません。中の人的運営だけをお願いするということです。

委員長（羽成邦夫君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（羽成邦夫君） 質疑がないようですので……、すみませんでした。
ここで、質疑の方を打ち切らせていただきます。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（羽成邦夫君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決します。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（羽成邦夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

委員長（羽成邦夫君） これから、特別会計に係る課長以外は退席となりますので、
よろしく願いいたします。

〔執行部、特別会計担当課長以外退席〕

委員長（羽成邦夫君） 議案第21号 平成24年度美浦村国民健康保険特別会計予算を議
題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（羽成邦夫君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（羽成邦夫君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（羽成邦夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

委員長（羽成邦夫君） 議案第22号 平成24年度美浦村農業集落排水事業特別会計予算
を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

山崎君。

委員（山崎幸子君） ページ数279ページ、この予備費が去年は200万だったんですけど、

24年度は400万になっています。この倍増した理由をお聞かせください。

委員長（羽成邦夫君） 上下水道課長。

上下水道課長（青野道生君） 山崎議員のご質問にお答えをいたします。今年度の予算につきましては、予算概要書で説明いたしました農業集落排水事業で、地図情報システムを構築するという事業と、それから、予算の中で前回ご指摘をいただきました管理費の予算を精査をしております。その中で、管理費の予算の部分を大分削った部分で、予備費の部分をふやしております。

全体的な対応として最初は見えていた部分なのですが、24年度につきましては、予備費の部分をふやしまして、その部分で対応するというので、前年度より予備費の部分をふやしております。

以上です。

委員長（羽成邦夫君） 山崎君。

委員（山崎幸子君） 管理費の部分で減らした部分を、この予備費の方に組み込んだということなんですけど、これは、今までと同様に200万まででは何かまずいんでしょうか。

委員長（羽成邦夫君） 上下水道課長。

上下水道課長（青野道生君） あくまでも、基本的には管理にかかわる予備費として考えておりますので、施設、相当の施設、処理場・ポンプ場・管路ということで、相当な施設を管理しております。その中で、やっぱり我々としては、ある程度安心した予算ということで考えておりますので、対応を早くするためにということで、その部分を多目に今年度は計上しております。

委員長（羽成邦夫君） 山崎君。

委員（山崎幸子君） わかりました。

委員長（羽成邦夫君） ほかにご質問のある方。

下村君。

委員（下村 宏君） ページ276ページの光熱関係で、電気使用料がありますので、そのところで1,300万の予定が組んでありますけども、東京電力の方からは、こういうものに対して当然、今から進めていく水道事業もみんなそうだと思うんですけども、東電の方からは、それに対して、幾ら上がるとかそういった通知は来ているのでしょうか、教えていただきたいと思います。

委員長（羽成邦夫君） 上下水道課長。

上下水道課長（青野道生君） 下村議員のご質問にお答えをいたします。

東京電力からは、今のところ農業集落排水関係、公共下水道関係に対しては、何らかの通知はまだ来ておりません。

通知はきていないんですが、私どもの方で東電の方に確認した結果としましては、施設全体で物を考えますと、約16%ぐらいの電気料の値上げになるということで試算をしてお

ります。

ただし、高圧設備ということで、今、処理場だけの電気ということでの16%ということで東電の方で言うておりますので、今後、低圧部分としまして中継ポンプ施設200ボルトの電気を受けているんですが、83カ所ある中継ポンプ施設については、そういう部分については今、協議中ということでご回答をいただいています。

以上です。

委員（下村 宏君） 了解です。

委員長（羽成邦夫君） ほかにご質問、ご質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（羽成邦夫君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（羽成邦夫君） 討論がないようですので、討論を終結します。採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（羽成邦夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

委員長（羽成邦夫君） 議案第23号 平成24年度美浦村公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（羽成邦夫君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（羽成邦夫君） 討論がないようですので、討論を終結します。採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（羽成邦夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

委員長（羽成邦夫君） 議案第24号 平成24年度美浦村介護保険特別会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

岡沢君。

委員（岡沢 清君） 介護保険会計の中で、支払準備基金積立金とあります。それで、この特別会計とは違う話で恐縮なんですけど、今回の議会で出されている介護保険条例改定の金額ですけども、これは厚生文教常任委員会でもお聞きしたので重複してしまって、多分、福祉介護課長にはご迷惑をおかけしますけれども、この支払準備基金の切り崩しによって介護保険料の上昇が抑えられているということでしたけれども、単にこれは単年度予算では考えられます、3年ごとの見直しなので、支払準備基金というのは、今後3年間の予想で、例えば3年後の値上げも今回と同じ水準で保てるのか、その予想があれば教えていただきたいんですが。

委員長（羽成邦夫君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですが、準備基金については、3年、今おっしゃるとおりで、3年間、介護保険については保険料はそのまま推移していくわけですけども、介護保険について一番大事なものは、高齢者の人口推移、それと高齢者の世帯の推移の3年間の見込み数というのが、算定上非常に大事な部分になってきます。その部分の上下するかしないかで、ほとんどこの取り崩し基金の額も決まってしまうんですけども、それと同時に、国の方からこの準備基金については、取り崩す分には最終的には介護保険自体がプラマイゼロという形が一番望ましいんでしょうけれども、今後の推移をやはり見ますと、高齢化が上がるであろうという前提のもとでやっておりますので、この準備基金というのが、その手当てをする、緩和する意味ですごく大事な基金の一部になってきますので、ここについては、多くなるか少なくなるかは何とも、この推移で見ますと、多分、今後はある一定、今回は5割、50%の取り崩し、この基金を使っておりますけれども。

これがどういうふうに変化するかは何とも言えませんけれども、全部使うことによってというか、今後財政の安定ができなくなると、県と国の方から、そういう基金の方が、借りる返還、還付、お金を借りて財政を運営するようになってくる可能性も出てきますので、ここについては、多くなるのかならないのかというのは、まだ何とも申し上げにくいところです。

以上です。

委員長（羽成邦夫君） 岡沢君。

委員（岡沢 清君） 確かに、厚生文教常任委員会でもお聞きした内容も含まれていて、理解不足で申しわけございませんでした。

全員協議会でも、介護保険について説明されるとお思いますので、詳しくはそちらでもお聞きしたいとお思います。ありがとうございました。

委員長（羽成邦夫君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（羽成邦夫君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（羽成邦夫君） 討論がないようですので、討論を終結します。
採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（羽成邦夫君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

委員長（羽成邦夫君） 議案第25号 平成24年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算を
議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（羽成邦夫君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（羽成邦夫君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（羽成邦夫君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

委員長（羽成邦夫君） 議案第26号 平成24年度美浦村水道事業会計予算を議題といた
します。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（羽成邦夫君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（羽成邦夫君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（羽成邦夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

委員長（羽成邦夫君） 以上で、本委員会に付託された議案の審査は、すべて終了いたしました。

これで、予算審査特別委員会を閉会いたします。

長時間にわたり、大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後 1 時 5 5 分閉会